

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Systems of Land Tenure and Resource Management on Satawal Island, Micronesia

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004430

サンゴ礁の島における土地保有と 資源利用の体系

——マイクロネシア，サタワル島の事例分析——

須 藤 健 一*

Systems of Land Tenure and Resource Management on
Satawal Island, Micronesia

Ken-ichi SUDO

Satawal island lies 1,000 km east of Yap and 500 km west of Truk. It is a raised coral island surrounded by a fringing reef that averages 50 m in width. In 1980 492 people lived on Satawal, in 86 household groups.

The important kin group and unit of land holding in Satawalese society is the matrilineal lineage or clan (*yáyinang*). As postmarital residence is uxorilocal, the residential group is the matrilocal extended family; several women (sisters), their daughters and their daughters' daughters with in-marrying husbands, unmarried sons and adopted children. Family members live in adjacent houses built on their lineage land and comprise a corporate group. This coresidential group is called *pwukos* (homestead). There are fifteen homesteads, the largest of which contains 12 households and 72 members [SUDO 1979].

Satawalese society is composed of eight matri-clans, which are strictly exogamous, ranked and have names. All clans are ranked based on the sequence of their arrival on the island. The three highest-ranking clans are thought of as the "original" clans, and are known as the "clans of chief." The other five are considered as the later immigrants and called the "clans of commoners." The eldest man of the senior line in the clans takes the status of clan chief. They control the clan lands and allocate lineage members plots of land.

The heads of the three chiefly clans have authority to organize

* 国立民族学博物館第4研究部

and initiate island or inter-island activities. They discuss and decide the important affairs of the island, such as communal fishing, ocean-going expeditions by sailing canoe, and sanctions to be imposed on a person. They have the right to call meetings and convey decisions to the islanders. They are also responsible for controlling food resources. For example, they may place a taboo on the use of taro patches, coconut palms or a particular sea areas in times of scarcity.

In this paper I attempt to clarify the nature of the relationship between social group and rights to real property; land. For this purpose it is necessary to answer the following questions. What aspects of the natural environment are categorized as real property? What kind of social unit is formed as the basis for land tenure? And how may a person or a descent group acquire, uphold and alienate several rights to land? [LUNDGAARDE 1974: 286]. Therefore I consider land tenure as the way in which people obtain, use and distribute rights to land [CROCOMBE 1968: 1].

There are primarily 3 types of land (*fanú*) use on Satawal, *pwukos* (homestead), *pwunék* (coconut land) and *pwéén* (taro patches). *pwukos* is where coral pebbles are spread over the land and several dwelling houses and cooking huts are built. *Pwunék* is cleared lands mainly planted with coconuts (*Cocos nucifera*) and breadfruit trees (*Artocarpus altilis*). *Pwéén* is inland swamps planted to taro (*Cyrtosperma chamissonis* and *Colocasia esculenta*).

The interior land holding of each matri-lineage (*pwukos*) fall roughly into 2 categories, *rapinúfanú* (original or stem lands) and *faangétófanú* (incoming or given lands). Original lands are those which always have been held with the *pwukos* or lineage. Of the 322 land holdings sampled, 151 (46%) are considered "original *pwukos* lands." The remaining 54%, incoming lands, have changed hands for a variety of reasons, many having passed from *pwukos* to *pwukos* in a sequence of three or four transactions during the past 80 years. The main occasion for these transactions is either a marriage, child birth, or adoption of an infant.

At marriage the lineage of the husband will give a plot of taro patch or coconut garden to the wife. These plots are called *faangétófanú*, (lit. "given land") and serve not only to ratify the marriage but also to provide *mwongonúmwáánireto* (foods for in-marriage man: husband) and the woman's offspring. When a child is born the husband's lineage again gives some plots of land or several breadfruit trees to their child. Those properties given by the father's lineage are considered as *mwongonúyafakúr* (food resources for the

children of a lineage's male member) and held jointly by the children, and are distinguished from the properties of their own (mother's) lineage. They may decide to give them to another lineage, to which they marry out, by themselves. Thus in the Satawalese society, the smallest unit of land holding is a sibling set of a couple.

The sibling set is obliged to occasionally contribute gifts of foods to the father's lineage when its members become sick or die, and to help for constructing the canoe and canoe house of father's lineage. The father's lineage holds potential rights to regain those properties when its male member's offsprings do not fulfil their duties forward it, or fail to care for these lands. The father's lineage has the residual right to "given lands" and its male member's children (*yafakúr*) have the right to use and dispose of them.

On the other hand "original lands" (*rapinúfanú*) of each lineage are owned by lineage members, and administered by the male head (*sómwoon*) of lineage. Therefore, all lineage members may have the right to use these lands freely. However, male members of each lineage marry out and live in their wife's lineage land (*pwukos*). In everyday life they do not directly use their lineage's original lands. Instead the in-marrying men (their sister's or daughter's husbands) may use those lands to provide food to feed their sisters and their children. Lineage male members decide whether or not in-marrying men maintain those lands properly. After all they have the right to control their lineage's original lands. The in-marrying men have only use rights to them.

Lastly the highest-ranking chief has the right to oversee the food resources of the island (*mwongonúfanú*). As mentioned above, he may regulate the use of taro patches and coconut palms in times of scarcity, especially when breadfruit is scarce, from November to March. Violators are punished by the chief. People are obliged to give the first breadfruit (*mmanimááy*) to the highest ranking chief. This custom is considered as token payment to the lineage of the first occupants on this island.

To summarize, the land tenure system on Satawal is comprised of bundles of rights and duties to real property. The extreme right to oversee the island food resources is held by the highest-ranking chief. This I denote as the right of sovereignty. I classified the rights that arise in relation to real property into 4 types, the right to own, the right to control, the right to use, and the residual right. These rights are connected with the unit of land holding and the category of lands. Each lineage owns its original lineage lands (*rapinúfanú*) and holds provisionally given land (*faangétofanú*). Lineage members are co-

owners of the original lineage lands and have the right to use and dispose of them. After they give a plot of these lands to another lineage, out of which its male members married, they still keep the residual right to confiscate them. They also have the right to control their lineage's original lands. In-marrying male members may use their wife's original lineage lands. And the rights to given lands are held by a sibling set of same father. The members of a sibling set may use and dispose of the lands given from father's lineage. This use right accompanying the right to dispose is inherited patrilineally from lineage to lineage. A lineage's original lands serve to support the elementary lineage member's food resources and given lands serve to keep the balance between a lineage population and its food resources. The fieldwork on which this paper is based was conducted from June to September, 1978 and from May, 1979 to March, 1980.

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I. 序論</p> <p>1. 問題の所在と調査方法</p> <p>1) 研究史</p> <p>2) 目的</p> <p>3) 方法</p> <p>2. 調査地の食料資源と社会組織</p> <p>1) 島勢と食料資源</p> <p>2) 母系出自集団と階層制</p> <p>II. 土地のカテゴリーと保有形態</p> <p>1. 資源利用と土地のカテゴリー</p> <p>2. 土地カテゴリーと保有形態</p> <p>III. 土地保有の現況</p> <p>1. Clan (lineage) の人口と土地保有数</p> <p>2. 土地の分割, 贈与と保有</p> <p>IV. 50年間の財の保有と移譲</p> <p style="text-align: center;">—N. clan の事例—</p> <p>1. 1931年までの財の保有と移譲</p> <p>1) 出自集団への贈与財と贈与の方法</p> <p>2) 出自集団からの贈与財と贈与の方法</p> <p>2. 1980年までの財の保有と移譲</p> <p>1) 贈与財の数量統計の傾向</p> <p>2) 財の移譲と贈与財の意味</p> <p>3) 島外出身者の財の獲得方式</p> | <p>4) 贈与財の返却とその方法</p> <p>V. 土地の移譲様式と権利</p> <p>1. 移譲の契機と条件</p> <p>1) 婚姻と財の贈与</p> <p>2) 養取と財の贈与</p> <p>3) 来島者への財の贈与</p> <p>4) 病気治療と財の贈与</p> <p>2. Clan の消滅, 異常事件における財の移譲と没収</p> <p>1) lineage の廃絶と土地の移譲</p> <p>2) 土地の返却と没収</p> <p>VI. 資源利用と共同体規制</p> <p>1. 島の資源利用と首長の役割</p> <p>1) 食料資源の枯渇期における規制</p> <p>2) 食料資源の浪費と規制</p> <p>3) 食料資源の盗用と規制</p> <p>4) 死者儀礼と食料資源利用の規制</p> <p>2. 無人島と海域の資源利用</p> <p>1) 無人島の資源利用と規制</p> <p>2) 海面利用と規制</p> <p>VII. 土地保有および資源利用の原理</p> <p>1. 土地保有の単位の重層化</p> <p>2. 土地および資源にたいする権利</p> <p>1) 生活資源にたいする首長の権利</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 2) 集団の固有財と成員の権利 | 1) 母系出自・妻方居住方式と土地の保有・贈与 |
| 3) 集団の贈与財と人びとの権利 | 2) 母系ないし男系出自・夫方居住方式と土地保有 |
- Ⅷ. 結語
- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 土地保有体系のまとめ | 3) 首長への初物献上と土地保有 |
| 1) 贈与財の性質 | 3. 自然環境への適応と集団構成原理 |
| 2) 固有財の特質 | Ⅸ. 本研究の今後の展望 |
| 3) 諸権利の継承方式 | |
| 2. ミクロネシア諸社会との比較 | |

I. 序論

本稿は、ミクロネシアの中央カロリン諸島のサンゴ礁島、サタワル (Satawal) 島における土地保有と食糧資源の利用に関する社会人類学的調査報告である¹⁾。筆者は、このなかで、土地に関する民俗概念と土地利用の方法、半世紀にわたる集団間での土地移譲の歴史、食料資源の利用と規則などの記述と分析をとおして、サタワルの人びとの土地と資源にたいする観念、およびそれに基づく土地保有の体系を明らかにしたいと考えている。

1. 問題の所在と調査方法

ミクロネシアには、大小2,400ほどの島が存在する。そのうち、人が居住する島は、1割にもみえない。そして、島の地形は、火山島、環礁島、隆起サンゴ礁島という3つのタイプに分類できる。火山島には、西からパラオ (Palau) 諸島、ヤップ (Yap) 島、マリアナ (Mariana) 諸島 (グアム島、サイパン島など)、トラック (Truk) 諸島、ポナペ (Ponape) 島、コシャエ (Kosrae) 島がふくまれる。最大の島は、面積 480 km² のグアム (Guam) 島である。隆起サンゴ礁島は、フェイス (Fais) 島、本稿の調査地サタワル島、ナマ (Nama) 島、ナウル (Nauru) 島とマーシャル諸島の数島を数えるのみである。そして、それらの火山島と隆起サンゴ礁島のほかは、いずれも環礁島である。そのような、高い島 (火山島) と低い島 (環礁島と隆起サンゴ礁島) という自然環境の異なる島々における土地保有の問題が、本格的に人類学者の研究対象とされ

1) 本稿の基礎資料は、昭和53年6月～9月および昭和54年6月～55年3月の2度にわたるサタワル島での実地調査によって収集した。それらの調査は、昭和53年度および昭和54年度文部省科学研究費補助金 (海外学術調査) の交付をうけて、「中央カロリン諸島における伝統的航海術の民族学的調査」の課題のもとに実施された。研究代表者は、国立民族学博物館の石森秀三 (第4研究部助手) で、研究分担者として、本館の秋道智彌 (第2研究部助手) と筆者が参加した。資料の収集には、英語とサタワル語を使用した。

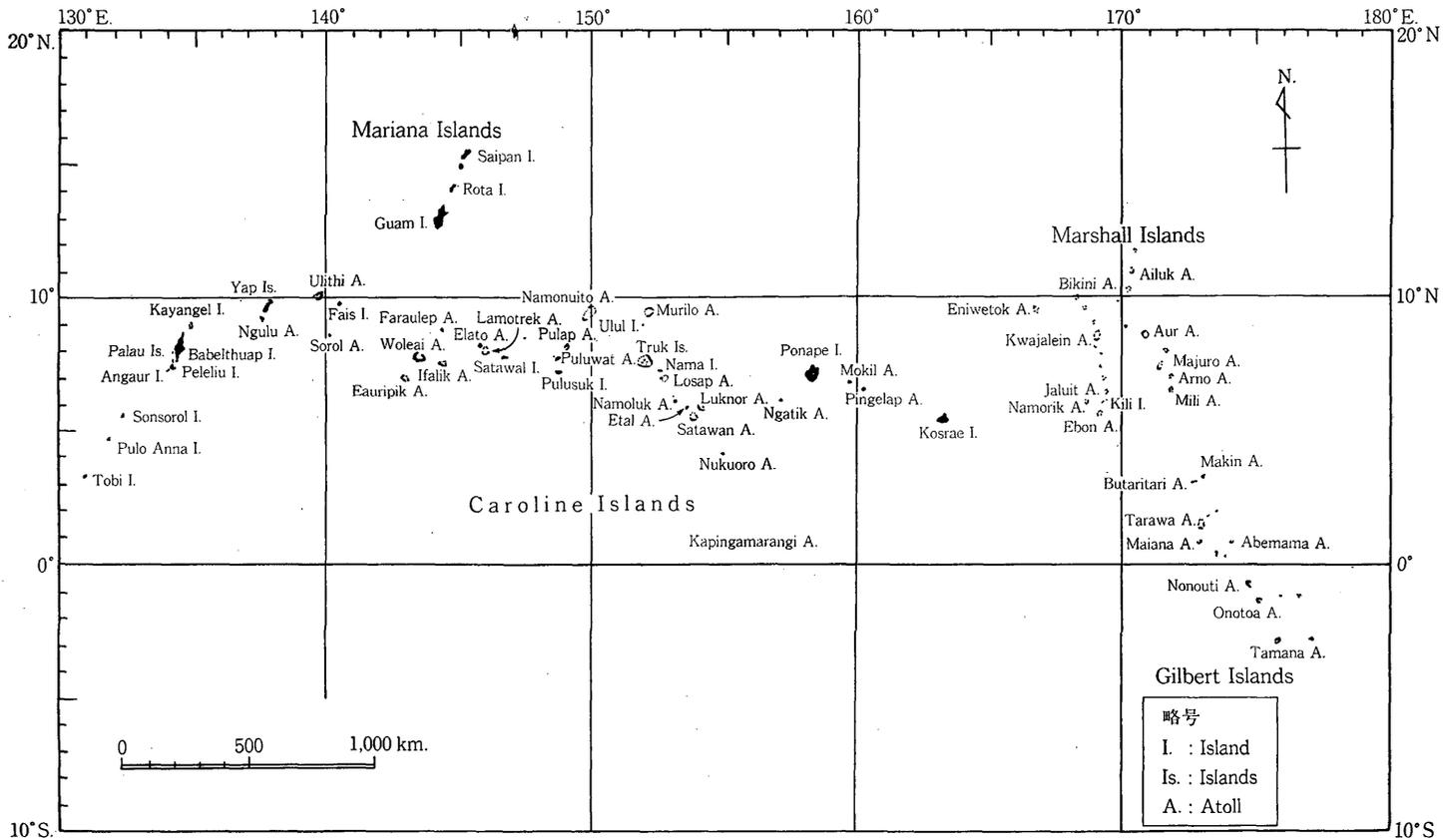


図1 ミクロネシアの地域図

ようになったのは、1940年前後からである。

1) 研究史

ミクロネシア地域における初期の土地保有ないし土地所有の調査・研究は、植民地統治および経済開発の必要性から実施された。日本が国際連盟の委任統治領としていた「南洋群島」（グアム島を除くマリアナ、カロリン、マーシャルの各諸島）の場合には、1923年から南洋庁が行政官を派遣して、サイパン (Saipan) 島を手はじめに、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペの各島々で「官有地」を中心に土地の調査を実施した²⁾。そして、1935年ころになると、行政官のほかにも、人類学や経済学などの研究者をも動員して、「民有地」の調査を徹底的におこなうことになった。

このような背景のもとに、杉浦健一は、1938年からパラオとポナペにおいて、土地制度の調査に従事し、詳細な報告書をあらわしている [杉浦 1944: 167-350]。このなかで、杉浦は、島の人びとの土地の類別方法と利用様態を把握し、それと土地所有の形態との関係を考察している。官有地と民有地とを区別し、民有地のうち、原住民有地を部落、氏族、氏族長、家族さらに個人という所有単位で分類している。そして、それらの所有単位の性格の差異を多くの具体的な事例の分析をとおして明らかにしている。

彼は、パラオの土地所有の単位としては、母系氏族 (*kebliil*) が重要な集団となっているが、実際に土地を保有する集団は、男性の氏族成員を中心とする拡大家族 (*tulngalk*) であると述べている。そして、氏族有地には、2種類あることを指摘している [杉浦 1944: 244-245]。1つは、初めから氏族で持ちつづけた土地 (*chutaum blai*) で、もう1つは、他氏族より取得したり、譲渡されたりした土地 (*chetemel ratulngalk*) である。それらの土地の相続については、前者が母系的であるのにたいし、後者が父系的傾向を示す点を強調している。後者の具体的な例として、夫方居住婚の様式をとるパラオ社会において、婚出した女性は、子どもをもったあとで夫と死別した場合、生家へもどることになる。そのとき、夫の氏族は、その女性に財宝ないし土地をあたえる。

これは、彼女が夫の家で「働いたり、子どもを生んだりしてくれた御礼兼将来彼女が自己の氏族に帰って後の生活補償という意味」であると説明している [杉浦 1944: 247]。そのような土地の相続は、母系の出自規定と夫方（父方—母方オジ方）居住

2) 南洋庁は、1927年より「臨時土地調査事業」を実施し、官有地と島民有地の境界、地目、面積を調べた。1932年までに、主要な島の調査を終了したが、土地の種類は、田、畑、椰子園、宅地、社寺地、墓地、林野、牧場など14種目に分けられた [南洋庁 1930: 394-401, 1937a: 214]。

様式を特徴とするパラオ社会において、母系だけでなく父系の line とおしても実行されることを示すものである。また、この指摘は、同時に、土地の一部が氏族(集団)間を移動するという点で興味ぶかい。

上記の傾向は、母系制の出自原理を優先するポナペ社会においても、1912年のドイツ政庁による地券発行以来³⁾、とくに顕著になってきている。元来、ポナペでは、1人の女性祖先を共有する3～4世代間の人びとが、「出自、所属、土地、財産、位階称号、特権、宗教等と同じくする」[杉浦 1944: 291]母系の出自集団(*kainak*)を構成していた。しかし、現実には、夫方居住様式が一般的であるため、1つの家屋に住み、一定の土地を使用して生活する集団は、*penainai* とよばれる3世代間の父系的な、直系家族の形態をとっていた。

これは、母系出自集団のなかに、その男性成員を中心とする父系的な小集団が形成されることを意味している。つまり、ポナペ社会には、「父系の直系長子相続」によって土地の「永続的所有権の確保」[杉浦 1944: 328-329]を目的とした、ドイツ政庁の地券発行を受容する素地が、すでにあったと解釈できる。杉浦も指摘している

3) ドイツ政庁は、ポナペ島の開発のため、島民の労働力を徴集する必要から、ポナペ社会の伝統的な土地保有制度を改革した。伝統的な土地制度は、ポナペの政治組織と関連し、5地区の第1位の位階をもつ母系氏族の族長が、それぞれの地区の土地にたいする総支配権を保有する。各地区の土地は、ナヌエ(*nanue*)とカウシャップ(*kaujap*)に類別され、前者が氏族共有地で山林原野をふくみ、後者が氏族員に分配して管理利用させる宅地、ヤシ林、畑などで、海岸線にそって存在する肥沃地である。各地区の最高位の族長(首長)であるナンマルキ(*nanmwarki*)は、その地区の上位の位階をもつ氏族(ショウペイチ: *jopeiti*)にカウシャップを割りあて、ショウペイチは、さらに、その土地を同じ氏族や同系の氏族の成員に分配する。そのため、各カウシャップは多数の単位(シャップ)に細分化され、パリエンシャップ(*paliensjap*)とよばれる。これは、1筆の土地に相当する[矢内原 1935: 231]。この1筆の土地を保有する集団は、前述した母系氏族の1分節出自集団である *kainak* である。つまり、ポナペ島においては、その当時、土地の「私有制」が認められていなかったのである。それにたいし、ドイツ政庁は、各島民占有地の境界をもうけ、その占有者に「私有財産権」を創設する地券を交付した。ドイツ政庁は、実際に土地の調査を実施せず、海岸から30mの幅をもった区域を私有地の範囲と定め、全島109のカウシャップに分け、さらに、909のパリエンシャップに細分し、各パリエンシャップごとに地券を発行した[松岡 1943: 322-333]。地券の様式は、表面に、村(ウエイ)、カウシャップ(字)、パリエンシャップ(土地)、所有者、および保証人の名前を書き、裏面には、相続、処分など土地に関する法律、ならびに、土地の所有者とナンマルキとの関係についての法律を記載するかたちをとっている。法律の条項は、十一条よりなっており、第一条は、「本証券は、永続的所有権を確保する。ただし、所有権者が流刑又は死刑の宣告を受けた場合はその効力を失う」という内容である。そして、土地の相続に関する規制は、第二条でつぎのように明記されている。「所有権者が死亡したときは、各土地は1人の相続権ある男系の親族が包括的にこれを継承する。遺言による土地の処分はこれを許さず。相続順位は、下の如し、1. 最年長の生存男子、2. 同じく男孫、3. 同じく兄弟、4. 同じく甥、もし以上の親族が欠けたる場合は、所有権者は自己の好む男子を相続人として養子縁組することを得——以下略——」[矢内原 1935: 234-235]。このような内容の地券は、各土地保有集団の成員の申告によって発行された。ドイツのポナペ島支配は、1914年に終了し、あとは、日本が統治することになった。南洋庁は、ポナペの民有地については干渉しなかった。そのため、現在では、その地券の有効性をめぐる土地係争問題が起きている[中山和芳氏からの情報]。

ように、ポナベにおいては、土地が広く、地券によって土地を分割しても、ほとんどの人が土地を所有することができた。万一、母系ないし父系をとおして土地の分けまえをもらえなかった人がいれば、「国有または、藩有の山林原野 (*nanuwel*) を開拓せしめてこれを私有地とさせることとした」[杉浦 1944: 326] のである。

パラオおよびポナベの土地保有に関する杉浦の報告は、広大な島面積のわりに人口が少ないという要因⁴⁾から、社会集団の構成(出自)原理が母系イディオロギーを優先させているにもかかわらず、土地の利用および相続の方法が、母系を貫徹せず、かなり柔軟性のある構造をもっていることを示唆している。日本がミクロネシア(グム島、ギルバート諸島とナウル島を除く)を統治していた期間(1915~1944年)の土地所有に関する調査研究は、高い島に集中していた。そして、高い島においても、われわれが利用できる調査報告は杉浦の上記の論文にかぎられる⁵⁾。低い島についてのそれは、本稿でとりあつかうサタワル島の土方久功によるもの[土方 1943]だけである。

1945(47)年から、日本の南洋群島は、アメリカ合衆国の国連信託統治領となった。それと同時に、アメリカ海軍省の企画のもとに、アメリカの多くの人類学者が参加して、ミクロネシア地域の総合調査が実施された。その成果は、C.I.M.A. レポートというシリーズ・タイトルのもとに、民族誌のかたちで公刊され、ミクロネシア諸地域の土地保有の実態が明らかになってきた⁶⁾。また、信託統治領政府でも、政策施行の必要上、1950年から6つの行政区に人類学者を派遣して土地保有についての調査をおこなった。この成果は、1958年に、J. E. de Young 編、*Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands* のタイトルで公けにされた。ここで、報告さ

4) パラオ島のバベルダップ島とコロール島の面積は、385 km²、ポナベ島のそれは、375 km² である。それらの1940年と1980年の人口は、パラオが7,000人と10,326人、ポナベが、8,500人と20,833人である。いずれの島も、ミクロネシアのサンゴ礁島の人口密度とは、比較にならないほど低い [ALIKIRE 1977: 23]。

5) 土地保有に関する記述は、矢内原 [1935]、上原 [1940]、松岡 [1943]、今西編 [1944] の各報告書のなかでもとりあげられている。また、南洋庁の『習俗慣習』においても、断片的ではあるが南洋群島全域にわたってふれられている。上記上原の報告は、南洋群島を日本の移住植民地として開発するための調査に基づいている。内容は、農業植民地としての農耕適地と人口収容力、地目別の官有地と島民有地との面積などについての詳細な記述である。

6) 日本が委任統治していた南洋群島は、1947年から国際連合の「太平洋諸島信託統治領」となり、アメリカ合衆国の内務省の管轄のもとにおかれた。行政的には、マリアナ、パラオ、ヤップ、トラック、ポナベ、マーシャルの6つの地区に分けられた。Coordinated Investigation of Micronesian Anthropology (C.I.M.A) の報告書のなかで、土地保有の問題に関して比較的詳細な記述があるものは、パラオの Barnett 報告 [BARNETT 1949]、ヤップ・ウルシー (Ulithi) の Lessa 報告 [LESSA 1950] とイファリック (Ifalik) の Burrow 報告 [Burrow and SPIRO 1953]、トラックの Goodenough 報告 [GOODENOUGH 1951]、ポナベの Fischer 報告 [FISCHER 1957]、マーシャルの Spoehr 報告 [SPOEHR 1949] をあげることができる。

れたパラオ [KANESHIRO 1958: 288-336] とボナベ [FISCHER 1958: 77-160] の土地保有に関する記述は、基本的には、杉浦の報告内容と同じ性格のものである。

それら2島と同じく火山島であるヤップ島の土地保有については、Mahoney が明らかにしている。そこでは、土地保有の単位となる集団は、基本的には、3世代間の父系 lineage 成員によって構成される。これは、*tabinaw* とよばれ、「一つの土地の人びと」の意味である。土地保有集団である *tabinaw* は、成員が居住する屋敷地にある家屋を建てる石積みの基壇 (*dayif*) によって象徴される。その *dayif* は、固有名をもち、特定の屋敷地、タロイモ田、ココヤシ林、ヤムイモ畑、草原地、礁湖内の漁場や石干見などが1つのセットとして構成される。また、*dayif* には、そのような食料資源だけでなく、社会的な位階、職能および、特権もついていると考えられている [MAHONEY 1958: 254-256]。

そして、すべての生活資源が付属する *dayif* は、父系の長男相続が優先されるが、次男以下にも、分割相続の権利がある。女性成員は、婚出時にわずかなヤムイモ畑、タロイモ田を分けてもらえるが、これは、女性が離婚などで生家へもどったときに生活するための財を意味する。しかし、*tabinaw* の保有するすべての財は、男性成員がいない場合には、女性成員ないしその配偶者によって相続されることがおこる。Mahoney は、ヤップのダリベビナウ村にある158の *dayif* の相続件数を調べた結果、74例が父系相続で、44例が母の lineage から、25例が非親族員から、それぞれ相続していたと報告している [MAHONEY 1958: 280]。この例からもわかるように、父系相続が占める割合が多いけれども、ここ100年間のあいだに人口が極端に減少したために⁷⁾、*tabinaw* を維持できない場合には、それ以外のかたちの相続がおこなわれているのである。

いずれにせよ、ヤップのあらゆる植生の土地は、1つのセットとして固有名のある *dayif* に付属している点で注目される。というのは、ヤップ社会においては、あらゆる食料資源が、各 *dayif* 単位に分割され、割り当てられており、それを獲得（相続）しない人びと（男性）は、生活できなくなるからである。そして、*dayif* を保有することによって形成される *tabinaw*（父系 lineage）は、原理的には、それ自体で、独

7) ヤップ島の人口は、1800ころには、家の基壇の数から、50,000人いたと推測されている [LABBY 1976: 2]。この数字は、過大に見積られており、28,000人から34,000人という線が妥当な人口とみなされている [LINGEMNFELTER 1975: 15]。そして、1899年のカトリック布教団の調査では、7,808人と報告されており、100年間に人口が少くとも、4分の1に減少したことになる。Schneider は、1947年～48年にかけて、ヤップの3つの村を対象に、人口の減少と親族集団の構造の変化について調査し、集団が小規模になる点を指摘している [SCHNEIDER 1974]。なお、現在のヤップ島の人口は、5,842人（1980年）である。

立した自律的集団⁸⁾を構成することになり、より上位の集団へと発展することがない。このヤップの *tabinaw* は、土地を保有する集団の性質において、前述したパラオの *kebliil* やポナペの *kainak* の土地保有集団とは、異なる集団構成をとっていることが指摘される。つまり、*kibliil* と *kainak* は、土地を現実に保有する集団としては、それぞれ、*tulngalk* と *penainai* に分節化しているのである。

つぎに、トラック諸島の土地保有についてみることにしよう。Fischer の報告によると、トラックで土地を保有する単位は、通常、3世代間の母系の出自に基づく人びとによって構成される [FISCHER 1958: 164]。この土地保有集団をさすトラック語は、*eterekes* で、その成員は、土地にたいして同等の権利をもっている。実際には、集団の最年長の男性が、成員に土地を割り当てて使用させる権限をもち、その権利は、母系的（姉妹の男性キョウダイから彼女の息子）に相続される。しかし、トラックの男性は、彼自身の子どもに土地をあたえることに強い情熱をもっており、そのために自分の出自集団からもらったり、自分で開墾したり、購入することによって、土地を獲得する傾向が見られる [FISCHER 1958: 169]。

このようにして父からえた土地は、彼の子どもたちによって保有され、母の出自集団から相続する土地とは区別される。この結果、土地を保有する母系 lineage の内部に、キョウダイ単位の分化があらたに生じることになる。Goodenough も、キョウダイ集団 (descent line) が、土地を保有する自律的集団の基盤を形成する点を指摘

8) 自律的集団は、他者を排除する規則のもとに、財産の共有、生産活動、政治行動や儀礼祭祀の共同などの機能をもつ実体をさす。これは、社会人類学で、lineage (出自集団) の基本的機能を説明するさいにもちいられる corporate group の訳語である。自律的集団の訳語は、corporate group の語意をあらわしていない欠点がある。それにもかかわらず、筆者が使用したのは、集団の内容および機能を指示できるからである。この用語の邦訳には、団体 [村武 1973: 31]、共体的集団 [長島 1974: 56] などがある。団体という訳語は、上記の機能だけでなく、特定の目的で構成される政治集団や旅行集団を指示することと混同するおそれがある。また、共体的集団の訳語は、「財産共有体」という意味で、集団の内容を的確に表現しているが、反面、個体の集合体とも解釈される。それらの問題点を考慮して、本稿では、自律的集団の訳語を採用する。なお、自律的集団という場合、上記のうち、財産の共有を基本的機能とするが、それ以外の諸機能をもつ集団にたいしても、この用語を適用することが可能であると考えている。石川は、共同体論の視角から、clan や lineage などの単系出自集団の基本的性格が生産手段つまり土地の共有によって形成されている点を強調する。そして、土地所有集団としての出自集団を「共同体」と規定することを提唱している [石川 1970: 123, 1977: 48]。筆者は、共同体という用語を、土地が個々の出自集団によって所有されるけれども、その集団が所有する土地にたいして、管轄ないし統制をする権限をもつ実体 (複数の集団の地域的まとまり：ムラ、島など) に適用したいと考えている。なお、筆者のいう共同体を、石川は、「地域共同体」、また、土地所有の機能を失ない、宗教的な共同性だけを残すような出自集団を、「宗教共同体」とよぶことを提案している [石川 1977: 48]。

している [GOODENOUGH 1951: 34-46]⁹⁾。つまり、Fischer が調査した当時、すでに、土地保有集団が小単位へと分節化する動きが顕著にみられたのである。これをひきおこした要因として、Fischer は、ドイツ、日本の統治の影響で、貨幣経済が浸透したことによって男性の経済的役割が重要になり、財産相続において男系の line が強調されたことをあげている [FISCHER 1958: 211]。そして、彼は、男性の重要性および男系 line の強調という傾向が、伝統的居住様式であった妻方居住から、両方居住ないし夫（父方）居住への変化を余儀なくさせたと主張する¹⁰⁾。したがって、出自原理と土地保有の関係は、居住様式によって大きく左右されるのである。

以上で、1950年までにミクロネシアの高い島を対象に実施された調査報告に基づいて、出自と土地保有および利用との関係を考察してきた。ここで指摘できることは、パラオ、ポナペ、トラックの各火山島においては、母系の出自集団（clan ないし lineage）が基本的には、土地を保有する自律的集団として機能している反面、現実には、その集団内部に集団の男性成員を軸にする父系的な小集団が形成される傾向がうかがえることである。この傾向は、とくに、トラック社会において特徴的である。つまり、それらの3社会では、母系出自を集団構成の原理としているものの、居住様式が父方—母方オジ方居住や夫方居住の方式をとるために、土地にたいする権利の取得および相続において、柔軟な方法がみられるという点である。

他方、ヤップ社会では、石積みの家の基壇が財を保有する象徴とされ、それを所有する3世代間の父系 lineage（拡大家族）が、自律的集団の単位となっている。しか

9) Goodenough は、トラック社会の母系出自集団を、(1)共通名、(2)共通の祖先、(3)同一政治区への共住、(4)規模の大きい自律的集団への帰属、(5)(4)にふくまれる小さい自律的集団への帰属、という5つの規準に基づいて分類している。そして、sib, subsib, ramage, lineage と descent line という用語をそれぞれに適用している。このなかで、土地保有の単位となるのは、lineage で、トラック語で *jetereges* ないし *co* とよばれる集団である。また、descent line は、lineage の下位概念で、トラック語の *tetten*（「系統」、「地位」、「束」が原意）のカテゴリーで指示される「1人の母からの子どもたち」をあらわす。そして、母を共有することもたちは、長男 (*mwáániici*) を統率者として、lineage の内部で財産を共有する単位を構成する。この単位 (sibling set) は、ある財産を獲得すれば、lineage へと発達する可能性があるので、「潜在的 lineage」とみなしている [GOODENOUGH 1951: 65-91]。なお、彼は、カロリン諸島にひろく分布する。母系出自をさすことば、*yejinag* を sib の用語で説明している。つまり、*yejinag* は、共通の出自集団名を共有する人びとより構成される集団をさすのである [GOODENOUGH 1951: 80-84]。その機能は、外婚規制と異なる島々に住む同じ sib 成員の援助などである。

10) Fischer と Goodenough は、同じ時期に、トラック諸島のロモナム (Romonum) 島を調査し、居住様式の資料の解釈で見解を異にしている。Fischer は、62の居住例のうち、母方居住が58パーセント、父方居住が32パーセントと報告している。それにたいし、Goodenough は、65例のうち、母方居住が71パーセント、父方居住1.5パーセント、そして、オジ方居住が15パーセントと述べている。この差異は、両者のあいだで、オジ方居住方式の位置づけによる [GOODENOUGH 1956]。また、トラック社会では、夫婦は、異なる島ないし離れた村の出身者どうしの場合、数年間隔で、夫の lineage と妻のそれとに居住を変える習慣がある。

し、その基壇 (lineage の所有する財) の相続は、父系の出自を優先するが、その原理で貫徹できない場合には、女性を介しておこなうことも可能である。

以上でみてきたようにミクロネシアの火山島においては、土地面積にたいして人口圧が低いという条件のもとでの出自原理は、土地保有を絶対的に規制する制度となっていないことがうかがえる。つまり、パラオ、トラックとボナペにおいては、母系単系の出自集団に男性の子どもたち、逆に、ヤップにおいては、父系単系のそれに女性の子どもたちをふくむかたちで、土地保有集団が構成されているのである。それにたいし、従来の報告をみるかぎりでは、ギルバート諸島と一部のカロリン諸島¹¹⁾を除く、多くのミクロネシアの低い島では、排他的な母系の出自原理に基づいて、土地を保有する自律的な集団を構成している。そして、サンゴ礁島という限定された資源環境のもとでの人口圧と土地保有の問題は、出自原理に背反しない措置によって解決されている。

サンゴ礁の島における土地保有に関する具体的な調査報告が公けにされたのは、Tobin のマーシャル諸島の報告 [TOBIN 1958: 1-76] 以外は、いずれも、1970年以降のことである。個々の報告書で提示されている問題の検討は、サタワル島の土地保有の体系を考察したあとで、サタワル島の事例と比較するために、第Ⅷ章においておこなう予定である。これまでで、ミクロネシア地域の土地保有に関する研究史の概略についてふれてきた。つぎに、本稿の目的について述べることにする。

2) 目 的

サタワル社会では、土地 (*fanú*) は、食料 (*mwongo*) の源泉とみなされている。そして、*mwongo* は、人間の背骨 (*ru'uniyáramas*) にたとえられている。この *mwongo* ということばは、「食べる」ことをあらわすと同時に、「食べもの」、「食べもののみなもと」、つまり「土地」をもさす。サタワルの人びとが、生活の根幹をなしていると認識している土地 (*mwongo*) にたいする彼らのかかわりかたを把握するためには、まず、土地の利用および保有の形態を明らかにする必要がある。

オセアニアのサンゴ礁島で展開される人びとの生活と資源利用との関連については、1950年代から多くの人類学者によって調査研究がすすめられてきた。そこで、筆者は、本稿の目的の1つが、サタワル社会の土地保有の体系を、自然環境への適応様

11) ギルバート諸島の出自規定は、北部のマキン (Makin) 島では、*ambilineal* の傾向が強く、中・南部では、父系的である [LAMBERT 1966, 1971; LUNDSGAARDE 1974a; MAUDE 1963]。カロリン諸島では、モキール (Mokil) 島とポリネシア人の移住したヌクオロ (Nukuoro) 島およびカピンガマランギ (Kapingamarangi) 島では、父系出自を優先して、親族集団が構成されている [WECKLER 1953; CARROLL 1970; EMORY 1965; LIEBER 1974]。

式としてとらえる立場、つまりマクロな視点からのアプローチによって把握することにあると考えている。したがって、ここでは、その立場を代表する Sahlins と Goodenough の資源利用（土地保有）と社会集団（出自集団）との関連性についての仮説をとりあげて、サタワル社会における土地保有の性格と原理とを説明するいとぐちとしたい。

Sahlins は、ポリネシアの人びとの自然環境への適応（資源利用）と社会・政治組織との関連についての類型化を試みたさいに、火山島とサンゴ礁島とのあいだにきわだった差異のあることを見いだした [SAHLINS 1967: 291-300]。火山島においては、ramage 型の出自集団が形成され、それは、分散した資源の集約的開発と余剰生産物の集積と再分配に役立つ。それにたいし、環礁島の社会では、truncated descent line（切頭出自系統）型の親族集団しか形成されず、この小規模な集団は、制約された耕地、余剰生産物の稀少性そして長期の食料欠乏という環境に適応すると述べている [SAHLINS 1967: 291-293]。切頭出自系統型の親族集団の性格は、地縁化した2～3世代間の出自集団で、系譜の深度に基づく内的な序列が存在せず、集団の統率者は、成員の個人的指導力によって決定される [SAHLINS 1967: 292]。つまり、この集団は、単系出自集団への帰属方式に特徴的な、排他的成員権の獲得によって形成されるのではなく、その成員は、複数の集団へ所属する権利を保有することによってなりたつのである¹²⁾。

他方で、Goodenough は、マラヨ=ポリネシア諸社会で普遍的にみられる特徴として、親族集団に土地所有権があり、集団人口の規模と土地分配で問題が生じたときには、土地保有集団の構造を非単系にすることによって解決される側面をあげている [GOODENOUGH 1955: 75]。そして、土地が豊富にある（メラネシアの）島々では、

12) Sahlins のいう ramage 型の社会は、出自規定がかならずしも単系に限定されず、居住の選択などによって複数の集団への帰属が許され、成員間に系譜上の年長性の原理によって地位の差が存在する。つまり、集団の内部構造が階層制によってランクづけられる出自集団である。この構造原理は、環境と資源が土地ごとに異なり、食料資源が分散化している島社会での、資源の獲得、集積、分配の手段として役立つ。つまり、地縁化した集団は、その地域の食料資源だけに依存して、自給自足的生活をいとめない場合に、ramage の分枝的構成原理によって、序列の高い集団が、拡散している下位集団から食料を徴集して、再分配する政治・経済機構である。具体的には、ハワイ (Hawaii)、トンガ (Tonga)、タヒチ (Tahiti)、イースター (Easter) 島などがこのタイプに属す。

それにたいし、切頭出自系統型の社会は、環境が均一的で、個々の集団があらゆる種類の資源を少しずつ入手できるようなところで形成される。つまり、地縁化した集団は、経済的には自給度が高く、地域ごとに偏在化する資源を獲得するルートをつくるために、出自の紐帯を遠隔の集団にまで拡張させる必要がないのである。このタイプの社会は、サモア (Samoa)、ウベア (Uvea) やフツナ (Futuna) の島々にみいだされる [SAHLINS 1958]。このような社会の集団構成の原理が、無定形の非単系出自であり、その出自体系が、親族集団間の人口の不均衡な増加に適応することを、Ember は、サモアにおいて検証している [EMBER 1962]。

単処婚による単系的組織が発達する。この Goodenough の視点は、前述した Sahlins の見解と基本的に同じものである。

Goodenough は、土地保有集団への帰属の要因として、居住様式に注目する。彼は、上記の仮説に該当しないミクロネシアのカロリン諸島のうち、単処居住と単系出自の原理で土地保有集団が形成されるトラックの例をとりあげ、つぎのように説明している。トラックにおいては、土地の再分配のために、出自と居住の方式とは別の装置をつくりだしている。それは、1つには、土地所有集団の成員権と土地使用の権利との分離であり、2つめは、養取である。前者は、かつて、親の居住が土地所有集団の成員権獲得の規準であったが、現在は、土地所有集団外に用益権を伝達するいくつかの規準の1つでしかなくなったことをさしている¹³⁾。そして、後者は、土地を多く所有している集団が土地の少ない親族を養子にする方法である [GOODENOUGH 1951: 80]。

第Ⅱ章以下でとりあげるサタワル島は、Sahlins の仮説にしたがえば、切頭出自系統型の社会に属し、Goodenough のそれでは、サンゴ礁島と火山島とのちがいはあるものの、トラックの例に近いことが予想される。したがって、両者の仮説の有効性を、サタワル社会の土地保有の体系において検証することが、本稿の目的の1つを構成する。

Sahlins と Goodenough の仮説からもうかがえるように、オセアニア諸社会は、土地を保有する基本単位が、親族集団にある点では共通している。しかし、その集団の構成原理に関しては、多様性をきわめる。Lundsgaarde は、そのことを考慮して、オセアニアの個別社会の土地保有の記述にさいして、つぎの2点に留意しなければならないと述べている。

- 1) 出自規定は、共通の祖先からの土地にたいする権利を獲得する手段として、人びとを類別し、カテゴリ化するのにどのように役だっているか、また、

13) Goodenough は、太平洋地域にみられる双系的出自形態をオーストロネシア系言語をもつ諸社会の祖型的体系とみなしている。そして、祖型的体系は、集団の構成原理としては、双系出自に基づくが、集団成員の土地にたいする権利の獲得方法としては、婚後の居住規則を重要な規準としている。つまり、居住の選択が集団構成の基本であるという見かたである。その視点からいえることは、土地利用と結びつく親族(出自)集団の成員権の獲得手段、つまり出自と居住規則が、きわめて融通にとみ、適応的になる傾向が強くなるはずである。しかし、トラック諸島のロモヌム島のように、面積 0.22 km²、人口 230人という社会では、母系の出身規定と母方居住規則とによって出自集団が形成されている。ロモヌム社会では、集団の土地利用および人口の不均衡を調整するために、選系出自、選択居住の方法をとらないで、集団間(父と彼の子どもの集団)で、土地を使用する権利(使用権)を移譲する方法をとっている。これが、Goodenough の指摘する「用益権」である。彼は、用益権を父の集団から贈与された土地の土譲を一時的に保有する権利と規定している [GOODENOUGH 1951: 127]。つまり、土地そのものにたいする権利ではなく、その土地を耕やしたり、樹木を植えたりする権利である。

2) 共通の出自カテゴリーに属す人びとであっても、不均等な諸権利の配分がみられる場合には、どのような規制がはたらいているか、

という2点を明確にすることの必要性である [LUNDGAARDE 1974: 272]。

これは、出自規定が、土地を保有する集団を組織する方法として、また、人びとが土地の使用、占有、所有、管理および処分などの諸権利を取得する規準として有効であるか否かを明らかにすることをさしている。Lundsgaarde のこの指摘は、オセアニア諸社会の土地保有の体系を比較するうえで不可欠な記述方法である。サタワル社会の親族集団は、母系の出自規定に基づいて構成されている。しかし、母系の出自規定は、土地にたいする諸権利を獲得するいくつかの規準のうちの1つでしかない。

筆者は、サタワル社会における土地保有の原理を把握するには、出自規定だけでなく、居住様式および土地の移譲（相続・継承）方式をも視野にいれる必要があると考えている。それで、本稿でもちいる土地保有の概念を、「人びとが土地にたいする諸権利を取得し、使用し、そして分配する方法」[CROCOMBE 1968: 1] と規定しておく。いいかえれば、土地保有は、土地に関する人びとおよび集団間の関係性であるということもできる。

土地保有を土地と人びと（集団）とのかかわりあいと規定することは、いいかえれば、土地を媒介としてなりたつ人びと（集団）の権利と義務の複合的關係を意味する¹⁴⁾。たとえば、土地の所有者とその土地を直接使用して作物を植えたり、収穫したりする人とのあいだに生起する権利と義務の關係である。本稿では、サタワル社会の土地保有の原理を、うえで述べたように、人びと（集団）が土地に関して保有する権利と義務の束によって成立する体系として把握する。したがって、本稿の第2の目的は、それらの束を、出自規定、居住様式、相続・継承の方式と関連させて分析し、サタワル社会の土地保有の原理を抽出することである。

そのような方法と目的で、サタワル社会の土地保有体系の特質を明らかにするためには、少なくともつぎの3点を把握する必要がある。サタワル社会では、

- 1) 自然環境のどの側面が財産としてカテゴライズされているか、
- 2) それら個々のカテゴリーとどのような保有の権利・義務が対応しているか、そして
- 3) そのような権利・義務は、どんな方法で取得され、維持され、消滅するか、

14) Lundsgaarde は、土地保有を、「土地に関する互酬的な権利と義務の複合体系」と規定している [LUNDGAARDE 1974: 266-267]。これは、土地を受贈ないし相続した人びと（集団）が、土地を贈与ないし相続させた人びとに、何かをお返しすることが義務づけられる互酬性を意味している。

ということである。2)でいう財(産)の内容は、ここでは、主として、島の生活にとって主食となる重要な食料資源をさすことにする。

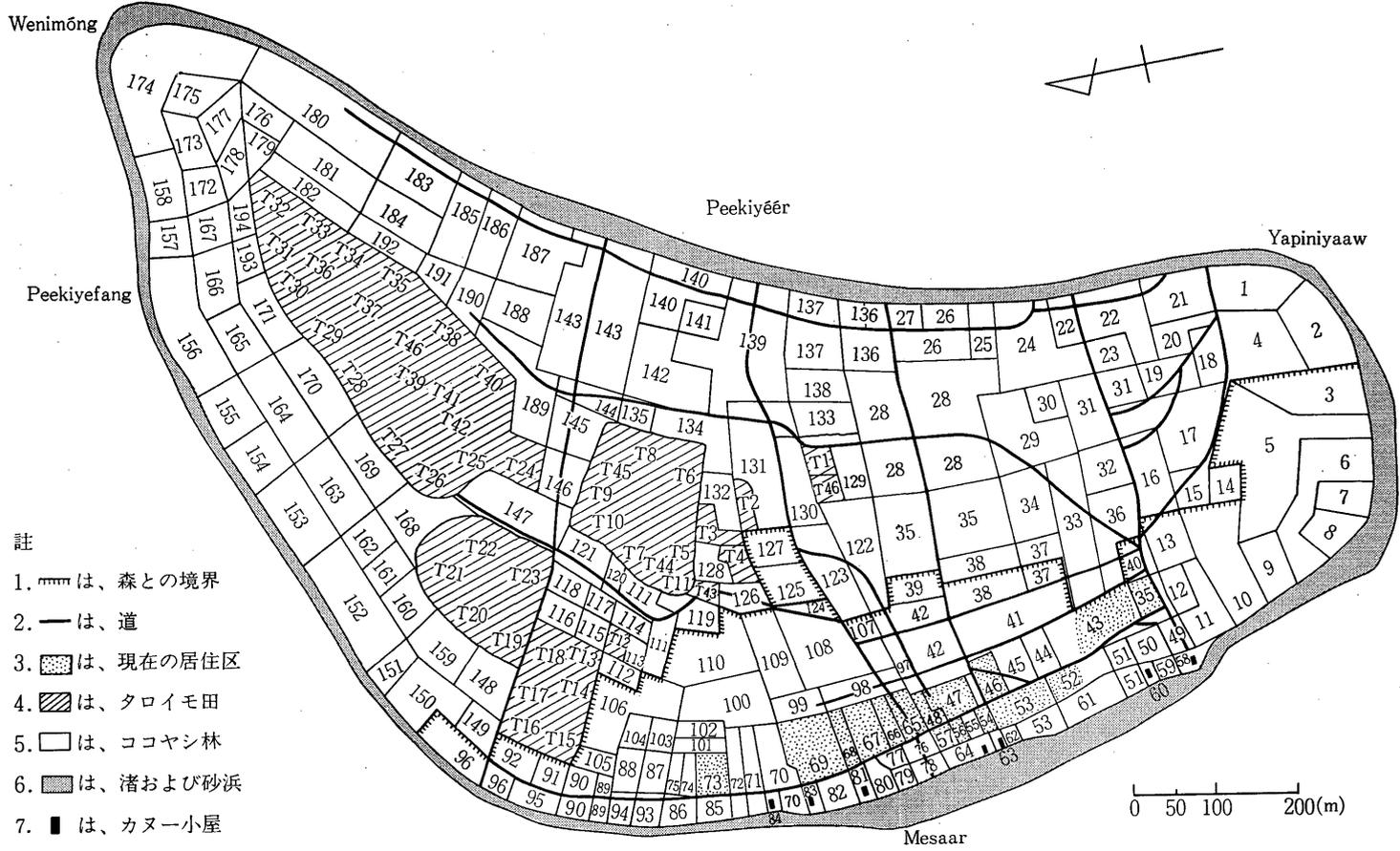
本稿では、うえの3点にそって論述し、第Ⅱ章で土地のカテゴリーと保有形態との関係を取りあげる。第Ⅳ章では、ある土地保有集団が、約50年間に、獲得、保持ないし処分した土地および財産の数量とそれらの性格を、具体的事例に基づいて検討する。そして、第Ⅴ章では、Ⅳ章でとりあげられない土地保有および資源利用の実例をとりあつかう。Ⅳ章とⅤ章でおこなう記述には、集団名、土地名、個人名などすべて実名をもちいる。本稿で、実名による具体的事例を資料として提示する方法をとったのは、まず、記述される内容が、サタワル島の1980年の「記録」として、将来に役立つことをねらっているからである。

ミクロネシアの島々において、土地についての知識を、秘密事項で部外者に伝授してはいけないものとみなしている社会が数多くある。とくに、中央カロリン諸島のすべての社会では、土地の移譲の歴史、相続、継承の系譜関係などは、集団ごとに伝承される専門知識となっている。そのような要因もくわわり、従来のミクロネシアの土地保有に関する調査・研究は、共時的視点から実施されたものがほとんどである。その成果も具体的な資料の提示がなされず、観念的説明や抽象的表現のかたちをとるものが多い。したがって、筆者は、調査で収集した基礎資料を、まず、記述的方法によって提示することが必要であると考えている。その方法によって公けにされた事柄と内容は、ほかの研究者の再分析にたえ、かつ将来、再調査を試みる研究者に貢献する性質のものでなければならない。つまり、筆者は、性急な抽象化やモデル化を希求するよりも、「正確」なデータを提出することの方に高い価値と意義とをおいている。それらの点から、本稿の第3の目的は、サタワル社会における土地保有の体系的な事例の詳細な記述によって示すことにある。

3) 方 法

サタワル社会の土地保有に関する資料の収集は、最初、島の地図づくりから始めた¹⁵⁾。地図ができあがった段階で、地名を地図上におとしてゆき、主要な個所(居住区と道路の付近)は、実測をおこなった(図2、表2参照)。しかし、194個所の固

15) ヤップ州の土地管理事務所では、サタワル島の実測図を、1980年以前に作製していなかった。そのために、利用可能な地図は、日本の海上保安庁水路部が、1925年の実測に基づいて作製した海図とアメリカ商務省海洋大気庁海洋測量局発行の海図であった。それらは、いずれも大縮尺の地図であるため、使用できなかった。筆者が作製した地図(図2)は、クロノメーターと巻尺による測量に基づいている。実測には、筆者のほか、共同調査者である石森秀三、秋道智彌の両氏が参加した。



- 註
1. は、森との境界
 2. は、道
 3. は、現在の居住区
 4. は、タロイモ田
 5. は、ココヤシ林
 6. は、渚および砂浜
 7. は、カヌー小屋

図2 サタルの土地区分

有名をもつ土地および46個所のタロイモ田のすべてについては、計測を実施していない。それから、すべての土地保有集団各々の土地およびタロイモ田の現在の保有状況を把握した。そして、それらの集団間で保有する土地に移譲がみられるものは、個々の土地保有集団の系譜図を作成しながら移譲の経路を明確にしていた。つまり、サタワルの人びとが、秘密にし、口頭伝承として継承してきた知識を文字化、図式化する作業をつづけた。

筆者は、そのような情報を、主に各集団の長老から聴き書きによって収集した。その結果、土地の保有関係に重複がみられる例もあった。けれども、ある集団でえた情報を、ほかの集団の成員によって確認するという行為は、サタワル社会においては、厳しく禁じられたので、筆者の判断によって決定した場合もある。ただし、本稿でとりあつかう事例の内容については、筆者が不明確な部分を再三にわたって長老から情報をうることによって確かめてある。

2. 調査地の食料資源と社会組織

1) 島勢と食料資源

サタワル島は、北緯7度21分、東経147度2分に位置する隆起サンゴ礁の島である。平均海拔4mという平坦な形状をしており、島の周囲には、幅50mほどの裾礁がとりまいている。干潮時には、裾礁内の礁原が海面に姿をあらわす。島の面積は、約1km²で、人口は、492人(1980年1月現在)である(表1)。島の土地は、地味に乏しく、植性も比較的単純で、植物の種類は、百数十種をかぞえるにすぎない[FOSBERG 1969]。主要な栽培植物は、タロイモ(*Colocasia esculenta*, *Cyrtosperma chamissonis*)、パンノキ(*Artocarpus altilis*)、ココヤシ(*Cocos nucifera*)である。タロイモとココヤシは、年間をとおして、収穫可能であるが、パンノキの実の結実、成熟は、季節的(4

表1 サタワル島の人口の推移

年	男(人)	女(人)	計(人)	備 考
1890	?	?	200	[DAMM und SARFERT 1935]
1909	104	84	188	[DAMM und SARFERT 1935]
1931	135	145	280	[土方 1943]
1935	124	143	267	[南洋庁 1937b]
1958	?	?	285	[T. T. P. I. 1960]
1962	?	?	326	[ALKIRE 1965]
1971	204	160	364	[T. T. P. I. 1971]
1980	255	237	492	筆者の調査

表2-1 サタワル島の土地名と保有出自集団

	土地名	元来の保有 clan· lineage	現在の保有 lineage		土地名	元来の保有 clan· lineage	現在の保有 lineage
1.	Nenúyennáy	SW	NE-P	30.	Neyamman	PI	PI, NE-P
2.	Mesenúkúnpakúnúmáy	MA	MA	31.	Nemaat	YA-N	NO-N, NE-R
3.	Núkúúróng	SW	SS-A, MA	32.	Neweriyón	NE-R	NE-N, NE-P
4.	Pakúnúmáy	YA-W	YA-W	33.	Nekiyóngórhik	NE-R	NE-R
5.	Yápeneyów	NE-P	SS-A, NE-R, NE-P	34.	Nemwóttong	NE-P, NE-N	NE-N
6.	Nerheenow	SS-Y	SS-Y, MA, NO-N	35.	Ráápiirakirh※ (2個所あり)	NE-R, YA-A	NE-R, YA-A, NO-K
7.	Núkúnippiy	NE-R	NE-R	36.	Kkuwow	NE-P, YA-A	NE-P, YA-A
8.	Rhápinippiy	NE-R	SS-A	37.	Neyárepwann	KA-W	NO-F, KA-W
9.	Fáyiirén	Wu	MA, NO-F	38.	Nepokuw	MA	NE-R
10.	Fayúnfáánung	NE-R	NE-R, NO-K, YA-A, YA-N	39.	Nekao	SS-A	SS-A, MA
11.	Fáycchen	NE	NO-F	40.	Nemááyón	NO-N	NE-P, NO-K
12.	Ráánemwaay	NE-R	NE-R, NO-K	41.	Neemwóno	YA-A	YA-A
13.	Yimwánipáy	NE-R	NE-R	42.	Neepii	SS-Y, SS-A	SS-Y, SS-A
14.	Núkúnkúmwúrh	NE-R	NE-R	43.	Yápééw※	SS-A, NE-P	SS-A, NE-N
15.	Mwusonikkérh	YA-N	YA-N	44.	Yápinipáy	MA	MA, YA-N
16.	Yenánferák	MA	NE-R	45.	Fáánimááy	FA	MA
17.	Matainatik	MA	MA	46.	Máyikkit	FA	MA
18.	Mwórhongánikún	NE-P	SS-A	47.	Yátiitrong※	SS-Y	SS-Y
19.	Ferháfirák	SS-A	SS-A, SS-Y, NO-N	48.	Yáánatiw※	YA-A	YA-A
20.	Wenippan	NE-R	NE-R	49.	Wenifayimwó	NE-R	YA-A
21.	Fááytaay	YA-N	SS-Y	50.	Reewow	NE-R	NO-F
22.	Rhápiitaay	YA-A	NE-R	51.	Pwuroorhik	NE-P	NE-P
23.	Nemwéy	MA	MA	52.	Yápinyimwenikát※	NE-P	NE-P
24.	Weytówur	NE-P	NE-R, YA-N	53.	Weyow※	MA, YA-A	MA
25.	Fankeengiy	SS-A	NE-R	54.	Fáániwirh	FA	MA
26.	Mesenúk	SS-A, MA	SS-A, YA-N, MA	55.	Neepiytiw◎	YA-A	YA-A
27.	Fótomwor	NE-P	SW	56.	Yimwaffé (Neyáár)※	YA, NE-P	NE-P
28.	Neweta	Wu, NE-P	NE-N, KA-A, NO-K, NE-R	57.	Kaningeirek※	NO-K, YA-A	NO-K
29.	Neeké	MA, YA-A	MA, YA-A	58.	Sikafina◎	NE-P	NE-P, NE-R
				59.	Ningiiccha	NO-F	NO-F

	土地名	元来の保有 clan· lineage	現在の保有 lineage		土地名	元来の保有 clan· lineage	現在の保有 lineage
60.	Yasúkúwow◎	SS-A	SS-A	96.	Sópwoniyán	KA-A	NO-F
61.	Neyimwenikát	NE-P, YA-A	NE-P	97.	Menáyisewa	NO-N	YA-W, SS-Y
62.	Ropiy	YA-A	YA-A	98.	Yómómenaw	YA-N	YA-N, KA-A
63.	Neepwiitik◎	YA-A	YA-A	99.	Pwáremenaw	KA-A	KA-A, NO-F
64.	Tesweyisow◎	YA-A	YA-A	100.	Nefániyap	NO-N	NO-N
65.	Neyán※	YA-N	YA-N	101.	Wuraaw	PI, KA-W	PI, KA-A, KA-W
66.	Fáániyór※	SW	SW	102.	Neepw	PI	PI
67.	Yósukunap※	KA-A, SW	KA-A	103.	Nemwáring	KA-W, NO-N	KA-W
68.	Nesátikúw※	PI	PI	104.	Wuwówu	KA-W	KA-W
69.	Fááynen※	NO-K	NO-F, NO-K	105.	Fááneré	KA-A	KA-A
70.	Nemenak	NO-N	NO-N, NO-F	106.	Nénifaana	NO-N, PI	YA-A, NO-K, PI, KA-A, SW, YA-A
71.	Yawiiy	NO-N	NO-N	107.	Neekopw	Wu, YA-N	NO-N, YA-N
72.	Nepáti	SW	SW	108.	Noottá	YA-N	NE-P, NE-R, MA
73.	Wenikeyiyá※	YA-W, YA-N	KA-W, YA-W, YA-N	109.	Necyóroma	So, YA-W	YA-W, NE-R, NO-F
74.	Neefay	KA-A	KA-A	110.	Ráákmaáfáng	YA-N	YA-N
75.	Nesóórónú	KA-A	NO-F	111.	Yátiyán	NO-N, YA-N	NE-N, SS-A, NO-F, PI, YA-N, MA
76.	Noosomwar※	NO-K	YA-A	112.	Neyitánneew	YA-N, KA-A	KA-A, YA-N
77.	Newirh	SW	SW	113.	Pwénnááfáng	KA-A	KA-A, NO-K
78.	Neróng	YA-N	SW	114.	Yápinipwén	NO-K, KA-A	MA
79.	Yánengánipik	PI	PI	115.	Fetáynenwur	KA-A	KA-A
80.	Nemwáir	NO-N	SW	116.	Weyinómw	KA-A	KA-A
81.	Ropotiw◎	PI	PI	117.	Fetáánápwán	NO-F	NO-F
82.	Fánemwék	NO-K	NO-K	118.	Fetánnuwáánen	PI	PI, YA-A,
83.	Weneyité◎	NO-F	NO-F	119.	Raanimar	YA-W	NO-F, KA-A, NE-R, PI
84.	Káningaták◎	YA-W	YA-W				
85.	Yimwániwó	YA-W	YA-W				
86.	Fáánanú	YA-N	YA-N				
87.	Nenáát	YA-W	KA-A, YA-W				
88.	Pekinong	KA-W	KA-W, KA-A, NO-F				
89.	Kucchupey	KA-W	KA-W				
90.	Suuren	KA-W	KA-W				
91.	Fánákun	KA-A	KA-A				
92.	Pwénúynimmong	KA-A	NO-F				
93.	Neemáánong	KA-A	KA-A				
94.	Wennúúkúrhan	KA-W	KA-W				
95.	Yappwinis	Wu	NO-F				

	土地名	元来の保有 clan- lineage	現在の保有 lineage		土地名	元来の保有 clan- lineage	現在の保有 lineage
120.	Fáánkinifé	NO-K	NO-K	145.	Weniyán	YA-N	YA-N
121.	Mengikóón	SW	SW, NO-F	146.	Rongérhuw	SS-A, Wu	NO-K, YA-N, PI
122.	Fááynúúwón	NO-K	NO-N, MA	147.	Wenipépe	PI, KA-W	PI, SW, NO-F, KA-W, NE-R
123.	Ppáyrhan	NO-F	NO-F	148.	Soonifay	KA-A, SW	SW, SS-Y, NO-F, YA-N, YA-A, NE-P
124.	Nemáát	KA-A	KA-A, YA-W	149.	Newuunó	KA-A	NO-F
125.	Newanetupw	YA-N	YA-N	150.	Nemóóyitip	SW	SW, NO-F, KA-A
126.	Nengéneer	NO-K	NO-K, KA-A, YA-N	151.	Núkúnkéyun	SW	SW, NE-R
127.	Neemweyáng	NO-F	NO-F, SW, NO-K	152.	Yeengiy	PI	PI, NO-K, NE-R
128.	Pwénúyeeew	Wu, NO-N, YA-N	MA, SS-Y, YA-N, NO-F	153.	Wenutt	SW	SW
129.	Máycchinong	YA-A	YA-A	154.	Yápinifay	KA-A	KA-A
130.	Wenimerhór	NE-R	SS-Y	155.	Neepwa	KA-A	KA-A
131.	Yápiirhan	NO-K, Wu	NO-K, MA	156.	Tewánipar	KA-A, MA	YA-A, KA-A, MA
132.	Fááyrhúún	SW, YA-A	SW, YA-A, NE-R	157.	Yángeinúk	KA-A	KA-A
133.	Sawiiroth	SS-Y	SS-Y, KA-A, YA-A	158.	Sópweeton	KA-A	KA-A, SW
134.	Wááníyór	KA-A, YA-A	YA-A	159.	Yápita	KA-A	NO-F, MA
135.	Pisiriýánworhow	NO-N	SW	160.	Nemóóyrakirh	PI	PI
136.	Nekarengás	NE-R, YA-A	NE-R, YA-A, KA-A	161.	Fetánwówarik	KA-A	YA-A
137.	Nennón	YA-A	YA-A, NO-K	162.	Netiwetiw	PI	PI, SW
138.	Ppeenómw	NO-K	NO-K, NO-F	163.	Máynuuk	YA-N	YA-N
139.	Woneyinúk	NO-F	NO-F	164.	Peniyóór	KA-A	KA-A, KA-W
140.	Fateyitopw	YA-A, MA	MA, YA-A	165.	Yateráytip	KA-A	YA-N
141.	Matáyrang	NO-N	NO-K	166.	Neworor	YA-N, SS-A	KA-A, SS-A
142.	Mátáyreiyap	SS-A	SS-Y, NE-R	167.	Mátanpwari	Wu	NO-F
143.	Núkúnúpwén	YA-N	YA-N, PI, MA, NE-P, NO-F, KA-A	168.	Nepwunong	MA, YA-A	MA, YA-A
144.	Nenóónwenipwén	PI	NE-R	169.	Nnak	NO-N	NO-N
				170.	Senar	NO-N	SW, SS-Y, NO-N

	土地名	元来の保有 clan· lineage	現在の保有 lineage		土地名	元来の保有 clan· lineage	現在の保有 lineage
171.	Sápen	YA-N, SS-A	NE-R, YA-W, SS-A, YA-N	182.	Pwénnúkuúw	SS-A	SS-A
172.	Mácchiisómw	SW	SW	183.	Weniinang	KA-A	NE-R, KA-A
173.	Netinenyáánet	SW	SW	184.	Wenimaat	YA-N	NE-N, YA-N
174.	Wenimóng	KA, YA-A	NO-K, NE-R, KA-A, PI, SW, NO-N, NO-F	185.	Rapot	SS-A	SS-A
175.	Yówutónyótott	YA-A	YA-A	186.	Yúnúúrakirh	NO-N	NO-F
176.	Neesangénong	YA-W	YA-W	187.	Netópwut	SS-A	SS-A, NO-F, SW, YA-N, SS-Y
177.	Pwéné	NE-R	NE-R	188.	Yamanúw	YA-W	YA-W
178.	Neeapat	MA	MA	189.	Yawirhiyya	NO-K	YA-A, NO-K
179.	Mesánikkár	YA-N	YA-N	190.	Pwénúkayút	SS-A	SS-A, YA-A
180.	Neesang	SW	SS-Y, NE-N, YA-W, SW	191.	Fáánupókuw	NE-P	NE-R
181.	Yánáyisóng	NO-K, YA-N, PI	SS-A, KA-A, NO-K, PI, YA-N, YA-W	192.	Teyinú	YA-A	YA-A
				193.	Mwórhognaniyów	SW	SW
				194.	Kinnup	KA-A	SW

- 註 1. clan と lineage の略号は、図3、表3の表記にしたがう。
 2. FA. So. Wu は、それぞれ Fáániwirh, Sóór., Wuisusu clan の略号である。
 3. ※の記号は、現在の pwukos (居住地)を示す。
 4. ◎の記号は、カヌー小屋のある場所をあらわす。

月～9月)である。後者の収穫量は、年間の降雨量と関係し、年ごとにかなり変動する。

それらのほかに、バナナ (*Musa sapientum*) と新しく導入されたサツマイモ (*Ipomoea batatas*)、カボチャ (*Cucurbita pepo*)、パイナップル (*Ananas comosus*)、サトウキビ (*Saccharum officinarum*) がある。バナナは、1950年代まで、その幹の内皮から繊維をとるためにつくられており、食用にすることが禁じられていた。サツマイモは、家の周辺の菜園に植えられただけで、主食に占める割合は、きわめて低い。

それらの栽培植物のほかに、パパイヤ (*Carica papaya*) が家のまわりに植えられており、野生の果実としては、ジャワフトモモ (*Eugenia Javanica Lam*)、パンダナス (*Pandanus tectorius*) の実が食用にされる。また、救荒用の食用植物として、野生のタロイモの一種 (*Alocasia macrorrhiza*) とタシロイモ (*Tacca lenotopetaloides*) が利用されることもある。食用を目的としない有用植物としては、敷物の材料となるパンダナス、

表2-2 タロイモ田の名称

T1.	Sawiiroth	T25.	Wenipépé
T2.	Yápiirhan	T26.	Nepwunong
T3.	Fááyrhúún	T27.	Ngungunong
T4.	Pwénúyeew	T28.	Peniyór
T5.	Néénmweyáng	T29.	Senar
T6.	Wáániyór	T30.	Sápen
T7.	Fáánkinifé	T31.	Mátanpwari
T8.	Nenóónwenipwén	T32.	Fáánpokúw
T9.	Núkúnúpwén	T33.	Yánayísong
T10.	Mengikóón	T34.	Pwénúfay
T11.	Raanimwar	T35.	Pwénnúkaút
T12.	Pwénnááfáng	T36.	Kkár
T13.	Nénifaana	T37.	Pwénnúkúw
T14.	Faayis	T38.	Mwaapwén
T15.	Fááneré	T39.	Yawirhiya
T16.	Fánákun	T40.	Yáfisafo
T17.	Pwénúnimmong	T41.	Nekúr
T18.	Weyinómw	T42.	Nenngéncer
T19.	Soonifay	T43.	Yátiyán
T20.	Nemóóyitip	T44.	Rongérhuw
T21.	Nemóóyirákirh	T45.	Máycchinong
T22.	Nemáátiw	T46.	Rrap
T23.	Neyangeyang		
T24.	Pwéntúsát		

織物の繊維をとりだすハイビスカス (*Hibiscus tiliaceus*) が重要である。

現在のサタワルの食生活は、米の購入による米食もみられるが、多くは、タロイモとパンノキの実に依存している。米食は、教師や保健夫などの俸給者の家庭で、平均、1週間に1～2日程度である。それら以外の人びとは、コプラ販売の代金で米を入手するために、米食の回数は、1か月に2～3回にとどまる。年間の食事パターンをみると、パンノキの結実期は、ほとんどパンノキの実の料理、その枯渇期は、タロイモ料理、というように分けられる。とくに、11月から翌年の3月にかけてのパンノキの実の枯渇期は、島の食料が欠乏するときである。

サタワル島の漁撈活動は、貿易風と熱帯性低気圧の発生によって大きく制約される。1年の半分以上にあたる10月から翌年の5月にかけては、北東ないし東よりの貿易風が卓越するために、島の周辺での漁撈がおこなわれる日数は、1週間に2日ほどである。その貿易風が弱まる夏季の6月～9月は、裾礁付近での漁が活発に実施される。しかし、西からの風が強くなる日には、それも不可能となる。この点で、サタワル島

は、広い礁湖をもつ環礁島に比べ、漁業資源の利用において、劣悪な環境下におかれているのである¹⁶⁾。この島の人びとは、限定された海の資源を有効に利用するために、いくつかの工夫をこらしている。1つは、島の周辺にある漁場への立ち入りの禁止という規制であり、2つめは、無人島およびサンゴ礁での漁獲活動の促進である。

禁猟区に指定されるのは、島の北方 200 m のところにあるサンゴ礁（Wenimóng 礁）で、夏季の時期には1か月に2回の解禁日をもうけて、大量の漁獲を可能にしている。また、島の北西および北東にある無人島（West Fayu 島と Pikelot 島）では、大型帆走カヌーによる漁撈活動がおこなわれ、ウミガメ、シャコガイ、サンゴ礁魚類が、島へ運ばれる。島の南にあるサンゴ礁（Wenikiy 礁）は、カツオ、マグロなどの外洋性表層魚が回遊する漁場であり、大型カヌーを駆使しての1本釣りやトローリングによって、大型魚の漁獲物がえられる。それらの海域や無人島での漁撈活動は、いずれも、島の首長の管轄下にある。そして、そこでの漁獲物は、首長の差配のもとに、島の人びとすべてに均等に分配される。

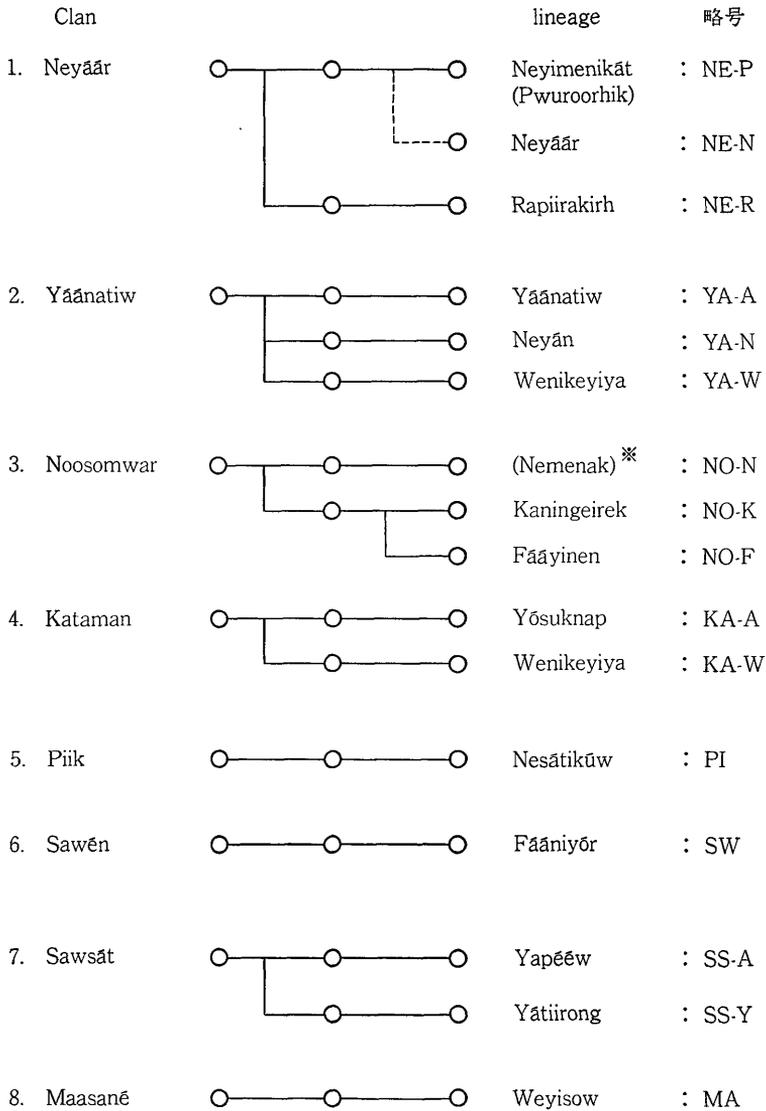
うえてみたように、サタワル島は、海のただ中に位置する島とはいえ、隆起サンゴ礁の地形であるためにその島での魚介類の獲得は、大きな制約をうけている。動物性蛋白源としては、魚介類のほか、イヌ、ニワトリ、ブタが飼育されている。イヌやニワトリは、漁撈活動が低調になる11月～3月に食用とされる。しかし、各出自集団で飼育するそれらの数は、平均10匹ほどで魚介類に代わる役割をはたしていない。ブタも、1集団あたり、2～3頭を所有するのみで、それは、主として島の祭宴用の食料として供され、日常的な食用となっていない。

島の人びとは、唯一の換金作物であるココヤシの実からコプラをつくり、販売することによって現金を手にする。約 1,000 km 西方に位置する行政の中心地、ヤップ島から2～3か月に1度、島々を巡回する不定期船が、サタワル島をおとずれる。その船は、コプラの買いつけ、物資や人びとの輸送を目的としている。人びとは、その船で来る商人にコプラを売り、必要な日用品や食料を買う。食料として、前述の米もあるが、コーヒー、砂糖、醤油、などとともに、サバやイワシのかんづめ、コンビーフがかなり購入される。これらのかんづめ類は、魚介類をえられないときの食料となるわけである。このことから、サタワル島の人びとは、動物性蛋白源を漁業資源に依存できないことがうかがわれる。

16) サタワル島の漁撈活動と海面利用の問題については、別稿で発表するので参照されたい [Sudo 1984]。ここでは、1979年6月から12月にかけてサタワル島で実施された漁撈活動の漁法別頻度を表示してある。また、漁法については、秋道が概略を報告しているので参照されたい [秋道 1981: 71]。

2) 母系出自集団と階層制

土地の保有関係と密接に関連する社会組織（集団）の性格について概略をのべることにする。現在，サタワル社会には，8つの固有の名称をもった *yáyinang* とよばれる母系出自集団がある。人びとは，かならず，それらのうちの，どれかに帰属している



※Nemenakの集団は、現在Kaningeirekに居住、ただし、財は、共有していない。

図3-1 Clan の分節と lineage

る。8つの *yáyinang* の名称は、(1) Neyáár, (2) Yáánatiw, (3) Noosomwar, (4) Kataman, (5) Piik, (6) Sawén, (7) Sawsát, (8) Maasané である。それらのうち、(1)~(3)の名前は、いずれもサタワル島の地名に由来している。そして、Neyáár, Yáánatiw, Noosomwar の3つの *yáyinang* は、ほかの島との関係においては、同じく Mongonúfarh という同一

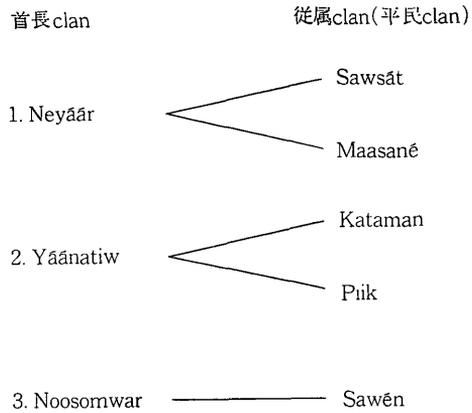


図3-2 Clanの主一従関係

一の名称でよばれる¹⁷⁾。その理由は、3つの *yáyinang* が、移住の起源地（サタワル島の西方にあるイフェリク島）において、元来、1つの出自集団を構成していた。しかし、その島から、ほかの島への移住の過程で3つの独立した集団に分離したからであると伝えられている。サタワル島においては、それらは、独自の *yáyinang* とみなされており、相互に通婚がおこなわれている。

上記の8出自集団のうち、さらに下位の集団へと分節化しているものが5つある（図3-1参照）。この分節集団を指示するサタワル語は存在しないが、*yáyinang* との関係で、*raani yáyinang*（「*yáyinang*の枝」）とよばれる。日常の会話においては、分節集団の居住区の地名がその集団名として使用される。そして、分節した出自集団の成員が居住する区画は、*pwukos* であらわされる。この *pwukos* のことばは、*pwukosay*（1人称）、*pwukosan*（3人称）、*pwukosar*（3人称複数）というように語尾変化し、「私の（あなたの、彼らの）生まれたところ」を意味する。したがって、*pwukos* は、集団構成の性格を指示することばではなく、人びとの居住地（屋敷）を言及するサタワル語とみなすことができる。

1つの *yáyinang* から分裂した複数の出自集団の女性祖先の相互の系譜関係は、明確にたどれない場合が多い。そして、他島の人とのあいだで、出自の確認をおこなう場合、*yáyinang* の名称が最初に口にされる。そのさい、個人が帰属するそれぞれの島の *yáyinang* の名前が同じであれば、系譜関係が明確でなくても、両者は、同じ *yáyinang* の成員であると同定する。それにたいし、サタワル島で同じ *yáyinang* の成員で、

17) 本稿でのサタワル語の音声表記は、須藤 [1981: 656] にしたがう。ただし、子音の硬口蓋音にあたる「そり舌共鳴音」は、前稿では、*f* で表記したが、本稿においては、*rh* の音声表記をもちいる。

同じ *pwukos* に居住する人びとは、相互に系譜関係を女性の始祖までたどって一致させることができる。このような性格をもつ *yáyinang* に、本稿では、母系 *clan* の用語を適用することにする。そして、*yáyinang* の分節出自集団 (*raaniyáyinang*) には、母系 *lineage* の用語をあてる。

Neyáár, Yáánatiw の各 *clan* は、図3-1で示したように、それぞれ3つの *lineage* に、Noosomwar, Kataman, Sawsát は、それぞれ2つの *lineage* に分節化している。つまり、サタワル社会は、8つの *clan* とそれらから分節した15の *lineage* によって構成されているのである。そして、土地を実際に保有する基本的集団は、複数の *lineage* より成る *clan* においては、各 *lineage* であり、単一の *lineage* と *clan* の場合は、*clan* である。前者において、土地を共有する自律的集団を形成するのは、*lineage* であるが、第IV章および第V章で例があるように、ある *lineage* の土地が少ない場合には、同じ *clan* のほかの *lineage* が土地を調達する。これは、*clan* レベルで土地の融通と調整が実行されることを示している。つまり、*clan* は、通常、土地保有の実体とはならないが、潜在的には、土地保有の単位としての機能をはたす可能性をもっているのである。

サタワル島の8つの *clan* は、島の首長を世襲的に輩出する3つの *clan* (*yáyinangi sómwoon*) と、そうでない5つの *clan* (*yáyinangi yáramas*) に階層化している。*sómwoon* は、「島および出自集団の統率者」、*yáramas* は、「人間ないしふつうの人びと」をそれぞれあらわす。ここでは、前者を「首長 *clan*」、後者を「平民 *clan*」とよぶことにする。この首長 *clan* と平民 *clan* の社会的地位における分化は、伝承のうえでそれらの *clan* のサタワル島への移住の歴史と土地の保有および分与とに関連していると信じられている。その階層分化を正当化するものは、歴史伝説 (*wuruwow*) である〔須藤 1981: 647〕。個々の *clan* の起源および移住に関する伝説の分析およびそれらと *clan* の形成および歴史についての検討は、別稿にて論述する予定である。ここでは、簡単に、首長 *clan* と平民 *clan* との地位差の成立とそれらの現在の関係について述べることにする。まず、*clan* の移住伝説の概略にふれておく。

サタワル島へ最初に移住してきたのは、Sawsát *clan* である¹⁸⁾。その *clan* は、サタワル島を治める資格のある *clan* をこの島に招聘するために、他島へ使者をおくった。そして、その要請にこたえて、サタワル島の *sómwoon* であるラモトレク (*Lamo-trek*) 島から、1つの *clan* の人びとが移住してきて島の南部に住みついた。それが、Neyáár *clan* である。Sawsát *clan* の人びとは、Neyáár *clan* の首長にサタワル島の統治する権限を譲渡した。そして、彼らは、Neyáár *clan* の輩下につくことになった。

Neyáár clan のつぎに、ラモトレク島から、Yáánatiw clan の人びとが来島し、Neyáár clan の首長は、島の北部に居住地をつくるように指示して、土地を分けてやった。3 番目には、やはりラモトレク島から Noosomwar clan の成員が渡来した。彼らは、島の中央部に住むようになった。このようにして、サタワル島に4つの clan が共存する時代がつづいた。そのあと、Kataman, Piik, Sawén, Maasané の各 clan の人びとが移住して来た。Kataman と Piik clan は、北部に居住する Yáánatiw clan の庇護のもとに、土地を分けてもらい、島で生活するようになった。そして、Sawén は、Noosomwar の保護下に、Maasané は、Neyáár の監督のもとにおかれ、それぞれから土地を譲りうけて、島に長く住むことになった。

以上が、現在の 8 clan の移住の歴史をかたる伝説の大すじである。この伝説は、ラモトレク島から最初に来島した Neyáár clan がサタワル島の第1位の首長をだす集団であることの由来を伝えている。そして、来島の順序にしたがって、第2位が Yáánatiw, 第3位が Noosomwar の各 clan である。これらの首長 clan よりあとに、サタワル島へ移住してきた clan は、首長 clan の保護のもとに、土地の分与をうけたと信じられている。そのために、土地の贈与者と受贈者とのあいだに、身分的な差が生じ、後者は、前者の「いうことをよく聞くひと」(*yakkuné*) とよばれるようになった。具体的には、Maasané は、Neyáár, Kataman と Piik は、Yáánatiw, Sawén は、Noosomwar の、それぞれ *yakkuné* になるのである(図3-2)。このような、各 clan 間での主一従関係は、島社会のレベルでは、首長 clan と平民 clan という階層差で表現されることになる。

現在、サタワル社会は、それぞれの首長 clan からでている3人の首長によって統轄されている。首長間には、権限の差はみられず、海の資源の責任、島の食料資源の管理および島の秩序の維持という3分野で役割を分担している¹⁹⁾。それら以外の間

18) Sawsát の語意は、「海の人」である。Sawsát clan は、サタワル島の最初の居住者と信じられている。そして、Neyáár clan の人びとがラモトレク島から移住してきて、Neyáár の女性と Sawsát の男性から生まれた息子が、サタワル島の最初の *sómuoon* (首長) になったと伝えられている。このとき、Sawsát の父が、彼の息子に、サタワル島を支配する資格と権利を譲ったといわれる。つまり、首長の地位の禪譲を思わせる伝説が語られているのである。現在、Sawsát clan の族長には、ウミガメがとれたときには、かならず、その頭部を融上することが義務づけられている。それは、その clan が、サタワル島の「最初の人」だからと説明されている。また、島の首長には、特定の魚(スジアラ、大型のマグロ、メガネモチノウオ)が捕獲されると、贈られる慣習がある。それらの魚は、いずれも大きく、その泳ぐ様が、首長の行為を象徴しているからと理由づけられている【秋道1981: 108-109】。

19) 現在、Neyáár, Yáánatiw, Noosomwar の3 clan から、それぞれ1人の首長がでて、島の伝統的な政治・経済的統轄の責任をもっている。それらとは、別に、信託統治下で、政府の行政的連絡や会議に出席する行政首長が1人いる。その職につく人は、3人の伝統首長の選出による。また、首長 clan の長は、*sómuoon* とよばれるが、平民 clan のそれは、*tepp* とよばれ、名称を異にする。本稿では、*tepp* の訳語として「族長」をつかうことにする。

題が生じた場合には、3人の合議で決定がくだされる。そして、首長 *clan* と平民 *clan* との身分差は、日常的活動においては、ほとんどあられない。しかし、人びとは、パンノキの実の初収穫物を、第1首長である *Neyáár clan* の首長に献納しなければならない。また、集会での発言権や儀礼の内容などでは、首長 *clan* と平民 *clan* との差異が象徴的に顕在化する。男性全員が参加する島の集会では、平民 *clan* の男性は、基本的に、彼自身の意志で発言することが許されない。誕生、成人、葬送などの人生儀礼においても、衣裳や儀礼のやりかたが両者のあいだで異なる。いずれにせよ、サタワルにおける現在の社会階層は、歴史的には、在島者と新参者、土地の保有者と非保有者という二者間関係に基づいて成立したとみなすことができる。

II. 土地のカテゴリーと保有形態

周囲 6 km、平均海拔 4 m という平坦な隆起サンゴ礁の小島に住むサタワルの人々は、彼らの島をとりまく自然環境（生活空間）をいくつかの基準によって分類し、名称をあたえている。その基準となるのは、社会・宗教的観念に基づくものから、地形的特徴、資源利用の形態、植生によるものまでである。社会・宗教的観念からの分類においては、彼らの世界 (*fááyinaang*: 天空の下の意味) は、まず、島・陸地 (*fanú*) と海 (*sáát*) とに2分される。*fanú* は、さらに人間が居住し、支配する空間である *neeman* (人間の場所) と超自然的存在 (*yanúw*: カミ) に支配される空間である *neewan* (森) とに大別される。サタワルの人びとの考えによると、この *neeman* と *neewan* とは、明確な境界によって分離されている。境界が人びとの活動において顕在化するのは、夜間の行動や資源の枯渇期における農耕活動の局面である。彼らは、日没後、*neewan* が「悪い」*yanúw* の彷徨する場であると信じ、そこへ立ち入ることを恐れている。また、食料資源の欠乏期には、特定の日以外に森での食料獲得のための農作業が厳しく禁じられる。

neeman は、具体的には、人びとが家を建て、炊事小屋で料理をつくって生活する空間である。ほかに、集会所となるカヌー小屋、水浴場、井戸、墓地などがふくまれる。キリスト教への改宗(1952年)以前には、月経小屋、産屋 (*neeyimwenikát*)、聖地 (*neeroong*) なども存在した。そして、政治・行政的には、北、(中)、南というムラに分けられる。それにたいし、*neewan* は、彼らの主食となるタロイモを栽培する田やココヤシ、パンノキの繁茂する区域である。

1. 資源利用と土地のカテゴリー

このような分類とは別に、サタワルの人びとは、地形的特徴および資源利用の観点から島の空間を10のカテゴリーに分けている。このカテゴリーは、彼らの土地にたいする考えを把えるうえで基本となるものである。したがって、以下で個々のカテゴリーを述べることにする。

(1) *pwunék*

島の内陸部にある乾いた土地 (*chemao*) で、ココヤシを植えるために開墾された区画である。なかには、パンノキも混在するが、基本的には、ココヤシの実を収穫するために雑木を伐採し、下刈りなどの手入れのゆきとどいた土地をさす。この土地は、150あまりの固有名をもった小区画に分割され、ココヤシの若木、ココヤシの外皮や石の罫いが境界の指標になっている。

(2) *neeffot*

島の内陸部にある水が浸み出る湿地であるが、タロイモ田に開墾されていない土地をさす。タロイモ田の周辺に存在し、タロイモの一種、*pwuna* (*Cyrtosterna* spp.) が、手入れをされずに植えられている。この *pwuna* は、病人がでたときなどに使用する非常時の食料として重要である。ここは、*pwunék* とタロイモ田との境で、パンノキやココヤシも植えられている。また、小規模ではあるが、パイナップルも栽培される。この区域は、*pwunék* のように固有名がつけられておらず、土地保有の観点では、*pwunék* に付属する土地とみなされている。

(3) *pwéén*

島の内陸部にある、水分を多くふくんだ腐食土よりなる湿地を開墾して、タロイモを栽培するためにつくった田である。うえの *neeffot* との境界に巾 50 cm、深さ 30 cm の溝を掘りめぐらし、土を盛りあげて畝をつくる。この畝には、*pwuna* と *woot* (*Colocasia esculunta*) のタロイモが植えつけられる。タロイモ田は、6個所に分散し、それらは固有の名前をもった46の区域に分割されている。それぞれの区域は、多くの利用者に細分されている。1区域が20人あまりの利用者によって細かく分けられているタロイモ田もある。個人的に利用される田の境界は、土地を盛った畔によって仕切られる。小さいものになると 50 m² の小区画もある。

(4) *pwukos*

人びとが家屋を建てて居住する屋敷地で、島の西海岸側に位置する。地面にサンゴ礫 (*fayimó*) を敷きつめ、地床式の家屋 (*yimw*) と地炉 (*wuumw*) の掘られた炊

事小屋がもうけられる。サタワルの人びとは、*pwukos* が土地の一面に石垣を築き、その中にサンゴ礫をまいた空間 (*neefayimó*) であると考えている。そして、*pwukos* としての空間には、基本的に1軒の共同炊事小屋 (*manuumw*) と中庭 (*núkúniyimw*) を囲んで数軒の家が建ちならぶ。中庭をあらわす *núkúniyimw* は、「家の外側」の意味である。各家の背後には、バナナやココヤシが植えられ、サツマイモや葉タバコを栽培するための小さな畑が垣根に囲まれてつくられている。

この *pwukos* は、固有の名称をもっており、現在、15個所に人びとが居住している。そして、個々の名称をもった *pwukos* は、居住区としてだけでなく、サタワルの人びとにとっては、自分の出自集団への帰属を同定する実体としても重要である。たとえば、日常の会話において、*yiffa pwukosom* (「あなたの生まれた屋敷地・集団はどこか」) という問にたいし、*pwukosay Neyán* (「私の集団はネヤンだ」) というように答える。このようにして、サタワルの人びとは、自分が所属する出自集団名をさすときに、自分が生まれた屋敷地の名前を述べる。つまり、母系出自集団 (*yáyi-nang*) が分節化した最小の社会集団 (財産を共同保有する自律的集団) の名称に *pwukos* の固有名が使用されるのである。1つの *pwukos* の成員は、3～4世代の母系出自を共有する lineage 成員であるが、実際の居住単位は、妻方居住様式をとるため、lineage の女性成員と彼女らの夫、彼らの子女、および養子からなる。

サタワルの各 lineage の居住区 (*pwukos*) は、ここ100年間にかなり移動している。その主な原因は、病気による成員数の極端な減少である。彼らの伝統的な宗教観念によると、同じ時期に多数の集団成員が病死すると、住んでいる場所が悪いからだと判断される。そのために、ほかの新しい場所に居を構えなければならないと考えられている。放棄した場所には、ココヤシなどの樹木を植えて、形態上 *pwunék* と同じである。しかし、その土地にサンゴ礁の敷かれた形跡があるかぎり、彼らは、人が住んでいなくても屋敷地とみなしている。このような、放棄された無住の居住区は、*pwosopwosu* とよばれ、*pwunék* とは、別のカテゴリーに分類されている。

(5) *p̄pen*

島の内陸部にあつてココヤシ、パンノキ、タロイモなどの有用植物が植えられていない未開墾地である。雑木やハイビスカスなどが自生する土地であるが、現在では、島の北部にわずか存在するだけである。このような植生の土地は、独自の名称があたえられておらず、*pwunék* の一部に存在するために、サタワルの人びとは、資源利用の観点においては、*pwunék* にふくめている。

(6) *meraar*

内陸部の湿地にあり、タロイモ田に開墾したが、地味や給水などに恵まれず、タロイモの栽培に適さない土地である。この土地は、*neeffotsan* とよばれ、「タロイモを植える土のある場所」の意味をもつ。実際には、サトウキビが植えられることもあるが、多くは雑草 (*fetin*) におおわれている。前述した、*neeffot* と *pwéén* のあいだに位置する場合が多い。現在では、タロイモ田のようにタロイモ栽培に利用されていないが、良質の腐食土や枯葉などをくわえることによって、可耕地に変えうる土地とみなされている。そのため、サタワルの人びとは、この土地を *pwéén* のカテゴリーにふくめている。

(7) *núkúnúwutt*

島の西側の海岸沿いにあり、*pwukos* と砂浜のあいだに位置する土地である。ここには、カヌーの収納庫と集会所とを兼ねる大きな建てもうがあることから、*neewutt* (「カヌー小屋のある場所」)、とか *núkúnúwutt* (「カヌー小屋の外側」) とよばれる。この一画は、区切られ、個々に名前がつけられている。砂地であるが、砂浜よりにはパンダナスやクサトベラなどの雑木がはえ、内陸よりにはココヤシが植えられている。現在、8軒のカヌー小屋が建てられているが、それらは、複数の *pwukos* によって保有されている [須藤 1979]。

(8) *yennap, yán, rheerhe*

島を縦横にはしる道である。道は、その大きさや使用目的によって区別される。*yennap* は、「大きい道」の意味で居住区 (*pwukos*) ぞいにつけられた道と島の東西の海岸に連なる道をさす。*yán* は、カヌー小屋から居住区を横切って水浴場へ通ずる道をさす。それら以外の道は、一般に *rheerhe* とよばれ、これには、ココヤシ林の中を通る道、タロイモ田への道などが含まれる。島を南北に居住区をつなぐ大きな道から、特定の lineage によって保有されるココヤシ林やタロイモ田につけられた小道にいたるまで、道はすべて島の人びとの公共の財とされている。

(9) *rhaan*

居住区と森とのあいだに掘られた水浴場である。現在、200 m² ほどの池が共同の水浴場として利用されている。この水浴場は、特定の lineage が保有する土地に掘られているが、その利用については、島の人びと (男性) に自由に認められている。最近では、各居住区の内陸部に 6 m² ほどの池を掘り、*pwukos* の成員が個別に利用するようになってきている。この小規模の水浴場は、掘る人が保有ないし管理する土地につくられるため、それを利用する権利は、製作者の手にゆだねられる。

もし、他人がそれをつかう場合には、製作者の許可を必要とする。個別に保有される水浴場は、水浴のために使用されなくなると、ココヤシの外皮から繊維をとり出すための若いココヤシの外皮を浸したり、腰布を織るためのハイビスカスの内皮をつけておく池として利用される。いずれにせよ、一度、水浴場として掘られた池は、埋められて農耕地として使用されることがほとんどない。

(10) *ppiy*

島の周囲をとりまく海岸部の砂浜である。ここは、家の周囲にまいたり、石蒸し料理用の焼石に利用するサンゴ礫の採集場として、人びとの共有地になっている。以上で、サタワルの人びとが地形的特徴をふまえて、資源利用の観点から類別した土地カテゴリーについて述べた。それらのカテゴリーを農耕、地味、植生という基準で整理したものが、図4である。農耕の基準は、サタワルの人びとが主要な栽培植物であるココヤシ、パンノキ、タロイモ、および補助的な植物性食料となるバナナ、サツマイモなどを植えるのに適しているか否かによっている。彼らが農耕地としてあげたのは、*pwunék*, *neeffot*, *pwéén* の3つのカテゴリーであり、何らかの人為的な力をくわえれば農耕地として利用可能な土地としてあげたものは、*pwukos*, *ppen*, *meraar* の3つである。彼らの考えによると、潜在的農耕地のうち、*ppen* と *meraar* は、それぞれ *pwunék* と *pwéén* とに転換可能とのことである。その *ppen* とは、「人がいない土地」とか「人の手がくわえられてない土地」を意味する。そして、人びとが雑木のはえている土地をきりひらいて、ココヤシやパンノキを植えると *fanú* (*pwunék*) になるとみなしている。サタワル語において *fanú* は多義的にもちいられ、前述した島をさすとともに、ココヤシの植えられた土地、つまり *pwunék* をも指示する。同様に、半ば開墾された土地である *meraar* は、タロイモが植えられると *pwéén* とよばれる。

つぎに、彼らが農耕地とみなさないものに *neewutt*, *yennap*, *rhaan* の3つのカテゴリーがふくまれる。これらは、いずれも公共性の強い性格をもっている点で共通している。また、農耕地として利用不可能なカテゴリーに砂浜をあげている。前述したように、砂浜にはえているパングナスやクサトベラの木は、人びとの手によって植えられるものでなく、自生木である。

地味に関する類別の基準になるのは、*chemao* (「固くないし乾いた土地」)、*weychemao* (「水のある固い土地」)、*petan* (「湿地」) と *ppiy* (「砂浜」) の4つのカテゴリーである。半湿地である *weychemao* は、具体的には、*pwunék* と *pwéén* との境にある *neeffot* を指示する。そして、植生に関しては、*ffot* (「植えた植物」) か *fetin* (「雑草・雑木」) かという点が類別の基準になる。*ffot* の原義は、「植える」であるが、名詞として、使

須藤 サンゴ礁の島における土地保有と資源利用の体系

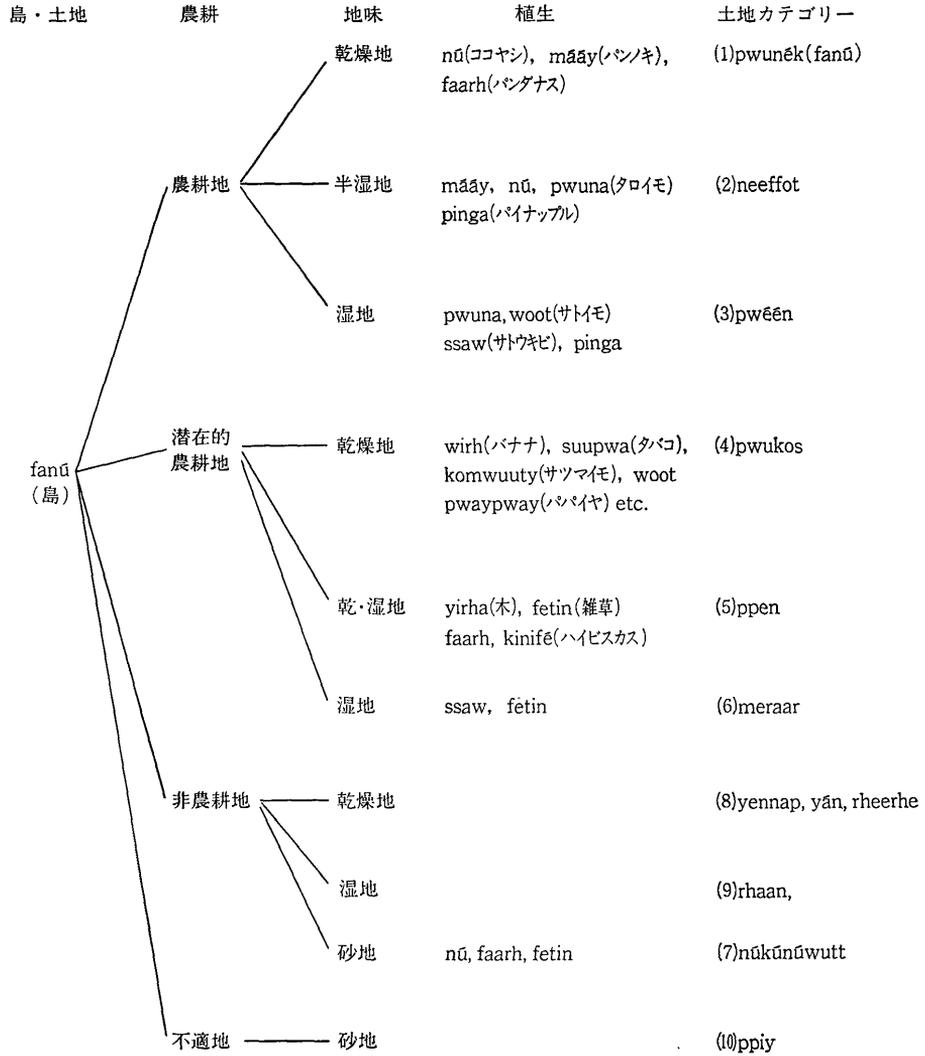


図4 土地のカテゴリーと植生

用される場合には、「栽培された食用植物」をさす。腰布の繊維をとるハイビスカスやその実を食用にするジャワフトモモの木などは *ffot* にはふくまれず、雑木とされる。

2. 土地カテゴリーと保有形態

サタワル社会において、上記の10のカテゴリーの土地のうち、それらにたいする使用および保有の権利が問題になってくるのは、基本的には、*pwunék*, *neeffot*, *pwéén* と

pwukos の4つである。それらにたいする権利は、いずれも特定の *clan* ないし *lineage* などの集団によって保有されている。ほかの *ppen* と *merar* は、独自の保有の権利がともなう対象地とは認められず、それぞれ、*pwunék* と *pwéén* にふくまれる。また、*yennap*, *yán*, *rheerhe*, *rhaan* と *ppiy* は、島の人びとの公共の用地とみなされ、だれでも利用することができる。

このように、人びとの公共の目的のために利用される土地は、現在では、それらのほかに、カヌー小屋、教会、小学校、診療所、共同組合の売店、倉庫および無線機格納庫の敷地がある。それらが建っている土地は、元来、特定の *lineage* の了解のもとに無償で提供され、島の首長の管理下 (*nemeniyin sómwoon*) におかれている。サタワルの人びとは、首長の管理のもとにおかれている土地および建物を「島のもの」とみなし、誰でもが自由に使用できる公共財と考えている。ただし、それらのうち、8軒のカヌー小屋の維持、修復などには、責任をもつ *clan* がある。これは、*sów wuutt* とよばれ、「カヌー小屋をもつ人」の意味である [須藤 1979]。

そして *nikúniúwutt* のカテゴリーにある土地は、特定の *clan* ないし *lineage* によって保有されるが、その土地全体にたいする権利が集団間で移譲されることはない。そこには、ココヤシの木が植えられている。そのココヤシは、その実を食用に利用するのではなく、人びとの身体に塗るココヤシ油 (*núnúngapít*) を採取するために栽培される。とくに、航海者である男性は、この土地にはえているココヤシの実以外のものを利用することが禁じられる。その理由は、航海者が身体につけるココヤシ油は、女性や子どもと共用してはならないという禁忌に基づいている。したがって、男性は、そのココヤシ油をとる数本のココヤシの木をこの土地で確保しなければならない。

このように、*nikúniúwutt* の土地は、サタワルの人びとの資源利用において、土地そのものが意義をもつのではなく、そこにはえているココヤシの木が重要である。その木は、父の *lineage* から贈与される。各集団は、その土地にあるココヤシの木を1～2本、その集団から婚出した男性成員に贈与する。そして、父の集団は、贈った木が枯れたときには、別のをあたえ、婚出した男性成員の *núnúngapít* に責任をもつ。そのために、そのココヤシは、1本ごとに所有者が異なってくる。以上のことから、*nikúniúwutt* にはえているココヤシの木は、1本単位で島の男性の個人的保有とみなされている点で興味ぶかい。しかし、キリスト教の受容後、航海者に関するタブーを無視し、また、島の人口が増大するという要因でその土地以外のココヤシが、*núnúngapít* として贈られるようになってきた。本稿では *nikúniúwutt* の土地およびそこにあるココヤシの保有については、とりあつかわないことにする。

最後に、土地保有および資源利用を考察するにあたって、重要な土地となる *pwunék*, *neeffot*, *pwéén* および *pwukos* の邦訳の用語についてふれておく。*pwunék* は、一部に雑木やパンノキが生えている区画もふくむが、基本的には、雑木や雑草を伐採して、ココヤシの木を植栽した土地である。そして、サタワルの人びとも、そこにココヤシを植えることに強い熱意をもっていることから、*pwunék* の訳語として「ココヤシ林」をもちいることにする。*neeffot* は、*pwéén* をとりまくように位置し、植生は、ココヤシにおおわれ、あいだにパンノキやタロイモ (*pwuna*) が植えられている土地である。サタワルの人びとは、*neeffot* そのものに固有の名称をあたえておらず、*pwunék* の一部とみなしている。したがって、*neeffot* は、以下の記述において特別に明記しないかぎりココヤシ林の用語で表記する。

pwéén は、タロイモを栽培するために開墾された湿地であるので、「タロイモ田ないし田」とよぶことにする。*pwukos* は、人びとが居住するために切り開き、石を周囲にめぐらし、その中にサンゴ礁を敷きつめた空間であるので、「居住地」ないしは「屋敷(地)」の訳語をあてることにする。そして、サタワル社会で主食の1つとなっているパンノキは、それが生えている土地とは切り離されて、その木自体が、保有の対象とされる。パンノキは、*pwunék* と *neeffot*、つまり、広義のココヤシ林に植えられるために、木の周辺の土地は、その保有者によって利用される。しかし、パンノキそのものが、倒されたり、枯れたりすると、その木のあった土地は、ココヤシ林の保有者のものになる。したがって、サタワル島の土地保有をあつかうさいに、パンノキそのものの使用および保有についての権利をくわえることにする。

Ⅲ．土地保有の現況

現在、サタワル社会には、8つの *yáyinang* (母系 clan) が存在し、さらに、それらから分節化した15の出自集団 (lineage) がある。それらの lineage の保有する財を直接的に管理、使用する人びとは、lineage の女性成員を中心に形成される居住集団 (*pwukos*) の成員である。居住集団の構成員は、前章で述べたように、妻方居住方式をとるため、lineage の女性成員と彼女らの夫たち、彼らの子女、と養子である。本章では、1980年の時点での各 lineage (*pwukos*) の人口とその集団が保有する、土地 (ココヤシ林、屋敷地、タロイモ田など) およびパンノキの数量との関連を明らかにし、サタワル社会の土地所有の性格を理解するいとぐちにしたい。具体的には、まず、各 clan および lineage の財の保有数とそれを実際に利用する居住集団人口との関係

表3 サタワル島の Lineage, 人口および土地保有数

Clan	Lineage (<i>Pwukos</i>)	略号	世帯人口		土地		タロイモ田		パンノキ	婚入者	婚出者	
					総区 画数	元来 の土 地	総区 画数	元来 の土 地				
1	Neyáár	Ráápiirakirh Neyimwenikát Neyáár	NE-R NE-P NE-N	10	32	32	14	18	10	187	74	65
				3	13	11	2	6	2	55		
				2	15	7	4	7	4	91		
				15	60	50	20	31	16	333		
2	Yáánatiw	Yáánatiw Neyán Wenikeyiya	YA-A YA-N YA-W	5	45	27	17	25	5	130	43	60
				6	40	28	15	23	14	115		
				1	5	11	5	8	2	22		
				12	90	66	37	56	21	267		
3	Noosomwar	Kaningeirek Fááyinen	NO-K NO-F	7	42	32	16	29	6	113	56	51
				12	71	34	8	46	3	?		
				19	113	66	24	75	9	113		
4	Kataman	Yósukunap Wenikeyiya	KA-A KA-W	8	61	29	16	24	7	138	49	42
				2	10	12	7	5	3			
				10	71	41	23	29	10	138		
5	Piik	Nesátikúw	PI	5	20	16	7	11	3	106	22	12
6	Sawén	Fáániyór	SW	3	23	27	15	19	10	96	22	26
7	Sawsát	Yápééw Yátiirong	SW-A SW-Y	5	19	15	7	12	6	151	32	41
				5	39	13	5	17	9	108		
				10	58	28	12	29	15	259		
8	Maasané	Weyisow	MA	13	57	28	13	28	1	142	32	27
合 計				87	492	322	151	278	85	1454	330	324
				世帯	人					本	人	人

- 註 1. パンノキの数量は、秋道氏の資料を利用した。
 2. 各 lineage の世帯と人口は、*pwukos* (居住地) に住んでいる人びとの数であり、lineage 成員の数を示してはいない。
 3. 土地には、ココヤシ林、屋敷地およびカヌー小屋周辺の土地がふくまれる。

を、表3に基づいて数量統計的に分析する²⁰⁾。つぎに、人口の増加および時間の経過にともなって、1個所(筆)の土地が数区画に分割される具体的事例をあげて、集団間で贈与される土地の実態を示すことにする。

1. Clan (lineage) の人口と土地保有数

財を保有ないし、直接に使用する単位となる *pwukos* 集団の成員人口は、最大が Noosomwar clan の Fááynen lineage の12世帯、71人であり、最小が Yáánatiw clan の Wenikeyiya lineage の1世帯、5人である。

この Wenikeyiya lineage の財を管理、利用する成員は、1組の夫婦と3人の未成年の養子という家族構成である。この家族は、独立した生計単位を維持することができないために、1人息子の婚出先の *pwukos* へ移り住んでいる。そして、彼らは、息子の妻の居住集団成員 (7 Sawsát clan の Yátiirong) といっしょに日常的な食料獲得活動と消費生活をおくっている。Wenikeyiya の居住集団が保有する財は、基本的には、Yátiirong のそれとは別財とみなされているが、実際には、前者の手が届かないタロイモ田やパンノキは、後者の人びとによって使用されている。また、Kata-man clan の Wenikeyiya lineage の場合も、2世帯10人の居住成員によって財が維持されている。この lineage においても、1組の老夫婦によって12区画のココヤシ林、5個所のタロイモ田と数本のパンノキが管理されてきたが、それらの維持と食料の獲得が困難になったために、2年前から彼らの息子の娘夫婦を居住地によびよせて生計をたてている。

うえてみた2例は、いずれも、lineage の財を相続・継承すべき子孫(娘)がいないことによって生起する「異常」な財の保有形態である。このように、lineage 成員の老後の生活の面倒および財の管理を、他の lineage 成員にまかせることは、*yóm-monaar* とよばれる。それらの事例は、サタワル社会において、lineage ないし居住集団が独自の財を保有し、独立して経済生活をいとなむには、夫婦の年令にもよるが、基本的には、1組の夫婦と(実子であれ養子であれ)、その子女という単位では、不十分であることを示している。つまり、複数の世帯構成をとることによってのみ、財を保有する自律的集団の形成が可能になるのである。

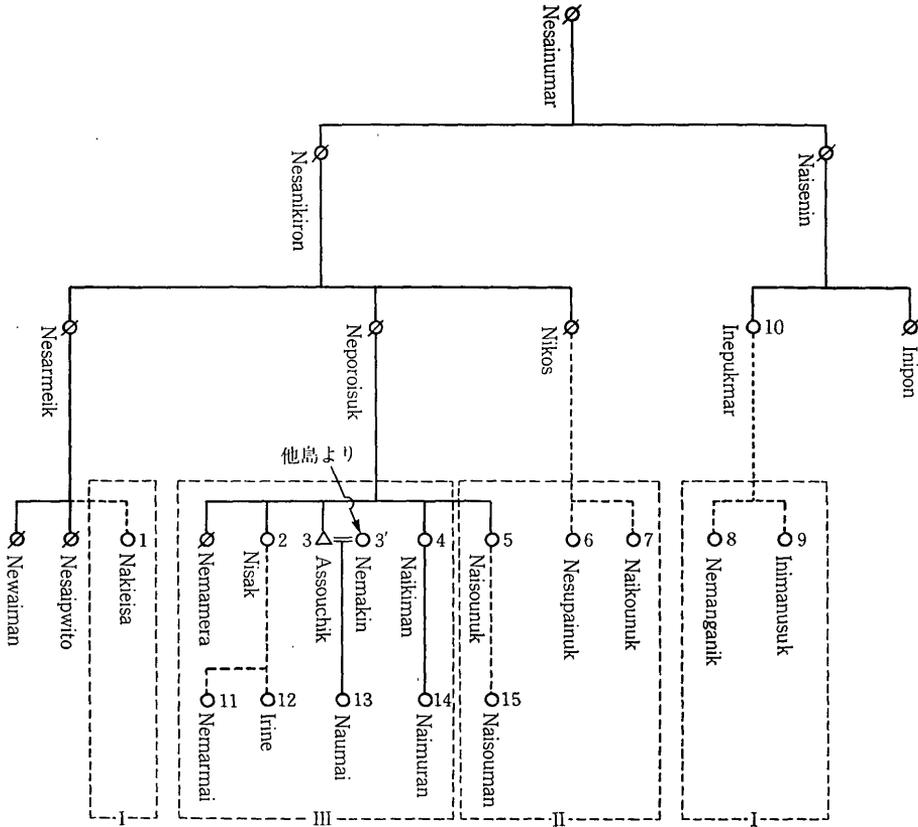
20) 表3に示したココヤシ林、タロイモ田、パンノキの数は、各 lineage の長老から聞きとったものである。婚出した男性が使用しているココヤシ林は、基本的には、男性の婚出 lineage の保有とした。しかし、lineage によっては、婚出した男性が、妻の lineage に贈与したココヤシ林だけでなく、彼の lineage のそれを使用している場合もあり、その保有状態が明確でないものもふくまれる。そのために、表2の現在の clan の保有数と表3のそれとに、若干のちがいが生じている。

他方で、居住集団が多くの世帯によってなりたっている場合には、その集団が保有する財が潜在的にいくつかの単位に分割される傾向がみられる。このようなきざしを顕在化させている例は、表3の8. Maasané clan の場合である。この clan は、現在、13世帯57人の居住集団成員により構成されている。系譜上、この集団は、4世代間の生存する女性の clan 成員を中心にしてまとまっている。社会・政治的には、Weyisow *pwukos* に居住する人びととして1つの社会集団とみなされている。そして、経済的にも、島レベルでの食料の分配のさいには、1つの単位を形成する。

しかし、この clan が保有する財の日常的利用およびそれを消費する単位としては、3つの小集団に分かれる。具体的には、日々の食料にすべきタロイモやココヤシを採取して、料理するための共同炊事小屋 (*manuumw*) を3個所に建てている。それぞれの炊事小屋を所有する単位は、基本的には、上位世代の4人の女性キョウダイの個々の子孫（娘および彼女の娘）たちである。そして、日常的な食物の獲得と料理は、それぞれの女性キョウダイの母系集団ごとにおこなわれる。サタワルの人びとは、この集団を *pwukos* のなかの小さなまとまりとみなし、*wosowusu* とよんでいる。*wosowusu* を構成する、最上世代の女性の子孫たちは、Weyisow 居住区のなかでも、空間的にそれぞれ分離した住みわけをしている（図5）。このような性格をもつ *wosowusu* を、ここでは、sub-lineage と規定しておく。

それら3つの sub-lineage は、形態上、個別の財を保有する集団ということになるが、貯蔵用パンノキの実 (*maar*) の製造、島の祭宴への食料の供出、カヌーの建造やカヌー小屋の修復などへの労力の提供などのさいには、Maasané clan の Weyisow lineage として、1つにまとまって行動する。つまり、sub-lineage は、ほかの clan の分節集団 (lineage) のように、対集団外的には、独立した自律集団とはみなされていない。Maasané clan のように、多くの成員人口をかかえる clan (lineage) ないし居住集団においては、分節化して、小集団を形成する動きがみられる。この傾向は、Noosomwar clan の Fááynen lineage にもうかがわれる。12世帯、71人の成員人口をよするその lineage は、2つの炊事小屋を共有する集団に分離している。以上で述べた集団構成員の人口規模を考慮すると、サタワル社会において、財を保有する自律集団は、単世帯による形成・存続が困難であり、逆に、10世帯をこす段階になると分節集団を形成する動きが顕在化するという傾向性を指摘できる。

つぎに、各集団 (clan および lineage) の人口と財の保有数との関係について検討してみよう。ここでことわっておかなければならないのは、土地（ココヤシ林、居住地など）とタロイモ田のすべての面積については、実測していないことである。表3



註

1. øは故人を示す
2. 養子は、すべてこのclanから婚出した男性の娘
3. 6、7、15は、5の息子の娘、8は、10の弟の娘、9は、10の妹の息子の娘。
4. I. II. IIIは、sub-lineageの単位で、Iは、Weyisow、IIは、Fáánimáy、IIIは、Máyikkitにそれぞれ炊事小屋をもつ。
5. この図には、既婚者のみを記入してある。
6. ……は、養取関係を示す。

図5 Maasane clan の sub-lineage

に示したそれらの数量は、サタワルの人びとが、「1区画」としてあげたものをそのまま採用している。図2および表2で明らかなように、サタワル島で固有名称をつけられた土地およびタロイモ田は、それぞれ、194と46個所である。ところが、表3の土地数は、322区画、タロイモ田は、278区画となっている。これは、1個所（筆）の土地が、複数の区画に分割されているからである。その具体例は、あとでとりあげる予定である。そのような条件のもとで、表3から指摘できることは、成員人口の多い

居住集団が相対的に多くの財を保有している点である。

具体例をあげると、clan 全体で最多人口をもつ Noosomwar 集団は、土地保有数で1位、タロイモ田のそれで1位となっている。また、人口数で2位の Yáánatiw clan は、土地保有数で1位、タロイモ田のそれで2位、パンノキの保有本数で2位を示している。逆に人口のもっとも少ない、Piik clan の場合は、土地、タロイモ田の保有で最下位、パンノキの数で7位である。また、lineage (*pwukos*) レベルにおいても、最多人口の Fááynen は、タロイモ田の保有数で、1位、土地のそれで1位を示し、最小人口の Yáánatiw clan の Wenikeyiya は、土地の保有数で14位、タロイモ田のそれで13位になっていることから、clan レベルの結果と同様の傾向がうかがえる。

この集団成員の人口と集団の保有する財の数量とが比例して、相関関係を示すのは、サタワル社会の土地保有の「原理」によって生起する現象である。その詳細な記述と分析は、第IV章と第V章でおこなうが、ここでその原理について簡単にふれておくと、各集団の財が人の移動（婚姻および養取などの契機）とともに集団間を流れることである。つまり、それは、男性が婚入する集団（の子ども）へ、養子の実母が養母の集団へ、それぞれ財を贈与する慣行に基づいているのである。

各集団の財が婚姻や養取を契機に集団間で贈与されるということは、ある集団の婚姻件数と財の保有数とが関連している可能性がある。それで、表3の右端の欄に個々の clan への婚入者とそれらの clan からの婚出者の数を参考までに掲げておいた。それらの数は、サタワルの人びとが系譜をたどれるかぎりの範囲での総数である。最古の clan の場合、現世帯主から7世代を数えることができる。サタワルの婚姻件数の婚出者と婚入者の人数の総数を較べてみると、ほぼ同数となっている。しかし、各 clan ごとでみると、婚入と婚出の婚姻件数は、かなりのちがいがみられる。その相違は、婚姻が起きた時代（世代）や婚入者・婚出者のもつ子どもの人数や性比などの要因によって生ずる性格のものである。

ここで、ある集団における婚入者・婚出者の人数と、財の保有数との関係をみることにしよう。原理的には、婚入者が婚出者より多い clan の方がその逆の場合より、多くの財を獲得することになる。たとえば、婚入者の方が多い Neyáár clan は、現在の人口総数が4位であるのに、ココヤシ木の保有数で3位、パンノキの保有数においては、2位を示しており、その妥当性を肯定できる例もある。しかし、Yáánatiw clan のように、婚出者の方が多いにもかかわらず、財の保有数においては、最上位に位置する例もあり、その関連性はうかがえない。表3の統計からは、ある

clan の婚入者と婚出者との人数の差が、その集団の財の保有数と直接に関連することを指摘することはできない。しかし、個々の集団の各世代における男女の人数などを検討すれば、その関連性を把握できるはずである。その具体的な検証は、第Ⅳ章とⅤ章別稿にて試みることにしたい。

最後に、表3で土地およびタロイモ田の欄に掲載してある、「集団元来の土地」の内容について説明しておこう。サタワルの人びとは、clan ないし lineage で保有する土地を、その集団が「古来から相続してきたもの」と、歴史的経過とともにほかの集団から「贈与されたもの」とに区別している。前者は、できるかぎり、集団内にとどめておきたいという願望がある。しかし、集団の人口の増加、とくに婚出する男性成員にくらべて、女性成員の人数が少ない世代があったりすると、集団本来の土地を分割して、男性成員の婚出する集団に贈与する事態が生ずる。このような事態が多発すると、集団の保有する本来の土地の数は、減少することになる。

表3の土地およびタロイモ田の欄のそれぞれ、右側の欄は、各 clan が、現在保有する集団本来の土地の数を示したものである。それからいえることは、Yáánatiw clan のように、いまだに、「元来の土地」を多く保有する集団もあるが、そのほかの clan においては、「元来の土地」の数は、総数の半数にも満たない。このことは、サタワル社会において、かなりの土地が、集団間でやりとりされている事実を明らかにしている。

ここまでで、表3から数量統計的資料に基づいて指摘できる土地保有の特徴的傾向について述べてきたが、つぎに、一筆の土地の分割と分割された土地を保有ないし使用する権利について述べることにしよう。

2. 土地の分割、贈与と保有

サタワル島は、固有の土地名のある194個所の *pwunék* (ココヤシ林)、*pwukos* (居住地)、と *nukunuwutt* (カヌー小屋周辺の土地) に細分されている。また、タロイモ田 (*pwéén*) は、46個所の固有名のある土地に分けられている。しかし、それらの土地が保有の対象になると、前者は、322区画、後者は、278区画の小区画に、それぞれ分割される。前者において、1個所の土地が複数に分割されるのは、ココヤシ林にかぎられており、居住地やカヌー小屋周辺の土地は、1筆のままである。ココヤシ林は、分割されたとしても2～3区画が一般的である。ここでは、8区画に分割された例をとりあげて、分割が生じた背景、分割された区画の贈与および相続の方式、それを保有ないし使用する権利について考察する。

図6-1で示した土地，Núkúnúpwén（図2の143）は，元来，Yáánatiw clanの固有の *pwunék* であった。それは，現在，8区画に分割され，それぞれ異なる人によって保有ないし使用されている。ここには，17本のパンノキのほか，290本のコヤシが植えられている。総面積は，約19,000 m²である。まず，図6-2を参考にして，Núkúnúpwénの分割の歴史を検討してみよう。

現在，その土地の1区画（B₁）を保有している Nerak (22) から数えて，3世代前に Núkúnúpwén は，Manuon (3)，Naurupiy (4)，Pwitamar (5) の3人のキョウダイによって分割された。Manuon は，Aa, Ab の2区画を婚出先の Maasané clan（の彼の子ども）へ贈与した。彼は，2区画を分与したが，その理由は，彼が多く（9人）の子どもをもったからである。最初に，Aa を贈り，4番目の子どもが生まれたときに，Ab を追加した。その当時，Aa には，コヤシの木が植えられていたが，Ab は，雑木におおわれていたといわれる。これら2区画の土地のうち，Ab は，Manuon の息子 Yatery (6) が，婚出した Noosomwar clan に贈与し，現在，彼の娘の夫 (13') が使用している。彼が Ab を婚出先に贈った理由の一つは，父 (3)

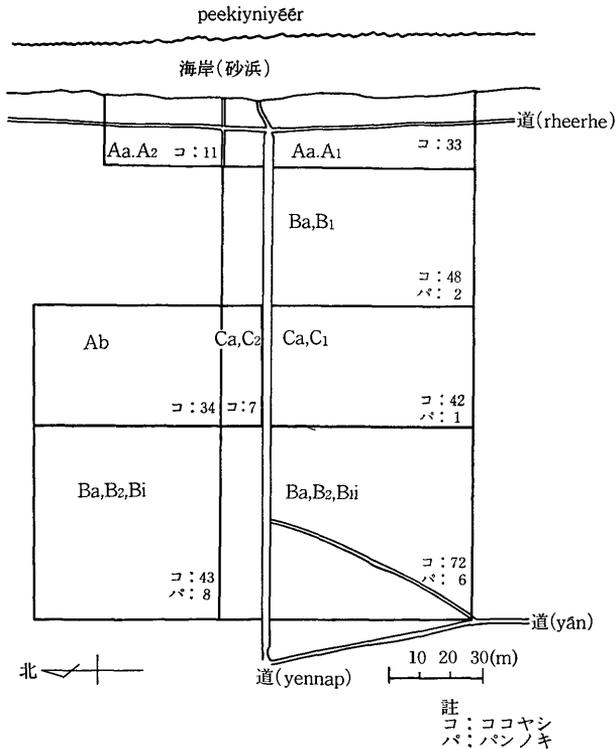
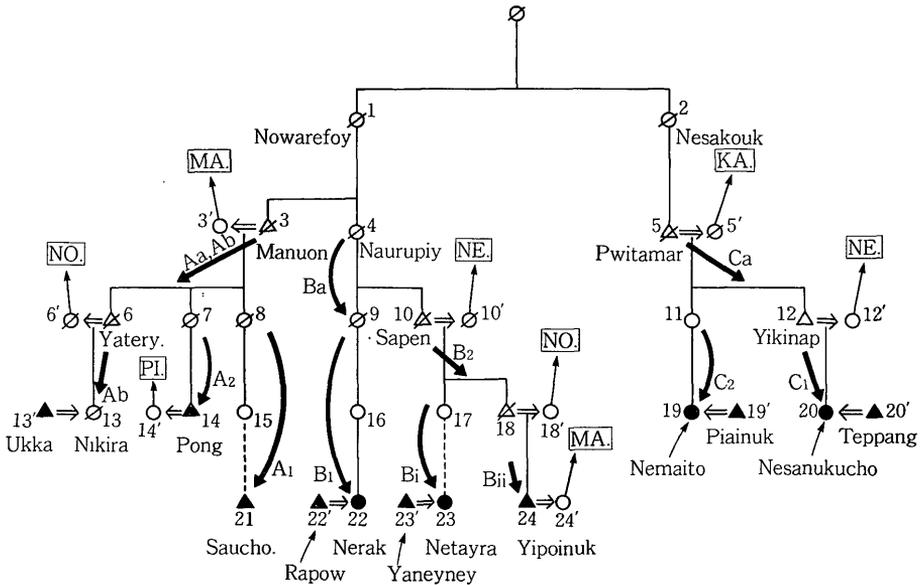


図6-1 コヤシ林の分割



註

1. Aa. A2. Ba……は、図6-1の土地の記号に対応する。
2. MA. NE. KA. NO. PI は、clanの略号。
3. → は、分割したココヤシ林の移譲先を示す。

図6-2 ココヤシ林の分割と系図

とともにその土地にココヤシの木を植えたからである。Aa 土地は、Manuon (3) の子どもたちによって保有されていたが、Pong (14) の婚姻時に2区画 (A₁ と A₂) に分けられ、A₂ が彼の婚出先である Piik clan に分与された。そして、A₁ は、いまでも Maasané clan に残っており、養子に入った Sauchó (21) が使用している。

Pwitamar (5) は、分割した土地 Ca を婚出した Kataman clan に贈与した。その土地は、彼の子ども (11, 12) によって、再分割され、Yikinap (12) が、その一方 (C₁) を婚出先の Neyáár clan に分与した。現在、彼の娘 (20) の夫 (20') が使用している。他方の土地 (C₂) は、Kataman clan に保有されており、Pwitamar の孫娘 (19) の夫 (19') の管理責任のもとにある。それら以外の Yáánatiw clan に残された土地、Ba のうち、現在、この clan が保有しているのは、B₁ の1区画にすぎない。ほかの区画 (B₂) は、Sapen (10) が、婚出先の Neyáár clan の彼の子どもたち (17, 18) に贈った。その土地は、さらに2分割され、Bi が Netayra 夫婦 (23, 23'), Bii が Noosomwar clan の Yipoinuk (24) によって、それぞれ、管理、使用されている。

うえの事例は、4世代まえまで、Yáánatiw clan の「元来の土地」であった Núk-

únúpwén が、分割され、現在、その clan の保有する区画 (B₁) 以外に、Noosomwar (Ab, Bii), Maasané (A₁, A₂), Neyáár (Bi, C₁), Kataman (C₂) の 4 clan 成員によって保有され、直接的に使用されていることを示している。そして、その土地も Aa, Ba, Ca という 3 分割にはじまり、世代の経過とともに、さらに、小区画へと分割をくりかえしてきている。土地の小区画化とその土地を多くの集団が保有するという現象は、うへの事例からうかがえるように、

- (1) 男性は、婚出先の集団（の彼の子ども）に土地を贈り、
- (2) その土地の一部は、子どもの集団で保有（母系的に相続）されるが、息子がいれば、その土地をさらに分割して彼の婚出先へと贈与する、

という分割方法に基づいている点を指摘することができる。したがって、うへの方法が実行されるかぎり、土地は、人（男性）の移動にしたがって、集団間を循環することになる。

タロイモ田の場合も、ココヤシの分割の方法と基本的には同じである。ただ、タロイモ田の場合、固有の名称をあたえられた田の全体が、1つの clan によって「元来の土地」として保有されていることはなく、それが開墾された段階で、すでに、複数の clan によって分割保有されたようである。タロイモ田の面積が広い Wáániyór (図2の T6) の場合は、4つの clan がそこに「元来の土地」をもっている。1個所のタロイモ田にたいして、2つの clan が、「元来の土地」を保有する形態が一般的である。

ここで、Nepwunong のタロイモ田 (図2の T26) をとりあげ、その分割と保有の実態をのべることにしよう。その田は、Sawsát と Neyáár との 2つの clan 「元来の土地」と考えられている。そして、現在、そのタロイモ田を利用している clan は、それらのほかに、5つある。この数は、Nepwunong のタロイモ田を、島の7つの clan が使用していることを示している。さらに、そこに田の区画を保有し、タロイモを栽培している女性の総数は、19人である。ということは、そのタロイモ田は、最低、19区画に分割されていることになる²¹⁾。

Nepwunong の面積は、約 800 m² であるから、1区画の平均は、42 m² の広さである。それら小区画のタロイモ田を保有する女性のうち、Sawsát と Neyáár clan の成員は、それぞれ、4人と2人である。ほかの13人は、Nepwunong を「元来の土地」としない clan の成員である。つまり、その事実は、その土地の区画数のうち、7割近くが、時間（世代）の経過とともに Sawsát と Neyáár clan から、ほかの clan へ贈与されたことをものごとになっているのである。その贈与方法は、前述したココヤシ林

の分割・分与のやりかたと同様、婚姻を契機に、それらの clan の男性が婚出した clan の彼の子ども（女性）へ贈る形態をとる。そして、さらに、つぎの世代には、彼の息子が、そのタロイモ田を再分割して彼の婚出先へ分与する。

ただし、贈与された財の利用においては、贈与されたタロイモ田を保有し、使用するのには、女性（娘）の責任とされる点で、ココヤシ林の場合とは異なる。ココヤシ林の場合は、贈与した当人（男性：父親）が、直接に使用し、彼の死後、彼の息子にそれを使用する権利が譲渡されるからである。このように、父親の集団から贈与された財にたいする保有、管理および使用の権利を子どもの性別によって、区別し、分担するという慣行は、サタワル社会における生業活動の性的分業の制度に関連している。いずれにせよ、以上のココヤシ林とタロイモ田の分割と贈与の事例から、現在、それらの小区画が、多くの集団によって保有されていることが明らかになった。

IV. 50年間の財の保有と移譲

—N. clan の事例—

サタワル社会において、タロイモ田、ココヤシおよびパンノキは、集団間での贈与対象物とされるために、それらにたいする権利が、かなり移動している。移譲は、前述したように、婚姻および婚姻による子どもの誕生、養取などの契機におこなわれるが、ほかに、他島からの居住者の後見や病気治療のお礼などのさいにもおこなわれる。

21) Nepwunong のタロイモ田の分割は、現在の保有者の4世代まえから始まった。Sawsát clan の「元来の土地」のうち、現在、その clan が保有しているのは、1区間にすぎない。あとは、Noosomwar が4区画、Yáánatiw が1区画、Sawén が1区画、Kataman が2区画をそれぞれ保有し、使用している。Neyáár clan のその場合は、Neyáár が保有しているのが2区画で、ほかは、Kataman が3区画、Noosomwat が1区画をそれぞれ保有している。しかし、Sawsát とNeyáár の両 clan は、「元来の土地」である Nepwunong のタロイモ田をすべて、ほかの集団に贈与せず、現在でもいくらかの区画を保有している。その区画は、Nepwunong の中央部に位置し、その面積もほかの区画のそれより、かなり広い。サタワルの人びとは、自分の *yáyinang* が保有する「元来の土地（タロイモ田）」のすべてを、ほかの集団にわたしてはならないと考えている。その理由は、「元来の土地」の中心部を残すことによって、そのタロイモ田の *sipekini yamam fanú* 「土地のほんとうの持主」であることを示すためだといわれる。また、集団が保有するタロイモ田のなかで、もっとも重要な土地の一部は、絶対にほかの集団に分けてはならないと信じられている。これは、キリスト教に改宗するまでは、そのような性格の土地で、タロイモの豊穡儀礼 (*féeriyantúw*) をおこなっていたからである。この儀礼は、呪文を唱えながら、呪薬をタロイモ田の畦にまくものである。その儀礼が実施された田に、ほかの集団の成員が足を踏みいれると病気になると考えられた。そして、この儀礼がおこなわれる田は、肥沃な土壌の田であるので、ほかの集団への分与が、忌避されたと考えられる。以上で述べたことは、ココヤシ林の分与においても実行された。

表4 1931年当時の財の保有状況

	<i>rapin</i> (元来の財)		<i>faang</i> (贈与された財)	
1. ココヤシ林	9箇所	470本	9区画	420本
2. パンノキ	8箇所	106本	9箇所	33本
3. タロイモ田	7箇所		20区画	

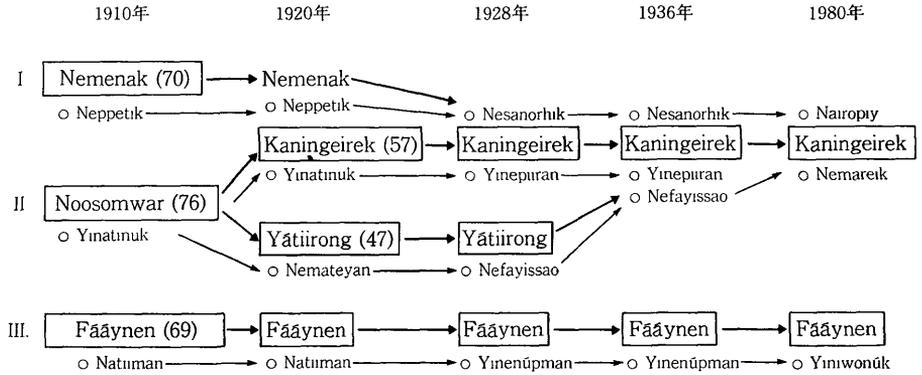
註. 区画は、1箇所の土地を分割した部分をあらわす。

本章では、それらの財産²²⁾が、時間の経過とともに、どれほどの量が、どのような機会に、どのような関係者(集団)のあいだで移譲されるかを具体的事例をとおして考察する。

ここでとりあげる例は、Noosomwar *yáyinang* の1分節集団である Kaningirek *pwukos* の1931年から1980年までの49年間におけるココヤシ林、パンノキとタロイモ田の保有および移譲の実態についてである。表4に示した1931年の資料は、土方の調査資料[土方 1943: 301-303]に基づいて、筆者が、1979年に確認したものである。また、1980年の資料は、筆者が収集したものである。Noosomwar clan は、1910年当時、3つの lineage に分節し、それぞれ異なる *pwukos* に居住していた。それらの *pwukos* は、Nemenak, Fááynen, Noosomwar である(図2の69, 70, 76参照)。そして、1920年ごろに島を襲った台風のために、Noosomwar にいた lineage 成員は、2派に分かれ、Yátiirong(図2の47)と Kaningirek(図2の57)に住むようになった²³⁾。しかし、異なる *pwukos* に居住しながらも、この lineage は、財産を分割せ

22) サタワル語で総称しての財産を指示する語は、存在しない。サタワルの人びとが、彼らの生活にとって大事で価値あるもの(*nomwot*)と考えているのは、土地(*fanú*)、食物(*mwongo*)、品物(*pisshak*)と特別な知識(*roong*)である。土地は、具体的に、ココヤシ、パンノキやタロイモが栽培されている耕地をさし、もっとも重要な資源としてあげられる。そして、「土地は、*mwongo*で、*mwongo*は、人間の背骨(*ráún*)だ」というように説明され、土地とそこからとれる食料資源を同一視することもある。品物のカテゴリーの総称としてもちいられる *pisshak* は、カヌー、釣り道具、手斧、腰布、綿布など、多くの労働力を投下してつくったものないし入手したものを、とくに指示する。秘儀的知識(*roong*)は、伝統的航海術(*ppo*)、占い(*pwe*)、呪業(*sáfey*)、嵐しずめの術(*serawuy*)など、特別な儀礼をとおして伝授される知識の体系をさす[石森 1980: 42]。Goodenough は、トラック諸島の財産の所有と移譲との関連で、土地、家財、家畜を「物質財」、呪術、技術、知識を「非物質財」とに分け、さらに、「物質財」を「生産的財」と「非生産的財」とに分類している。そして、生産的財には、領土、土壤、樹木、礁湖、釜、カヌー、家畜が属し、非物質財には、家屋、道具類、農業・漁業の用具がふくまれると述べている[GOODENOUGH 1951: 34-35]。筆者が本稿で使用する財産ないし財という用語は、Goodenough の分類によれば、基本的には、生産的財に相当する性格のものである。しかし、彼が、領土(領域)と土壤とを区別することには疑問をもっている。そこで、本稿の財産(財)は、具体的には、ココヤシ林、タロイモ田とパンノキを指示することにする。

23) Sawsát clan の居住地である Yátiirong に移り住んだのは、Nemateyan(図8の2)の系統である。その理由は、彼女の夫(図8の2')が Yátiirong の出身者だからである。また、Kaningirek は、Noosomwar clan 土地であり、そこへ移住したのは、Yinatínuk(図8の1)の系統である。



註

1. ()は、図2の地図上の番号。
2. →は、居住区の移動先。
3. ○→は、各年代の居住区における、女性の族長とその権利の移譲を示す。

図7 Noosomwar clan の居住区の移動

ず土地を共有する1つの集団として機能していた。他方、Nemenak の居住者は、人口が減少したために、1928年ころに現在の居住地である Kaningeirek に移り住んだ。また、Yātiirong にいた人びとも1936年に、Kaningeirek の *pwukos* に移動したので、現在では、Kaningeirek の居住区に、Noosomwar *yāinang* の2分節の lineage 成員が共住している（図7参照）。

Kaningeirek に居住する2つの lineage の成員は、*pwukos* を共有するものの、タロイモ田、ココヤシ林、パンノキの保有に関しては、別個の集団として存在している。つまり、移住前に保有していた財産をそれぞれが保有し、炊事小屋も別個に所有している。しかし、島レベルの政治・社会的集団としては、1つの単位とみなされており、毎週土曜日の食物づくりや島の行事などで大きな食料を調達するときには、共同でタロイモやパンノキの実を採取し、1つの炊事小屋を使って調理している。つまり、日常的な経済生活は、別個の集団として営まれるが、大きな労働力や食物の提供が必要となる場合には、1つの集団を形成することになる。

このように、同じ居住区に住む2つの lineage は、状況に応じて、分節と融合とをくりかえす。それらは、社会的脈絡においては、分離されない集合体として機能する性格をもつが、財産の保有、利用などにおいては、独立した自律的集団を形成しているので、ここでは、1920年ころから、Kaningeirek に居住していた lineage と Yātiirong から移住してきた lineage の例をとりあつかうことにする。その lineage は、Noosomwar clan の系譜において、最上位にランクづけられる系統で、clan 全体の

首長 (*sómwoon*) を輩出する。現在は、*Otoniik* (図9の12) が最年長者であるため、首長の地位にあり、次期首長は、弟の *Yipmay* (図9の14) である。

1931年に、この集団が保有していた財産をみると *pwunék* は、18個所で、そこに、植えられていたココヤシは、約890本であった。そして、パンノキは17個所の *pwunék* に139本が存在した(表4参照)。また、27区画にタロイモ田を保有していた。1931年当時、この集団の居住家族の成員数は、*Yátiirong* に15人、*Kaningcirek* に3人であった。

1. 1931年までの財の保有と移譲

1931年段階で、*Yátiirong* に住む *Noosomwar clan* の人びとは、18個所のココヤシ林を保有していた。そのうち、9個所は代々、母系の系統をとおして相続されてきた土地であるが、ほかの9個所の土地にはえてあるヤシの木は、この集団へ婚入した男性の集団から贈与されたものである。サタワルの慣習によると、代々、*clan* ないし *lineage* の成員によって相続されてきた土地は、*rapinífanú* (「元来の土地」, 「幹となる土地」) とよばれる。それにたいして人の移動(婚姻ないし養取など)によって贈与された土地は、*faangéto fanú* (「贈られた土地」)²⁴⁾ とよばれる。つまり、サタワルの人びとは、土地にたいする権利を、*rapin* と *faang* という2つのカテゴリーに分けている。

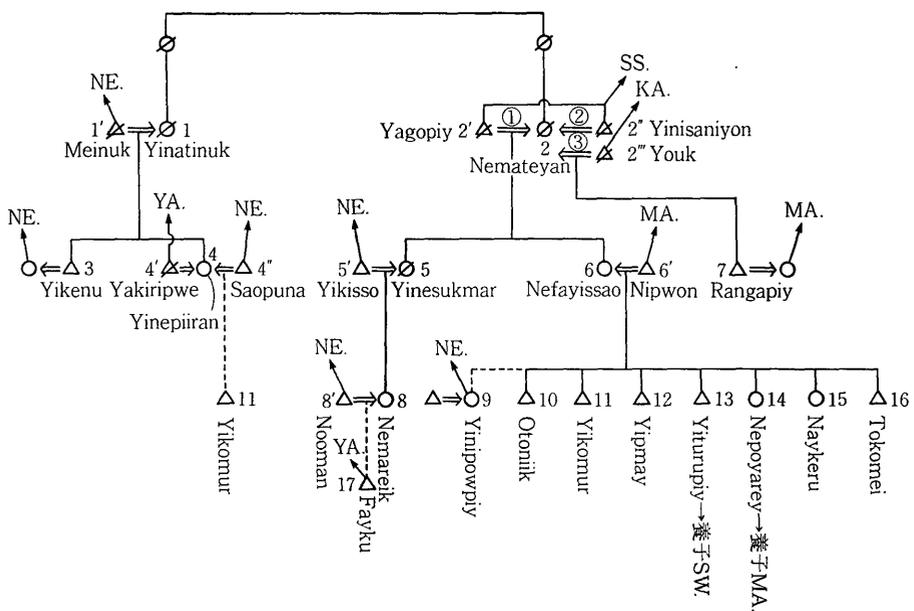
1) 出自集団への贈与財と贈与の方法

rapin と *faang* のカテゴリーによって、この *lineage* が1931年に保有していたココヤシ林、パンノキおよびタロイモ田を分類すると、表4のとおりである。このうち、*faang* のカテゴリーにある財産は、いずれも、2～3世代間に、ほかの *lineage* から、この *lineage* に贈与されたものである。それらの移譲の契機は、婚姻および養取であったので、以下で、この集団に婚入した男性および養子にはいった人びとが、どの程度の財産を贈与したかを具体的に述べることにする(図2, 図8, 表2参照)。

事例1

Yagopiy (2') と *Yinisanion* (2'') は、*Sawsát clan* の成員で、実のキョウダイであり、前者の死後、後者が *Nemateyan* (2) の夫となった。*Yinesukumar* (5) と *Nefayissao* (6) は、

24) サタワル語の *faang* は、名詞としても動詞としても使用される。一般的に、名詞としてもちいられるときは、「そのもの」とか「何かをすること」を指示する接頭辞 *ni-* と接合して、*nifang* というかたちをとる。その意味は、それぞれ、「贈りもの」と「贈ること・行為」である。動詞形の場合は、方向をあらわす接尾辞 *-to* (「こちらへ」) や *-né* (「あちらへ」) といっしょになり、*faangéto*, *faangéné* となる。*faangéto* は、話者の方へものが「贈られてくる」ことをあらわし、*faangéné* は、話者の方からものを「贈る」ことの意味である。



〈Yinatunukの系統
Kaningeirekに居住〉

〈Nematayanの系統
Yatiirongに居住〉

註

1. $\Delta \Rightarrow \circ$ は、故人をあらわす。
2. NE : Neyáar, SS : Sawsát, KA : Kataman, YA : Yáánatiw, MA : Maasané, SW : Sawén の各clanの略で、それぞれ、出自clanを示す。
3. ①、②、③は、結婚の順序。
4. -----は、養取関係をあらわす。

図8 1931年当時の Kaningeirke lineage の系譜

Yagopiy の子どもである。2人のキョウダイは、2個所のココヤシ林(図2の35, 146)のココヤシを合計70本、パンノキ2本(図2の39)およびタロイモ田3区画(図2のT14, T33, T46)を彼らの妻および2人の娘に贈与した。

事例2

Youk (2'') は、Kataman clan 出身で Nematayan の3番目の夫になった。Rangapiy が彼の息子である。彼は、タロイモ田の2区画(T14, T19)を贈った。

事例3

Yikisso (5') は、Neyáar clan の成員で、妻とのあいだに1人の娘(8)をもち、彼の妻および子どもに150本のココヤシのあるココヤシ林(141)と20本のココヤシ(40)および40本のココヤシ林(161)、パンノキ10本(141)、タロイモ田の1区画(T6)をあたえた。

事例4

Nipwon (6') は、Maasané clan の成員で、1931年までに、妻 Nefayissao (6) とのあいだに、5男2女の子どもをもった。彼は、2個所のココヤシ林(40, 127)のココヤシ20本、5個所の土地(29, 45, 46, 127, 181)にあるパンノキ16本を贈与した。そして、3区画のタロ

イモ田 (T3, T9, T30) も彼の集団から贈られている。

事例5

Fayku (17) は, Yáánatiw clan の成員で, Nemareik (8) の養子であるが, 彼の養取にさいし, 彼の母親が1区画のタロイモ田 (T19) を Nemareik に贈った。

事例6

Yinipowpiy (9) は, Neyáár clan の成員で, 最初, Nemateyan (2) の養女となり, Nefayissao (6) の「義理の妹」として育てられていた。彼女の父親は, 養母と類別的キョウダイの関係にあり, Noosomwar clan の成員である。つまり, 彼女は, 父の clan の養子になったわけである。しかし, Nemateyan の死後, 「義理の姉」を養母として Yátiirong pwukos に居住している。彼女の養取にさいしては, 彼女の lineage から5区画 (T6, T29, T35, T36, T42) のタロイモ田と1本のパンノキが贈与された。彼女には, 最初の養母の夫 (2') の lineage から2区画のタロイモ田 (T7, T30) が贈られている。Yinipowpiy の場合は, 前述の Fayku の養取とくらべ, 数倍ものタロイモ田が, 贈与されたことになる。この背景には, 養父 (2') の lineage の女性成員が少なく, そこで保有するタロイモ田の世話をしきれないという事情があったといわれる。

事例7

Nooman (8') は, Neyáár clan の成員で, 1936年以降に3人の息子をもった。彼は, 2個所の土地 (28, 143) にはえている50本のココヤシとパンノキ13本とタロイモ田 (T42) 1区画を彼の妻と子どもに贈与した。

これまでで, Yatiirong pwukos に居住していた Noosomwar clan の1分節集団である Nemateyan (2) の系統の財産の移譲について述べたが, つぎに Yinatinuk (1) の系統のそれについて述べることにする。1931年の時点でこの系統は, Yinepiiran (4) と彼女の夫 Saopuna (4') が Kaningeirek に住んでおり, 彼らには子どもがなく, Nefayissao の次男 Yikomur (11) を養子にしていた。この系統の財産の移譲に関しては, いずれも婚入した3人の男性, Meinuk (1'), Yakiripwe (4'), Saopuna (4') と関連してくる。

事例8

Meinuk (1') は, Neyáár clan の成員で, 1個所のココヤシ林 (106) にはえているココヤシ30本を贈与した。そして, タロイモ田の1区画 (T13) も贈っている。

事例9

Yakiripwe (4') は, Yáánatiw clan の首長で, Yinepiiran (4) の最初の夫である。彼は, 子どもがなかったけれども, 40本ほどのココヤシがはえている土地 (138) および100本のココヤシのある土地 (137), パンノキ5本 (137) を贈与した。しかし, タロイモ田は, 贈っていない。

事例10

Yinepiiran の2番目の夫 Saopuna (4') は, Neyáár clan の首長で, パンノキ2本 (133) とタロイモ田 (T26) の1区画を贈与している。

また, 同一の lineage 内での養取が1例みられるが, Yikomur (11) の場合は, 財

産の移譲がなされなかった。

以上で、Noosomwar clan の1分節集団である Nemateyan と Yinatinuk の2系統のlineage が1931年までに、他の lineage からの贈与によってえたココヤシ林、パンノキおよびタロイモ田について述べてきた。そして、財の移譲の契機や内容が明らかになってきた。ここで、それらの特徴的な側面を指摘すると、つぎの3点をあげることができる。

第1点は、財のなかでも、タロイモ田が不可欠の贈与財で、優先的に贈られることである。贈与された財産の数量を単純に加算すると、ココヤシ林が9区画、パンノキが33本、タロイモ田が、20区画ということになる。ここで注意しなければならないのは、ココヤシ林とタロイモ田においては、固有名をもった1つの土地が、数区画に分割されており、とくにタロイモ田のなかには、前述したように20区画あまりに細分化されているところもあるという点である。したがって、それらの面積の大小については、言及できないが、*rapin* と *faang* の土地（ココヤシ林とタロイモ田）およびパンノキの総数とを比較してみると、数量的には、ココヤシ林とタロイモ田は、かなりの数が集団間を移動していることがわかる。具体的に *rapin* と *faang* の比率は、パンノキが3:1、ココヤシ林が1:1、タロイモ田が1:3である。これからも、とくに、タロイモ田は、小区画に分割されて、贈与される率の高いことがうかがわれる。

2つめは、財の贈与関係が、特定の集団間に集中する傾向である。集団間での財産の移譲つまり婚姻および養取に基づく集団間の関係という観点からみると、Noosomwar clan は、Neyáár clan とのあいだに5件、Yáánatiw clan とのあいだに2件、Sawsát, Kataman, Maasané の各 clan とでそれぞれ1件の婚姻（婚入）ないし養取（養入）の関係をもっていることになる。つまり、特定の集団とのあいだに移譲関係が集中する傾向のあることがうかがえる。この背景には、事例1のように、兄の死後、弟が兄嫁と結婚するレヴィレート婚もみられる。この種の婚姻は、「兄の贈与した財を管理し、兄の子どもの世話をする」という理由で、サタワル社会では、優先され、多くの例数がある。また、父親の clan に子どもが養子にゆくという事例も、この傾向を裏づける要因となっている。

3番めの点は贈与財の数量が婚出者の子どもの有無や人数、およびその地位に関連していることである。多くの場合、とくに婚入者に子どもがいる場合には、ココヤシ林、パンノキとタロイモ田が1セットとして贈与されている。子どもがない場合は、ココヤシ林とタロイモ田の双方ないしどちらかが贈られることが多い。つまり、子どもの有無によって、贈与財の種類と数量にちがいが存在するということである。他方、

子どもの有無にかかわらず、婚入者が *clan* の首長である場合には、ほかの男性とくらべ、より多くの財を贈る傾向がある(事例9, 10)。また、贈与財の数量は、それらの要因のほかに、事例6のように、集団の保有する財の数とそれを使用、管理する成員数とによって左右される性質であることも指摘される。

以上の3点の性格および意味については、次節で考察することにして、ここでは、事例の検討をつづけることにする。

2) 出自集団からの贈与財と贈与の方法

つぎに、1931年の段階で、この *lineage* がほかの *lineage* へ贈与した財産について述べることにしよう。つまり、この *lineage* からの婚出者および養出者がどの程度の財産をほかの *lineage* に贈与したかについてである。それらに関連するこの *lineage* の人数は、4人である。

事例11

Yikenu (3) は、Neyáár *clan* の女性と結婚し、2人の娘(幼死)をもった。彼が、彼の妻および彼の娘に贈与したのは、パンノキ2本(106)、とタロイモ田2区画(T26, T46)である。パンノキは父(1'), タロイモ田 T26 は、姉の夫(4'), T46 は、母の妹の夫(2') がそれぞれ持参したものである。

事例12

Rangapiy (7) は、Noosomwar *clan* の首長で、Masané *clan* へ婚出し、1人の娘(幼死)をもった。彼は、ココヤシ林を1個所(146)、パンノキを2本(143)とタロイモ田2区画(T2, T30)を、妻の *lineage* に贈与した。ココヤシ林は、「義理の父」(2'), タロイモ田(T30) は、「義理の姉」(9) の *lineage* からそれぞれ贈与されたものである。

事例13

Yiturupiy (13) は、Sawén *lineage* へ養子に出たが、そのさい、母親(6) は、タロイモの1区画(T19)をつけてやった。彼が、後年、養取先から Yáánatiw *clan* へ婚出したときにも、母親は、ココヤシ林の1区画(69)、パンノキ2本(181)とタロイモ田の1区画(T19)を婚出先に贈与した。このタロイモ田は、事例5で Fayku の養取のさいに、Yáánatiw *clan* から贈られたものである。

事例14

Nepoyarey (14) は、父親(6') の姉(Masané *clan*) に養取された。このとき、母親は、タロイモの1区画(T20)をつけてやった。しかし、彼女は、養取後、数年して自分の *puukos* に帰り現在にいたっているが、贈与したタロイモ田は、養母の保有となっており、現在でも養母の娘が使用している。

以上の4つの事例にみられる財の移譲の内容は、基本的には、前述した事例の性格に共通する。養取および婚出による財の贈与に関して、とくに、つぎの3点を特徴的の性格としてあげることができる。

1つは、養子にでた子どもが、成人後、養取先から婚出するときには、養子の生家

の lineage からその婚出先に財の贈与をおこなっていることである。サタワル社会での養子は、養取後、養親の lineage の成員として生活することが義務づけられている。しかし、養子は、養子自身の lineage の成員権を失うことなく、彼の生まれた lineage の財を使用する権利も保持している。つまり、養子は、実親および養親の lineage の双方に帰属することになり、実親の lineage から婚出時には、財の分与をうける権利をもっているのである。

2 つめは、養取のさいに子どもの実親から養親に贈られた土地は、子どもが成人に達するまでに養親のもとを逃げだした (*yósuné*) 場合、実親の lineage へ返却されないという点である。養取を契機におこなわれる土地の贈与は、養子となった子どもの「食べものをうるため」と同時に、「養親の世話にたいするお礼」とみなされている。そのために、養親が養子の幼少期の面倒をみたにもかかわらず、養親のもとから去ることは、養子が養親への「気持がない」ということになる。したがって、養親は、養子の「扶養」(*yómmonaar*) の代として、実親からの土地を保有することができる。

3 つめは、この lineage からの婚出者（男性）が、彼の妻および子どものあたえる財は、彼の父、姉の夫などが贈与してくれたものを優先する点である。この集団からの贈与財のすべてが、ほかの集団から贈られたもので占められるわけではないけれども、集団の元来の土地 (*rapin*) よりも、集団へはいつてきた土地 (*faang*) を、優先的に贈与する傾向がうかがえる。このことは、「*rapin* の土地は、*yáyinang* の *mwongo*（食料）だから、よそへ *faangéné*（贈与）しない」というサタワルの人びとの考えに基づいている。集団固有の土地を確保するという指向性は、サタワル社会の *wununun*（「規範」）でもあるが、現実には、第Ⅲ章の表3でみたように、各集団が現在保有する *rapin* カテゴリーの土地は、全体の半分にもみたくない。

1931年時点で、この lineage から他の lineage へ贈与した財産は、ココヤシ林1箇所、パンノキ4本、タロイモ田6区画ということになる。これらの数を、前述したこの集団に贈与された数量と比較すると、後者の方がはるかに多いことが指摘される。サタワル社会においては、事例でも明らかのように、それらの贈与が、主として、婚姻および養取を契機に実施されるので、財の移譲の多寡は、ある集団への婚入者、養入者の人数とそこからの婚出者、養出者のそれとの差に対応する。つまり、集団にとって、男子成員よりも女性成員の方が多ければ、多いほど、ほかの集団から多くの財を獲得することができる。したがって、Noosomwar clan の Kaningerek lineage の場合は、1931年の時点では、婚・養入者の方が婚・養出者より多いので、それ以前より多くのココヤシ林、パンノキ、タロイモ田をうることができたことになる。

この段階での土地の移譲で気がつくことは、土地を贈与された集団と贈与した集団とのあいだには、それが生起する以前に2集団間ですでに土地の移譲関係が存在したという点である。これは、集団間の婚姻および養取の問題と密接に関連してくる。たとえば、Yinipowpiy (9), Nepoyarey (14) は、それぞれ父親の lineage へ養出しているし、Rangapiy (7) は、自分の姉の夫 (6') の lineage へ婚出している。このように、土地の移譲は、ある集団から他の集団へ一方的になされるのではなく、2集団間で時間(世代)をたがえたり、同世代において男性を交換したりする方法によって、相互におこなう傾向がみられる。この傾向は、まえで指摘した、土地の移譲が特定の集団間に集中するという結果に反映している。

2. 1980年までの財の保有と移譲

前節で記述した事例によって、サタワル社会におけるおおまかな財の移譲の契機およびその内容が明らかになった。

本節では、1931年以降、1980年までの49年間に、Noosomwar Kaningirek lineage でおこなわれた財(ココヤシ林、パンノキ、タロイモ田)の移譲の実態を考察する。最初に、表5と図9を参照しながら、数量的傾向について述べることにする。そして、つぎに前節の事例には、みられなかった移譲の実例を紹介し、その性質を検討する。

表 5-1 50年間に Kaningirek lineage にはいった財

	人 名	系図 番号 (図9)	ココヤシ林			パンノキ		タロイモ田	
			地図番号	個所	ココヤシ 本数	地図番号	本数	地図番号	区画数
1	Nooman	1'	28, 143	2	50	28, 143	13		
2	Fanak	16'	12	1	20	38	1	T34	1
3	Rumay	17'	28, 138, 152	3	240	28, 35, 51, 73 138, 152, 182	18	T1, T32	2
4	Rapok	19'	174	1	270	41, 118, 134	3	T10	1
5	Manganiik	34'	113	1	50	35, 41	2	T16	1
6	Fiti	24						T6	1
7	Netawerechip	10						T6	1
8	Naipokuman	34				28	1	T6	1
9	Namoniik	23				134	1	T6	1
10	Sao	21				28	1	T6	1
	Niko	22							
	計			8	630		40		10

註 1. 系図(図9)には上記の婚入者のほかに2人の婚入者がいるが、Moses(10')は、他島出身者、Francis(29')は、結婚して間もなく、まだ財を贈与していない。

2. ココヤシの数量は、インホームントの指示による。

表 5-2 50年間に Kaningeirek lineage から出た財

	人 名	系図 番号 (図9)	ココヤシ林			パンノキ		タロイモ田	
			地図番号	個所	ココヤシ 本数	地図番号	本数	地図番号	区画数
1	Otoniik	12				122,127	3	T7	1
2	Yipmay	14	161	1	30	141	2	T6	1
3	Yiturupiy	15	69	1	30	181	2	T6	1
4	Tokomey	18	111	1	60	189	2	T6	1
5	Yipoinuk	6	143	1	70	122,127	2	T7, T42	2
6	Recho	8						T6, T26	2
7	Rappow	9	127	1	20	143	2	T14, T35	2
8	Yaisouman	25						T6	1
9	Puitak	3	114	1	30	71	2		
10	Roman	4	146	1	(40)	106	(1)		
11	Yachime	7	126	1	40			T45	1
12	Namenuk	26							
	Junia	28						T9	1
13	Tomeita	43							
	Emoinuk	35						T6	1
14	Sauchoman	36						T26	1
15	Yinipowpiy	11						T6, T35, T42	3
16	その他					127	2	T9, T40	2
	計			8	280		8 17		10 20

- 註 1. Rappow (9) は、同じ clan の Fááynen lineage へ養取られ、そのとき、T14 を贈与した。
 2. その他の内訳は、同じ clan の成員が養出したときに贈与したり、使用しなかったために、同じ clan 成員に没収されたりしたものである。
 3. ココヤシ数量は、インホームントの指示した数である。
 4. () は、贈与して、取り返したので統計に加算していない人。

1) 贈与財の数量統計的傾向

49年間に、この lineage が他の lineage から贈与をうけたココヤシ林は、8個所で、ココヤシの総本数は、630本である。同様にパンノキは40本、タロイモ田は、10区画となっている。そして、それらの移譲の契機となる婚姻および養取による人の移動をみると、婚入者が7人、養子が5人である。婚入者のうち、ココヤシ林を贈与しなかった男性が2人おり、逆に3個所ものココヤシ林を贈った男性が1人いる。つぎに、この lineage から他の lineage へ贈与した財をみるとココヤシ林が8個所、ココヤシの数が280本、パンノキが17本、タロイモ田が20区画である。それらを贈与したこの lineage からの婚出者は、11人、養出者は、6人を数える。

婚出者および養出者17人にたいし、贈与したタロイモ田の区画が多いのは、Noos-

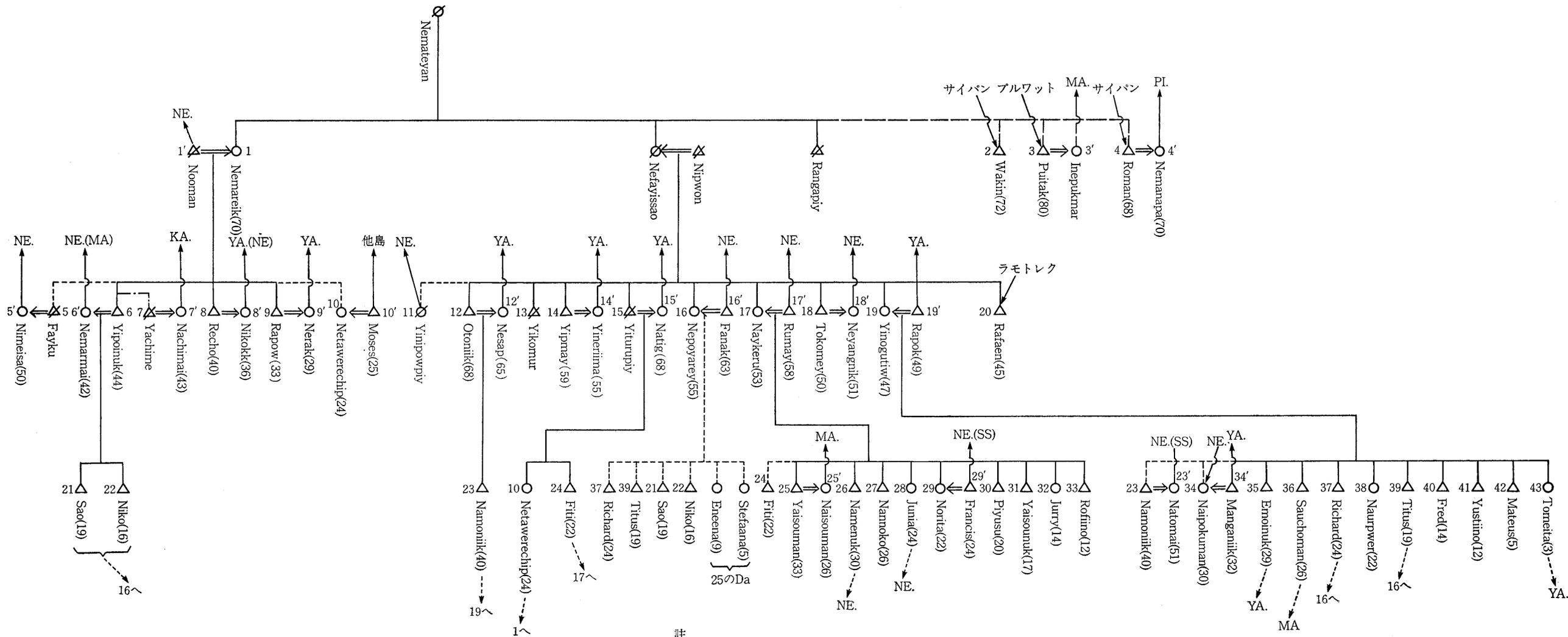
omwar clan の別の系統 (Fááynen lineage) の成員に分与したり、他の clan にとり返されたタロイモ田が5区画も存在するからである。また、婚出者のなかには、サタワル島で生まれたこの lineage 成員のほか、他島から来た同じ clan 成員(2人)や非血縁者(1人)もふくまれている。いずれにせよ、この lineage が49年間に獲得した財の数量と贈与したそれとをくらべてみると、ココヤシ林は、贈与したものと入手したものとが同数なのにココヤシの本数は、贈与したものが350本も少なくなっている。そして、パンノキは、獲得した方が、贈与したものより13本多い。それにたいし、タロイモ田は、贈与した区画数が、えたものの2倍にもなっている。

このような数量的データから、まず、この集団においては、婚出・養出者の人数が婚入・養入者のそれよりも多いので、ココヤシ林とタロイモ田は、獲得した数より贈与した数の方が多いという点が指摘できる。しかし、ココヤシおよびパンノキの数量に関しては、それらとは逆の結果になっている。この不一致は、前節でもふれたように、贈与と財の内容および数量が、婚姻、養取の件数と対応する側面とともに、婚入(出)者がもつ子どもの人数の多寡という要因にも関連してくる。つまり、一定区画のココヤシ林とタロイモ田は、基本的な贈与財であるが、ココヤシの木とパンノキは、状況(子どもの数の増加など)に応じてそれら自体が(土地と分離して)移譲の対象物とされるのである。

つぎに、財の移譲がおこなわれる集団間の関係についてみることにしよう。1931年の段階でも、財の贈与が特定の集団に集中する傾向が顕著であったが、この49年間においても同様な傾向が指摘される。Kaningeirek lineage への婚入者、養入者の出身 clan は、Neyáár clan から5人(婚入3人、養入2人)、Yáánatiw clan から4人(婚入1人、養入3人)である。それ以外の clan からは皆無で、島外から2人が婚入している。この lineage 成員の婚出・養出先をみると、Yáánatiw clan へ6人(婚出4人、養出2人)、Neyáár clan へ5人(婚出2人、養出3人)、Maasané clan へ4人(婚出2人、養出2人)、その他の clan へ婚出者2人という結果である。このように、この集団と婚姻および養取の関係を結ぶ他の集団は、ほとんど Neyáár, Yáánatiw, Maasané の各 clan によってしめられていることがわかる。1931年までの事例でも、それら3集団との関係が存在しており、現在にいたるまで、その関係が存続していることがうかがえる。

2) 財の移譲と贈与財の意味

以上で、49年間における財の移譲についての数量的な動向が明らかになってきた。以下では、いくつかの具体的事例を述べながら、財の移譲についてのサタワルの人び



- 註
1. \emptyset は、故人を示す。
 2. ----- は、養取関係を指示する。
- - - - - は、擬制的キョウダイ関係
--- は、他島出身のclan成員
-----> は、養出先をあらわす。
 3. NE(MA)は、NE clanの成員だが、MA clanへ養取されたことを示す。
 4. (70)は、年齢をあらわすが、40歳以上は、推定による。

図9 Kaningcerek lineage の系譜

との考えかたを考察することにしよう(図10)。

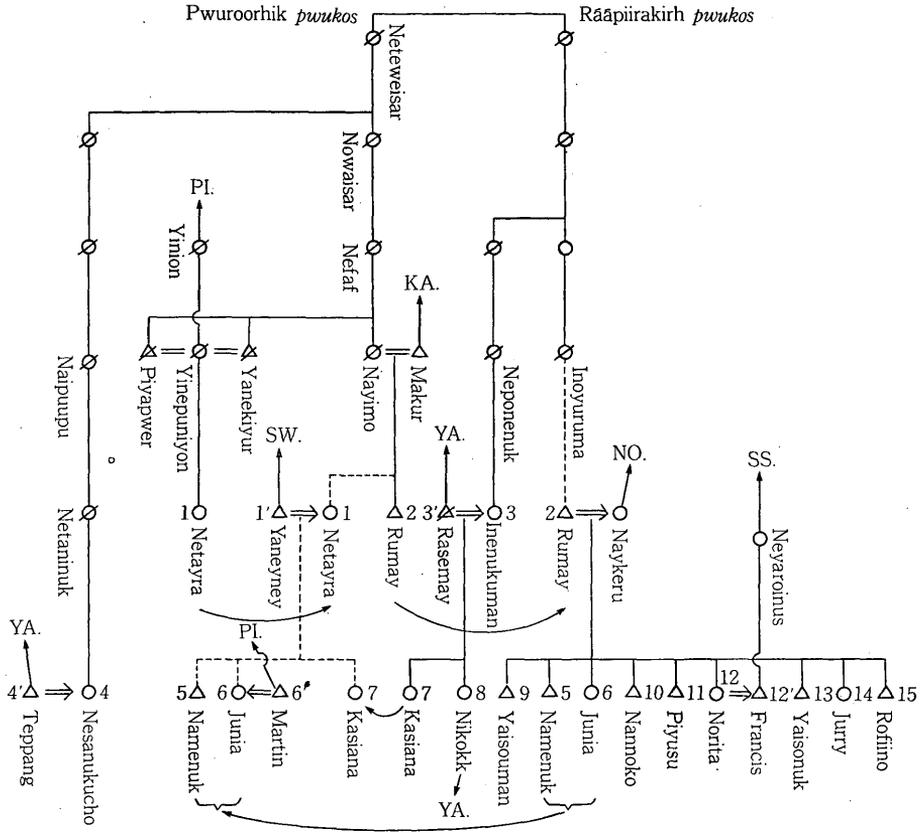
事例15

Rumay (2) は、Neyáár clan 出身者でこの lineage へ1947年に婚入した。彼は、現在までに、妻 Naykeru (2') とのあいだに8人の子どもをもうけている。そして、3個所のココヤシ林(ココヤシの総数240本)、18本のパンノキ、2区画のタロイモ田を贈与している。彼が贈ったこれらの財の数量は、サタワルの男性が妻および彼の子どもの集団に贈与する平均的数量からみれば、かなり多い。それらを彼に分与した彼の親族関係者は、5人にのぼる。また、贈与した時期も一度にではなく、数次にわたっている。そこで、図10を参照しながら、それらの贈与財および贈与した関係者を詳細に検討してみよう。

Rumay は、現在、島の第1位の首長の地位にあるが、1人息子のために、彼の lineage を継承する実の女性キョウダイがいない。そのために、彼の母親(16)は、彼女の兄の娘 Netayra (1) を養女にして、この lineage の財の実質的管理をまかせた。Rumay は、1人息子であるにもかかわらず、母の「姉」(17)へ養子として乳幼児のころからひきとられ、そこで育った。彼の養子先は、同じ Neyáár clan ではあるが、土地およびその他の財産の保有を異にする別系統の lineage である。Rumay の「義理の姉」になる Netayra にも子どもができなかったために、Rumay は、自分の次男(5)と長女(6)とを養子として自分の生家におくった。現在、Rumay の生まれた *puukos* に住み、彼の lineage の財を直接的に管理・使用しているのは、Netayra 夫婦(1, 1')と Rumay の長女夫婦(6, 6')と次男(5)および Nesanukucho 夫婦(4, 4')と養女 Kasiana (7) の8人である。

Rumay は、Noosomwar Kaningcerek の女 Naykeru と結婚したとき、Netayra (1) と彼の養母(17)から1区画ずつのタロイモ田(T1とT32)を譲りうけて、妻に贈与した。そして、彼は、父(16')がもって来た70本のココヤシとパンノキ1本が植えてあるココヤシ林(152)を Netayra の了解をえて、妻の集団にもってきた。そのほかに、Rumay が毎日身体に塗るための油をとるココヤシの木2本を彼の父の lineage からもらい、持参した。サタワル社会では、男女を問わず、水浴びのあと身体にコプラを絞ってその油をつけるのが習慣となっている。このコプラ油をとるココヤシは、*núnungapit* (「身体塗布用ココヤシ」)とよばれ、森にあって食用ないしコプラをつくる目的で利用するココヤシとは区別され、家やカヌー小屋の近くにあるものにかぎられる。とくに、成年男性の場合、航海術、カヌー建造術などの秘儀的知識を修得した男は、自分専用のココヤシを確保することが義務づけられている。これは、伝統的知識の保持者が、それらを保持しない男性や女性との共用を禁ずるというタブーに基づくからである。とにかく、サタワル社会においては、成人男女は、自分の身体につけるコプラ油をとるココヤシは、自分の父の lineage の保有するココヤシからえなければならぬとされている。

このように、Rumay は、結婚とほぼ同じ時期に、1個所のココヤシ林、身体塗布用のコプラを採取するココヤシ2本と2区画のタロイモ田を、妻(の集団)に贈った。それから、長子が生まれたときに、50本のココヤシと7本のパンノキのはえているもう1個所のココヤシ林(28)を贈り、4番目の子どもが生まれてから、さらに、120本のココヤシ林(138)を Netayra に話して妻の集団に分与した。その後も、子どもが生まれると、彼の clan 成員で女性キョウダイにあたる Yinenukuman (3) から、4本、Netayra から3本のパンノキが、それぞれ妻の集団に贈られている。



註

1. ○ △ は、故人を示す。
2. → は、養取先を示す。
3. ----- は、養取関係をあらわす。
4. YA. SW. NO. SS. KA. PI は、それぞれ、clan名の略号である。
5. Rumayの子どもの三男以下の順序は、出生順に従っていない。

図10 Rumay (Neyáár clan) を中心とする系譜

以上で、Rumay が結婚後、彼の妻の集団に贈与した財の内容とそれらを贈った親族関係者、および贈与の時期を述べた。この事例において、サタワル社会の財の集団間での移譲に関して、注目すべきいくつかの側面が明らかになってきた。

まず、第1点は、Rumay が贈与した財が非常に多いことである。彼の説明によると、それは、彼の生まれた lineage が、Neyáár clan で首長をだす系統であり、多く

の土地を保有しているのに、lineage の成員が少ないことと、彼の子どもが多いからだとのことである。このような傾向は、Rumay の場合にかぎらず、サタワル社会において、婚出先で多くの子ども（実子、養子をとわず）をもった男性の場合にもみられる。つまり、結婚を契機におこなわれる財の移譲の数量は、男性の lineage および clan の財の保有状態と彼が婚出後にもうける子どもの人数とによって規定されるということが出来る。

第2の点は、財の移譲の時期が婚姻のすぐあと、子どもの出生時というように、数次におよんでいる点である。サタワルの人びとは、結婚時のタロイモ田とココヤシ林の贈与は、婚入した当人の *mwongo* 「食べもの」をとるためのものと考えている。つまり、婚入者の食料を獲得するためのタロイモ田であり、ココヤシ林ということになる。しかし、贈与財のなかでも、男性の婚入時に、とりあえずタロイモ田の1区画と身体塗布用のココヤシの木、1～2本を男性の集団から妻の集団に贈与するのが、一般的な方法とされている。このことは、婚姻だけでなく、養取の場合にもひろくみられる習慣である。そして、タロイモ田のほかの財（ココヤシ林やパンノキ）の移譲は、子ども誕生とともに順次おこなわれる。

この事例の場合、財の移譲が、3つの時期におこなわれているが、それを決定する権限は、あるときには、婚出者自身であったり、彼の女性キョウダイであったりする。これについて、サタワルの人びとは、一定の方法をつくりだしている。Rumay の場合、父親が持ちこんだココヤシ林は、結婚時に彼の妻（の集団）に与えている。このように、婚入者（父）から贈与された財を直接に管理し、使用する権利は、父の子どもにゆだねている。彼は、1人息子であったために、父からのココヤシ林の処分は、彼1人で決めることができたのである。

ところが、彼の lineage の保有するココヤシ林やパンノキ、タロイモ田に関しては、彼独自の判断では、決められない。実際に、それらの財は、婚入および養入して、彼の lineage に住んでいる人びとによって、利用されている。そのために、lineage の男性が、自分の lineage の財を彼の婚出した lineage に贈る場合には、lineage 成員の了解をうることが不可欠である。一般的なやりかたは、ココヤシとパンノキについては、lineage の首長（男性）、タロイモ田の場合は、lineage の女性の最年長者に申し出なければならない。それから、lineage の首長および女性の首長が、lineage の成員の合意をえたうえで、贈与を承認する。

このさいに問題になるのが、婚出した成員が、彼の妻および彼の子どもの集団に贈与する財の数量についてである。ある出自集団の財の移譲がおこなわれるさいには、

多くの場合、lineage 成員の成人男女によって *mwichen puukos* (「lineage の集会」) がもたれ、その場で検討される。たとえば、婚出者で多くの子女をもつ男性は、より多くのココヤシ林やパンノキを要求し、彼の母親も彼の要求に同調する場合でも、lineage の首長は、lineage の成員や子ども的人数などを考慮して、贈与する財の規模を決める。また、男性キョウダイからタロイモ田の追加を求められた女性は、lineage の女性成員と話し合い、女性族長の判断をおおぐ。このように、lineage の財産に関する最終的な処分権は、ココヤシ林とパンノキに関しては、男性首長、タロイモ田については、女性首長が掌握している。

まえてもふれたが、lineage へ婚入した男性(父、母の父など)の財については、その男性の実の子どもが、彼らの判断によって処分することが可能である。このことは、サタワルの人びとが、子どもの誕生後に、贈与したココヤシ林やパンノキは、「子どもの *mwongo*」のためであるという説明と関連してくる。形態上は、夫が妻の集団へ財を贈与するのであるが、実際には、夫は、自分がもちこんだココヤシ林やパンノキの手入れやそれらの実の収穫をおこなう。タロイモ田は、妻が使用して、タロイモの栽培に責任をもつ。そして、子どもが成長し、成人になると、それらの使用および管理は、子どもたちにまかされる。

たとえば、タロイモ田の場合、夫から贈与された田は、彼の妻によって優先的に利用されるが、娘が成人に達するとその田を使用する権利が娘にゆずられる。そして、それ以降、その田は、娘(長女)の保有対象物とみなされる。このように、ある lineage の財は、lineage の所有ないし保有するものと父親(と母親)を同じくする子どもたちの保有するものとに類別されるのである。そして、後者の処分権は、lineage 成員全員によってでなく、父母を共通にするキョウダイにゆだねられる。つまり、1つの lineage が保有する財は、それにたいする所有ないし使用の権利において、2種類の性格が存在することになる。

第3の点は、財の贈与が婚姻関係の成立した当事者 lineage (2つの lineage) 間だけでなく、親族関係のあるほかの lineage をもまきこむことである。この事例において、Rumay は、彼自身の lineage の財のほかに、彼の父親の lineage、彼の養母、そして彼と同じ clan であるが別系統の lineage からココヤシ、タロイモ田、パンノキをもらい、妻の集団に贈与している。Rumay の場合は、同じ clan 成員(女性)に男性が養取された例であるが、異なる clan (主として父の)に養取された男性でも、養母の lineage から財の贈与をうける例は、数多く見られる。つまり、サタワルの養取慣行において、男性が養母の lineage から、ココヤシ林ないしタロイモ田を分

与してもらい、婚出した（妻の）lineage に贈与することは、当然の権利とみなされている。

他方で、養取関係がなくても、同じ clan の成員だからという理由で、ある lineage が、他系統の lineage の男性成員の婚姻時に、タロイモ田やパンノキを贈与することがある。この事例においては、Inenukuman (3) が、Rumay に4本のパンノキを贈ったような場合である。この様式の財の贈与は、同じ clan 内で、人口のわりに多くの財を保有している lineage から、財の少ない lineage の成員にたいしておこなわれるのが一般的である。このことは、各々の lineage の財が、前述したように、基本的には、lineage 単位で保有されるものと父親を共通にするキョウダイ単位で保有されているものとで構成されているけれども、ときによっては、分節化したいくつかの lineage の集合体である clan のレベルでも、財の融通がなされることを示している。つまり、基本的には、財産の保有単位として機能していない clan が、各 lineage の財産の保有の不均衡を調節する集団として顕在化するのである。

3) 島外出身者の財の獲得方式

いままでの事例は、サタワルの人びとの財の取得、および贈与のありかたを示すものばかりであった。つぎに、サタワル島への来島者が、この島の財にたいする権利を獲得した例をとりあげることにしよう。

事例16

Noosomwar Kaningerek lineage には、他島で生まれた同じ clan の4人の男性が帰属している（図9参照）。Wakin (2), Puitak (3), Rafaen (20), Roman (4) である。Wakin は、サイパン島生まれで、1939年にサタワル島へ来た。彼は、サイパン島で母親から、サタワル島に同じ clan の人びとが住んでいることを聞き²⁵⁾、日本の貿易会社の仕事をしながら、ヤップ島へ来た。そこで、サタワル島から出てきた同じ clan の男 (Y) と知り合い、サタワル

25) サタワル島をふくめ、中央カロリン諸島の住民の一部は、1810年ころにサイパン島へ移住したといわれる。それは、この一帯をおそった台風によって、島に海水があがり食料が枯死したからである。その当時、サイパンを無人島であった。その理由は、マリアナ群島を植民地としていたスペインが、18世紀にキリスト教を布教するために、サイパン島にいたチャモロ系の人びとをゲーム島に強制移住させたことによる。サタワル島の航海者たちは、そのころから、スペイン人から金属器などを入手する目的で、大型帆走カヌーを駆使してゲーム島へ航海し、サイパン島の状況を知っていた。サタワルの人びとは、台風のあと、島の人口を2分し、半数がサイパン島へ、あとの半数が島に残留したと伝えられている。そのために、現在でも、サイパン島に居住しているそのときに移住したカロリン系の人びとの子孫とサタワル島の住民とのあいだでは、系譜関係をたどることができる。本稿でとりあげている Karingerek lineage は、19世紀後半に、サイパン島から帰島した女性の子孫によって構成されている [McCoy 1976; 須藤 1979]。また、サイパン (Saipan) の語源は、トラック系言語の saypéen に由来し、say (「カヌーによる航海」) と péén (「何もない土地」) との合成語で、「人のいないところへの航海」の意味であるといわれる。

島にはいった。彼は、ヤップであった男に、彼の母親の名前やサイパン島の彼の clan の系譜をかたった。それで2人は、同じ clan に属し、キョウダイにあたることが相互に確認できた。彼は、サタワル島において、彼の clan の首長から、彼が責任をもつべき土地を分けてもらい、雑木の伐採、ココヤシの植樹などの仕事に従事した。そして、食事も lineage の女性たちが用意したものをとり、lineage 成員として生活を続けた。

Puitak (3) は、サタワル島の東方に位置するプルワット (Puluwat) 島で生まれたが、父親がサタワルの出身者であるので、15歳のころにサタワル島へ来た。そして、彼の clan が Noosomwar clan と同じであったために、Kaningeirek lineage の成員とみなされた。彼は、20歳のころに Maasané clan の女性と結婚し、そのときに、この lineage から、ココヤシ林 (114) をもらい、妻に贈与した。彼と妻のあいだには、子どもがいないが、4人の養子をとったので、Kaningeirek lineage からパンノキ2本を贈与した。

Ramon (4) は、サイパン島生まれの男で、西隣のラモトレク島へ来て結婚した。彼の妻の母親がサタワル島の Piik clan の出身者であったため、彼は妻といっしょに1960年ころサタワル島へ来た。そのとき、彼は、自分の *yáynang* が Noosomwar であるとかたったので、Kaningeirek lineage の人びとは彼のいったことを信じて、彼の世話をした。そして、彼が Piik clan の女性と結婚していたので、この lineage では、彼の妻の lineage にココヤシ林 (106) と1本のパンノキを贈与した。Ramon と同じサイパン島出身の Wakin は、1947年ころからサイパン島へ帰り、潜水夫の仕事をしていたが、身体を害して1969年にサタワル島へもどってきた。

Wakin は、島に帰ってから、Kaningeirek の人に、自分の土地 (106) がどうなっているかをたずねた。この土地は、彼が最初に島へ来たときに、この clan の首長であった Rangapiy (Y) から、使用と管理の責任をまかされ、雑木林を切りひらいてココヤシやパンノキを植えたところである。しかし、その土地をサイパンから来た Ramon にくれたことを聞いた Wakin は、Ramon が Noosomwar の人でないことを知っていたので、Kaningeirek の人びとにその件を教え、Ramon の系譜を確かめなかったことをせめた。そして、彼は、Piik clan へ贈与した土地をとり返すことを主張した。

彼は、ある日、その土地へ行き、Piik clan の人びとが集積してあったココヤシの実を割ってコプラをつくり始めた。Wakin のこの行動を見た Piik clan の人びとは、彼の“不法”な占拠に抗議した。それで、彼は、Piik clan の人びとに、自分のしていることがまちがっているなら、サイパンの男 (Ramon) にこの場へ来て“決闘”するように伝えろといった。この Wakin の実力行使で、Ramon が出自を偽っていた (*yátuptup*) ことが判明し、その土地は、Kaningeirek lineage に返却された。この事件のあと、Ramon 夫婦は、ラモトレク島へ帰った。

うへの事例は、よその島からの訪問者が、自分の clan とサタワル島の clan との名称や系譜関係を確認・同定することによって、この島の clan へ帰属できることを示している。そして、同じ clan 成員であることが確定すれば、来島者であっても clan の保有する土地にたいして、島で生まれた clan 成員と同等の権利を行使できることを明らかにしている。

ヤップ島からトラック島にいたるカロリン諸島の人びとにとっては、他島を訪問す

る場合に自分と同じ clan が訪れた島に存在するか否かが最大の関心事となる。そのため、どこの島に自分と同じ祖先を共有する人びとがいるか (*woofanú*)、祖先がどの島から移住してきたか (*rapiyton fanú*)、祖先の系譜がどのようにつながっているか (*wuruwowun yáyinang*) などの知識は、人びとにとっての必須の修得事項である。

この地域の島社会では、他島からの訪問者 (*waasuna*: 「カヌーないし船で来た人」) は、島に上陸するとかならず海岸にある集会所で、島の首長に出身地、来島の目的などをつける。それから、自分の clan 名をかたり、関係する clan が存在すれば、その clan の人びとに、前述の3事項を述べる。相互に、同一の clan 成員であることが判明すれば、島の clan 成員の居住地で生活することが許可される。しかし、同じ clan がない場合には、島に滞在中、集会所兼カヌー小屋を客舎として寝起きし、首長の指示で島の人びとが提供する食事をとることになる。そして、彼らが島の中を許可なく動き回り、島の人びとの家に立ち寄り、食事をするなど、厳しく禁じられている。

事例17

1965年ころ、トラック諸島の南東に位置するナモルック (*Namoluk*) 島から、2人の青年がサタワル島へやって来た。彼らは、プルワット島にいる同じ clan の人びとのところに寄留していたが、サタワル島へ来るカヌーに便乗して、島を「見物」するつもりで訪れたのである。そのうちの1人、*Yachime* (7) は、サタワルに来てカヌー小屋で起居しているうちに、サタワルの青年、*Yipoinuk* (6) と気が合い、「友達」(*mareyar*) になった。そして、*Yipoinuk* は、ナモルック島の友人を家に連れてゆき、食事を共にするようになった。そのために、*Yipoinuk* の lineage の人びとも、2人の関係を「キョウダイ」(*pwipwiiy*) とみなし、lineage のココヤシ採取や小型カヌーの使用を認めた。彼らは、lineage での男の仕事(ココヤシの手入れ、パンノキの採取、漁撈活動など)をいっしょにおこなった。

Yachime は、このような生活を続けるうちに *Yipoinuk* の lineage の世話になってサタワル島で暮らすことを決意した。島の人びとも彼が、*Kaningeirek* lineage の世話になり、その監督下にある (*teikannu yáyinang* *Noosomwar*) ことを認めた。そして、彼は、島に滞在して2年目に、*Kataman* clan の女性と結婚することになった。しかし、彼女の clan のなかには、彼が *waasuna* (「カヌーで来た男」) であるから、「土地を持ってない」ということで反対するものもいた。そのような意見もあったが、結局、彼が *Kaningeirek* lineage の *Yipoinuk* と *pwipwiiy* の間柄で、しかもその lineage の *teikan* であるとの理由で、彼の結婚は、許された。そして、彼が結婚してから、*Kaningeirek* の lineage は、1区画のタロイモ田 (T45) を分与し、子どもの誕生後、40本のココヤシのはえているココヤシ林 (126) を贈与した。

この事例は、サタワル島に同じ clan をもたない他島からの居住者にたいする土地の利用、および分配の方法を示している。訪島者にたいしては、まず、カヌー小屋での“検問”からはじまり、島の人びととのあいだで、clan の名称、祖先との系譜の認知、確認がおこなわれる。その結果、同名の clan や親族関係者がサタワル島に存

在しない場合には、訪島者の行動は、厳しく制限される。もし、訪島者が、サタワルの習慣を無視したり、破ったりしたら、首長の命令で、島からの“退去” (*sund*) を余儀なくされる。他方、訪島者が、カヌー小屋(客舎)に起居し、“不法”なふるまいをしないかぎり、首長の保護下におかれ、食料その他の生活必需品は、島の人びとによって提供され、手厚くもてなされる。そして、島の誰かと“良い関係”ができると、彼の家での食事や諸活動が許される。その結果、島の特定個人とのあいだに、「キョウダイ」関係を結び、その人の clan の「監督」のもとにおかれ、島の人と同様な行動が許可される。つまり、訪島者は、島の人と「キョウダイ」(*pwipwiiy*) になることが、この島に長期的に居住するための前提条件とされるのである。

4) 贈与財の返却とその方法

サタワル社会においては、ある出自集団は、ほかの集団に贈与した財であっても、特別の状況のもとではその財をとりかえすことができる。また、贈与財が特定の集団に一方向的に流れたり、その集団で長く保有されていると、その財を流通させる目的での婚姻がおこなわれる。

事例18

前節の事例6で1人の女性、Yinipowpiiy (11) が、Kaningeirek lineage の養子となり、7個所のタロイモ田を移譲したことを述べた(図9参照)。彼女は、日本人と結婚したが、子どもをもたずに1960年ころに死亡した。彼女が贈与したそれらのタロイモ田のうち、現在、この lineage が保有するものは、2個所(T7, T36)にすぎない。2区画の土地は、養母の娘たち(17, 19)が、それぞれ管理、利用している。けれども、ほかの、2区画(T29, T30)は、この lineage からの婚出者(2人)が、婚出先へ贈与した。

それらの婚出者は、いずれも Yinipowpiiy の養取によって成立した *mwengáng* (「異性キョウダイ」) のカテゴリーにある男性成員である。彼女の「義理の弟」へのタロイモ田の分与は、彼女の意志に基づくものであった。その当時、養母の lineage には、子どもが多かったので、養母のタロイモ田ではなく、彼女のタロイモ田を贈与したとのことである。彼女はそれらを贈与するにあたっては、彼女の lineage 成員から承をえなかったといわれる。そして残りの3区画(T6, T35, T42)は、彼女の lineage へ返却された。彼女の死後、彼女の生まれた lineage 成員によって3区画のタロイモ田がとり返された理由は、彼女に子どもがなかったからである。

この事例が示すように、lineage 間で贈与されたタロイモ田であっても、ある状況のもとでは、贈与者が、分与した土地を取り返すという事態が生ずる。過去に贈与した財を返却させるというこの慣行は、サタワル社会の土地所有の性格を把握するうえで興味ぶかい事例である。サタワルの人びとは、婚姻および養取によって移譲された土地にたいする権利は、当事者の生存中は、贈与した集団が保有していると考えている。そして、当事者の死によって、当事者の集団は、贈与した土地への権利の譲渡に

関して、選択的判断を下す。婚姻を契機とする土地の贈与の場合、基本的には、前節でみたように、父の lineage から贈られた土地にたいする権利は、父の婚入した lineage の全成員によって共有されるのではなく、父を同じくする lineage の子どもたちによって保有される。そして、父の死後も、その権利は、子どもたちに継承される。しかし、婚入者ないし養入者（女性）に子どもがない場合には、彼ないし彼女がもちこんだ財にたいする対応のしかたが、子どものある場合と異なってくる。

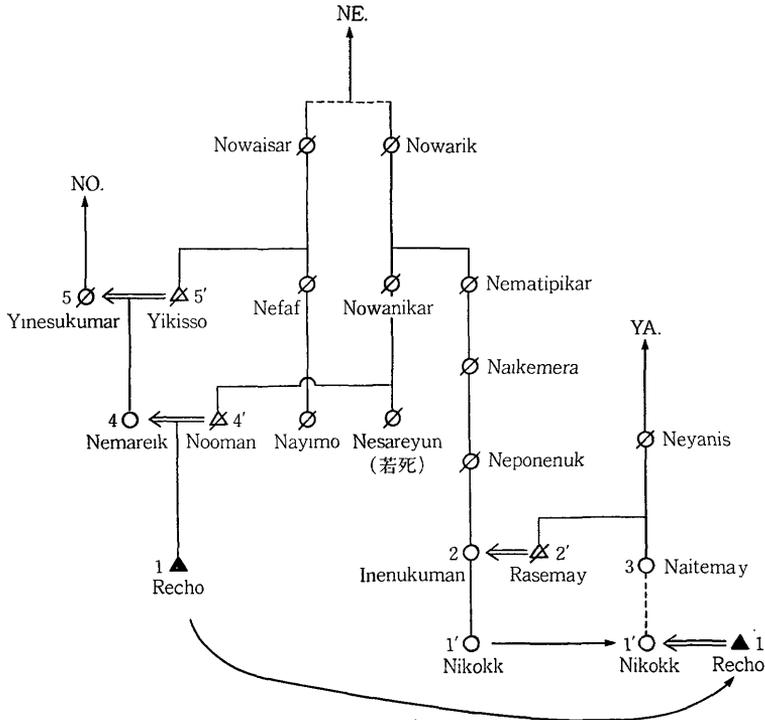
一般的にいえることは、婚入者（男性）に子どもがないときには、彼が贈与した土地は、彼の死後も、婚出した lineage に贈られたままになる。この土地は、ココヤシ林ないしタロイモ田の1区画程度の内容で、婚入者の食べものをえるためと考えられている。しかし、上記の事例のように、女性の養子で、数多くの土地が彼女の lineage から、養母の lineage に贈与された場合には、彼女の lineage が、それらの土地をとり返す権利を行使することが可能となる。この権利の行使は、実際には双方の lineage の保有する土地の数と lineage 成員の人口などの要因を考慮しておこなわれる。Yinipowpiiy の例では、贈与された7区画のタロイモ田のうち、3区画が、彼女の lineage に返され、4区画が養母の lineage によって保有ないし処分されたことになる。

以上でみたように、集団間で贈与された財の保有、使用および処分に関する権利は、ココヤシ林、タロイモ田、パンノキが移譲された時点で、完全に譲渡される性格のものでないことが明らかになった。それらが、譲渡されるときは、婚姻ないし養取の関係の解消時である。財の移譲の契機（婚姻、養取など）をつくりだした本人が、婚姻ないし養取の関係を維持しているかぎり、財を贈与した集団は、その財にたいする権利を保持しているのである。贈与を受けた集団は、その財を使用することはできるが、贈与側の許可なくほかの集団にあたえることは許されない。そして、集団間での婚姻ないし養取の関係が消滅するのは、当事者の死亡ないし離縁である。このときに、財を保有する権利の譲渡ないし返却が、贈与側集団によって実施される。このさい、その権利が譲渡されるか否かは、当事者の子どもの有無が、主要な要因となる。

事例19

いままでの例のなかで特定の clan 間で財の贈与がおこなわれる場合がみられた。この事例は、ある lineage がそこから婚出した男性の贈与した財を、婚出先の lineage から「とり返す」ためにおこなった婚姻の例である。

Recho (1) は、父の lineage の女性と結婚した（図11参照）。彼の lineage には、彼の父(4')および彼の母の父(5')の2人が、2世代にわたって Neyáár clan の同じ lineage から婚入している。これまでに、事例3、事例7でみたように、その lineage から彼の lineage へ贈与した財は、ココヤシ林4個所、パンノキ23本とタロイモ田2区画である。彼の妻の母、



註

1. \circ \diagup は、故人を示す。
2. [-----] は、類別的キョウダイの関係をあらわす。
3. \blacktriangle は、Ego(Recho)を示す。

図11 父の lineage 成員との結婚

Inenekuman (2) の話によると、彼女は娘、Nikokk (1') に、Recho (1) と結婚するようにすすめたとのことである。彼女の真意は、自分の lineage から 2 人の男性が、Recho の lineage へ財と家屋建築の知識を贈ったから、娘婿として Recho をとることによって、それらの財と知識を彼女の lineage にかえすことにあった²⁶⁾。現在、Nikokk は、父の lineage (父の妹、3) の養子になっているが、養母の死後、実母のところに戻ることになっている。

Recho 夫婦には、3 人の娘があり、Recho の lineage から贈与したのは、タロイモ田 2 区画 (T6, T26) である。これらのタロイモ田は、Recho の父および母の父が持参したもので

26) サタワル社会では、航海術、カヌー建造術、カヌー小屋や家屋の建築技術、占い、パンノキの豊穡、魚の豊漁、嵐しずめなどの儀礼の知識を修得することに、高い価値がおかれている。それらの専門知識は、各 clan で継承されなければならないと考えられている。継承方法は、母系 (母のキョウダイから彼女の息子) の line にそっておこなわれるのが基本形態である。しかし、息子も父親からそれらの知識を修得する資格をもつ。この場合には、父の clan の重要な知識が、ほかの集団へ伝えられることになる。そのために、clan 固有の専門知識が、clan 成員に伝承されていない状況では、clan の知識を修得している男性成員の息子を彼の clan の女性と結婚させることによって、その知識をとりもどす手段がこうじられる。

はないが、養母の死後、Nikokk の実母の lineage に移譲されるということである。いままでには、ココヤシ林とパンノキが贈与されていないが、これは、養母の lineage にそれらを多く保有しているので不要であるとの養母の意見によるからである。

上記の事例のように、ある集団から他の集団に財が一方的に流れるのを抑制するために実施する婚姻は、ほかにも数例みられる。そして、サタワルの人びとは、財の移譲の歴史および経路について強い関心をもっている。とくに、個々の lineage および clan から贈与された元来の土地 (*rapinú fanú*) が、現在、どの clan によって保有されているかを記憶している。土地の歴史についてこの知識 (*wuruwoun fanú*) は、各 clan 成員にとって重要な継承事項となっている。そして、彼らは、機会があれば、他の集団成員によって保有されている *rapinú fanú* を自分の集団にとり返したいと考えている。事例18は、彼らのそのような気もちが顕在化したものといえよう。

サタワル社会では、財の移譲が、ほとんどの場合、集団間での人の移動にともなって生起している。したがって、ある集団から流出した財を、とり返す方法としては、原理的には、この事例のように、男性が父の女性キョウダイの娘との結婚、つまり、父方交差イトコ婚を優先的におこなえばよいことになる。しかしながら、現在のサタワル社会においては、そのような優先婚が、制度として確立していない。

最後に、現在、Kaningeirek lineage が保有しているココヤシ林とココヤシの数量およびパンノキの本数と1931年当時のそれらとを比較し、財の移譲にみられる特徴的性格を指摘して、本章を終えることにしよう（表6参照）。表6は、事例1から事例10までの財の贈与内容と表5-1および表5-2に基づいて作成されている。しかし、現在、この lineage の保有するココヤシとパンノキの総数量が、表3と表6とで異なっている。それは、表6に Kaningeirek pwukos に居住している Nairopiy 系統（図7）の sub-lineage の財を加算していないからである。

表6からうかがえることは、まず、1931年と1980年との財の総数において、1980年では、ココヤシの数量が約2倍に増加しているのに、パンノキの本数が、逆に約3分の2に減少していることである。その理由として、パンノキは、この50年間に、家屋の建材、カヌーの用材や台風などのために51本が倒されていることがあげられる。また、パンノキが植えられる場所（土壌）は、湿気の多いところであるために、ココヤシとくらべ限定されることもその理由の1つである。ココヤシの数量の増加は、コブラ生産の増産化と関連しており、この50年間に雑木林がないほどに植栽が促進されたからである。

つぎは、この lineage からの婚出者のうち、財をほかの lineage へ贈与したものが、

表6 Kaningeirek lineage の50年間の財の増減

土地名	地図番号	1931年			1980年			他集団への贈与		
		贈与者	ココヤシ	パンノキ	ココヤシ	贈与者	管理		パンノキ	贈与者
1. Fááynen	69	R	30	10	30		19'	4		一部を(15)がYAへ
2. Fánemwék	82	R	30		35		16'			
3. Fáánkinifé	120	R	20		40		16'			
4. Fááynúuwon	122	R	40	10	46		※	12		パンノキを(12)がYAへ, (6)がNEへ
5. Nengéneer	126	R	150	12	50		2			一部を(7)がKAへ
6. Yápiirhan	131	R	80		30		2			
7. Ppeenómw	138	R	60	6	80		17'	2		
8. Yánáysisóng	181	R	40		150		17'	2		パンノキを(15)がYAへ
9. Yawirhiyya	189	R	20	7	35		17'	4		パンノキを(18)がNEへ
その他 ①小計				61				4		
10. Ráápiirhakirh	35	2''	40		100		17'	4	17', 34'	
11. Nemááyon	40	5', 6'	20		20		1	3		
12. Nénifaana	106	1'	30	7	60		16'	8		
13. Neemweyang	127	6'	10		10		2	3		一部を(9)がYAへ, パンノキを(12)がYAへ, (6)がNEへ
14. Nennón	137	4'	100	5	200		17'			
15. Ppeenómw	138	4'	40		40		17'			
16. Matáyrang	141	5'	150	10	300		19'	7		パンノキを(14)がYAへ
17. Rongérhuw	146	2''	40		60		2			全部を(4)がPIへ, 没収
18. Fetánówarik	161	5'	30							全部を(15)がYAへ
その他 ②小計				11				2		
19. Ráánemwaay	12				21	16'	16'			
20. Neweta	28				50	1', 17'	17'	10	1', 17', 21, 34'	
21. Pwénnááfáng	113				98	34'	34'			
22. Ppeenómw	138				120	17'	17'	2	17'	
23. Yeengiy	152				70	17'	17'	1	17'	
24. Wenimóng	174				270	19'	19'			
その他 小計					629本			21	34本	
総計			930本	139本	1869本			89本		

註 1. その他は、上記の土地以外に存在するパンノキである。
 2. R. は、元来の土地を示し、1931年の贈与者は、図8に、1980年のそれは図9に対応する。
 3. ※は、Kaningeirek pwukos に居住する別の土地保有集団が、使用責任をもっている。

表5-2では、8名いるのに、表6に掲載されているのは、5名にすぎない点である。表6に名前が掲載されていない3人のうち、1人は、Yipoinuk (図9の6) であるが、彼は、父(1')が贈与したココヤシ林(143)をそのまま、1960年ころに彼の婚出先へ贈ったために表6には、提示されていない。そして、ほかの場合は、Puitak(3)とTokomey(18)で、彼らは、それぞれ、ココヤシ林(111と114)を彼らの妻の集団に贈与している。それらの土地は、このlineageの財ではなく、いずれも、前述したNairopiyの集団が保有するものを分与してもらったからである。その理由は、彼らの集団の成員人口が多く、Nairopiyの集団が人口のわりに土地を多くもっていたからである。つまり、同じ居住区に共住するsub-lineageが財を融通したのである。

そして、同じclanのsub-lineageからの土地の分与という例もあるが、このlineageは、1931年に保有していた財を1980年まで、1件(161)をのぞき、ほとんど保持している点も注目される。これは、現在の時点で未婚の子女(男性)成員の人数が多いことで、彼らの父の集団から大量の財を受贈したことによるものである。将来において、彼らが婚出するときには、かなりの財の流出が予想される。また、ここからほかの集団に贈与した土地(ココヤシ林)は、「元来の土地」が2件(69, 126)で、いずれも分割して贈っている。それにたいし、「贈与された土地」は、4件(13, 17, 18, 143)を数える。そのうち、3件は、全部の区画を贈与している。このことから「元来の土地」よりも「贈与された土地」を優先的に、他集団へ贈与する傾向にあることがうかがえる。

V. 土地の移譲様式と権利

前章では、土地保有単位となっている1 lineage 集団の約50年間にわたるココヤシ林、パンノキ、タロイモ田の保有および移譲の諸側面について考察してきた。筆者が各事例について特徴的な側面と傾向を指摘したので、サタワル社会の土地保有に関する性格の概略は、明らかになってきた。そこで、本章では、まず、土地の移譲が生起する契機に焦点をあて、移譲される財の意味を把握することにした。つぎに、サタワルの人びとは、前述したように財を、集団の固有のもの(*rapin*)、と贈与されたもの(*faang*)という2つのカテゴリーにわけている。それで、そのように類別される財が、彼らの所有および保有の観念とどのように関連しているかを検討することにする。

1. 移譲の契機と条件

サタワル社会においてココヤシ林、パンノキ、タロイモ田が財産の保有単位である lineage 間でやりとりされる主な契機は、事例が示すように、婚姻（子どもの誕生をふくむ）と養取関係の成立および消滅時である。そして、それらの移譲をうける資格は、まず、lineage および clan の成員であることによって獲得される。この資格は、居住の要因によっては制限されない。他島の同じ clan の成員なら誰でも、サタワル島にある自分の clan の財を利用することができる。また、他島からの非 clan 成員であっても、所定の方式によってサタワル島のある clan への帰属が認められ、その clan が保有する財を使用する権利を獲得できる。このように、サタワルの人びとが、財にたいして何らかの権利をうるには、財を保有する出自集団成員であることが前提条件となっている。けれども、その権利は、集団によって排他的に保有されるのではなく、かなり柔軟性のある方法で移譲される性格のものである。以下で、婚姻、養取、非 clan 成員の島入り、病気治療のさいにおこなわれる財の贈与の条件と意味について検討してみよう。

1) 婚姻と財の贈与

ある集団が、その集団の男性成員の婚出した集団へ財を贈ることは、*faang*（「贈与」）である。そして個々の財を贈与する場合、たとえば、*faangené pwunék*（「ココヤシ林を贈与する」）と表現する。サタワルの人びとは、男性が婚出先に財を贈るのは、彼が妻の集団で「食べものを確保するため」であると説明している。婚姻が成立して、男性が妻のもとへひき移る時期に、彼の集団は、タロイモ田ないしココヤシ林の1区画を妻の集団に分与する。多くの場合、タロイモ田が優先される。そのタロイモ田は、妻によって使用、管理される。ただし、ココヤシ林が贈与されたときには、そのココヤシの手入れや、実の採取は、婚入した男性当人の責任となる。つまり、婚姻時に贈与した財を使用し、管轄する権利は、婚姻当事者（夫と妻）によって保持されるのであり、妻の集団のすべての成員によって共有される性格のものでない。

男性が婚出先で子どもをもうけると、彼は、自分の集団の成員にたいして、*ngatomwo yekus rak mwongo*（「私に少しだけの食べものをわけてください」）と財の分与を申しでる。この *mwongo* は、ここでは、「食べものをうる資源」の意味であり、具体的には、ココヤシ林、パンノキ、タロイモ田をさす。彼の集団 (lineage) では、首長を中心に、*mwichen yáyinang*（「lineage の集会」）をひらき、どの種類の、どこにある土地の、どのくらいの財を彼に贈与するかを決める。サタワル社会では、樹木（ココヤシ、パンノキ）とタロイモの使用および管理の責任が、男性と女性とによって明確に分担

されている。そのために、集団が保有する財の管理と使用は、男性成員と女性成員とによって分割される。したがって集団の共有財の処分にたいする最終的権限は、ココヤシ林とパンノキに関しては、男性首(族)長、タロイモ田については、女性首(族)長が、それぞれ保持している。男女それぞれの首長は、婚出した男性成員から財の分与の申し出をうけたときに、集団が保有する財の状態や集団の成員数を念頭において、贈与する財の内容と数量を決定する。

lineage 集会の場では、婚出した男性成員が彼の妻の集団および彼のこどものために、より多くの財の分与を主張し、彼の母親も彼に加担する状況がしばしば生ずる。このさい、彼の父親の集団から贈与された財が、残っていれば、それが優先的に贈与の対象になる。しかし、彼に年長のキョウダイが多く、そのために父親の財がすでに贈与されてしまった場合は、lineage の共有財ないし父親以外の婚入者の贈与財の分与をめぐる話し合いになる。話し合いがこじれたときには、それを解決し、成員の合意をとりつけるのは、lineage の首長の責任となってくる。婚出した男性成員が、より多くの財を妻の集団に贈与したいとのぞむ真意は、妻の集団から自分の集団が「けちんぼう」(*mwiiik*) とみなされるのを嫌うことにある。このような指向性は、サタワル島の首長を輩出する3つの clan において顕著にみられる。とくに、首長自身の婚姻においては、事例9, 10, 15で明らかのように、平均的数量以上の財を贈与している。

子どもの誕生とともに、父親の集団から子どもの集団へ財を贈与するのは、「子どもを *mwongo* でこまらせないようにするため」といわれる。事実、父親の集団は、子どもの出生につれて、順次、パンノキやココヤシを分与している。このような贈与慣行は、基本的には、子どもの食料資源を父親の集団でも確保するという理念に基づいて実行されているとみなすことができる。父親の集団から贈られた財にたいする権利は、父親の生存中、父親が保有するもので、母親の集団成員の共有財とは別個のカテゴリーに属している。父親の死後においても、その財の使用、管理、処分などの権利は、父親を同じくする子どもたちによって保持される。具体的には、男性キョウダイがココヤシ林とパンノキを、女性キョウダイがタロイモ田をそれぞれ共有する。そして、それらの財は、男性キョウダイの婚出を機会に、ほかの集団へ贈与される。

このように、男性の集団が贈与する財は、彼の婚出先の集団が一時的に保有するけれども、原則としては、世代をへるにしたがって人(男性)の移動とともに集団間を循環する性質のものである。だから、財が、ある集団からほかの集団へ一方的に流れたり、特定の集団で長期に保持される状態がつづく場合には、事例18のように、財を

とりもどすための婚姻がおこなわれる。この結婚方式は、財の集団間での循環を促進させる手段とみなすこともできる。

サタワル社会で、婚姻時に男性の集団から彼の妻の集団へ財を贈与するという慣行は、集団間を移動する人の「食料資源を確保する」という理念に基づいて実行される。この理念は、人の移動および移動にともなう人口の増大に対処するかたちで現実化する。たとえば、男性が結婚後にもつ子どもの人数に比例して、贈与する財の数量も多くなる。もし、子どもを多くもった父親の集団は、子どもの人数にみあうだけの財を贈らないと子どもの集団から、批難される。このように、集団の人口の増加にともなう、多くの財が移譲される傾向は、第IV章と第V章でとりあげた Noosomwar clan Kaningeirek lineage の事例から実証される。

1931年の時点で、その lineage 成員の居住集団人口が18人、保有するココヤシ林18個所、タロイモ田27区画であった。それが、1980年では、人口42人、ココヤシ林23個所、タロイモ田27区画とそれぞれ増加している。そして、増加分は、ほとんど、その clan へ婚入した男性の集団が贈与したものである。したがって、資源利用の観点からみれば、その慣行は、出自集団間での食料資源と人口との均衡をたもつ制度として重要な機能をはたしていることがわかる。そして、サタワルの人々は、*fanng* のカテゴリーの財を集団外への贈与財として優先的に贈り、*rapin* のそれを集団内に祖先からの財として保有するものと考えている。それは、出自集団の維持・存続のために不可欠で基礎となる生活資源を *rapin* の財によって確保し、人口の増大でそれだけではまかなえない食料資源を *faang* の財によって補なうことを意味している。つまり、*rapin* の財は、第一義的な生活保障資源であり、*faang* のそれは、補完的な生活保障資源とみなすことができるのである。

2) 養取と財の贈与

サタワル島は、養取慣行が発達している社会である。最近の人口増加にともなう、養取の例数は、ますます多くなり、現在、20才未満の人びとで養子になっている人数は、全体の60パーセントをこえている。そして、このような養取は、ほとんど親族関係者間でおこなわれ、とくに、子どもが父の集団（父の姉妹や母）の養子になる場合が多い。これは、子供のうち、少なくとも1人が父の集団の養子にならなければならないというサタワル社会の「規範」によるものである。

その規範の背景には、子どもは、養取によって、「父の地位を代理する」(*suuyenni saam*) という理念がある。このような考えのもとでおこなう養取は、たんに、父親の集団が子どもをひきとって養育することだけを目的としているのではない。つまり、

多くの財を保有する集団が財の少ない集団を助けるために養子をとる養取の形態とは、性格を異にする。そのことは、実母の集団が、養取関係の成立時に養親へ財を贈る慣行からも明らかである。財の内容は、ふつうタロイモ田の1区画ないしパンノキ1本程度で、子どもの誕生時の財の贈与量よりは、はるかに少ない。この養取にともなう集団間での財の贈与は、それをうけとる養親（とその集団）が子どもの「糞の世話をする」(*reytopw*) からだと説明される。それは、子どもの養育にたいする代償としての財の贈与を意味する。子どもに「食扶持」をつけるかたちの、この養取慣行は、興味ぶかい性質をふくんでいる。

この慣行によると、子供が、父の姉妹ないし父の母親の養子になる場合、子どもの父の集団と母の集団とで財の互酬的交換をおこなうことになる。というのは、父親は、母親の集団に婚入するさいに、タロイモ田を持参し、逆に子どもを養取するさいには、逆に、母親の集団は、父親の集団へタロイモ田を贈るからである。養取の機会に贈与される財は、かならずしも、父親が持参したそれと同一のものではないが、とにかく、父親と母親との2集団間で、財の給付と反対給付が短期間のうちに実施される。この反対給付は、形態上、ある集団が、贈与した財の少なくとも一部を相手集団から返却してもらうことを意味している。つまり、ある集団は、男性成員が婚出した集団へ、婚出および子どもの誕生の契機に一方的に財を贈与するのではなく、彼の子どもを養子にとることによって、その財の一部をとりかえすことになるのである。

3) 来島者への財の贈与

来島者で、サタウル島に同じ clan および lineage をもつ人びとは、その集団成員とみなされ、その集団の保有する土地にたいする権利を獲得する。この場合、clan の異同を判定する方法は、clan の名称だけでなく、clan の移住の起源地や移住の経路、および clan の系譜などをかたりあい、確認することである。しかし、自分の clan がサタウル島に存在しない人びとの場合は、事例17でみたように、土地を利用するために、サタウルのどれかの clan に帰属する手続きが必要となる。それには、まず、同じ年輩の人とのあいだに「キョウダイ」(*pwiiwiy*) の関係をむすばなければならない。それから、キョウダイになった人の集団を「保護・監督の clan」(*teykan nuyáyinang*) にする承認をうける義務がある。それらの「契約」が成立すれば、サタウル社会に親族関係者がいない訪島者であっても、島の資源を利用することを許される。そして、結婚にさいしては、*teykan* の承認をうけた集団から財の分与を期待できる。現在までに、このような契約をむすび、サタウル社会で生活した、ないし、している人は、4人いる。いずれも男性である。一般的に、*teykan* という関係は、島内の

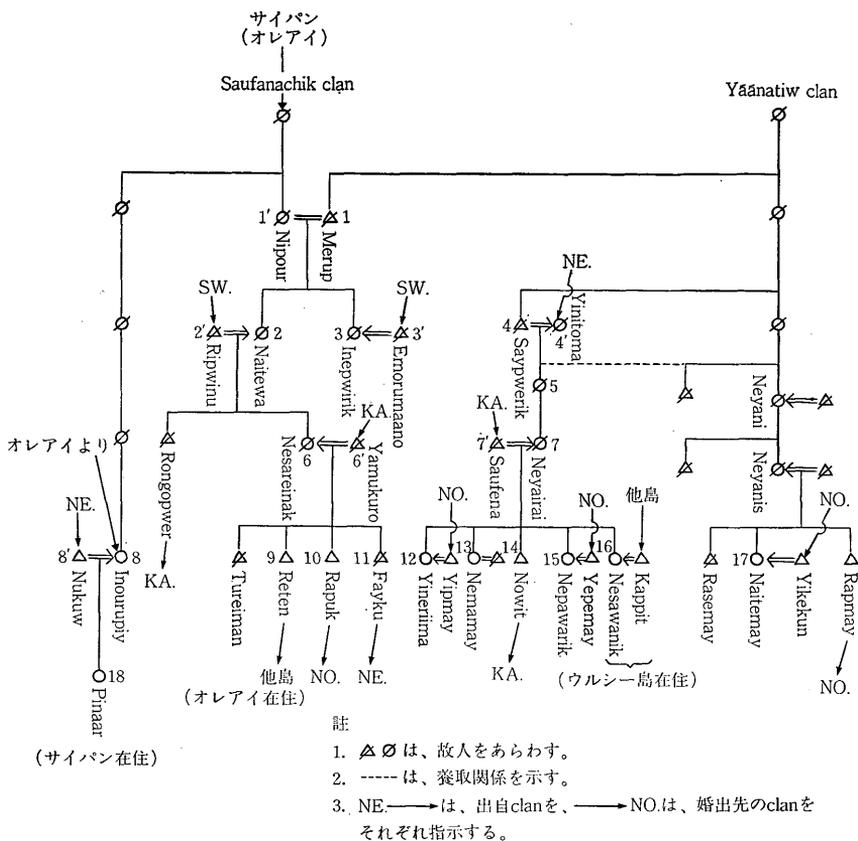


図12 サタワルの男性と結婚した女性の lineage

集団と男性の来島者とのあいだに成立する性格のものである。

来島者が女性である場合、従来の例では、2種類のケースがある。1つは、この島の男性と結婚した他島の女性の場合であり、もう1つは、島の男に連れられて来島した女性の場合である。前者の例で、島への滞在が一時的（当事者世代かぎり）の場合には、夫の集団の土地を使用することが認められる²⁷⁾。しかし、その夫婦の子孫がサタワル島に居住しつづけると、夫の集団は、彼らに土地を分割して贈与する。このような例は、3例ある。そのうちの1例、Yáánatiw clanの1分節集団を形成しているオレイ島からの来島者の例を簡単にのべることにする（図12参照）。

27) 他島の女性がサタワルの男性と結婚した場合、その夫婦は、数年ごとに住む島をかえることが好まれる。夫のところ（サタワル島）に住むとき、妻は、夫の *pwukos* に居住し、その女性首長の指示にしたがって、タロイモ田のわりあてをうけたり、lineageの女性成員とともに、食料の取得や料理づくりの仕事に従事する。そして、少なくとも子どもの1人は、夫の母や姉妹の養子になるのが一般的慣行である。これは、父が島にいないので、その子どもが、lineageの財の管理をし、父の両親の老後の世話をするためと説明される。

事例20

Yáánatiw clan の男, Merup (1) は, 今世紀の初めころサイパン島へカヌーで航海した。そして, そこに数年間滞在し, Nipour (1') と結婚した。彼女は, オレアイ島からサイパン島へ19世紀初頭に移住した Saufanachik clan の子孫である。Merup 夫婦は, 結婚後, オレアイ島で生活し, 2人の娘 (2, 3) をもってからサタワル島へきた。この島には, Saufanachik clan が存在しないため, 夫, Merup の所属する Yáánatiw clan が, 彼女たちの世話をした。彼らは, 最初, 夫の集団の居住区である Neeptiw (図2の55) の *pwukos* に住んだ。それから, Neeptiw にいた Yáánatiw clan の人びとと別れ, Yómómenaw (図2の98) に新たに *pwukos* をつくった。このときに, Yáánatiw clan から, 7個所のタロイモ田と2個所のパンノキのあるココヤシ林を分割 (*kiyniykin*) してもらった²⁸⁾。

それらの財は, いずれも Yáánatiw clan の元来の土地 (*rapinú fanú*) であった。現在, この lineage 成員は, 財を分割してくれた lineage 成員と Yáánatiw *pwukos* (図2の48) に共住している。それらの lineage は, 財の保有および管理を, 別々にし, 炊事小屋も個々に所有して食事をつくっている。しかし, 毎週土曜日の料理づくりや大きな祭宴の食料調達, および島レベルでの分配のさいには, 合体して1つの単位となる。そして, サタワルの社会生活においては, Nipour (1') を始祖とするこの出自集団は, Saufanachik ではなく, Yáánatiw の名称を使用している。したがって, この集団の成員が Yáánatiw clan の成員と通婚することは, 禁忌 (*yepin*) である。つまり, 社会的には, この集団は, Yáánatiw clan の1分節集団とみなされている²⁹⁾。

サタワル社会では, この事例が示すように, この島の男性が他島で, この島に所属すべき clan のない, 女性と結婚して島に帰り, この島に居住しつづけた場合, 男性の集団が, 多くの財を分割して贈与することが慣行となっている。この財の分割贈与は, *kiyniykin* とよばれ, *faang* (「贈与」) とは区別される。ここで注目されるのは, 男性の集団が, 元来の土地 (*rapin*) の一部を贈与する点である。その理由は, サタワルの人びとによれば, 「lineage が分かれる (*rhááni pwukosay*) ときには, 『元来の土地 (*rapinú fanú*)』を分割しないとあとで問題がおきる」からである。

「問題がおきる」という説明は, その lineage へ贈与された財, つまり lineage へ婚入ないし養入した人びとの集団から贈られたココヤシ林やタロイモ田は, 元来の財とちがって彼らの子どもたちだけが保有し, 利用するものであり, lineage の共有財

28) Saufanachik clan の Naitewa (2) が, Yáánatiw clan から分割贈与された2箇所のココヤシ林は, 図2の35と140の土地である。また, タロイモ田は, T12, T16, T19, T24, T35, T40 と T46 の7個所にある区画である。

29) 現在, オレアイ島からきた Saufanachik clan の直系の子孫は, 図12からうかがえるように, 2人の男性成員 (9, 10) のみである。そして, オレアイ島から, 同系統の clan 成員である女性 (8) が来島して, Yáánatiw *pwukos* に居住していた。しかし, 彼女夫婦は, 娘とともに現在は, サイパン島に住んでいる。そのために, その clan の財は, Yáánatiw lineage に養子にはいった Neyáár clan の女性 (5) の子孫たち (12, 13, 14, 15) が, 管理, 使用している。つまり, Yáánatiw clan から分割贈与された財は, 現在, Yáánatiw の財と合併されているわけである。男性成員 (9, 10) の子どもたちのうち4人が, その clan 女性の (15) 養子になっている。

でないことと関連する。つまり、lineage 内で特定の保有主体がきまっている財を分与することは、集団成員の財にたいする権利に混乱を生じさせる事態をまねくのである。それで、サタワルの人びとは、贈与された財を来島者に分与すべきでないと考えている。

女性の来島者がサタワル島に居住し、数世代にわたって子孫をもつ場合には、通常、新たな lineage を形成する傾向がみられる。しかし、サタワル社会においては、その lineage は、女性始祖の本来の lineage の名称でなく、彼女の夫の lineage のそれを使用する。上記の事例でも、その集団は、Saufanachik lineage ではなく、始祖の夫の clan が分化した、Yáánatiw clan の1分節集団とみなされる。そして、社会・政治的単位としても、外婚の単位としても、Yáánatiw clan としての規制をうける。

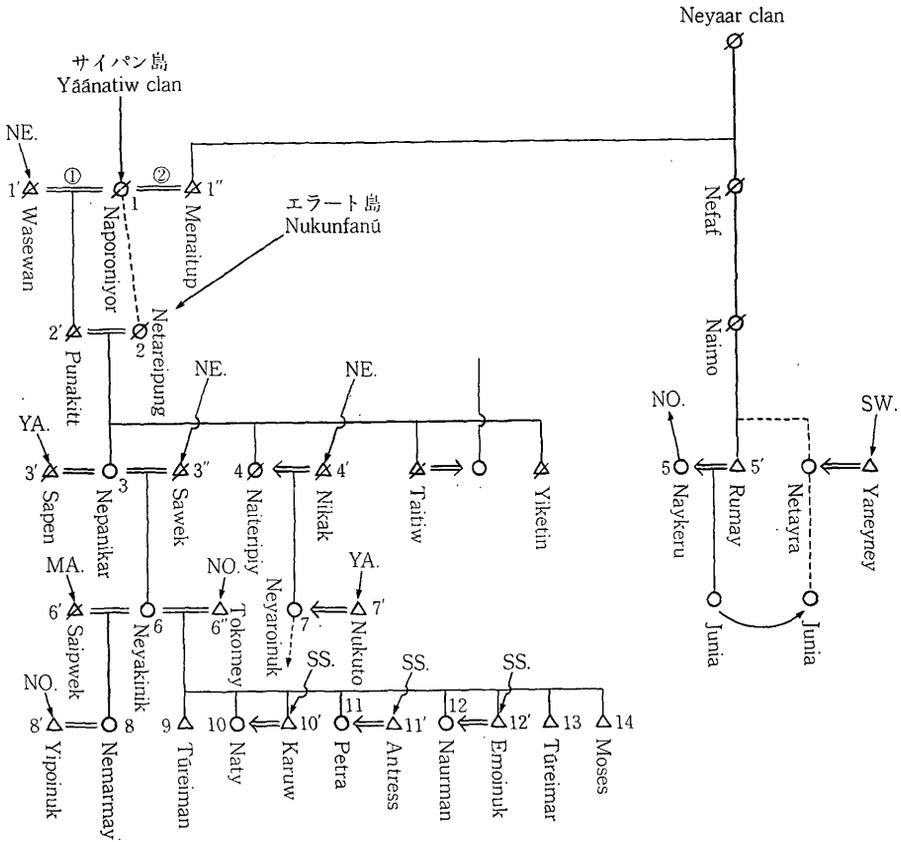
逆に、サタワルの人びとが、その集団成員にたいして、Saufanachik ということばを口にするのは、タブーである。もし、その名称をよぶとすると、その行為は、彼らに「この島から出てゆけ」(*woosuuné yen faney*) といったにひとしい。それは、サタワル社会においては、もっとも厳しい禁忌を犯したことになる。そして、彼らの集団と Yáánatiw clan およびサタワルの人びとのあいだに「悪い感情」(*fééringaw*) をひきおこす。つまり、他島から婚入した女性を始祖とする母系出自集団の成員は、彼女の夫の集団の1分節集団の成員としてくみこまれるかたちで、社会的承認を受けているのである。その条件のもとで、その集団は、経済的にも、始祖の夫の集団から分与された独自の土地を保有する自律的集団を形成したことになる。

他方、婚姻関係をむすばずにこの島の男性に連れられて来島した女性（およびその家族）の場合は、うえの事例とは異なる形態をとる。サタワルの人びとは、それを事例17や事例20とは、別のカテゴリーとみなしている。ここで、その内容および性格について図13を参考にして検討することしよう。

事例21

Netareipung (2) は、エラート (Elato) 島の生まれで、Nukunfanú clan の成員である。彼女は、20歳のころ、エラート島を襲った台風で島に食料がなくなったために、サタワル島へきた。そのとき、彼女を連れてきたのは、Neyáár clan の男であった。彼女の clan がこの島にないので、彼女は、Neyáár clan の Pwuroorhik lineage の居住地 (図2の51) に寄留した。彼女は、社会的には、Pwuroorhik *pwukos* に住んでいたサイパン島出身の Yáánatiw clan の女、Naporoniyor (1) の「養子」となった。そして、「養母」の息子、Punakitt (2') と結婚し、2人の娘と2人の息子をもうけた。サタワル社会の婚姻規制では、女性が養母の息子と結婚することは禁止される。この場合は、養女が他島出身者で異なる clan に属していることで許されたといわれる。

Netareipung は、夫からココヤシ林とタロイモ田の贈与をうけた。また、養母の住んでいる lineage の財を使用することが許されていた。その当時、養母の夫 (1'') の lineage は、



註
 1. △ ○ は、故人
 2. → 養取先

図13 他島出身の女性の lineage

成員数が少なく、保有する財を管理しきれなかったからである。このような状況のもとで生活しているうちに、彼女の2人の娘、Nepanikar (3) と Naiteripiy (4) は、彼女が属している Neyáár clan の別系統の lineage の男性と結婚した。娘たちの結婚後、Neyáár clan は、Netareipung にココヤシ林を6個所、パンノキを5本、タロイモ田を7区画、それぞれ分割贈与 (*kiyiyikin*) しその clan の別の *pwukos* に住むように要請した³⁰⁾。それで、彼女は、Neyáár (図2の56) の土地を居住地とし、家を建てて住むようになった。分与されたそれらの財は、いずれも、Neyáár clan の *raipnú fanú* で、Pwuroorhik lineage が保有していたもの

30) エラート島から移住してきた Nukunufanú clan の2代目、Nepanikar (3) と Naiteripiy (4) が、Neyáár clan から分割贈与をうけたココヤシ林は、図2の28, 32, 34, 43の土地である。そして、タロイモ田は、T6, T16, T36, T42の4個所の場所にある区画である。2人は、母親の養母の clan である Yaánatiw から、1区画の土地 (184) とタロイモ田 (T30) を分与してもらった。

である。

このように、Neyáár clan が他島からきた女性とその子どもたちに、財を贈与し、独立した自律集団を形成させた理由は、Pwuroorhik lineage の成員が少なかったからである。それと、Netareipung と彼女の娘たちがその lineage のためによく働き、その lineage の秘密として伝承されている諸知識 (clan の歴史、土地の伝承など) を修得したという事実があったからである。サタルの人びとの表現によると、そのような人びとは「clan のなかに入りこんだ人」(*rhóónón*) とよばれる。現在では、この集団の財は、Nepanikar (3) とその娘 Neyakinik (6) によって保有、管理されている。そして、彼女たちの集団は、サタル社会においては、始祖の clan である Nukunfanú とはよばれず、財の分与をしてくれた Neyáár clan の1分節集団とみなされている³¹⁾。

島レベルでの食べものの供出や分配の単位としては、本来の Nukunfanú clan が独自の集団とならず、Neyáár clan のなかには包括される。また、この集団成員と Neyáár clan の他の lineage 成員との婚姻は、禁止されている。つまり、Nukunfanú の lineage 成員の外婚規制は、Neyáár clan の成員としてのそれが適用されるのである。

うえの事例は、成人した女性が、生まれた島に住めなくてサタル島への移住によって、この島の出自集団へ帰属し、そして土地にたいする権利を獲得した過程を示している。移住してきた女性は、まず、彼女を招来した男性の責任のもとに、彼の集団の居住地に寄留し、その集団の土地を利用することを許される。それから、彼女は、サタルの男性と結婚し、子どもを生み、世代をへることによって多くの子孫をもつ。彼女が生活していた集団は、彼女ないし彼女の子どものその集団に継承されてきた知識や土地の歴史などを修得し、かつ、集団に貢献したとの評価をくださった時点で、彼らに土地や樹木を分与し、それらの財の使用や管理をまかせた。そして、彼らは、一定の財を獲得し、保有した段階で、独自の自律的集団を形成する。サタル社会では、このような過程をへて、形成された集団のことを、「(ある clan の) 使いをする人びと」(*rhóón yakkuné*) とよんでいる。この意味は、土地をもっていない人びとが、多くの土地をもっている集団の土地を分けて使わせてもらうということである。つまり、この2つの集団間に、土地を媒介として、「地主」と「借地人」の関係が成立したことになる。

この二者(集団)のあいだには、主-従関係が存在し、借地人は、地主の指示に従う義務がある。借地人は、借地料として定期的に収穫物を貢納することを義務づけられていないが、地主の集団の家屋やカヌーの建造などで多大な労力および食料が必要となるときに、それらを提供しなければならない。つまり、clan の成員がはたすと同様の責務を分担することになる。このような関係は、世代がたっても保持される。また、

31) Neyáár clan の1分節集団を形成した Nukunfanú の現在の成員は、Nepanikar (3) を女性族長とし、27名を数える。このうち、Naiteripiy (4) の娘、Neyaroinuk (7) は、父(4)のclanに養取され、現在、Yátiirong puukos に居住している。

主一従関係にある集団成員間での婚姻は、一般に禁止されている。しかし、図13において土地が分与される以前では、Nepanikar (3) や Naiteripiy (4) が Neyáár clan の1分節集団の *pwukos* に居住しているにもかかわらず、彼女たちは、その clan のほかの分節集団の成員と結婚している。この時点では、彼女たちは、他島からきた Nukunfanú clan の女性の娘であり、Neyáár clan 成員とはみなされていなかったのである。

そして、彼女たちは、Neyáár clan から居住地、ココヤシ林、パンノキ、タロイモ田の分割贈与をうけることによって、サタワル島における Neyáár clan の「成員」としての社会的地位を獲得した。このことから、婚姻規制の適用をふくむかたちで、自分の clan でないほかの clan への帰属権を獲得する条件は、居住だけでなく財の分与という要因が重要であることを指摘できる。

事例20と21で、他島出身の女性がサタワル島へきてから、土地にたいする権利を獲得した様子について述べた。ここで、それらの性格を比較し、共通点と相違点を明らかにしてみたい。事例20（サタワルの男性と結婚して来島した女性の場合）と事例21（島の男性と婚姻関係を結ばずに来島した女性の場合）とで、共通する側面は、つぎの2点である。

第1点は、他島からきた女性が子孫をもつことによって、独自の出自集団を形成しうることである。その時期は、彼女ないし彼女の子どもたちが、夫（父親）ないし寄留している集団から、自立できる規模のいくつかの財を分与されたときである。そして、それらの財は、いずれもその集団が保有する固有のものにかぎられる。この財は、*faang* のカテゴリーでなく、*kiniykin* とみなされる。

第2点は、彼女自身の clan の名称をサタワル社会で使用することは許されず、財を分割贈与してくれた集団の clan の名前が彼女の集団名として適用されることである。これは、彼女を始祖とする出自集団が、サタワル社会において、新しい固有の出自集団として創設されたことを意味するのではなく、彼女が帰属した clan の1分節集団として存続しうることを示している。

他方で、2つの事例の性格にみられる顕著な差異は、来島した女性の集団と財を分与した母集団との関係においてである。事例20にみられるその集団と母集団との関係は、サタワル社会の婚姻および養取のさいに、当事者集団間でおこなわれる財の移譲によって生ずる関係と同じ性格である。つまり、両者の関係は、夫および父の集団から妻および彼女の子ども（の集団）への財の贈与を契機として成立し、それら2集団間においては、地位の優劣関係が固定化した形態では生じない。それにたいし、事例

21においては、財を分与した集団が主、その贈与をうけた集団が従という集団間での地位差が確立され、維持される。この関係は、*yakkuné* とよばれる。その語意どおり、財を給付された集団は、給付した集団の「いうことを聞く」ことが義務づけられ、労働力や食物の提供によって反対給付のお返しをしなければならない。

この2つの事例は、われわれの目からすれば、女性の来島者が、来島時にサタワルの男性と結婚していたか否かの差にすぎない。しかし、サタワルの人びとの考えでは、その条件の差がひじょうに大きな意味をもっている。彼らの説明によると、この島の男性と結婚して来島した女性の子どもは、その男性の *yafakúr* (「clan の男性の子ども」) になるから、男性の clan のためにつくすことがきまっているとのことである [須藤 1981: 1019]。これは、婚姻後、来島する女性およびその子どもとの関係を、サタワル社会の既存の親族カテゴリーの枠内に位置づけられることをさしている。

他方、未婚の成人女性の来島者の場合は、島に住みついてから新たな姻族、親族などの諸関係をあみだすことになり、その関係の性格が予測できない。そのために、来島者およびその子どもは、ある期間、彼らの言動をサタワルの人びとによって「監視」される。そして、彼らが身をおいている clan にたいして、彼らのふるまいが、「従順」(*roongorhik*) であるとの認定をうけることによって、はじめて、サタワル社会の成員として生活することが許される。このような彼らと母集団との関係は、親族関係ではなく、土地の貸与者と借用者とのあいだに成立する契約的な性格を特徴とする主従関係である。この関係は、ほぼ、「永久」に存続するとみなされている。

4) 病気治療と財の贈与

サタワル社会で、病気を治療してくれた人にたいして、病人の lineage が贈る財は、ふつう、腰布 (*téér*) である。その数量は、病気の種類によって異なるが、3日～4日間の民間医薬 (*sáfey*) の投与による治療のお礼としては、腰布の20～30枚程度のものである。けれども、*sáfey* の投与と蒸気による治療 (*néénap*) にたいしては、腰布の200枚が必要になる。また、木から落ちたり、海でけがをし、マッサージを必要とする治療には、それをほどこした人 (*sówurhéérhé*)³²⁾ に、*mwumu ccha* (「血のお礼」) として、腰布の200枚程度を贈る。ほとんどの場合、治療の支払いには、腰布がもちいられるが、それを大量に持ちあわせてないときには、タロイモ田が贈られる。

32) マッサージによる治療は、*yamaras* ないし *rhéérhé* とよばれる。それに使用する薬 (*rhééwa*) は、ある種の草木とバラ科の *yais* (*Parinarium glabarrimum*) の木の実とを混ぜてすりつぶし、さらに、芳香性の植物油をくわえたものである [MAHONY 1970: 68]。その薬を患部にぬりつけてマッサージをほどこす。この療法の専門知識をもっている人が、*sówurhéérhé* (「マッサージの知識のある人」) である。

現在までに、腰布でなく土地が贈与された例は、3例を数えるのみである。そのうちの1例は、未婚の女性が腰部に激痛を訴え、1か月にわたって治療をおこなったときのお礼である。彼女の lineage 成員は、最初、clan 成員で薬の知識のある人 (*sów-usáfey*) から、治療をうけていたが快方にむかわなかった。それで、ほかの clan 成員で *néenap* の治療のできる人に依頼した。彼らは、彼女の身柄をカヌー小屋に移して治療の経過を見守った。そして、経過が良くなく、一時は、彼女の死を覚悟したといわれる。彼女は、約3週間におよび *néenap* の療法によって完治した。その治療にたいし、彼女の lineage の成員は、約100枚の腰布をその *sówusáfey* に贈った。そのほかに、彼女の父親は、彼の lineage からタロイモ田の1区画を分けてもらい、*sówusáfey* に *néenap* のお礼として贈与した。

ほかの2例は、いずれも、ココヤシの木から落ちた男性のマッサージの場合で、治療にあたった *sówurhéérhé* にお礼としてタロイモ田を支払っている。このマッサージは、*rhééwa* とよばれる民間医薬を患部に塗布しながらおこなわれ、治療の期間が2か月におよんだ。前例と同様に、*sówurhéérhé* を患者と異なる clan 成員に依頼している。このように、病気治療のお礼として土地(タロイモ田)が移譲されるのは、患者と治療者とが異なる clan 成員の場合である。そして、そのお礼として土地が登場するのは、ごく限られた例にしかみられず、通常は、腰布によって治療の支払いが実施されている。

2. Clan の消滅、異常事件における財の移譲と没収

20世紀初頭、サタワル島には、11の *yáyinang* (clan) があったといわれる³³⁾。そのうち、3つの clan の子孫が死に絶え、現在、8つの clan が存在する。clan が消滅

33) ドイツのハンブルグ探検隊の1員であった Sarfert は、1909年の11月にサタワル島を訪れ、1週間滞在して調査をおこなっている。彼の報告によると、北、中、南の3つのムラ(村)にわかれて人びとが生活していた [DAMM UND SARFERT 1935: 132-137]。そして、3つの村は、いずれも8個所の居住区に住む集団によって構成されている。つまり、その当時、サタワル島には、24の居住区 (*pwukos*) があったのである。彼は、それら個々の居住区を地図上に明記したうえで、各居住区の住民の名前をすべて書き残している。住民の名前は、居住・家単位に表記され、その関係や年齢も説明されている。家が36軒あり、総人口が188人であった。しかし、住民が帰属する clan の名称や数については報告されていない。筆者は、彼の住人名簿を手がかりに系図をつくり、現在の人びとの系譜関係を確認した結果、11の clan があったことを明らかにできた。それらは、現存する8つの clan のほかに、Wuisuusu とオレアイ島からの寄留者 clan である。短期間の滞在にもかかわらず、詳細な居住区、家族構成を調べて記述してある Sarfert の報告書は、筆者の調査にひじょうに役立った。というのは、1980年までの70年間にわたる島の社会変化の過程が、「適確」に把握できたからである。なお、Sarfert の報告書に名前が明記されている人のなかで、筆者が最初の調査をした1978年に、生存していたものは、12名にものぼっている。最長老の人は、83歳の女性であった。

することは、*rhósona máané* とよばれ、「(yáyinang の) 人びとが死んでしまう」の意味である。絶えた clan の名称は、Fáánniwiirh, Sóór, Wuisuusu である。その原因は、Sóór clan の場合が、流行病による成員の死であり、ほかの 2 clan の場合が、後継者となるべき女性が生まれなかったからである。そのような要因で、clan の存続が不可能になると、それらが保有していた土地の移譲方法が問題になってくる。本節では、まず、消滅した clan の土地の保有、管理について、具体的例をあげて検討することにしよう。つぎに、集団間で移譲された土地が、ある事件を契機に贈与集団によってとり返される例をとりあげることにする。

サタワル社会では、いままでに数多くの事例でみてきたように、財が贈与 (*faang*) というかたちで集団間を移動している。しかし、このような贈与は、受贈者に一定の付帯義務をおわせる条件でおこなわれる。もし、受贈者がその義務をおこたったりしたら、贈与者は、分与した財をとりかえす権利を保持している。また、既婚者のあいだで姦通が発覚した場合にも、土地の「差し押え」(*merhaan*) という事態が生ずる。このさいに、差し押えになった土地にたいする権利をめぐる、その土地の贈与者およびその土地の元来の保有者などのあいだで争いがくりひろげられる。そこで、異常な事件の解消に登場する財(土地)の意味および性格についても考察してみたい。最初に、clan の後継者が存在しないときの移譲の方法をとりあげることにする。

1) lineage の廃絶と土地の移譲

サタワルの人びとにとって、clan の存続は、もっとも重要な関心事である。もし、clan の成員人口が減少したり、女性成員の後継者がいなくなったりすると、clan の継承者をうるためにいくつかの方法をこざる。それには、他島にいる同じ clan 成員の招聘と島内の親族関係にある異なる clan の成員の養取が主要な手段となる。そこで、1920年ころに消滅した Wuisuusu clan の例を参考に、clan 存続のためにとった方法と土地の移譲の性格について検討してみよう(図14参照)。

事例22

Wuisuusu clan の居住地 (*pwukos*) は、Yápiirhan (図2の131) であったが、成員の人口が少なくなったために、Noosomwar (図2の76) に移動した。それは、Napuuche (1) の夫 (1') は、Noosomwar clan の成員であったので、彼の *pwukos* へ妻と娘を連れてきたからである。その当時 (1920年ころ)、Noosomwar には、Noosomwar clan の成員も居住していた。Napuuche は、1人の娘 Neporoisur (2) しかもたなかったために、Kataman clan から Nesow (4) を養女にむかえた。Napuuche の死後も、娘夫婦は、Noosomwar に住みつづけたが、養女 Nesow が死んだときに、彼女の娘たちは、東隣の居住地、Neyán (図2の65) に移り住んだ。そのときには、Wuisuusu clan のココヤシ林やタロイモ田を、分割せず、双方の家族が共同で保有、管理した。しかし、Wuisuusu clan の最後の成員であった Napoirus

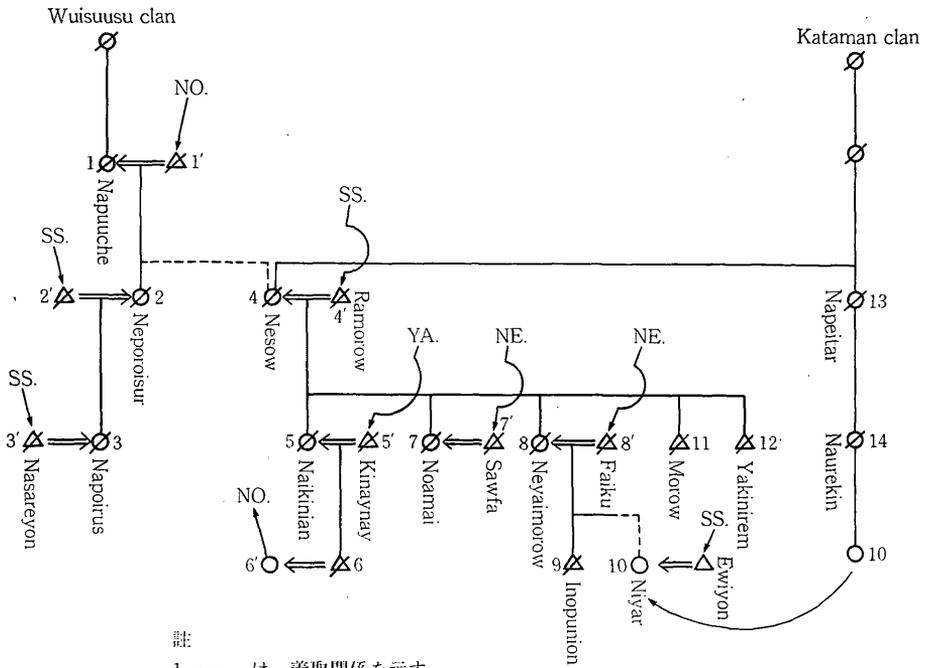


図14 Wuisusu clan の系譜

(3)には、子どもがなく、また、Nesowの娘たちにも女の子がいなかったために、Kataman clan から再度、養女をとった。これが Niyar (10) である。彼女が20歳 (1930年) のころ、Napourus が死に、しばらく、Wuisusu の財は、彼女の養母 Neyaimorow (8) と Pesiwo (6) が管理していた。

養母が死んだときに、Niyar (10) は、養母が管理していた土地を譲りうけたが、自分の夫婦だけになったために自分の *pwukos* (Wenikeyiya: 図2の73) へ帰ることにした。このときに、Wuisusu clan が保有していた財は、ココヤシ林が6個所、タロイモ田が7個所であった。これらは、いずれも Wuisusu clan の元来の土地 (*raipnú fanú*) で、ほかに、婚入者 (2', 3', 4', 5', 7', 8') の集団から贈られた財もあった。Wuisusu の *rapinú fanú* の保有、管理、処分については、Pesiwo (6) と Niyar (10) が中心になり、Noosomwar と Yáánatiw の clan と話しあって決めた。Noosomwar へ相談をもちかけたのは、Wuisusu clan の女性 (1, 2, 3) が、その *pwukos* に住みつづけたことと、Noosomwar の人びとが、Wuisusu の最後の女性となった Napourus (3) の老後の面倒をみた (*yómmaaar*) からである。しかし、その clan は、当時、多くの土地をもっていたので、Wuisusu の財の世話をすることができないという理由で、その財をとらなかった。

他方、Yáánatiw clan は、Niyar の養母 (8) の死後、彼女の長姉 (5) の夫である Kinaynáy (5') が、妻のキョウダイ (7, 8, 11, 12) の住む場所 (Neyán) を提供したから Wuisusu の土地にたいして一定の権利があった。つまり、Wuisusu の養子になった Nesow (4) の子どもたちが、Yáánatiw の土地に居住したという理由に基づく。Niyar と Pesiwo は、そのこと

を考慮して、Yáánatiw clan に、2個所のココヤシ林と3個所のタロイモ田を贈与した。残りの財は、Niyar の属する Kataman clan の Wenikeyiya lineage の責任になった。しかし、その lineage にも多くの土地があり、タロイモ田の1個所をひきとただけである。ほかの4個所のココヤシ林と3個所のタロイモ田は、Pesiwo が婚出した Noosomwar clan の Fááynen *puukos* (図2の69)へ贈与した。当時、Pesiwo には、6人の子どもがいたので、多くの財をあたえたといわれる³⁴⁾。そして、婚入した男性たちの集団から贈られた財は、すべて、それらの集団に返した。

Wuisuusu clan の財が分割されてから、ほぼ50年になるが、それを譲りうけた各 clan は、その財をほかの集団に贈与することなく、現在でも保有している。その理由は、ほかの島にいる Wuisuusu clan の人がサタワル島へ来たときに、それらの財を返さなければならないからだと説明される。そして、サタワルの人びとは、絶えた clan の土地は、贈与 (*faang*) されたのではなく、世話する責任をまかされた (*yómmona mwongéve* : 「食べもののとれる資源の面倒をみる」) ものと考えている。したがって、管理をゆだねられた集団は、その財をほかの集団に贈与することをさけている。

上記の例は、廃絶した clan の財が、養取の方法によって一時的に保持されたけれども、結局、養子関係者および親族関係者のあいだで分割保有されたことを明らかにしている。その財の移譲に関する権限は、養子になった女性および彼女の子どもの手にまかされる傾向にある。他方で、消滅する clan の世話をした親族(姻族)関係者、具体的には、居住地を提供した lineage 成員にも、その移譲に関与する権利が認められる。そのような関係者が、権利を行使するか否かは、それらの集団の土地保有状況によって左右される。つまり、譲りうける財の管理の可能性の有無によって決定されるのである。もし、譲りうけたとしても、消滅 clan の元来の土地は、それを使用し、管理する集団が自由に処分できる性質のものではない。ほかの島にいるその clan 成員が来島した場合には、それを返却する義務がある。このような性格から、消滅 clan の財の移譲は、それを直接的に使用する権利ないし、一時的に保有する権利の譲渡であり、排他的に所有する権利の継承を意味していないことがわかる。

2) 土地の返却と没収

第IV章の事例15で、養取を契機に贈与された土地が、養子の死後、養子の集団へ返却された例にふれておいた。その場合は、養子にその土地をみるべき子どもがいなかったことが主要因であった。いいかえれば、土地を直接に相続するものがいなかったために、生じたものである。他方、サタワル社会で土地の返却問題が顕在化するのとは、

34) Wuisuusu clan の「元来の土地」の分配は、Yáánatiw clan が、図2の28と107を、Kataman clan の Pesiwo (6) が、9, 95, 112, 167のココヤシ林をとるかたちで実施された。また、タロイモ田は、Yáánatiw clan が、T9, T19, T40にある3区画を、Pesiwo が、T4, T19, T46の3区画、そして、Niyar (10) が、T31の1区画を、それぞれひきとった。

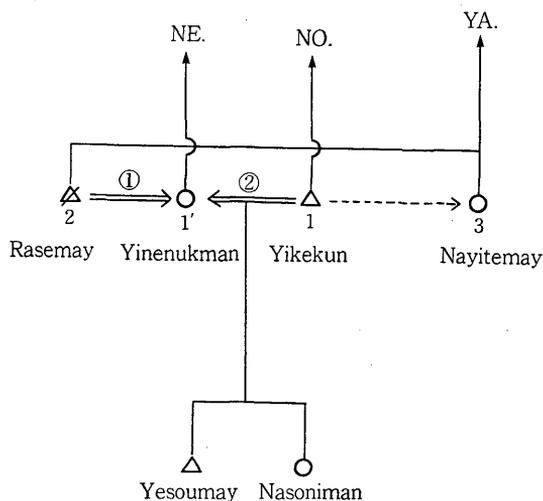
土地をもらった集団がそれをくれた集団にたいして、反対給付をしなかったときである。ここでは、反対給付の不履行によってひきおこされる問題について述べることにしよう。

財の贈与の多くは、父親の集団から彼の子ども（の集団）へとおこなわれる。そして、その財を使用する権利および処分する権利は、父親を同じくする子どもにゆだねられる。サタワル社会では、ある集団とその集団から婚出した男性の子どもおよび子どもと集団の関係は、*yafakúr* とよばれる [須藤 1981: 1019-1020]。*yafakúr* の関係にある子どもは、彼らの父の集団から、ココヤシ林、パンノキ、タロイモ田を分けてもらい権利をもっている。その分与をうけた、子どもたちは、父の集団にたいし多くの義務をおうことになる。

その義務は、基本的に、足しげく父の集団に顔を出し、「気持が父の集団から離れていない」ことを示す行為によってあらわされる。そして、父の集団で大きな事業（カヌー小屋の屋根がえ、家屋の建築、カヌーの建造）があるときには、男の子どもは、率先して労働力を提供し、女の子どもは、それらの労働者のために食事の用意をしなければならない。また、父の集団に、病人が出たさいには、彼らは、ココヤシの実、魚、タロイモ料理を持参して看病することが要求される。さらに、その集団の成員が死んだ場合には、多くの腰布を贈ることが義務づけられる。とにかく、*yafakúr* は、父の集団にたいして「その集団の成員がすると同じほど」の忠誠をつくすことが期待されるのである。

父親の集団は、*yafakúr* が自分の集団にたいしておこなうそのような言動や貢献の内容を観察する。そして、父の集団は *yafakúr* が自分たちの期待にこたえていないと判断した場合には、贈与した財をとり返すという行動にでる。筆者は、実際にこのような事態がおこった例を、2例しかえていないが、サタワルの人びとの口から、*yafakúr* と父の集団との関係の良し、悪しの評価をたびたび耳にした。いずれにせよ、サタワルの人びとの財にたいする考えかたとして、父の集団が、財の移譲後においても贈与した財にたいして、ある種の権利を保持しているという点は重要である。

土地の贈与に関して、*yafakúr* が、父の死後、父の集団から贈与された土地にたいする権利を継承する。彼らは、表面上、その土地を使用したり、ほかの集団へ贈与する権利をもっている。けれども、父の集団も潜在的には、その土地にたいする権利を留保している。この権利の留保は、父の集団が *yafakúr* の父の集団にたいする貢献度によって、*yafakúr* に贈与した財にたいする権利を移譲するか、それとも没収するかを決定する権限の存在を示している。つまり、贈与された土地の処分に関して、土地



註

1. ----- は、正式な婚姻によらない「性的関係」を示す。
2. ①、②は、結婚の順序。

図15 一時的「重婚」の関係図

を贈与した集団の方が、受贈した集団（前者の男性成員の子どもたち）よりも、強い潜在的権利を保有しているのである。

このような傾向は、贈与された土地の管理および利用の内容についてもみられる。夫から贈与されたタロイモ田を妻が手入れせず、草におおわれる状態にすると、夫の集団では、「いらぬ田」とみなして返却を要求することができる。また、子どもたちが、父の集団からもらったココヤシ林やパンノキの下刈り、枝うちなどをしないで放置すると、父の集団成員がそこにはいって手入れをしたり、コブラ

をつくったりすることができる。この場合、夫の集団は、妻およびその子どもの集団には、多くの土地があり、贈与した土地を「手が届かない」とみなして、使用するのである。

このように、財の贈与に関する権利の譲渡は、受贈側が贈与をうけた財をどのように使用、管理するかという状況によって決まる性質であることがうかがえる。以上のことから、財の贈与と財にたいする権利の移譲、とが同時におこなわれるのではないことを指摘できる。贈与側は、少なくとも、2世代間（贈与した本人とその子どもの世代）、贈与した財の使用、管理、処分に関しての権限を保持していることが明らかである。

つぎに、ある集団の元来の土地 (*rapinú fanú*) にたいしては、世代に限定されず、そのもともとの保有者（集団）が、最終的に没収する権限をもっていることを示す事例を考察してみよう。

事例23

図15において Noosomwar clan の男、Yikekun (1) は、Neyáár clan の女性、Yinenukuman (1') と結婚し、1男1女をもうけていた。彼は、1947年ころに、仕事のために半年間島を離れてオレイアイ島で過ごした。帰島後、彼は、妻のもとへ帰らず、カヌー小屋で暮らしていた。

そのあいだに、彼は、Yáánatiw の女性、Nayitemay (3) のもとへ結婚するつもりで通っていた。彼の clan の人びとは、そのことを知らずにいたが、Neyáár clan の成員は、Yikekun が、夜、Nayitemay と一緒にいるとの情報をえていた。ある日、彼らが2人である現場を Neyáár clan の成員に見られてしまった。それで、Neyáár clan の人びとは、Yinenukuman に離婚の代を支払わないで、Nayitemay を「盗んだ」(yómorow)、つまり、「重婚」をしたという理由で、彼の clan の *pwukos* へ押しかけ、目ぼしい物品を奪った。このとき、彼の *pwukos* の大人たちは、タロイモ田とココヤシ林で仕事で、*pwukos* にいなかった。彼らが、Neyáár の人びとが「差し押え」(*merhaan*) をしたということを聞いて³⁵⁾、*pwukos* へ帰ったときには、ほとんどの「品物」(*pisshak*) が、奪われてしまっていた。その情景について、Noosomwar clan の長老は、「*pwukos* がからっぽになった (*yipéébé*)」と表現していた。

それから、Noosomwar clan の人びとは、「南京箱」(*pwar*)³⁶⁾ に、腰布を50枚、綿布30枚(1尋の長さのもの)をつめて Neyáár clan に届けた。これは、*ruwar* とよばれ、「謝罪の支払い」を意味する。男側の Noosomwar clan が、奪われた品物は、おもなものでも、紋帳3帳、上掛け(毛布)4枚、腰布30枚、鍋、釜、手斧、斧、釣糸、釣針の入った漁具箱と手漕ぎカヌー3そうなどである。このほかに、帆走用大型カヌー1そうが差し押えとなった。そして、女側の Yáánatiw clan が持ち去られたものは、手漕ぎカヌー2そう、漁具箱2個、紋帳1帳、綿布10枚などである。そして、Neyáár clan の女たちは、取るべき品物が少なかったため、この clan のタロイモ田へ走り2区画に *merhaan* をかけた。それにたいし、Yáánatiw clan では、南京箱に腰布30枚と綿布20枚をつめて Neyaar clan に *ruwar* として支払った。

このように、Neyáár clan 成員が、Noosomwar clan の *pwukos* (Kaningeirek と Fááynen) と Yáánatiw の *pwukos* (Yáánatiw と Neyán) へおしかけ、手あたりしだい目ぼしい品物を持ち去ったのである。そして、それらの clan から *ruwar* として腰布と綿布が支払われた結果、Neyáár clan は、Noosomwar へは、鍋2個を返し、大型帆走カヌーの差し押えを解いた (*mwey merhaan*)。鍋については、Noosomwar の人びとが、煮沸具がなく、料理をつくれなからとの理由で、返却を懇願したといわれる。Yáánatiw には、タロイモ田2区画にかけられていた *merhaan* を外した。

35) 「差し押え」の意味に訳した *merhaan* は、ある空間への立ち入りやあるものの使用を規制ないし禁止することである。それは、若いココヤシの葉をその場所やものに結びつけることによって示される。*merhaan* をかける主体は、この例のように、ものを没収する目的で被害者 clan の成員の場合もあるが、通常は、島の首長や clan の族長である。それが実行される機会は、次章で述べるような資源の枯渇期のほかに、儀礼のさいにもみられる。たとえば、伝統的航海術の修得儀礼 (*ppo*) においては、儀礼場となるカヌー小屋の4隅の柱にココヤシの若葉をまきつける。これは、すでに *ppo* の儀礼を終了した航海者と新入者以外の人びとが、そこへの立ち入ることを禁止するしるしとなる。また、カヌーの完成祝いのときにも、カヌーの周囲にその葉がつけられ、儀礼実修者以外が、カヌーに接触することの禁止をあらわす。これらの儀礼にみられる *merhaan* は、その場所ないしカヌーに、カミが降臨してくるといふ観念とむすびついでおり、カミの存在を象徴している。

36) サタワル社会で、貴重品とされる品物 (*pisshak*) は、各家でもっている木箱に収納されている。たて1m、よこ60cm、高さ50cmのふたつきのこの箱は、「ナンキンバコ」とよばれ、日本統治時代に入手された。それには、錠がつけられており、世帯主、彼の妻は、別々に所有している。この箱が、各家の貴重な家財の象徴と考えられている。最近では、大型の樹脂製旅行カバンにかわってきている。

この事例は、男性が正式な離婚の手続きをへないで、妻以外の女性との結婚を前提とした「性関係」をもち、その現場を発見された場合に生起した財の没収および差し押えの実際をものがたっている。サタワル社会の慣習法に基づく離婚は、夫婦が別居し、どちらか先に再婚する方が、相手に腰布20~30枚を贈ることによって成立する。また、clanの男性が妻以外の女性と関係をもっている場合、ふつうは、そのclan成員は、妻のclanの *merhaan* を予測して重要な品物を保管するなどの予防策をとる。しかし、Noosomwar clanの例では、その対策をこうしなかったために、品物をことごとく取られてしまい、その日からの食事にも困る状況になってしまった。

この事例では、女性が未婚であったので、差し押えの行動にでたclanは、1つであった。既婚女性との姦通の場合は、その女性の夫のclanもくわわり、さらに、「凄惨」な事態が生じる。このような行動にたいする謝罪として、腰布や綿布が支払われる。その品物は、ふつう、島の第1首長のもとへ届けられる。そして、彼が双方の当事者clanの仲介にあたる。この事例では、差し押えをしたclanが第1首長を輩出するclanであったので、そのclanへ直接届けられた。

ここで注目されるのは、*ruwar*の支払いによって、大型帆走カヌーとタロイモ田の没収が回避されたことである。品物の持ち去りおよび差し押えは、男性がカヌー小屋のカヌーや道具類、女性が *pwukos*の各家にある品物およびタロイモ田というように分担しておこなわれる。この事例で、Neyáár clanの男たちがカヌー小屋にあるNoosomwar clanの大型カヌーに *merhaan* をかけたが、このカヌーの権利は、Noosomwar clan だけによって保有されるものではなかった。つまり、カヌーの用材、とくに船体に使われたパノキは、Noosomwar とその集団に婚入した男性の集団のものであった。そのために、Naeyáár clan は、カヌーを没収して、持ってゆくことができなかった。

また、タロイモ田に関しても、*merhaan* をかけた2区画は、Yáánatiw clanの元来の土地 (*rapinú fanú*) でなく、ほかのclanから贈与されたものだったために、差し押えが解かれた。つまり、この土地は、Yáánatiwの完全な所有物ではなかったのである。このような事件が発生した場合、土地にたいする最終的な保有権を主張できるのは、その土地のもとの所有者である。そして、土地の所有者は、差し押えをした集団にたいして、その土地が自分の集団の *rapinú fanú* であることを説明し、没収されることを拒否する権利をもっている。状況によっては、贈与した集団からその土地をとりかえすことができる。

大型カヌーやタロイモ田のように、即時に持ちさることができない財にたいしては、

merhaan をかけて差し押えのしるしをつける。それから、謝罪の品物の数量や内容を判断し、さらに、それらを保有する権利の性質を見きわめて、実際に没収するか否かを定める。そのさい、カヌーやタロイモ田を保有ないし所有する権利が、社会的にもっとも重要な争点となってくる。うえてみたように、ほかの集団のそれらの権利が差し押えた財にかかっている場合には、没収は不可能となる。つまり、土地は集団間で贈与され、移動するけれども、それにたいする処分権をもふくむ完全な所有権は、移譲されない性格であることが明らかである。筆者は、いままでに、この種の事件の資料を5例収集している。そのうち、大型帆走カヌーの没収は、1件あるが、土地（タロイモ田）のそれは皆無である。しかし、サタワル社会では、土地の差し押えおよび没収とそれを防止する方式が、慣習法として確立されている。その方式の目的は、土地が正当な手続き（贈与）でない手段によって、他集団に流出することを抑制することにあるとことを指摘できる。

VI. 資源利用と共同体規制

サタワル島のココヤシ林、パンノキ、タロイモ田の利用およびそれらからの食料の採取は、日常的には、clan および lineage 単位でおこなわれる。実際には、居住集団である *pwukos* ごとに、その日に食料として必要なタロイモないしパンノキ、ココヤシの数量が決められ、*pwukos* の成員は、それに応じて仕事を分担する。女性成員は、女性族長の指示に基づいて、タロイモ田でのタロイモの掘り出し、植えつけ、除草、畝づくりなどの作業にあたる。誰の管理するタロイモからイモをとるかは、彼女たちの話し合いで決められる。2人～3人つれだってタロイモ田へゆくが、仕事をするのは、個々人である。早朝にイモ田へ出かけ、一連の作業を終えて、ココヤシの葉で編まれた籠にイモをつめて家に帰るのは、午後の3時ころである。それから、炊事小屋で料理づくりが始まる。タロイモを掘るのは、パンノキの実のない時期で、平均して週に3～4回である。

パンノキの実が食用にできる4月から9月にかけては、食事は、ほとんどその実に依存する。この時期は、朝、男女がその日に実をとるパンノキを選定して、森へ出かける。男性は、ロープで木に登り、枝の先端についているパンノキの実をもぎとり棒で引き落とす。女性は、地上に落ちたその実を拾い集める。食用としてのパンノキの実は、成人1人あたり、1～2個で1日分をまかなえるので、1日に採取する数量は、*pwukos* 成員の人数で決まる。しかし、パンノキの実の欠乏期のために、貯蔵用とし

て大量の実が集められる。1日に300個を落とす日もある。この実は、外皮を削り、中の芯を除去したあと、小片に刻まれて地中に埋蔵される。これは、*maar* とよばれ、地中で発酵し、3か月後から食べることができる³⁷⁾。*maar* づくりは、女性の仕事とみなされている。

男性は、ココヤシの木の枝打ち、下刈り、その実の採取に責任をもつ。ココヤシの実は、主として成長した果肉を食用にしたり、コプラとして出荷するために利用される。ほかに、未熟の実は、なかにある果汁を飲むためにもとられる。また、ココヤシの実をつける新芽の先端を切って、そこから出る液汁 (*yarhiiy*) を採取して、女性や子どもたちの飲みものとする。その液を自然に発酵させたものが、*yarhiymman* とよばれる「ヤシ酒」である。これは、男性の飲料となる。パンノキの実の採取時期が終る9月から翌年の2~3月にかけて、男たちは、グループをつくって、毎夕、ヤシ酒を飲む³⁸⁾。ヤシ酒をとる木は、成人男子1人あたり3~4本と決められ、その時期も島の首長の指示による。首長はヤシ酒をとるココヤシの木には、実がならないため、食用およびコプラ生産に支障をきたさないように配慮して、男たちにヤシ酒づく

37) サタワルの人びとは、パンノキの実を地中に埋蔵するとき、小片にした実のうえに有種子品種のパンノキの実 (*Artocarpus marienensis*) の成熟したものをのせる。そのうえを、バナナ、タロイモやパンダナス (*Pandanus dubius*) の葉でおおい、石のおもしをする。そして、10日間ごとに、そのおおいをとって発酵が進行している *maar* を、上部と下部をいれかえたり、混合させる作業をおこなう。発酵した *maar* を食用にするときは、穴からとりだした *maar* を布袋につめて水を注ぎながら手足でこねる。これを10回以上もくりかえすとペースト状の練粉になる。水洗いの過程は、パンノキの実のあく抜き作業である。料理法は、練粉にココヤシの果肉から絞り取ったミルクをくわえて、石蒸しにする。また、ココヤシミルクを混ぜないで、練粉をそのまま石蒸しにしたものは、ちまきと同じ形状と味がし、最低10日間、食べることができる。これは、カヌーによる他島への航海中の重要な食料となる。

38) 現在、ヤシ酒を飲むのは、午後と夕方の2回である。午後飲む分は、朝に採取したものであり、夕方から夜にかけての分は、夕方にとったものである。男たちは、居住集団ごとに組をつくり、カヌー小屋や砂浜のうえで輪になって酒をくみかわす。話題は、うわさ話が主で、興ずれば歌いだす。しかし、キリスト教に改宗する以前で、伝統的航海術の修得儀礼 (*ppo*) が実施されていたころには、ヤシ酒を飲む組は、航海者である男性を中心に、彼の息子(類別的ムスコもふくむ)や彼の女性キョウダイの息子といったかざられた男性によって構成されていた。それは、酒を飲むのが、伝統的航海術の私的伝授の機会であったからである。そのために、息子たちは、ヤシ酒を師匠に贈ることによって、教を乞うことができたのである。つまり、その当時のヤシ酒は、師匠の知識をひきだすための、贈与対象物の1つであった。そのようなヤシ酒は、「月の下での酒」(*yarhiiméram*)とよばれ、現在の利用法とは、性格を異にしていた。現在、パンノキの実の収穫期にヤシ酒の採取を禁止している理由は、その時期の海象が穏やかで男性が漁撈活動に従事することと、ヤシ酒に酔ってココヤシやパンノキから落ちて、けがをする男性がかなりでてくるためである。つまり、直接的な禁止の理由は、危険防止の目的による。ヤシ酒は、ココヤシの液汁を採取する容器(ココヤシの内殻)を洗浄せずに1週間ほど使用すると、その容器に集められた液汁は、酸味をおびる。そのなかには、少量のアルコール分がふくまれている。この甘味のある液汁からアルコールへの変化は、液汁のなかにある糖分がスターター(発酵源)となると同時に空中の酵母の作用による自然発酵に起因するものである。ヤシ酒、*yarhiymman* は、「すっぱいココヤシの液汁」の意味である。それにたいし、女性や子どもの飲料となる液汁そのものは、*yarhiymman* とよばれ、「甘い液汁」をあらわす。

りの許可をあたえる³⁹⁾。

ヤシの実の食用としての利用は、以上で述べたものであるが、ココヤシの実の外皮は、ロープの繊維や火のつけ木として、その葉は、屋根材や籠の材料として、幹は、カヌー小屋の垂木などの建材として不可欠である。いずれにせよ、タロイモ、パンノキ、ココヤシの利用は、個々の集団の管理のもとにおかれる。そして、集団の女性成員、とくに、女性族長は、日々の食用に供するタロイモおよびパンノキの実の収穫料、貯えておくそれらの数量を判断する。それにたいし、男性成員（未婚の lineage 成員と婚入男性）は、パンノキの手入れとその実の採取、およびココヤシ林の維持、管理、成熟したココヤシの集積、コプラ生産などのわりあてられた仕事に責任をもつ。

サタワルの人びとは、主食として、タロイモとパンノキの実に依存している。現在までに、タロイモの栽培に適した島の湿地は、ほとんど開墾されており、新たにタロイモ田を造成することが、不可能であると考えられている。そして、タロイモは、周年、収穫することができるが、それだけによって島の全人口の食料をまかなうことはできない。そのため、1年のうち、約半年間は、パンノキの実の採取にたよる。この期間の食事は、90パーセント以上がパンノキの実の料理によって占められる。

そして、パンノキが実をつけないあとの半年の食料として、*maar* がつくられる。しかし、パンノキの実は、年間の降雨量が極端に少なくなると結実せず、*maar* として貯蔵することが不可能な年もある。このような年は、「島に食べものがない」(*nángita*) ので、1日に、手の拳大のタロイモ1個で、飢えをしのぐといった状況に直面する。それほど極端な年は、5年に1度くらいといわれるが、一般的に、サタワルの人びと

39) ココヤシの液汁やヤシ酒を採取するココヤシの木は、居住地に近いところにあるものが利用される。それは、朝夕のそれらの収集と昼にそれらの滴出を促進させるために、新芽の先端を切る作業がともなうからである。首長からそれらを採取する許可がでると、男たちは、自分が利用しようと思うココヤシの木にココヤシの葉をくくりつけ、「占有」のしるし (*rowrow*) とする。しかし、居住地の近くに適当なココヤシの木をもっていない男は、他人の木を使用させてもらうことになる。彼は、まず、利用するのに良い木を見つけ、*rowrow* をつける。それからその木の所有者に使用を許してくれるように依頼 (*yitingor*) する。他人のココヤシの木から実をとる場合には、事前に承諾をうける必要があるが、ヤシ酒をつくるときには、*rowrow* をつけてから木をつかう許可をえればよい。これは、他人のココヤシの木の葉を切って籠を編んだり、他人のココヤシ林の雑木を切り倒してたき木にするときの慣習と同じで、その行為をするまえにそれらの所有者にことわらなくてもよい。また、パンノキの幹から、カヌーの部材（舷側板など）の接合に使用する樹液 (*jóppwunis*) を採取するときも同様である。しかし、他人の所有するココヤシの実やパンノキの実を無断でとることは、「盗み」(*morow*) とみなされる。このように、サタワル社会において、労働力を投下し、その結果、食用としてかたちになったもの（ココヤシやパンノキの実）は、排他的な所有権が存在するが、そうでないものの利用は、「共有」とみなされている。そして、他人の所有物の使用を許してもらい *yitingor* という方法は、その使用にたいして義務が付与されない性格のものである。ココヤシの木の借り主は、その持ち主に採取したココヤシの液汁やヤシ酒の一部を贈与する義務をおわず、自分の判断でそれらを自由に消費することができる。

は、1年のうちにパンノキの実のある半年間（4月～9月）を豊かな食料に恵まれるが、残りの半年間を欠乏した食料事情のもとで暮らさなければならないことになる。

1. 島の資源利用と首長の役割

うえでみたように限定された食料資源を有効に利用するために、首長は、いくつかの規制をくわえる。彼は、資源の枯渇期や儀礼的交換をおこなうために、食料の貯えが必要な場合、島の人びとの食料の浪費や資源利用にからむ争いが生じたときなどに、人びとが食料獲得のために活動することを制限する。この規制は、*merhaan* とよばれ、一定期間、島の人びとのタロイモ田やココヤシ林への立ち入りを禁止することである。食料資源の利用を規制する *merhaan* は、4種類ある（図16参照）。本節では、島の食料資源の利用とそれにたいする首長の役割と規制の性格についてを検討することにしよう。

1) 食料資源の枯渇期における規制

パンノキの結実量が少なく、*maar* を十分につくれなかった年には、かならず島の食料資源が不足する。最近では、1979年の1月から3月にかけて、極端な食料の欠乏という事態がおこった。サタワルの人びとは、1978年のパンノキの実が枯渇してから、その年内は、貯蔵したパンノキの実、タロイモで食料を確保できたが、年末のクリスマスの祭宴で、*maar* をほとんど消費してしまった。そのために、首長は、1979年の1月に、島の人びとが森に出かけてタロイモを収穫したり、ココヤシの実を採取する活動を制限した。この規制は、島の居住空間 (*neeman*) と森 (*neewan*) との境界（図2）にあるココヤシの木に、ココヤシの葉をまきつけること (*pwaay*) によって人びとに表



図16 食料資源規制の種類

示される。これは、*puwaayinifani* とよばれ、「島の食料をとる土地への立ち入り禁止」を意味する。

首長は、*puwaay* をかけたあと、島の女性たちが1週間に2日だけ森へ行くことを許可した。森へ入れる日には、早朝（5時ころ）ホラ貝 (*sawi*) をふき鳴らして、森での食料獲得の仕事をすることを知らせる。彼女たちは、家で待機しており、その音で一斉に森へ急ぐ。そして、首長は、お昼になるともう1度、ホラ貝で合図して、森での作業を中止して家へ帰るように指示する。この約7時間のあいだに、女性たちは、タロイモ田へ入り、食用にするイモを掘り起し、そのあとに、畝をつくって子株を植えつけたり、植栽後のタロイモ田の除草、施肥などの仕事をおこなわなければならない。そして、お昼のホラ貝を聞くと、女性たちは、ただちに収穫したタロイモやサトウキビを持って家へ帰る。女性がこの時間内で掘れるタロイモの量は、通常の半分にも満たない。また、周囲のココヤシ林でたき木を拾い集める。男性は、女性よりおかれてココヤシ林に入り、成熟して落ちたココヤシの実を集積したり、木の枝打ちや下刈りなどの作業をする⁴⁰⁾。

首長は、この規制が守られているかどうかを調べるために、数人の監視人 (*rhóonima-as*: 「隠れて見る人」) を選ぶ。監視には、首長 clan の青年があたるが、公表しないために、島の人びとにはわからない。彼らは、家へ帰る合図のホラ貝のなったあと森の中を見てまわって、人の有無を検証する。そして、まだ森にのこっている人があれば、違反者として、首長に密告する。違反者には、「ホラ貝のあとから来た人」 (*mwurín sawi*) とよばれ、所定の罰が科せられる。首長の命令や島の慣習法を守らない人にたいする制裁 (*yáriya*) は、ふつう、罰金 (*pakking*) の徴集である。この場合は、10ドル

40) 島の食料資源の利用が規制される期間にふかれるホラ貝には4種類ある。未明に、女性がタロイモ田へいくことを許可するホラ貝は、*naawanú neepwéén* (「タロイモ田へはいることの許し」) とよばれる。そして、女性がタロイモ田から帰ることを知らせるホラ貝は、*sawiyánú newanowas* (「お昼のホラ貝」) である。男性たちのうちで、森の区域にココヤシの液汁やヤシ酒をつくっているものは、未明のホラ貝で、その木に登ってそれら採取する。そして、ココヤシ林に出かけて、手入れをしたり、落ちて実を集積する仕事は、明け方のホラ貝、*naawanú weychemao* (「固い土地への入城の許し」) の合図で森へ出かける。男性たちが、ココヤシ林での作業を終了して帰るのは、午後の3時ころにふかれるホラ貝、*sawiyánu túútú* (「水浴びのホラ貝」) の合図によってである。そして、このホラ貝は、森を閉じたことを意味し、それ以後、森へはいることが厳しく禁じられる。

このように、男性と女性との森での活動の時間帯がずらされている。男性は、この期間に収集したココヤシを道のそばに集積したり、ならべたりすることができるが、それらすべてを森から運びだすことができない。彼が消費可能なココヤシは、数日分の食料に必要な数量だけである。ただし、この期間に、大量のココヤシやタロイモがいる出来事がおきた場合には、まえもって、首長に申し立てることによってその禁がとかれる。具体的には、死者がでたとか、病人の治療のための呪薬 (*sáfey*) のなおらいがあるとき、他島から来客 (*waasuuna*) がきた場合などである。このさいには、それらの出来事に関係する clan の人びとだけでなく、すべての人びとが、首長のホラ貝の合図で森にはいることが許される。

と決められている。それを支払えない人は、女性なら腰布20枚、男性ならココヤシの繊維でなったロープ100尋をもって首長のところへ謝りにゆく。それらのない人は、島の大きな道の草とりや清掃の仕事や労役としておこなう。違反者を出すことは、clanの恥(*sáaw*)とされ、clan 成員の連帯責任となる。そのために、この *merhaan* を無視する人は、ほとんどいないといわれる。

以上で述べた *pwaayinifanu* の規制は、一定期間、島の食料資源の消費を抑制することによって、少ない資源の枯渇化を防ぐ目的で実施される⁴¹⁾。この期間のタロイモの収穫回数およびその収量は、それぞれ、通常の2分の1にも満たない。限られた時間内で女性が掘り出すタロイモの数量では、集団の人びとに十分な食料を提供することが不可能となる。また、この時期は、北東からの貿易風が強まり、嵐が多発するために海洋や気象の条件が悪く、男性の漁撈活動も制約される。海の荒れる日がつづくために、島の周囲で魚とりができるのは、1週間に1日ないし2日程度である。大型帆走カヌーによるサンゴ礁での竿釣りや引き釣り、無人島でのカメ捕獲活動もおこなえない。そのため、狭い礁湖内での突き刺し漁が中心となる。つまり、島からの植物性食料の獲得が制限される期間は、同時に海からの動物性食料となる漁獲にも期待ができない。数か月のあいだ、島の人びとは、1日にタロイモ1個と小魚1匹という食生活をつづけなければならない。

このような環境のもとでの、食料資源の維持と消費は、土地を保有する集団単位(clan ないし lineage)で、その集団独自の方針に基づいて実行されることが不可能となる。集団の枠をこえて、島レベルで、資源利用の調整および規制が実行されることによって、限定された食料資源が有効に利用されることになる。そのために、サタワル社会では、島の首長に、ココヤシやタロイモの栽培と収穫に関する管理権ないし統轄する権利がゆだねられている。首長は、島の食料状況を的確に掌握したうえで、タロイモ田やココヤシ林を保有する人びと(集団)がそれを個別にかつ自由に使用する権利を、一時的に抑制、停止する権限を保持している。このような、首長の統制に基づく島の食料利用の制限は、「共同体規制」とみなすことができる⁴²⁾。

41) この数か月におよぶ禁忌を意味する *pwaay* という話は、「踊」を指示する総称でもある。この期間は、島の人びとの生産活動が抑制されることになる。キリスト教に改宗するまえは、この時期は、連日のように男女間で踊りの競演がおこなわれたといわれる。土方も、日記のなかで、10月から翌2月にかけて島の人びとが昼夜、踊りに明け暮れたことを報告している [土方 1943]。その意味でも、*pwaay* の語が、「食料利用の禁止」とともに「踊」を指示することは、まとをえているというよう。

42) 本稿で使用する「共同体」という用語は、註8でもふれたが、生産手段つまり土地を共有する集団を指示しない。筆者は、生活資源の根源である土地および領域の所有単位が出自集団であるけれども、社会全体の資源の確保のために、土地所有集団が保有する土地にたいする諸権利を抑制、停止させる権限をもつ共同組織を「共同体」と規定する。その権限は、生活資源にたいする統轄権ないし統制権とよべる性質のものである。

2) 食料資源の浪費と規制

島の人びとが食べものを粗末にあつた場合に、首長が、一定期間、食料の獲得活動を禁止する。この規制は *merhaanún mwommwongonngaw* とよばれ、「食べものを悪いよう(むだ)にしたことにたいする禁止」の意味である。この対象になるのは、若者や女性が森でココヤシの実をとって、実の中にある胚乳(*furan*)だけを食べて、果肉を放置した場合である⁴³⁾。男たちは、漁の帰りやココヤシ林での作業、女たちは、タロイモ田の仕事での空腹時に、ココヤシの胚乳を好んで食べる。胚乳は、成熟して地上に落ちたココヤシの実から芽が出る段階になると、実の中で拳の大きさに成長する。これは甘味があり、主として乳幼児や病人の食べものとなる。

首長や前述の監視人が森で胚乳が抜きとられ、果肉のついたココヤシの実を発見すると、首長は、集会の場で人びとに注意をうながす。このような事態がくり返されると、彼は、前述した *puayinifanú* と同じやりかたで、人びとの森への立ち入りを禁止する。この期間は、1週間か10日ぐらいである。1978年の10月にこの規制が実施され、人びとは、1週間に2回しか森へ入れなかった。

このほかに、女性が料理小屋の回りに、ココヤシの実を割ったままで、果肉を削らずに投げ捨てておいたのが発覚したときにも *merhaan* がかけられる。また、パンノキの実が成熟して、木の周囲に落ちて腐っているにもかかわらず、その実を収穫しないときにも *merhaan* の対象となる。これらの場合には、森への立ち入りの禁止とともに肉体的な制裁があたえられる。首長は、島の女性たち全員を集会所(カヌー小屋)に集めて、ココヤシやパンノキを無駄にした例をあげ、警告する。そのあとで、実際に

43) サタワル社会の伝統的な食生活において、男性および女性が生産活動(タロイモ耕作や漁撈)に従事するときには、朝に十分な食事をとることが忌避されていた。彼らが口にするのは、1片のタロイモやココヤシの果肉程度のものである。このような食事は、伝統的カミ観念と関連している面もある。女性は、早朝にタロイモ田へゆくとき、魚介類をおかず(*shaniyinyi*)にして食事をするのがタブー(*yepin*)とされる。また、男性は、魚とりにでかけるときには、パンノキの実やタロイモの料理を食べることがタブーとなる。女性が海からとれる食料、男性が陸からとれる主食を食べることを禁止される理由は、タロイモの豊穡をつかさどるカミ(*yinaatowpéén*)と豊漁に責任をもつカミ(*yanúnúsáát*)とが、それらの料理のにおいを嫌悪するからであると説明される【須藤 1984】。その観念は、現在ではうすれたようであるが、食事は、いぜんとしてまもられている。彼らが生産活動に従事する日々の「朝食」をとらない理由は、もちろん、伝統的カミ観念だけに帰因するからではない。食生活において、タロイモを掘りおこすのは、料理したイモがなくなってからであるので、タロイモ田へゆく朝には、ほとんど主食になるべき食べものが底をついている。彼らの料理法は、通常、石蒸し(*wuumwú*)にしたり大鍋で煮沸(*puuku*)したパンノキの実やタロイモを石杵(*po*)でつき、それにココヤシミルク(*yarun*)をかけるものである。ココヤシミルクは、すえるのがはやく、料理した翌日には食べることができない。また、それを使用しない料理でも、貯蔵パンノキの実(*maar*)をのぞけば、2日たてば腐敗が進み食用にできない。このような料理法も、朝食を欠くことの要因になっているのである。

それらの食料を利用しないで放置した *pwukos* の女たちは、カヌー小屋の海岸寄りの砂浜の上に座らされる。彼女たちのまわりには、ロープがはられる。この制裁は、*ffif* とよばれ、前述の *pwaa'inin fanú* のきまりに違反しても、罰金や物品を支払わず、労役にも服さない人びと (*lineage* 成員) にたいしても適用される。炎天下で砂浜の上に座り続けることは、相当の苦痛で、*ffif* は、2時間くらいで解かれる。

うえてみた2種類の *merhaan* は、食料資源の欠乏期のみを実施されるのではなく、パンノキの実の収穫期であっても、食料が有効に利用されないとき実施される。首長は、頻繁に森へ出かけて、島の人びとのココヤシやパンノキの実の維持・管理の様子を見てまわる責任がある。そしてタロイモの作付けや成長の状況についても彼の妻や *clan* の女性から聴取する。彼は、その年の食料資源の豊かさを把握する (*yekiyekin mwongo*) ことに、重要な任務をおっている。そのために、食料の欠乏期にそなえて、食料事情が豊かなとき (*wuuwa*) でも、人びとの資源利用の実態を監視する。そして、合理的で有効な方法で食料が消費されていない場合には、短期間ではあるが、体罰をも含めた資源利用を禁止する命令を出す。

3) 食料資源の盗用と規制

若者がほかの集団のココヤシやコプラなどを無断でとったり、女性が他人のタロイモ田へ勝手に侵入した場合にも首長の権限で資源利用の規制が実行される。これは、*merhaanún yáramas nón yómorow* とよばれ、「人が食料を盗んだことにたいする禁止」の意味である。ココヤシ、サツマイモ、バナナなどを植えた人から、他人に盗まれたとの報告が首長に伝えられると、彼はまず、犯人を探す行動にでる。犯人がわかった場合には、犯人の *pwukos* の人びとは、5ドルないし腰布か綿布10枚をもって首長のところへ謝罪にゆく。そのお金ないし品物は、被害者へ渡されることなく、島の公共の物品とみなされる。しかし、犯人が不明のときには、島の人びとすべての共同責任ということで、首長は、自由な食料資源の獲得活動を制限する。森への立ち入りを規制するために、*merhaan* がかけられるが、その期間は、数日ないし、1週間程度で、前の2つの場合よりも短い。

この短期間の規制は、タロイモ田で生ずる争いのさいにも適用される。女性は、自分の栽培しているイモ田に他人の足あとがついていたり、タロイモをひき抜かれたりした場合に、それをした人が *clan* の成員でないことを確認したうえで、首長に申し出る。また、タロイモ田の畔が、自分の方にくいこんでつけられたときには、被害者は、首長にその件を申し出て、仲裁してもらう。集団間でこのような境界争いが、続発すると、首長は、資源が盗用されたときと同じ規模の規制を実施する。この *merhaan*

は、いずれも、島の人びとが食料資源を利用する慣習法 (*pwangipwan*) を犯した場合にかけられるものである。

ここで注目されるのは、他人の物を盗んだり、他人の土地に侵入することによって生起する事件や問題は、加害者（集団）と被害者（集団）との二者間で解決されるのではなく、政治的統率者である首長の判定によって決着されることである。そして、島の食料資源の反社会的、非経済的消費が個人のレベルで実行された場合でも、そのことにたいする責任は、島の人びとと全員のものとみなされる。この連帯責任の制裁として、短期間ではあるが、食料の獲得活動の禁止という措置がともなう。このことから、島の食料資源の維持、管理に関する権限は、首長の統轄下におかれていることが明らかである。

4) 死者儀礼と食料資源利用の規制

死者にたいする葬送および追悼の儀礼と関連して、特定の土地にあるココヤシ、パンノキ、タロイモの消費が一定期間、禁止されることがある。この規制は、*merhaanin tikisoomá* とよばれ、「死者のための食料使用の禁止」という意味である。これには、集団 (clan) 単位で実施される *pwaaayini nú* と島レベルでの *farikk* とがある。

pwaaayini nú は、「ココヤシの使用禁止」の意味で、clan の族長が、彼の clan の保有するココヤシ林の1区画に *merhaan* をかけ、そのココヤシを利用することを禁止する。期間は、3か月くらいである。そのあいだ clan の男性は、その土地へ入り、ココヤシの手入れをし、成熟したココヤシの実を拾い集めて、1個所に集積する。しかし、その実を持ち出して、使用することは、禁じられるので、大量のココヤシが貯えられる。この禁が解かれる日に、蓄積されたココヤシは、死者の出た家に運ばれて、clan 成員に分配される。これは、一連の葬送儀礼で消費したココヤシの補充と死者を追悼する目的でおこなわれる。

farikk は、「死者のお祝い」の意味であるが、首長 clan の成員が死んだ場合に、首長の指示で、一定期間貯えられた食料を集積し、分配する儀礼的交換である。また、*farikk* は首長 clan の死者を追悼するためにおこなうと説明されている。首長は、葬送儀礼が終ると、島の食料事情を考慮して *farikk* を実施する日を人びとに知らせる。それは、食料が豊かなパンノキの実の結実期に実施されることが多い。たとえば、11月に死者がでたときでも、パンノキの実がなる翌年の5月にもよおす。

首長は、*farikk* をタロイモ（女の責任）で実施するかパンノキの実（男の責任）でするかを決める。その指示に基づいて、人びとは、より多くの収穫をうるための努力をする。*farikk* がタロイモでおこなわれることになると、女の人びとは、それに供出

するタロイモをつくるために、タロイモ田の一区画に棒を立てて *pwaay* を結ぶ。これは、そのタロイモ田への他人の立ち入りとそこからのタロイモの掘り起しの禁止を示す。彼女たちは、*farikk* にむけて、*pwaay* をしたイモ田から大きなタロイモが多く収穫できるように入念な手入れをする。また、パンノキの実で *farikk* が実施される場合には、男は、そのために選んだパンノキの木にココヤシの葉を結びつけて *pwaay* のしるしとし、木の周囲の下刈りをする。

タロイモが使用される *farikk* の日には、女たちは早朝から *pwaay* をかけたタロイモ田へ出かけ、手をくわえて栽培してきたイモをすべて掘り出し籠につめて、カヌー小屋へ運ぶ。各 lineage (*pwukos*) からどれだけのタロイモが供出されるかが、争そわれる。1人の成人女性が、少なくとも2籠を出すので、この日に集積されるタロイモの数量は、膨大なものになる。また、パンノキの実で実施される場合も、男性が手入れしてきたパンノキになっているすべての実が落とされる。それらのイモやパンノキの実は、首長が差配して、老若男女をとわず島の人びと全員に均等に分配される。それにたいし、男たちは、数日前から漁撈活動にはげみ、大量の魚やウミガメをとる。それを、石蒸し (*wuumw*) にしておき、*farikk* の日にタロイモと同様、人びとに均等に分配する。この日に、分配・消費されるタロイモの数量は、島の人びとの食料の1か月分に相当するといわれる。

以上でみた *pwaayini nú* と *farikk* とは、いずれも、死者の追悼のために実行される点では、共通の側面をもつが、資源利用の点では、性格を異にしている。前者は、一連の葬送儀礼で使用したココヤシの補填・回復を目的としているのにたいし、後者は、大量の食料(タロイモないしパンノキの実)の一時的消費にそなえて、その蓄積・多収穫を意図しているからである。そして、前者は、死者のでた集団 (clan 単位) で、族長の責任のもとに実施されるのにたいし、後者は、首長 clan 成員の死にかぎって、島の首長の指示により、すべての集団が参加しておこなわれる。とくに、後者は、ある期間、多収穫性を企図して、集約的に土地が利用され、それによる生産物を一度に消費しつくすという点で注目される。そして、このような土地利用の促進が、首長の指図で島レベルで展開されることも興味ぶかい。つまり、まえて述べた3つの *merhaan* は、いずれも、サタワル島の食料資源を受動的、かつ現状維持の目的で利用しているのにたいし、*merhanún tikisoomá* は、それを積極的、かつ改良・促進のために活用しているのである。

本節では、島の食料資源の利用が、首長の権限によってどのように規制されるかを、4つの分野において考察してきた。その結果、首長は、特定の機会や異常な事態が生

じた場合に、個々の集団が保有する土地にたいして、それらの独自の使用を抑止したり、逆に促進させたりする権利をもっていることが明らかになった。首長のこのような権利は、食料資源に限定されず、ほかの資源に関しても発揮される。たとえば、腰布の繊維をとるバナナやハイビスカスの利用、海岸のサンゴ礁の収集、水浴用の池づくりなどである。

森にあるバナナやハイビスカスは、島の人びとの共有財と考えられている。特定の lineage の保有する *pwunék* にはえているそれらの木であっても、誰でも利用することができる。このような共有の権利は、パンノキとココヤシを除く、すべての樹木の利用に適用される。しかし、それらの使用は、首長の監督のもとに実施される。ハイビスカスの場合、その木の枝を切りとって内皮をとり出す作業は、首長の指示によっておこなわれる。首長は、ハイビスカスを切る日を指定し、許可をあたえる。この解禁日は、1年に1回である。首長からの許可がでると、人びとは、森へ出かけて、土地の保有関係を見捨て、それを採取することができる⁴⁴⁾。このように、主要な食料資源よりほかの草木は、基本的には、島の共有とされているが、それを管理する権利は、首長が掌握しているのである。

44) ハイビスカスの木や枝を切るのは、キリスト教に改宗する以前は、毎年4月から6月にかけての特定の日、1日にかぎられていた。首長は、パンノキの豊穣儀礼を司祭する専門的知識修得者 (*sówumááy*) の判断を聞いてから、島の人びとにそれを切る日を知らせる。この日、男性も女性も手に蛮刀をもって森へ出かける。ハイビスカスがはえているところなら、他人が保有するココヤシ林であっても自由にはいて枝打ちをはじめめる。男性が木に登って、まっすぐにのびている新しい枝を切り落とす。女性や子どもはそれを拾い集める。この作業は、居住集団の夫婦単位でおこなわれる。そして、集められた枝の皮をむき、腐らせるために池に投げ入れる。島のハイビスカスの新しい枝を切りとる仕事は、数時間で終了するが、誰がどれほどの数量をとったかが、人びとのあいだで話題にのぼる [土方 1943: 231-232]。このハイビスカスの内皮は、バナナのそれとともに、腰布 (*téér*) を織る繊維として重要である。腰布は、女性の衣服としてだけでなく、まえてふれたように、死者の身体をくるむため、慣習をやぶったときの謝罪の代、離婚や姦通が発覚したときの支払いなどの財として貴重である。現在でも、島の生活において、「貨幣」としてもっとも重要な機能を果たしている。ハイビスカスを切ることにかぎらず、伝統的慣習法のもとでは、多くの作業を首長の指示にしたがって実施することになっていた。バナナを倒して繊維をとること、パンノキの切り倒し、サンゴ礁の収集、屋根替え、森でのたき火、木皿 (*sepiy*) づくりなどが、禁忌の対象となっている。それらの作業が解禁になるのは、パンノキの実が結実する時期である。サタワルの暦では、*neerakk* にあたる。この島の暦は、太陰暦で、1年が12か月よりなっている。そして、12か月も、6か月ずつにわけられ、前半を *neerakk*、後半を *neyeffang* とよんでいる。前半のはじめて月 (*tumur*) は、太陽暦の3月ないし4月にあたる。この時期は、ちょうど、早生のパンノキの実が結実、成熟しはじめるときである。したがって、うえてあげた禁事が解禁されるのは、*neerakk* にはいてからである。サタワルの人びとの伝統的生活においては、1年が、「*neerakk* にすべての禁が解かれ、*neyeffang* にはいるとふたたび禁ぜられる」 [土方 1943: 230] というサイクルをもっている。現在では、それらの作業にたいして首長が指示、命令することはないが、人びとは、その2つのサイクルにそって活動している。この *neyeffang* と *neerakk* とにおけるタブーの実施と解除という問題は、共同調査者である石森が詳述する予定である。また、サタワルの暦については、秋道の2本の論文 [秋道 1980b, 1983] を参照されたい。

2. 無人島と海域の資源利用

サタワル島は、食料資源を確保できる2つの無人島を領有している。ウエスト・ファーフ (West Fayu) 島とピケロット (Pikelot) 島である。前者は、サタワル島の北北西 80km に位置し、島の周囲に裾礁が発達している。後者は、北北東 100km にあり、隆起サンゴ礁の島である。それら2島での資源利用は、ウエスト・ファーフ島での若干のコブラ生産のほかは、いずれも漁獲活動が主体となる。サタワルの人びとは、島で祭宴や儀礼のために、大量の魚介類が必要なときおよび島の周囲での漁獲がないときには、大型カヌーでそれらの無人島へ出かけ、漁撈活動に従事する。1978年6月から1979年5月のあいだに、のべ12回 (26そうのカヌー) の航海が実施されている。大型カヌーで、それらの島へ行くには、最低10時間を要するので、サタワル島へ持ち帰る漁獲物は、ウミガメがほとんどで、ほかに、乾した魚やジャコ貝、燻製や石蒸しにした魚、酢づけの貝類などである。

1) 無人島の資源利用と規制

無人島への航海をおこなう場合には、かならず首長の許可をえなければならない。というのは、サタワルの人ならだれでも無人島の資源を利用することができるが、それを利用する管理責任 (*namenam*) は、首長がおこなっているからである。そして、そこからとれる食料は、*mwongonú fanú* (「島の食べもの」) と考えられており、島の人びと全員に分配されるものとみなされている。そのために、無人島へ出かける男たちは、その島に滞在中、島へ持参する魚貝類を確保することに専念する。最悪の場合でも、島の人びと全員に分配できるだけの漁獲をあげなければならない。ウミガメは、最低3匹、魚と貝は、約500人にゆきわたる数量である。

この責任は、カヌー航海の指揮者である航海者 (*panú*) にかかる。彼は、無人島にいるあいだ、乗員たち (7名~10名) が食べる分と島へ持ちかえる分とを判断し、乗員に漁撈活動の指示をだす。乗員たちは、昼間は、礁湖内での潜水による突き刺し漁、夜間は、上陸するカメの見回りといった具合に、昼夜を問わず、多くの漁獲量をうるために活動する。島へ運ぶ捕獲物で第一に優先されるのは、生きたウミガメで以下、生魚、ジャコ貝、干し魚の順である。ウミガメが優先されるのは、ウミガメが捕獲後最低1週間は生存することと、それ1匹の肉や臓物で150人分の食代を提供できるからである。

サタワルの男たちは、無人島への航海は、航海そのものにたいする興味とともに、そこでふんだんに魚を食べれるということで強い関心をもっている。ふつう、1週間

程度滞在するが、その間の食事は、島から運んだタロイモないしパンノキの実の料理が副食で、魚介類やウミガメ料理が主食となるほどである。しかし、とった獲物の大半を無人島で消費してしまい、島の人びとに分配するだけの漁獲物を持ち帰らないときには、人びとから非難される。そして、首長が、そのような行動をとった航海者とその乗員にたいし、ある期間（1年間）無人島へ出かけることを禁止する⁴⁵⁾。島の人びとは、無人島へ行ったカヌーがどれほどの魚介類を島へ持ち帰るかに注目する。そのために、航海者たちは、その期待にこたえるべく、最大限の努力をばらう。その成果が、航海者の評価につながるので、航海者のあいだで、漁獲量をめぐる「競争」がくりひろげられることになる。

サタワルの人びとの共有財で、首長の管轄下にある無人島の食料資源の利用と分配とに関して、うえで若干ふれたが一定の規則 (*nemeniy*) がもうけられている。無人島に滞在中のカヌー乗員が消費する漁獲は、航海者の判断で決められる。島へ持ち帰る漁獲類やウミガメは、それらの形状、つまり、生か加工品かによって保有する権利が異なる。生のまま島へ運ばれたものは、すべて、首長にさし出さなければならない。首長は、それを差配して、島の人びとと全員に均等に分配する。このさい、それらの資源の管理責任をもつ首長にたいして、特別の分けまえが贈られるようなことはない。ただし、島でウミガメが解体されるときに、その頭部は、特定の clan, Sawsát clan の族長に贈られる。これは、ままでも述べたように Sawsát clan が、サタワル島への最初の移住者であるという伝説に基づいている。

そして、無人島で料理したウミガメ（滞在中の食料にした残り程度のもの）は、カ

45) 筆者は、1979年10月下旬に、カヌーに同乗してウェースト・フェーユ島へ航海した。航海の目的は、島の周辺での漁獲が減少したために、その無人島から貝類をうるためである。1昼夜の航海で島に着くと、7人の乗員たちは、*panú* の指揮のもとに、ただちに漁撈活動にはげんだ。8日間滞在したが、そのときは、風雨の強い日が多いこととウミガメが産卵に上陸する時期でないことで、島にもちかえった漁獲物は、ウミガメ1匹とジャコ貝の身 30 kg、乗員が個人的に酔づけにした貝類と干し魚だけであった。乗員たちは、毎日、午前と午後の2回、魚とりにでかけ、夜は、交替で島を歩き、ウミガメの上陸した足跡を探索した。そして、3日目からは、島から持参したタロイモ（煮ただけのもの）は、カビがはえ、そのカビを削って食べるという生活になった。潜水によってヤスで刺く漁法でとれる魚は、豊富で、後半は、その魚と島にあるココヤシの実が主食となった。このように、「まじめな」漁撈活動の結果、捕獲物が少ない場合には、*panú* と乗員の無人島への航海の停止の対象にはならない。1979年の6月に、この島へ航海した乗員たちは、7匹のウミガメを捕獲しながら、島へもちかえった生きたウミガメは、わずかに2匹にすぎなかった。それに、無人島で解体、料理したウミガメの肉1匹分があった。のこりの4匹は、その航海を指揮した *panú* が、乗員に「自由に食べてよい」という指示をだしたために、無人島で消費されてしまったのである。5月から6月にかけては、ウミガメの産卵期にあたるため、無人島では、多くのウミガメを捕獲することが可能である。しかし、7匹をとらえ、4匹を乗員の食料として無人島で食べつくしたことにたいし、島の人びとのあいだで非難の声が高まった。それで、首長は、その航海者と乗員にたいして、当分のあいだ無人島への航海を認めない件を申しわたした。

ヌーの所有 clan, 航海者, 乗員の分けまえとなる。塩をつけ, 日干しにした魚や酢づけにした貝は, 塩, 酢を持参し, その加工をした人の所有になる。無人島でのそれらの加工は, 航海者が指示する漁撈活動とは別に, 個人的におこなわれる。しかし, そこでの活動は, まえでのべたように島の人びとへの分配を目的としておこなわれるため, 短期間の滞在で大量の捕獲が可能な漁種が優先される。そのために, 日干し, 酢づけなどの手間のかかる作業は, 共同ではおこなわれない。したがって, 島へ持ち帰る加工物の数量は, ふつうごく少量で, 島びと全員の分配対象物にはならない。

ウエスト・フェーユ島には, 漁業資源のほかに, ココヤシ, パンノキ, バナナ, タバコなどが植えられている。それらの利用法にも一定の規制がある。ココヤシとパンノキは, 首長の指示で植えられたために, サタワルの人びとの共有とされる。そこに滞在する人は, これらの実を自由に消費することができる。しかし, ココヤシの実からコプラを生産する場合には, 首長の許可をえたうえで, 生産物ないし, それを販売した金額の一部を首長に供出しなければならない。1979年1月に, 7人の男女がその島にいて40袋のコプラをつくった。そのさい, 1袋(50kg)の販売価格, 9ドルのうち1ドルを「税金」(*takises*)として首長に支払った。この税金は, 島の人びとの公共の費用として保管される。それらのほかのバナナやタバコは, 植えた人の所有物とされる。植えた人の clan 成員外の人が, それらを利用する場合には, 事前の了承が必要である。

以上でみたように, サタワル島の領有地であるウエスト・フェーユ島とピケロット島の資源は, 首長の管理責任のもとに, 人びとの共有財とみなされている。そして, それらの資源を利用するには, まず, 首長の許可をうる必要があり, 島の人びとの自由な使用は, 制限される。そして, 2つの無人島で獲得される食料は, 「島の食べもの」で, 島のすべての居住者に均等に分配される。それらの島へ航海する男たちは, 島の人びとの食料となる漁獲物の確保を本務としており, 勝手な消費が許されない。その本務をはたさない航海者と彼のカヌーの乗員にたいしては, 制裁がくわえられる。ただし, 彼らが無人島で個人的に捕獲し, 加工した漁獲物にたいしては, 製作者の個人的消費が認められる。また, 首長の命令で島の人びとの労力によって植えられたココヤシとパンノキは, 島の共有財とされる。とくに, そのココヤシからコプラをつくる場合には, 生産物の一定量を納税する義務が付与する。つぎに, サタワル島の海域における海面利用について述べておく。

2) 海面利用と規制

サタワル島は, 隆起サンゴ礁島で, 裾礁が発達していないため, 島の周辺では多く

の漁獲を期待できない。そのため、漁業資源を保護する規制がもうけられる [秋道 1980a]。具体的には、禁漁区の指定、漁具・漁法の限定、宗教的観念による漁撈の禁忌などである。これらの規制は、いずれも首長の判断（権限）に基づいて実施される。ここでは、禁漁区の性格を中心に考察する。

サタワル島の礁湖 (*neenéné*)、裾礁 (*wóór*) 付近および島の周辺の外洋での漁撈活動は、基本的には、島の男たちに開放されている⁴⁶⁾。礁湖や裾礁の外洋での漁法は、潜水による突き刺し漁が卓越し、潜水による釣り、竿釣り、小型カヌーでの底釣り漁、时期的な筍漁、追い込み漁などである。そして、島周辺の外洋 (*neemetaw*) では、中型ないし、大型カヌーによるトローリング漁がおこなわれる。このうち、追い込み漁は、首長が指定したときだけに実施される。これらの海域での漁法は、男性個々人の選択にまかされるが、5月～9月の北東からの貿易風が弱まる時期には、少なくとも、一週間に一度は、首長の命令で各人が漁撈活動によってえたすべての捕獲物を供出し、島の人びとと全員に分配する。また、追い込み漁での獲物もすべて人びとに分配される。

しかし、その時期におこなわれる筍漁の獲物は、筍を所有する lineage 成員によって処分され、島の人びとの共同分配の対象とはならない。その時期以外でも、天候に恵まれて漁撈活動を実行する機会には、首長の指示で獲物の供出とそれの人びとへの分配がなされる。このように、サタワル社会においては、島周辺での漁業資源の利用は、個人単位でおこなわれるが、その獲物の消費にたいしては、首長が強い権限をもっていることが指摘される。

サタワル島の北東 200m のところに、オニモン (*Wenimóng*) とよばれるサンゴ礁（暗礁）が横たわっている。ここでは、多くの魚が生息する好漁場である。オニモンでの漁撈は、通常、禁止されており、首長が解禁の指示をだす。4月から9月にかけて、海象条件がよくなり、漁撈活動がさかんになる時期でも、オニモンが開放されるのは、月に2回程度である。そして、漁法も底釣りに限定される。ここでの漁獲が許可される日には、男たちは、朝早くから手漕ぎカヌーに分乗して漁場へ急ぎ、競って魚を釣りあげる。午後3時ころには、漁を終えて島へ帰り、男性の所属するカヌー小屋へ魚を水あげする。個々人の技量差で、漁獲数の多少のちがいが生ずるが、男たちは、と

46) サタワル島の海岸から裾礁にかけての海域は、図2で示したように、Mesaar (「島の正面」)、Yapeniyaaw (「バンヤンの木のうしろ」)、Peekiyéér (「島の南側」)、Peekiyefang (「島の北側」) と Wenimóng の5つの地域にわけられる。このうち、Peekiyéér 以外の海域での漁撈は、1年中、自由になされるが、Peekiyéér だけは、禁漁区とされ、首長の指示がないかぎり、立ちいることができない。5月から8月にかけて、海が穏やかな時期でも、1週間に1度くらいしか解禁されない。この解禁日の漁獲物は、通常、共同分配の対象になる。以前には、この日にも、朝の10時ころに、ホラ貝がふかれ、出漁の合図になったといわれる。

った魚のすべてを供出しなければならず、個人的に消費することを許されない。

この日、女たちも早朝からタロイモ田や森へ出かけてタロイモないし、パンノキの実を採取して、料理づくりにはげむ。男たちが漁から帰ると、その料理をカヌー小屋へ運ぶ。男たちは、首長の差配で、漁獲のなかから1人あたり数匹の魚の分けまえをもらい、カヌー小屋でそれらを焼いて、女たちからの料理といっしょに食べる。つまり、カヌー小屋で男たちの共食がもたれる。これは、*yafiné* とよばれ、「(カヌー小屋で) 魚を焼く」という意味であるが、禁漁区が解禁されたり、首長の指示で共同漁が実施された日におこなわれる。漁獲物の一部が *yafiné* のために男たちに分けられるが、それ以外のすべての魚は、1個所のカヌー小屋に集められ、島の人びと全員に均等に分配される。分配方法は、首長が命令した男が分配人となり、*pwukos* (居住集団) 単位に、人の名前を1人ずつよびあげながら、魚を1匹ずつ分けてゆく。その順序は、成人女性、子ども、成人男性の順で、一回りして余分があれば、もう一度くりかえす。逆に、漁獲が少ない場合には、女性と子どもの分配が優先され、魚をとった男性には配られないことになる。

他方、サタワル島の南西15kmの洋上にあるオネキー (Wenikiiy) 礁への出漁にも、首長の了解が必要である。男たちは、主として、島の周辺での漁撈活動ができなくなる11月から翌3月にかけて、そこへ大型帆走カヌーで出かける。漁法は、長い釣り竿と擬餌鉤による一本釣りである。彼らは、出漁前夜をカヌー小屋で過ごし、午前4時ころのまだ暗いうちに、8人から10人が1そうの大型カヌーに乗りこんでその漁場へ向かう。太陽があがるまでには、現場に到着し、カツオ、マグロの群れを探す。夜明けとともに、カヌーを駆使して魚の群れを追い、魚つりを開始する。釣り糸をおろしている時間は、1時間ほどで、太陽が昇りきってしまうと、魚は、擬餌鉤にくいつかなくなる。そして、大型魚が追っている餌 (小型魚) の大きさに合わせて擬餌鉤を使用しなければならない。この短時間に的確な寸法の擬餌鉤を選定し、つけ代えるという作業は、相当の経験を要する。

オネキーでの漁撈は、そのような条件のもとでおこなわれるために、漁獲量の多寡が日によって変動する。1匹の魚もとれない日がつづくこともあり、多く釣れても1そうのカヌーで40匹程度のものである。この漁場での漁獲物も、すべて島の人びとへの共同分配の対象となる。島にあげられた魚は、首長の指示のもとに、所定の解体法によって切り刻まれ、島の人びとに、まえで述べた分配方法で均等に分けられる。

最近では、船外機つきのボートが導入され、それによる引き釣りがおこなわれている。ボートを利用してオネキーで漁をする場合も、首長の許可を必要とする。ボート

の所有者が、ガソリンを用意して出漁したときでも、釣った魚のうち5匹がボートの所有者分とされるが、ほかのすべては、島の人びとに共同分配される。つまり、オネキーへの「入漁料」として、漁獲数のほとんどを首長へ供出しなければならないのである。ここでの大型カヌーによる漁撈がおこなわれる日には、Wenimóng の場合と同様、*yafiné* がもたれる。出漁した男たちは、島へ帰るとカヌー1そうにつき2匹の大型魚を分けまえとしてもらい、カヌー小屋で焼いて食べるができる。

以上でサタワル島の海域における漁業資源の利用と規制について述べてきた。まず、サタワル島では、隆起サンゴ礁で未発達な裾礁しかもたないという環境のために、漁業資源の利用がかなり限定されていることが指摘される。そのために、サタワルの人びとでは、漁撈活動とそれによる漁獲物の消費と分配に細心の注意をはらっていることがうかがえる。海象条件に恵まれる時期の漁撈活動は、比較的個人レベルで展開され、その獲物も lineage レベルで消費される傾向にある。しかし、2つの無人島をふくめ特定海域での漁獲は、すべて、首長の指揮・統轄下におかれている。そして、そこでの漁撈活動は、漁獲物を島の人びとすべてに均等に分配することを目的として実施される。ここで注目されるのは、男性の獲得した魚類が、女性の提供する料理物と海岸（カヌー小屋）で交換されることである。つまり、魚類は、料理を贈与した成人女性に優先的に分配されることである。このことは、漁業資源に恵まれない島社会において、男性が漁獲高の促進を女性からの食物の贈与ということによって動機づけられているとみなすことができよう [須藤 1984]。

Ⅶ. 土地保有および資源利用の原理

前3章において、サタワル社会の土地および食料資源にたいする人びとの権利を具体的事例をとりあげて述べてきた。その結果、それらにたいする権利を保有する単位が、いくつかのレベルに分化し、重層化していることが明らかになった。そして、筆者は、重層化の主要因としては、その権利が、特定の機会に、集団間でかなり移譲されることに帰因している点を指摘しておいた。本章では、サタワル社会における土地保有および資源利用の諸相を整理して、その性格と特質を抽出してみたい。

1. 土地保有の単位の重層化

サタワル社会の土地を保有する最小単位は、個人のレベルまで分化せず、キョウダイ集団のレベルである。ここでいうキョウダイは、1人の父と母とを共有する子ども

たちである⁴⁷⁾。彼らは、父の集団 (*lineage*) から贈与された土地および樹木にたいして、共同で保有し、使用する権利をもつ。ただし、キョウダイが共同保有する土地は、キョウダイの男性と女性の最年長者によって最終的に、統轄、処分される。つぎのレベルで土地を保有する単位は、1人の女性祖先を共有する3～4世代間の母系出自集団、つまり、1つの *pwukos* を構成する *lineage* である。この集団が保有する土地は、基本的には、この集団が分節化し、自律的集団を形成した段階から所有してきた、この集団の元来の土地 (*rapinú fanú*) と、他集団から贈与された土地 (*faangéto fanú*) とである。*rapinú fanú* は、男性と女性の首(族)長によって統轄、管理されるが、*lineage* 成員は、自由に使用することができる。

現実には、男性成員は、婚出し、妻の集団で生活し、その財を利用しているわけで、彼自身の *lineage* の財を日常的に使用することはない。しかし、彼が大型帆走カヌーを建造するときは、彼自身の *lineage* が保有するパンノキを切り倒して利用する権利を行使することができる。また、彼の *lineage* の *rapinú fanú* の分与、処分にさいしては、強い権限をもっている。彼は、婚出し、妻の集団に居住しながらも、彼自身の *lineage* の財を管理、統轄する責任をおっているのである。また、女性成員は、*rapinú fanú* であるタロイモ田を *lineage* の財として利用、管理する。具体的には、*lineage* の女性の首長が、彼女の *lineage* の女性成員および養取された女性にタロイモ田を割り当てて使用させる。

このように、*lineage* が保有する共有の財は、*lineage* の女性成員や養女と彼女たちのもとへ婚入してきた男性、および成人した未婚の男性成員や養取された男性によって、日常的に使用される。しかし、他集団へ婚出ないし養出した男性成員も、必要時には、その財を利用する権利を留保しているのである。

47) サタワルの関係名称で、類別的にキョウダイを総称する用語は、*pwiiipwiy* である。そして、性別を区別するときには、同性のキョウダイは、*pwii*、異性のそれは、*muengyáng* とよばれる。しかし、父母を共有するキョウダイを指示する用語はなく、*sipekin* (「真の」) という形容詞をつけ、*sipekinin pwiiipwii* という表現をとる。また、同父異母キョウダイは、*pwiyini weysaam* (「父のうえのキョウダイ」) という合成語で指示される。Goodenough は、トラック社会の出自集団の分析において、*lineage* の下位カテゴリーに、*descent line* (「出自系統」) の用語を使用している。この *descent line* は、曾祖母、祖母ないし母から出自をたどれる人びとの「集団」で、小単位の自律的組織 (*minor corporation*) を構成する。これは、「潜在的 *lineage*」であると規定している [GOODENOUGH 1951: 77—80]。トラック社会においては、その *descent line* が、土地保有集団としての自立性が顕著である。しかし、サタワル社会の父母を共有するキョウダイより構成される「仲間」ないし「集団」は、父から贈与される財のみを共有する単位であるために、*lineage* 内での自立性は弱い。その意味で、前述の *descent line* とは性格を異にする。*descent line* は、筆者が土地保有集団の1つのカテゴリーとして規定した *sub-lineage* に対応するものである。なお、本稿では、父母を同じくし、父からの財を共有するキョウダイに、「キョウダイ集団」という用語を適用する。

各 lineage より高位のレベルで土地を保有する単位は、clan である。clan が土地保有の単位として顕在的に機能するのは、その分節集団間で個々の集団が保有する土地とその集団の人口とに不均衡が生じたときである。この場合、clan 内で土地に余裕のある分節集団が、土地の少ない分節集団にたいして、いくつかの土地を融通し、分与する。同一 clan の分節集団 (lineage) 間における土地の移譲は、faang とはみなされず、nganaa ということばで表現される。nganaa は、相手にお返しを期待せずにものをあたえる意味である。それは、事例15でもみたように、よく生起する。したがって、clan が土地保有の単位になるというのは、いくつかに分節化した lineage 相互の土地の利用を clan レベルで調整することをさす。

いままで、キョウダイ集団、lineage、clan のレベルでの土地保有の性格をみてきたが、同時に、土地利用は、島全体のレベルでも規制、統轄される性質のものであることが指摘される。とくに、パンノキの実の不作の年に、島全体の（植物性）食料資源の凍結という措置が実施される。この措置に責任をもつのが、島の首長である。これは、島の食料資源が、最終的には、首長の統轄下におかれる性格であることを示している。つまり、食料資源の利用は、共同体の規制をうけるのである。共同体の規制は、島の土地の「共同体所有」に基づくものではなく、資源の利用、管理という局面でのみ行使される。これは、島の陸地の資源だけでなく、無人島、暗礁および島の周囲のサンゴ礁における漁業資源にたいしても適用される。

以上のことから、サタワル社会の土地保有および食料資源の利用の単位は、最小がキョウダイ集団から最大が島共同体のレベルまで幅をもっていることが明らかになった。そして、個人は、キョウダイ集団、lineage、clan、島共同体における資源利用の権利を享受すると同時に、それら各レベルでの規制をうけ、義務をおうことになる。

2. 土地および資源にたいする権利

本稿では、土地保有を、人および集団が土地にたいして権利を獲得し、使用し、そして分配する方法とみなして、具体的事例をあげながら考察してきた。筆者は、それらの事例を記述するにさいして、所有、保有、使用、管理、統轄などのことばをもちいたが、それらを概念規定してこなかった。そのため、土地および資源にたいする権利の性格があいまいになっていたきらいがある。しかし、記述の不明確さはあるものの、サタワル社会の土地保有および資源利用の体系が、それらにたいするいくつかの権利の複合ないしは束によって構成されていることだけは、明らかになったといえよう。そこで、土地および資源にたいする人びとの諸権利を、6つのカテゴリーによっ

で整理、分類して、それらの特質および原理を抽出することにする。

現在、サタワル社会において土地および食料資源にたいする権利が生起するのは、いままでに述べてきたように、基本的には、集団間（単位は一樣でないが）での贈与、賠償、謝礼と集団内での出自に基づく相続・継承などの諸契機をとおしてである。この社会では、それらの財の発見、創造、略奪、購買などによっての権利を獲得した例はない。そして、それらの契機に権利の移譲がおこなわれた結果、どの集団（clan ないし lineage）でも、集団固有の財（*rapinú fanú*）と贈与によって獲得した財（*faangélo fanú*）とを保有している。しかし、現在、ある集団が保有している *rapin* のカテゴリーに属す財は、原初的には、ほかの集団から贈与（*faang*）ないし分割贈与（*kinikykin*）されたものである。その *faang* から *rapin* への転化は、各集団のサタワル島への移住、定住の歴史と関連している。そこで、最初に、集団間の財の分割贈与を時間軸にそって考察する。

第I章で述べたように、現在、サタワル社会には、固有の名称をもち、土地を保有する集団（*yáyinang*: clan）が8つ存在する。そして、それらの集団は、3つの首長clanと5つの平民clanとに階層化している。そのような階層は、伝承のうえではあるが、サタワル島への移住の順序に基づいて形成されたと考えられている。その伝説によると、移住後、最初にサタワル島を統轄したclanが、現在、第1位の首長を輩出する *Neyáár yáyinang* である。*Neyáár clan* は、2番目と3番目に来島したclanに、つまり、*Yáánatiw* と *Noosomwar* の2つのclanに土地を分割贈与（*kinikykin*）した。そして、*Neyáár clan* は、島の南部、*Noosomwar clan* は、中央部、そして、*Yáánatiw clan* は、北部に、それぞれ分住した。それから、順次、他のclanが移住してきて、上記のclanのいずれかから、土地を分割贈与してもらった。そのさいに、先住clanとそれよりあとに移住したclanとのあいだには、土地を贈与した集団とそれを受贈した集団ということに関連して、主・従関係が成立した。後者が、前者の従属民になったわけである。この関係は、事例21の場合と同じく、*yakkuné* とよばれる。

事例21でも明らかのように、新参者（女性）が *yakkuné* の関係を成立させるためには、2世代程度の年限を必要とするが、分与される財は、相当の数量にのぼり、新参者の集団の経済的自立を可能にする規模である。その財は、いずれも主人clanの *rapin*（元来の土地）である。事例21のclanは、まだサタワル社会においては、独立したclanとは、認められていないが、前述した5つのclanは、いずれも土地を保有する自律的集団とみなされている。そして、それらが、主人clanから贈与された財は、現在では、それら個々のclanの *rapinú fanú* になっている。つまり、サタワル

島にあらたな clan が創設される場合に、先住 clan から贈与される財は、創設 clan の *rapin* になるのである。このことは、現存する8つの clan が、移住、定住の歴史を異にしながらも、それぞれが *rapinú fanú* を保有している理由である。

1) 生活資源にたいする首長の権利

うえで述べた *rapinú fanú* 成立のいきさつからもうかがえるように、サタワル島へ移住した clan のなかで、最初の統治者となった、Neyáár clan は、土地および食料資源にたいして、特別の権限をもっている。社会・政治的に第1位の首長を世襲的にだす Neyáár clan は、毎年、パンノキの実の収穫時とココヤシの液汁を採取する時期に、島の人びとよりパンノキの実とココヤシの液汁の贈与をうける。パンノキの実の贈与は、*mmanimááy* とよばれ、「最初のパンノキの実」の意味である。これは、パンノキの実が結実して、食用に利用できる時期、4月か5月におこなわれる。

Neyáár clan の首長が、その日を指定すると、島の人びとは、各家単位に1籠ほどのパンノキの実を首長のもとへ届ける。首長は、その一部を彼の clan 成員のためにとったあとで、島の人びとに分配する。このパンノキの実の初収穫物の贈与と再分配の儀礼が実施されるまでは、基本的に、島の人びとはパンノキの実を食用にすることを禁じられる。ココヤシの木の新芽からとれる液汁の贈与は、*mmaniyarhiyy* とよばれ、「最初のココヤシの液汁」の意味である。液汁の採取は、パンノキの実が結実しない時期、9月ころに首長の指示でおこなわれる。そして、最初に採取された液汁は、成年男子1人あたり、720 ml びんに1本のわりで首長のもとへ贈られる。これも、パンノキの実と同様に再分配される。

これらの首長への贈与は、「Neyáár yáinang が、島の最初の *sómuoon* (統治者)」であるからと説明されている。このことは、サタワル島への移住者で、最初の統治者となったと信じられている Neyáár clan の首長が、この島の土地および食料資源にたいして、特別の権利をもっていることを示している。この特権は、パンノキの収穫やココヤシの液汁採取の開始期の決定権にかぎらず、島のあらゆる生活資源の利用に責任をもち、その規制と解除を指定する権利を掌握していることとも関連している。それには、第VI章でみたように島の食料資源の欠乏期や資源の浪費にさいしての食料獲得活動の制限、特定海域の資源保護、無人島の資源利用の許可などがある。

そのような特権は、Neyáár clan がサタワル島へ移住した clan のなかで、最初に島の資源を占有し、あとから来島した clan の成員に資源を分与し、その利用の権利を譲渡して、島の統治者の地位についたという伝承に基づいている。この資源を原初的に占有する権利、すなわち、「先占」によって取得する土地支配の権利〔江守

1960: 51] は、「先取権」ないし「占有権」と規定できよう⁴⁸⁾。そして、先取権を保有する clan が、原理的には、島で最高の社会・政治的統轄者の地位につく権利をもつことになる。そして、第1位の clan の首長が、経済的分野においてもサタワル島の食料資源を最終的に管理、統轄する責任者になるのである。第1首長は、資源の一時的「差し押え」をふくめ食料資源の消費を抑制する権限をもつのであるが、これは、首長の私的財産の蓄積を企図するものではない。その権限は、限定された島の食料資源を計画的で、均分的に消費するために行使される。筆者は、このような首長の特権を、「統制権」と規定する。そして、それらの先取権および統制権は、初収穫物の貢納と再分配によって象徴されるのである⁴⁹⁾。

現在、この島に存在する8つの clan は、図式的にいうならば、資源にたいして先取権と統制権とを保有する1つの clan とその clan から土地資源の分割贈与をうけた7つの clan (または、3つの首長 clan と5つの平民 clan) とに分かれている(図3-2参照)。そして、いずれの clan も、clan 創設の段階においては、その clan に固有の土地 (*rapinú fanú*) をもっていた。しかし、時間的経過とともにその *rapinú fanú*

48) サタワルの首長権の譲渡についての伝承によると、第1章でみたように、Neyáár clan は、この島への最初の移住者ではない。最初のそれは、Sawsát clan である。Sawsát clan の起源伝承によると、島を統治する権利は、Neyáár clan に譲ったが、土地にたいする権利は、なお、Sawsát clan が保持しており、Neyáár clan をはじめ、後続の各 clan に数か所ずつの土地を分与したことになる。現在、島の第1位の首長をだしている Neyáár clan も、Sawsát clan から11箇所土地の分与をうけたことになる。その伝説に依拠するなら、筆者が規定した「先取権」は、Sawsát clan が保持したことになる。そして、現在でも、Sawsát clan が「島の最初の人 (*pwoopuniyáramas*)」という伝承のもとに、サタワルの人びとは、漁獲物のうちでもっとも貴重な食べものともみなされているウミガメの頭部を、その clan に献上している。しかし、現実には、Sawsát clan は、サタワル島の最高位の地位についていないし、第1位の首長をだしていない。この理由は、第1章の伝説でかたられているように、Sawsát clan が、サタワル島を支配する資格のある島、ラモトレク島から来住してきた Neyáár clan に、この島の生活資源を統轄し、政治的に統治する権限を移譲したからである。この権限の譲渡は、「先取権」の「禪譲」を意味している。したがって、Neyáár clan は、「先取権」を獲得したとみなすことができる。他方で、「先取権」をさきほどの性格のもとと規定するなら、Neyáár clan が譲渡された権利は、別の用語で説明したほうが適切である。土地にたいする権利の取得を歴史的順位によって規定しないなら、Neyáár clan のその権利は、「占有権」とよぶことができよう。ここでいう「占有権」とは、生活資源を現実にも事実のうえでも支配する権利であって、「先取 occupation」によって取得され、物を使用、収益することをその内容とする【青山・有地 1973: 55】意味である。その用語は、原初に土地を占拠した場合にかぎらず、戦争や武力的侵略ないしこの例のように禪譲による手段で、土地およびそのほかの資源を、現に支配している状態をも指示できる性質のものである。しかし、現在のサタワル社会の政治的脈絡においては、過去に「先取権」を保有していた clan は、島の生活資源にたいして支配的権限をもっていない。その権限を保持しているのは、伝承上、「先取権」を譲渡された clan である。したがって、筆者は、本稿においては、「先取権」の譲渡という「事実」を重視し、「先取権」と「占有権」とを区別せず、「先取権」の用語によって双方の性格をあらわすことにする。そして、「先取権」をもつ集団の首長が、統制権を保持するとみなす。サタワル社会における、「先取権」と「占有権」との分離という問題は、clan の形成史と clan 間の関係をとりあつかう別稿にて、詳述するつもりである。

は、集団間での婚姻、養取などの契機に、ほかの集団へ贈与されてきた。その結果、どの集団でも固有の土地と贈与された土地 (*faangéto fanú*) とをもつにいたっている。そこで、現段階における、各集団が保有する土地、すなわち、*rapin* と *faang* のカテゴリーの財にたいする人びとの権利について検討することにしよう。

2) 集団の固有財と成員の権利

サタワル社会において、食料資源として、集団が保有する基本的な財は、ココヤシ林、パンノキとタロイモ田である。サタワルの人びとが、それらの財を、clan ないし lineage 内で、元来から相続・継承されてきたもの (*rapin*) とほかの clan (lineage) から贈与されたもの (*faang*) とに類別していることは、前述したとおりである。まず、*rapin* のカテゴリーに属す財にたいする人びとの権利について考察する。

その財は、clan ないし lineage によって保有され、その成員が自由に利用できる共有財とみなされている。ただし、男性成員がココヤシ林およびパンノキを、女性成員が、タロイモ田を、それぞれ、利用し、管理する。lineage 成員は、それらの財の処分を、合意のもとに決める。そして、処分に関する最終的な権限は、男女それぞれの族長の手にゆだねられている。また、この共有財は、母系の出自原理に基づいて相続・継承される。ココヤシ林とパンノキの利用、管理にたいする権利は、母の男性キョウダイから彼女の息子へ、タロイモ田のそれは、母から娘へと継承される。この財の利用、処分などについては、他の clan (lineage) 成員の権利の主張を受けられる

49) 口頭伝承ではあるが、島への最初の移住者と信じられている clan の首長が、島の食料資源にたいして、何らかの特権をもつという慣行は、カロリン諸島の多くの島から報告されている。ウルシー社会でのその権利を、Lessa は、「地域的土地所有権」[LESSA 1950: 55]、牛島は、「最終的統轄権」[牛島 1982: 128] と、それぞれ規定している。Nason は、エタール社会で最高首長が保有するその権利を、proprietary rights (占有権) とみなしている。そして、首長は、食料の欠乏期や著名な人の死にさいして、島のあらゆる食料資源にタブーをかけることができる。島の人びとは、彼にたいして、初物(パンノキの実)を献上することが義務づけられている[NASON 1970: 102]。また、Goodenough は、トラック社会で、最古の lineage が地域全体の土地を保有する権利を、residual rights (残存権) と規定している[GOODENOUGH 1951: 137]。ウルシーとトラックにおいては、それらの権利が島ないし地域の食料資源を保護したり、規制したりする性格のものではないようである。しかし、人びとから初物の献上は、実施されてる。いずれにせよ、ウルシー、トラック、エタールの社会においては、最初に土地を占有した clan が、最高位の首長権を獲得している。サタワル社会では、最初に来住した clan と現在の首長位 clan とが異なるので、筆者は、「統制権」という概念をもうけた。Smith は、パラオ社会の土地保有のしくみを説明するのに、つぎのような分析概念を提示している。パラオでは、土地は、集団によって、多様な権利のもとに保有されている。まず、村の首長をだす集団が、「統轄権」によって土地を保有する。そして、その集団から分与される土地を、「一次的譲渡による土地保有」、さらにそれによって土地を保有する集団からの土地の移譲を「二次的譲渡」と規定する。そのような権利に基づいて直接的に土地を使用することを、「使用権の配分による土地保有」と分類している[SMITH 1983: 39-40]。この概念は、土地の移譲過程を明らかにする点では適切である。反面、各過程での保有される土地にたいする権利内容を明確に示していないという欠点がある。

余地は、まったく存在しない。財を保有する lineage 成員が独自の判断で財の処分を実行する。

そのような性格から、lineage 成員が、lineage の rapin の財にたいしてもつ権利は、「所有権」と規定できる。しかし、ここでいう所有権とは、厳密に言えば、lineage 成員がその財にたいするすべての権利を絶対的に保有することを意味するのではない。たとえば、ある lineage によって所有される rapin のココヤシ林にはえているハイビスカスやその他の雑木に関しては、lineage 成員以外の人でも採取することが許される。島のすべての人びとは、首長の指示のもとにハイビスカスの木から内皮をとる権利をもっている。この権利は、特定の lineage の rapin の土地にかぎらず、島のすべてのココヤシ林にも適用される。それはまた、個々の集団が保有する土地にたいする権利の枠をこえたレベル、つまり、共同体規制として行使される。したがって、rapin の土地にたいして lineage 成員が保有する権利は、他者を排除したかたちでの独占的保有とはいえないが、ここでは、以下でみる諸権利と区別するために、「所有権」とみなすことにする⁵⁰⁾。

ある lineage 成員が rapin の土地にたいしてもつ権利は、所有権のほかに「管理権」も存在する。ここでいう「管理権」とは、直接的に土地を使用する人びと以外の人によって保有される土地を管轄する権利をさす。サタワル社会は、妻方居住様式をとるために、ある lineage の rapin の土地を直接に利用するのは、基本的には、その lineage の女性成員と彼女のもとへ婚入した男性および未婚の男性成員である。それに、養取によって帰属した男性および女性がかかわる。これらのうち、lineage の女性と未婚男性は、lineage の rapin の土地にたいして所有権を保有するので、その土

50) 所有権の概念規定は、多くの人類学者によってなされてきている。古くは、Hobhouse は、所有者が、ものの所有者に権利として発生する特権で、(1)使用の特権、(2)処分の特権、(3)破壊の特権の3つの条件をそなえたときのみ認められると規定している [HOBHOUSE 1913: 6-8]。そして、ほとんどの社会で、3条件のすべてをみたすかたちでの所有権が存在することはないと述べている。最近では、オセアニア地域の土地保有の研究を長年にわたっておこなってきた、Crocombe は、土地保有体系の説明に、所有権の用語を使用すべきでない主張している。彼のいう所有権とは、他者を排除したかたちでの、すべての諸権利の絶対的保有ないし、単一の集団によるすべての権利の保有を意味している。しかし、オセアニア社会の土地保有体系においては、土地の1区画にたいするすべての権利がただ1つの集団によって保有されることがないから、その用語をさけた方がよいと指摘している [CROCOMBE 1974: 8-9]。たしかに、Crocombe のいうように、サタワル社会の土地保有においても、土地を直接使用する権利、木を植える権利、実を採取する権利、管理する権利、処分する権利などすべての権利が、排他的に1つの出自集団によって保有されてはいない。筆者が、本稿で所有権という用語をあえて使用するのには、土地にたいする複合的権利のなかで、サタワルの人びとがもっとも重要としている権利、すなわち、後述するが、土地の最終的処分権（残存権）の存在を強調する必要があるからである。つまり、サタワルの人びとは、土地の元来の所有者（所有権をもつ人）が、その土地にたいする最終的処分権を永久に保持していると考えているのである。

地を自由に利用できる。

それにたいし、婚入ないし養入した男性と女性は、それにたいする所有権をもたない。彼らは、婚入ないし、養入した lineage (*pwukos*) 成員の日常的食料や生活資源を獲得するために、その lineage の財を利用することができる。彼らは、妻ないし養親が保有する *rapin* の財の割り当てをうけて、その手入れをしたり、作物を植えて、収穫する権利をもつ。しかし、その財を処分する権利を保持しない。つまり、婚入者および養入者は、妻および養母の *rapin* の財を、実際に利用する権利のみをもつのである。このように、財を直接的に使用する権利は、限定された使用权、つまり、「狭義の使用权」とみなすことにする。

他方、lineage の成員は、婚入者や養入者が、*rapin* の土地を良く世話しているか否かを検証する立場にある。たとえば、lineage 成員は、婚入男性が使用している *rapin* の土地であっても、ほかの lineage にそれを贈与するさいには、その土地をとりあげることができる。このように、*rapin* の土地は、婚入者によって直接的に使用されるが、その監督、および処分にたいする権利は、lineage の成員に保持されるのである。この lineage 成員が保有する *rapin* の土地および財を管轄する管財人としての権利を、「管理権」と規定する。以上のことから、サタワル社会で *rapin* のカテゴリーにふくまれるココヤシ林、パンノキ、タロイモ田にたいして lineage 成員が保有する権利は、限定的性格が付与されるけれども、所有権と管理権ということになる。それらの権利は、母系の出自原理に基づいて lineage 成員のあいだで継承される。つぎに、*faang* のカテゴリーにある財にたいする人びとの権利について検討をくわえよう。

3) 集団の贈与財と人びとの権利

集団間で小規模な財の贈与が生起する機会は、事例からも明らかなように、婚姻と養取である。それらの契機に移譲される財にたいする権利は、2種類ある。1つは、父親ないし実親から贈与された財をその子どもが保有し、利用する権利である。もう1つは、父親ないし実親の集団が贈与した財にたいして留保する潜在的権利である。前者の権利を保有する単位は、父母を同じくする子ども、つまり、子どもの立場からすれば、キョウダイである。男性の集団から女性の集団へは、男性の婚入時や子どもの誕生時などに、タロイモ田、ココヤシ林、パンノキが順次、贈与される。父および母（の集団成員）は、子どもが成人に達するまでは、これらの財を、保有して、利用する。子どもの成人後それらの財の利用責任は、子どもに譲られる。父が持参した財は、母の集団の財とは区別され、子どもたちが直接的に利用する権利をもつ。

その権利は、父、母の死によって父から子どもたち、具体的には、ココヤシ林とパ

ンノキは息子へ、タロイモ田は娘へと相続される。父母を同じくする子どもたち（キョウダイ）は、それらの財を父および母の集団の了解をうることなく、ほかの集団へ贈与することができる。つまり、母の出自集団において、そのキョウダイ集団は、父の集団から贈与された財にたいして、使用し、処分する権利を保有することになる。この財にたいして直接的に利用する権利は、「使用权」とみなせる。ただし、キョウダイ集団がもつ使用权は、処分権も付与されているので、前述した婚入者や養入者もつそれと区別するために、「広義の使用权」と規定する。

ある集団は、婚出した男性成員の子どもに贈与した財にたいして、完全に権利を移譲し、放棄したことにはならない。上述したように、彼の子どもたちは、父から贈与された財にたいして、処分する権利が付随するかたちでの使用权をもっているけれども、独占的に保有する権利を獲得したことにはならない。そのことは、第V章の第2節でみたように、子どもたちが、父の集団への反対給付の義務をおこたったり、「姦通」による差し押えなどの異常な事態が生じた場合には、父の集団ないし元来その財を *rapin* とする集団が、それらの財をとりかえす権利を留保しているからである。このように、過去にほかの集団に贈与された財であっても、贈与した集団が、特別な状況において、その財をとり返したり、没収することができる権利をここでは、「残存権」と規定する⁵¹⁾。この残存権が、*fuang* のカテゴリーにふくまれる財にたいする2つめの権利である。

筆者は、サタワル社会においてある母系出自集団が、ほかの集団へ過去に贈与した財を没収することができる権利に「残存権」の用語をあてた。しかし、贈与財の性格を検討してみると、残存権は、2つの異なったレベルで行使されている。1つは、ある集団が、自分の固有 (*rapin*) 財にたいして保持する権利としての残存権である。こ

51) 「残存権」は、法制史の分野では、一般に使用されない用語である。筆者が本稿で、土地の元来の所有者(集団)が、その土地を他者(集団)に贈与ないし譲渡したあとでも、その土地にたいして留保している権限(最終的処分権)を「残存権」と規定したのは、国際関係論の研究分野での用法に依拠している。その分野では、2国家間で、ある領域にたいする統治権と主権との関係をさす用語として、「残存主権」(*residual sovereignty*) が使用されている。この場合の「残存主権」とは、「一定の地域に対し他の国家が統治権を行使しても、なおその地域に主権を有するものに残された権限」【社会科学大事典編集委 1969: 349】の意味である。この権限は、主権すなわち領域権が、領域そのものを統治する権利とともに処分する権利をふくんでいる。残存主権の概念は、国家間のレベルでの領土・領域に関する権利の内容を規定しているが、その性格は、本稿でとりあつかったサタワル社会の1区画の土地にたいする元来のその土地の所有者と、その土地を直接に支配・利用するものとの関係ときわめて類似している。したがって、国家間の領土の保有関係とミクロナ島社会の土地の保有関係というレベルを異にする局面ではあるが、筆者は、あえて、サタワル社会において土地の元来の所有集団が留保している最終的処分権に、「残存権」という用語を適用したのである。この残存権は、特別な状況のもとで、元来の土地の所有者が過去に譲渡した土地をとりかえす権限をもっているという点では、法制史の用語、「復帰権」に相当するといえよう。

の残存権は、集団間を移動している財の元来の所有集団が姦通などによって自分の財が差し押えの対象になったときに、その財をとりかえすかたちで顕在化する。このような残存権は、最終的処分権の存在を意味している。

2つめは、ある集団がほかの集団からもらった財に関してもつ権利としての残存権である。これは、ある集団が保有している贈与された財を、ほかの集団に贈った場合、贈与集団がその財を受贈集団からとりかえすことができる権利である。この種類の残存権は、具体的には、父の集団が、ほかの集団から贈られた財を、彼の子どもの集団に贈ったにもかかわらず、子どもがその財の世話をしなかったり、父の集団に労力の提供や食料などの反対給付をしなかったときに、その財を返却させるかたちで表面化する。つまり、財を直接的に贈与し、受贈した当事者（2集団）間で、贈与側が受贈側に贈った財にたいしてもつ権利をさす。

うえの2種類の残存権が現実に行使されることはほとんどない。しかし、それらは、発動する場面が異なるものの、基本的には、同じ性格のものである。それらを区別する必要があるときに、筆者は、後者に「一時的残存権」の用語をあてることにする。また、前述した、首長の統制権は、構造的には、島の生活資源のすべてにたいする残存権と、みなすこともできる。というのは、島を最初に統治した出自集団が、島のあらゆる資源（財）にたいして、元来の所有権をもち、あとから移住してきた集団に、財を分与したからである。したがって、統制権は、島資源の元来の所有集団が、各集団に贈与した財にたいして保持している権利つまり、残存権に相当することになる。

集団間で贈与される財に関する2つの異なる権利については、Goodenough がトラック諸島の土地保有の分析にさいして「仮の保有権 (provisional rights)」と「残

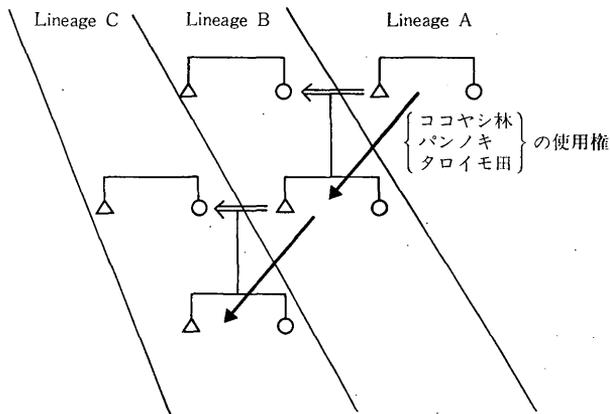


図17 使用权の移譲方式

存権 (residual rights)』という用語を適用している [GOODENOUGH 1951: 35]。Goodenoughによると、うへの2つの権利は、仮の保有権が、土壌 (soil) にたいする所有権で、残存権が領土・領域 (territory) にたいする所有権という点で異なる [GOODENOUGH 1951: 35]。そして、彼は、最古の lineage が領土全域にたいする残存権を保有し、新参 lineage が仮の保有権に基づいてその領土のいくつかの区画を保有し、それらの区画の利用は、最古の lineage によって直接的に管理されると述べている [GOODENOUGH 1951: 135-137]⁵²⁾。

Goodenough は、そのような差異および保有権の関係を具体的事例の分析をとおして論述していないので、サタワルの資料とは単純に比較できない。ここで、注意すべきことは、彼のいう残存権および保有権の区別が、サタワル社会の土地保有には存在しないという点である。サタワルにおける lineage 間の来島の順序に基づく、先住 lineage から新参 lineage への土地の分与においては、残存権と仮の保有権という差

52) Goodenough は、所有権の基本形態を、完全所有権 (full ownership) と分割所有権 (divided ownership) とに分類する。前者は、所有者が1人の個人ないし、1つの自律的集団 (a corporation) の場合であり、後者は、それが複数の人ないし集団の場合である。そして、分割所有権を、上述した仮の保有権と残存権とのカテゴリーにわけている [GOODENOUGH 1951: 38-39]。彼は、土 (壤) と領域とに関する権利とを区別しているが、それにたいする彼の記述に混乱がみられる。たとえば、完全な所有権ないし一時的保有権をもっている人の同意なしに、それらの権利のない個人は、財を改良することができない [GOODENOUGH 1951: 35]。しかし、単なる借地人であっても、財に改良をくわえた場合は、その改良した土地にたいしては、完全所有権ないし一時的保有権をもっている人 (集団) と同等の権利を獲得することができる [GOODENOUGH 1951: 43]。このように、土地を改良する権利は、土壌および領域を所有する権利と同じ性格のものである。Goodenough のこのような混乱は、それらの権利が発現するレベルを序列づけなかったために生じたといえる。つまり、それらの権利の保有関係が、lineage とその個々の成員間、lineage 相互間および首長 lineage と平民 lineage 間でどのように顕在化するのかが、具体的資料によって分析しなかったからである。

筆者は、Goodenough の規定した residual rights の訳語に、「残存権」の用語をあてた。その理由は、Goodenough の residual rights の概念と筆者のそれとが、基本的に同様の権利の内容をさしているからである。ただし、残存権が実際に行使される場面は、トラック社会とサタワル社会とでは、次節でみるように異なっている。

また、太平洋地域の土地保有の内容を分析する概念として、この residual rights という用語は、多くの研究者によって使用されている。Croccombe は、それを、土地を長期的に保有する出自集団の土地にたいする権利に適用し、その土地を実際に耕作する個人ないし核家族の土地にたいする権利と区別している [CROCOMBE 1971: 384-385]。そして、彼は、residual rights を、「土地の利用者が、直接ないし傍系の後継者をもたないで死亡したとき、その土地の前所有者は、その土地を享有する (復帰させる) ことができる」権利と規定している [CROCOMBE 1974: 6]。Lambert は、ギルバート社会において、「真のタロイモ田の保有者」(residual owner) にその土地を直接に世話している人びとが、タロイモを贈らないと、その土地が没収されると述べている。そして、一時的に土地を利用する人びとに義務をおわせるかたちでの土地の移譲にたいして、residual rights の用語を適用している [LAMBERT 1971: 143]。

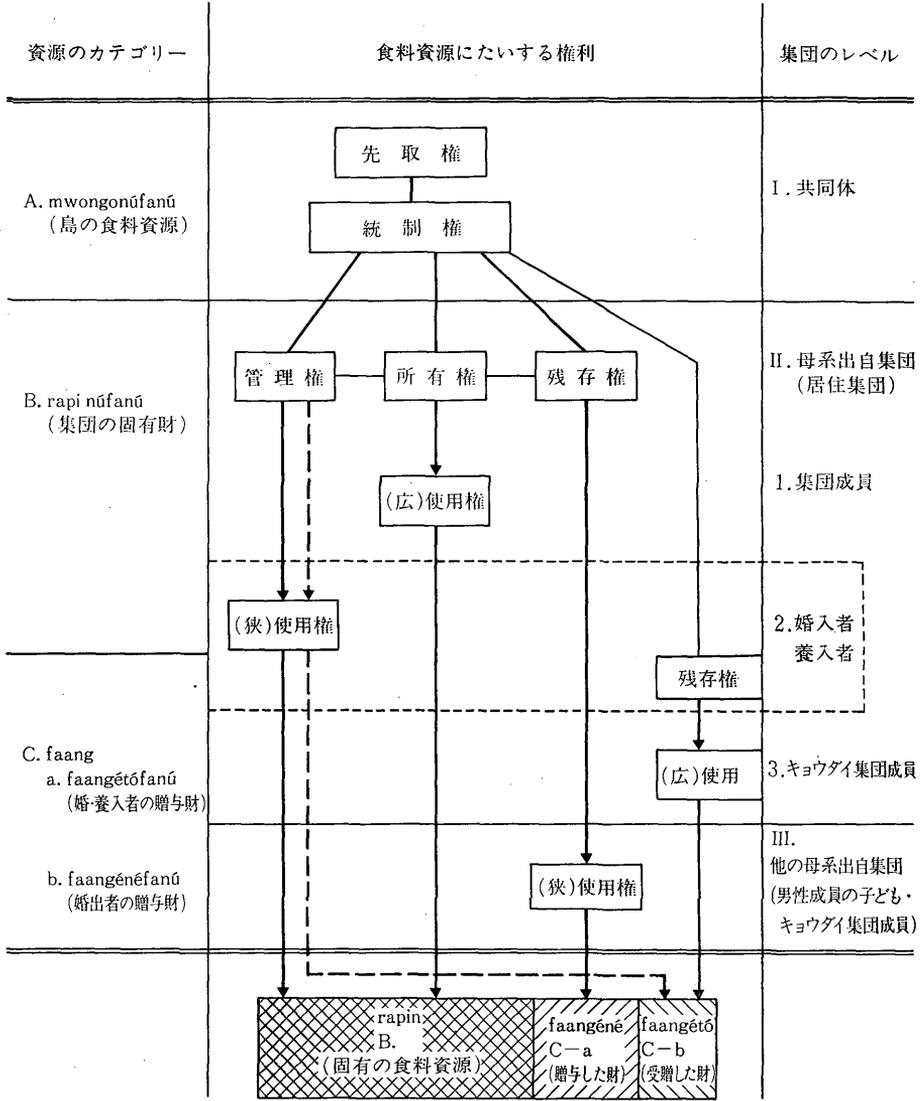
筆者の知るかぎり、residual rights の用語をオセアニアの土地保有の分析概念として最初にもちいたのは、Goodenough である。しかし、residual rights が、欧米の法制史において、明確に概念規定されているのか否か、および、それがどのような権利の内容を指示しているのかについては、筆者は、現在までに、詳細な情報をえていない。

異が明確でない。新参 lineage であっても、先住 lineage から分与された土地をその lineage 固有の土地とみなし、排他的な所有権を確保するからである。つまり、サタワル社会において残存権と使用権が問題になるのは、基本的には、婚姻および、養取を契機に生起する財にたいする権利の移譲に関してである。いずれにせよ、サタワルでの *faang* のカテゴリーにある財にたいする権利は、贈与側と受贈側とのあいだに、残存権と（広義の）使用権との区別をもうけることができる。

残存権は、元来から財を保有してきた集団が、贈与した元来の財にたいしてもつ権利である。広義の使用権は、財をもらった集団がその財を直接的に使用する権利をさす。それは、集団間を世代とともに移譲してゆく性格のものである。そして、使用権の移譲方式は、父から子どもへの相続・継承である。この相続・継承の方法は、妻方居住という婚後居住様式とあいまって、原理的には、父から息子へ、すなわち、父系 line にそった財の移譲経路を顕在化させる（図17）。そのために、各集団は、自分の集団の *rapin* の財が、どの集団によって保有されているかということを、いつでも記憶しておく必要がある。この父系 line にそって集団間を移動する財の道すじは、*wuruwowun fanú*（「土地の歴史」）とよばれ、各集団が世代をこえて秘密裏に伝承すべき貴重な知識（*roong*）である。土地をめぐる集団間で争いが発生した場合には、争いは、この *wuruwow* の正当性によって解決される。つまり、残存権を保有する「真の」集団が、*wuruwow* によって証明されるのである。

以上で、サタワル社会における土地および食料資源にたいする権利を先取権、統制権、所有権、管理権、残存権および使用権という6つの概念によって分析した⁵³⁾。そ

53) それらの6つの分析概念に対応するサタワルの民俗概念は、かならずしも、サタワル語によっては表現されていない。首長が、島のいっさいの生活資源、そのなかで、もっとも重要視される食料資源（*mwongonú fanú*）を監督ないし統轄することは、*nemenamunsómwoon*（「首長の責任」）といわれる。これは、筆者が統制権と概念規定した内容を示す民俗カテゴリーといえる。また、首長のそのような特権をさすことばに、*sómweniyuw* といういいかたがある。これは、直訳すると、「首長の管理する権利」をあらわす。ものの所有を表現するサタワル語は、所有格の範疇詞、*yay* の重複形、*yayiyay* である。単に、*yay pwéén* といえば、「私のタロイモ田」を意味するが、この表現では、保有形態が明確でない。つまり、ある人が「使用している」のか、「元来からの所有権を保有している」のかを区別できない。後者の意味をあらわすときには、*ngaang yi yayiyay pwéén A*（「私は、A のタロイモ田を元来からもっている」）といういいかたをする。このときの *yayiyay* は、*yay* の重複形を動詞として使用するのである。別の表現では、*sipekininin yay pwéén*（「私のほんとうのタロイモ田」）というように、「真の」とか「ほんとうの」を指示する修飾詞がつけられる。他方で、「土地を永久に所有する」という場合には、*fanú* の動詞形 *fanúweniy* がもちいられる。ものを一時的に保有して使用することをあらわすことばは、*yaaya* である。この語は、「使う」という動詞であり、あらゆるものを使用を指示する。このように、筆者が規定した6つの概念のうち、統制権は、*nemenam*、所有権は、*yayiyay* ないし *fanúweniy* のことばで指示されるサタワル語のカテゴリーとほぼ一致する。それら以外の概念に対応するサタワル語は、単語では存在しない。したがって、6つの概念は、emic のカテゴリーに依拠しておらず、筆者の分析概念である。



1.  : 集団の固有財
 : 集団の保有する財
2. (広)(狭)は、それぞれ、広義、狭義の略。
3. ----> : 集団内に保有されている他集団からの贈与財にたいする権利を示す。

図18 食料資源にたいする権利の関係

これらのうち、所有権、管理権、と残存権は、財を元来から保有する母系出自集団の成員によって母系的に相続・継承される性格のものであることが明らかになった。それ

にたいし、使用権は、広義の使用権と狭義の使用権とに類別される。後者は、婚入者ないし養入者である本人が、婚姻関係ないし養取関係を維持しているあいだ（当事者世代）にかぎって、妻ないし養母の集団の財を、直接に利用する権利である。前者は、キョウダイ集団が、父の集団から贈与された財にたいして、処分権をふくめ、使用する権利である。そして、広義の使用権のみは、財の移動にしたがって集団間で移譲・譲渡され、父系 line にそって継承される傾向がある。

各集団ないしキョウダイ集団が保有する財にたいするそれらの5つの権利は、食料の欠乏期や食料資源の浪費が目立つときには、島の第1位の首長の統制権によって規制される。このように、サタワル社会の土地保有および資源利用の体系は、原理的には、共同体を最終的に統轄する権利、すなわち、島の最高首長の統制権を頂点とし、各母系出自集団（clan ないし lineage）が保有する所有権、管理権と残存権を軸にして構成される。そして、それらに関連して、いくつかのレベルで使用権が存在する。それには、集団成員が集団の共有財にたいして、また、父母を同じくするキョウダイ集団が父の集団からの財にたいして、それぞれ保持する広義の使用権がある。さらに、母系出自集団へ婚入ないし養入した人は、その集団が保有する財にたいして、狭義の使用権をもつ（図18参照）。

VIII. 結 語

本稿では、サタワル島の土地保有と資源利用の体系について記述し、それらにたいする人びと（集団）の権利の問題に焦点をあてて論述してきた。そのあらすじは、つぎのとおりである。筆者は、まず、サタワルの人びとが分類している土地のカテゴリーと、そのなかで生産的な価値物として認識しているもの（財）について記述した。その結果、彼らが財とみなしている主要な食料資源は、ココヤシ林、パンノキとタロイモ田であることが判明した。

つぎに、それらの財の保有と移譲の実態を把握するために、1つの土地保有集団（Noosomwar clan の Kaningeirek lineage）をとりあげ、その集団の50年間にわたる財の移譲と性格とについて検討した。その事例から、財には、*rapin*（集団元来の保有財）と *faang*（集団間で贈与される財）とが存在し、後者がかなりの頻度で集団間を移動していることが明らかになった。また、サタワル社会における土地保有の性格を総合的に把握するために、上記の事例のほかに、他島からの来住者の土地獲得、廃絶した clan の土地の維持・管理、異常事態の生起による土地の没収などの例もあげ

て、それらの内容を考察した。

さらに、隆起サンゴ礁という劣悪な資源環境のもとで、生活資源の利用と共同体規制とのしくみについても詳述した。そこでは、食料の欠乏期や無人島および特定漁場における資源の利用は、集団単位で実施されるのではなく、首長の統制権のもとに、島（共同体）レベルでおこなわれていることがわかった。そして、最後にサタワル島の土地保有と資源利用の原理を、人びと（集団）の土地と資源にたいする権利の分析をとおして抽出した。筆者は、生活資源にたいする権利を、先取権に基づく統制権、所有権、管理権、残存権と（広義および狭義の）使用権の6つの概念によって類別した。

うえで述べた諸点が本稿で解明できたサタワル社会の土地保有および資源利用の性格に関する概略である。本章では、論点を土地保有および自然環境への適応と集団構成との関係の問題にしぼって、サタワル社会の土地保有の体系の特質を明確にしてみたい。そのためには、まず、土地保有の諸相をまとめることと、そこで指摘できる、特徴的諸側面をミクロネシアの他地域の土地保有のありかたと比較することが課題となる。それから、第I章で提示した Sahllins と Goodenough との仮説の蓋然性を検討する必要がある。

1. 土地保有体系のまとめ

現在、サタワル島の土地は、固有の名称がつけられた多くの区画に分けられている。ココヤシ林、屋敷地および海岸部は、194箇所、タロイモ田は46箇所を、数えることができる。それらが、土地保有の対象になるとときには、それぞれ、322と278の小区画に、さらに分割されている。そして、サタワル社会において、土地およびタロイモ田を保有する基本的な集団は、15の母系出自集団（clan ないし lineage）である。各 lineage が保有するそれらの区画数は、ほぼ、その人口に比例している。このような1箇所土地の細分化と、集団人口と土地保有数との正比例、という現象は、歴史的経過にともなう人口増加と土地の贈与慣行とによってひきおこされたものである。したがって、筆者は、伝承資料に依拠することになるが、歴史的視点から、サタワル社会の土地保有の基本的性格を描きだして、まとめにしたいと考えている。

1) 贈与財の性質

現在、サタワル島には、8つの母系の clan がある。サタワルの人びとは、それらの clan がこの島へ来住した順位が、土地保有および社会的階層の基礎になっているという伝説を信じている。島へ移住して、最初に島を統治した clan が、それ以降に來

島した clan に土地を分与した。最初にサタワル島を統治した clan (Neyáár) が、島の第1位の首長の座についた。そして、そのあとに移住してきた2つの clan (Yáán-atiw と Noosomwar) は、先の clan から土地を譲り受け、その clan とともに「首長 clan」の地位についた。それよりあとに移住してきた clan は、首長 clan のどれかに従属して、土地を分けてもらった。これらの clan は、「平民 clan」となっている。それらは、Kataman, Piik, Sawén, Sawsát, Maasané の5 clan である。

サタワル島で8つの clan が創設される段階で、各 clan は、母系の出自集団を形成し、先住 clan から財の分与をうけて、自律集団として自立可能な土地(財)を保有していた。この財が、*rapinú fanú* (「clan の固有の財」)で、各 clan の経済的基礎をかたちづかった。そして、外婚の規制にしたがって、clan 間での通婚をおこなう過程で、集団の人口の増大という問題に直面する。この問題に対処するために、集団間での人の移動(主として婚姻)を契機として、土地(財)を贈与・移譲するという方法が考えだされた。このさいにあたえられる財が、*faangenéfanú* (「贈与される財」)である。婚後の居住様式が、妻方居住の方式をとるため、その財の移譲は、夫(父)の集団から妻(彼の子ども)の集団へとおこなわれた。

サタワルの人びとは、「clan 固有の財」を clan 内に保持しておこうというイデオロギーをもっている。このイデオロギーが貫徹されるためには、clan の人口を一定の規模にたもつことが前提となる。つまり、他集団から取得した財それ自体をそのほかの集団に贈与する方法である。これは、母系出自集団において、ある父の集団からえた財と同じ量のものを、子ども(息子)が婚出先へ贈る方式を意味する。そのさいに、問題となるのが子どもの人数である。その方式は、原理的には、1組の夫婦が、2人以上の息子をもたないという条件のもとで、はじめてなりたつ。しかし、現実には、事例でとりあげた系図からも明らかなように、個々の集団は、世代によって、また夫婦によって、子どもの人口および子どもの男女の比率が大きく変異している。その結果、現在、サタワル島に存在する15の土地保有集団(lineage)が保持する財のなかで、集団固有の土地(*rapin*)と他集団から贈与された土地(*faang*)との比率は、約1対2となっている。

その数値は、集団固有の土地を集団内にとどめようとするイデオロギーが実現していないことをものがたっている。集団固有の土地のかなりの数が分割され、贈与されていることを示している。しかし、そのイデオロギーは、別のかたちで制度化されている。それが、残存権である。ほかの集団に贈与された財(*fangené fanú*)であっても、その土地を原初から保有ないし所有する集団は、その土地にたいしてある種の

権利を保持している。具体的には、他集団に贈与した土地をある状況のもとでとりかえす権利である。

この権利は、サタワル島の土地の移譲の歴史をつたえる伝承 (*wuruwow*) によってうらづけられる。サタワル社会の土地保有の脈絡で、このような残存権が、顕在化するのには、ごく限定された局面においてである。父の集団から贈与された財は、通常、彼の子どもたちによって使用され、処分 (ほかの集団へ贈与) される。そして、その子どもたち (父を共有するキョウダイ) は、母系出自集団において、ほかの成員を排除するかたちで、その財を使用する権利をもつ。以上で、贈与される財の保有についての性格が明らかになった。つぎに、集団固有の財について、その性格をまとめることにしよう。

2) 固有財の特質

集団固有の財 (*rapinú fanú*) は、それを保有する clan ないし lineage の共有財である。その首 (族) 長は、それを彼の出自集団の成員に割りあてて使用させたり、彼らの合意のもとに分割して他集団へ贈与する権限をもつ。つまり、その財を保有する集団成員は、自由にそれを使用したり、集団外の人びとおよび共同体の指図をうけることなく、処分する権利をもつ。このような排他的な権利は、所有権とみなせる。

サタワル社会は、婚後、妻方居住様式をとるために、集団の固有の財に所有権をもつ成員でも、性別によってその利用形態が異なる。男性成員の場合は、婚姻後、妻の集団で生活するので、日常的に彼自身の集団の固有の財を直接使用しない。しかし、彼は、カヌーを建造するためにパンノキが必要なときや妻の集団でココヤシの実がいるときなどには、彼の集団の資源を利用する権利を保持している。それにたいし、女性成員の場合は、他集団に養取されないかぎり、彼女自身の集団の居住区で生活し、彼女の集団の財を所有権に基づいて直接的に使用することができる。

サタワル社会では、生業活動が、男女間の分業によって営まれる。この分業は、宗教的観念とむすびついており、厳格に守られている。そのために、財の管理・利用に関しては、男女間での分担が存在する。男性は、ココヤシ林とパンノキの管理と使用、女性は、タロイモ田のそれらに、それぞれ責任をもつ。前述の居住様式とこの分業の慣行とによって、基本的には、集団の女性成員と彼女たちのもとへ婚入した他集団の男性が、集団の保有する財を、直接的に使用することになる。婚入した男性は、ココヤシ林とパンノキにたいする使用権をもち、その集団の女性成員は、タロイモ田にたいするそれを保持する。

婚入した男性が妻の集団の保有する財にたいする使用権は、婚姻関係が継続するあ

いだ、彼の子どもや妻の集団の成員の食料を獲得する目的で行使される。しかし、彼の裁断で彼の使用している財を処分することはできない。そのような限定された使用权は、財の所有権をもち、ほかの集団へ婚出している男性によって規制される。つまり、集団の男性は、管財人として、婚入した男性が使用する彼の集団の財にたいする管理権を保持しているのである。

サタワル社会には、上述したように2種類の使用权が存在する。1つは、*faang* のカテゴリーの財にたいする使用权であり、もう1つは、*rapin* のカテゴリーの財にたいするそれである。前者の使用权は、キョウダイ（集団）によって保有されるもので、直接的に使用する権利とともに処分する権利もふくまれる。後者のそれは、婚入した男性によって保持されるもので、直接的使用のみが許容される権利である。筆者は、処分権が付与される前者の権利を「広義の使用权」、それのない後者の権利を「狭義の使用权」と規定した。そして、図18で示したように、広義の使用权は、残存権に、狭義の使用权は、管理権に、それぞれ対応する。

残存権と広義の使用权の関係は、それらに付随する権利と義務が正常に遂行されているかぎりでは、混乱がおきない。正常な状態とは、1つには、人びとが正式の婚姻によらない「性関係」によって財の差し押えなどの事件をひきおこさないことである。2つには、土地や樹木にたいして使用权をもつ人びと（集団）が、ココヤシ林、タロイモ田、パンノキの手入れを十分におこなうことである。3つめは、人びとが使用权を譲渡してくれた集団へ、必要なときに労力の奉仕と食料や品物の反対給付をすることである。この3つの義務がはたされれば、残存権は、行使されない。その意味で、残存権は、サタワル社会の土地所有の脈絡においては、潜在的な性格を特徴としている。他方で、残存権が顕在化する場合は、土地保有に関する慣行がまもられないときである。つまり、残存権は、社会的秩序の混乱が生じたときに、秩序を回復するための制裁的措置として機能するのである。

管理権と狭義の使用权との関係は、集団の女性と彼女の配偶者との婚姻関係が維持されているかぎり存続する。婚姻関係の消滅は、当事者の一方の死によっておこる場合がほとんどである。しかし、キリスト教の受容以前には、離婚が頻繁におこなわれていた。その原因は、多くの場合、婚入した男性が、彼の妻および集団のために食料の獲得活動をおこたることにあった。いいかえれば、夫が、妻の集団の財を十分に利用せず、妻や子どもたちに食べものをあたえない状況で、離婚が問題になるのである。したがって、このような形態での離婚は、財の管理権をもつ集団が、財を直接に利用している人びと（婚入男性）を追放することになる。つまり、管理権を保有する集団

は、離婚によって、使用権の行使を停止させ、とりかえすことができるのである。

3) 諸権利の継承方式

最後に、残存権、所有権、管理権および使用権の移譲(相続・継承)の方式について述べておこう。所有権、管理権および残存権は、母系出自集団(clanないしlineage)によって、排他的に保有され、基本的に、母系のlineをとおして継承される。具体的には、ココヤシ林とパンノキにたいする前述の3つの権利は、母の男性キョウダイから彼女の息子へという方式で、世代をこえて継承される。そして、タロイモ田にたいするそれらの権利は、母から彼女の娘へという方式で超世代的にうけ継がれてゆく。しかし、使用権に関しては、それらと異なる方式で移譲される。狭義(婚入した男性)の使用権は、婚入した男性から、彼の娘の配偶者へと継承される性格のものである。

それにたいし、広義の使用権は、父から彼の子どもたちへという方式で受けつがれる。この方式の基本的性格は、父と彼の子どもという2世代間の継承である。しかし、現実には、その子どものうち男性(彼の息子)が、さらに、次世代において他(婚出した)集団の彼の子どもへその権利を移譲することが優先されている。したがってこの方式は、父系lineにそって継承される性格を内包しているのである。これは、原理的には、descent(出自)によってでなく、父と彼の子どもとの関係、いいかえれば、filiation(親一子関係)に基づく移譲方法である。そして、2世代間の父一子関係が1セットとなる権利の移譲方法は、数世代的にわたって連続し、累積することによって、父系のlineにそった継承方式として顕在化することになる。つまり、母系出自原理によって、社会集団が構成されるサタワル社会において、子どもが父の集団の財にたいして保持する権利を、父系lineにそって継承するという方式は、結果として「累積的な父方filiation」の形態を示すのである[BARNES 1962]。

以上で述べた権利の移譲方法を、子どもの立場からみると、*rapin*のカテゴリーの財にたいする諸権利(所有権、管理権、残存権)は、母系lineによる継承方式であり、*faang*のカテゴリーの財にたいする広義の使用権は、父系lineをとおしての継承方式といえることができる。結局、それらの諸権利の継承方法は、bilineal(両系)的性格を特徴としているといえよう(図19参照)。これまでが、サタワル社会の土地保有についてのまとめである。つぎに、この社会の土地保有の特質を明らかにするために、上述の諸点をミクロネシアのほかの社会、とくに母系の出自規定によって集団が構成されている低い島社会の土地保有の体系と比較してみよう。

サタワル社会の土地保有が複雑な様相を示すのは、土地ないし財が、主として、婚姻および子どもの出生時に、集団間で贈与されるという慣行によるところが大きい。

したがって、ここでは、土地（財）を贈与ないし交換の対象物として制度化している社会に焦点をしばって、比較をおこなう。

2. ミクロネシア諸社会との比較

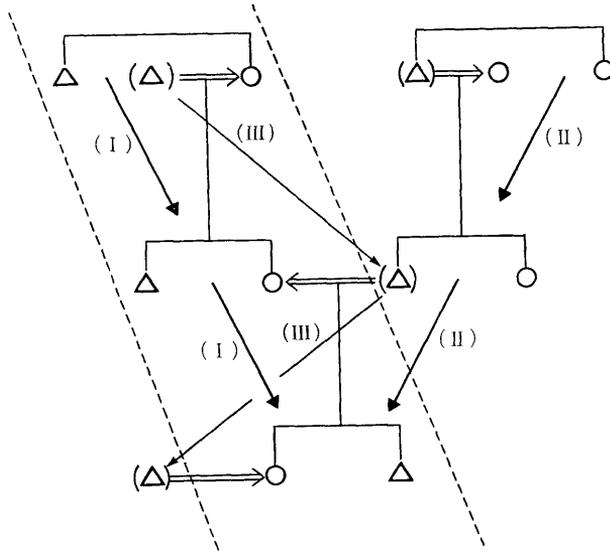
筆者の知るかぎり、ミクロネシアで母系の出自規定と母（妻）方居住方式をもつ社会において、父の集団から彼の子どももの集団へ土地を贈与することが制度化されている社会は、本稿でとりあげたサタワル島、トラック諸島とトラックの北・西諸島⁵⁴⁾およびモートロック (Mortlock) 諸島のルクノール、エタル、ナモルックの島々にかぎられるようである。サタワル島の西側につらなるラモトレク、イファリック (Ifalik)、オレアイおよびヨールピック (Eauripik)、の各島々についての報告 [ALKIRE 1965, 1970, 1974; BURROW and SPIRO 1953; LEVIN 1976] には、婚姻ないし子どもの誕生を契機に、集団間で土地が贈与される慣行が指摘されていない。

たとえば、オレアイの場合、土地が集団間で移譲される機会は、

- 1) 配偶者が夫ないし妻の島に土地をもっていない場合、
- 2) 夫方居住の結果、子どもが他島出身の母の集団の土地を利用できない場合、
- 3) 養取で実親が養親に土地を贈与する場合、
- 4) 婚約のしるしとして男性が恋人に土地を贈る場合、
- 5) 病気治療および老後の世話をしてくれたお礼に土地を分与する場合、

である [ALKIRE 1974: 60-62]。うえの機会ないし条件で土地が贈与される例は、オレアイにかぎらず、上記の3社会および、サタワル、トラック、モートロックの各社会に共通する現象である。

54) トラックの北・西 (Pattiw) 諸島のうち、ナモヌイト (Namonuito) 環礁、プンナップ (Pulap) 環礁とプルワット島においては、集団間での土地の贈与慣行が報告されている。ナモヌイト環礁のウルル島では、婚姻時に夫の母系出自集団が妻のそれに土地（ココヤシ林ないしタロイモ田）の1区画を贈与する。この贈与は、*kiis* とよばれ、子どもにたいする土地の贈りものとみなされている。子どもたちは、父の集団で労力や食料が必要なときには、援助しなければならない。とくに、父の集団で死者がでたときには、大量の「葬式の贈りもの」をすることが義務づけられている。ウルル社会の土地保有集団は、*ewraa* とよばれる母系の sub-lineage である。基本的には、3～4世代間の女系出自に基づく人びとによって構成される [須藤 1976: 210, 215; THOMAS 1978: 77-79]。プルワット島でも父親の集団から土地をもらった子どもたちは、父親の集団へ葬式の贈りものをしなければならないと報告されている [FISCHER 1953: 176]。また、プンナップ島でも、父親の lineage から彼の子どもへの土地の贈与がおこなわれている。最近、その島で調査を実施した小松和彦氏（大阪大学助教授）の情報によると、ココヤシ林、パンノキとタロイモ田が父系の line にそって贈与・相続されているとのことである。もちろん、土地保有集団は、母系 lineage であり、それらの大半は、母系相続される。そして、財の贈与をうけた子どもたちは、父の集団に労力や食料を反対給付する義務がある。それらの島をふくめ、トラック北・西諸島の土地保有に関する詳細な調査報告がないので、上述した以上の内容については、明らかでない。



註

1. (I)は、所有権、管理権、残存権を示す。
(II)は、広義の使用権を指示する。
2. (III)は、狭義の使用権をあらわす。
3. (Δ)は、婚入男性を示す。

図19 財の権利の継承方式

1) 母系出自・妻方居住方式と土地の保有・贈与

モートロックのルクノール (Lukunor) 環礁では、食料を生産するための土地資源は、*pwól* (タロイモ田) と *fanu* (タロイモ田を除く乾燥地) とに分類される。それらは、*móngólap* (食物生産の土地) とよばれる。母系の sub-clan ないし lineage がその土地を所有する集団である。そして、その土地は、母系 line をとおしての世代をこえて継承される [MARK 1977: 137-140]。この社会には、50年まえまで、婚姻が成立すると、その土地の1区画を夫と妻の lineage 間で贈与・交換 (*luinifaang*) する慣行があった。夫の集団から土地を贈ると妻の集団では、1週間以内に、同じ規模の土地を反対給付する。妻の集団に贈られた土地は、「その婚姻によって生まれる子孫への恵み」のためと説明される [MARK 1977: 140]。しかし、この贈与・交換は、贈られた土地の権利をめぐる、母のキョウダイと彼女の息子とのあいだで争いが続発したために、1938年に廃止された⁵⁵⁾。

現在では、それとは別に、父が子どもに土地を贈与 (*fang*) する慣行がある。この土地は、*móngóipwaip* とよばれ、子どもたちによって、排他的に利用される。父の集団は、贈与した土地に残存権を保持しておらず、その土地の収穫物のわけまえにあず

かる権利もない。しかし、父から土地をもらえない子どもは、彼らの lineage の成員から、「ここには、おまへの食べものはない、父の土地へいってとってこい」と叱咤される [MARK 1977: 144]。Mark は、父からの土地が、いつ、どのようなかたちで子どもたちに贈与されるのか、また、贈与された土地が子どもたちによって処分されるのか否かについては説明しないので、それ以上の内容については知ることができない。

そのほかに、土地が集団間で贈与ないし支払いの対象となるのは、病気や老後の世話をしたお礼、長期間島を留守にした男が子どもの面倒をみた人への謝礼、秘儀的知識の伝授にたいする支払い、賠償の代償などである。そのような機会に、土地が移譲される傾向は、モートルック諸島のすべての島々に共通している。ルクノールのほかに、父から子どもへ土地を贈与する慣行が存在するのは、エタール (Etal) とナモルック (Namoluk) の両環礁においてである⁵⁶⁾。

エタールでは、土地が *fanu* (ココヤシ林) と *puel* (タロイモ田) とに分類される。そして、母系 clan ないし lineage によって所有される土地は、*eok* とよばれる。この *eok* は、農業目的や建築資材を確保するための土地 (ココヤシ林、タロイモ田) で、居住地の区画は除外される [NASON 1970: 98]。その土地の1区画は、婚姻ないし長子の誕生を契機に、夫の集団から妻の集団に贈られる。贈られた土地は、子どもが成人に達するまで、妻の集団成員が管財人として使用する。子どもたちは、その土地に、共同体的な要求や用益権が付与されない、排他的な所有権をもつことができるといわれる。

しかし、Nason の報告書には、その所有権の属性が明確にされていないので、子どもたちが父からの土地を彼らの独自の判断で、他集団に贈与する権利が付与されて

55) ルクノール社会は、19世紀末より、コブラ貿易商の駐在によって、はやくから貨幣経済の影響をうけた。1904年には、すでに島の人びとのあいだで土地の売買がおこなわれている。現在でも、集団間ないし個人と集団のあいだで、土地が頻りに売買されている。また、自分の居住地の近くに土地を集中化させる動きがでてきて、土地が個人間で直接的に交換 (*akasiwel*) されている [MARK 1977: 141]。

56) 婚姻時に、夫側と妻側の集団で土地を贈与・交換する慣行は、ルクノールにかぎらず、エタールやナモルックを除く、ほかのモートルックの島々、ロサップ (Losap) 環礁、ナマ島、サタワン (Satawan) 環礁で実施されている。逆に、土地の贈与・交換をおこなう島では、ルクノールを除けば、父の集団から彼の子ども集団へ土地を贈与するという慣行をもっていない [FISCHER 1958: 169-170]。それら2つの慣行は、起源的にも構造的にも、性格が異なるものである。前者においては、それらの土地は、「買われた土地」、「支払われた土地」と表現される。そして、土地の交換は、婚姻によって成立する2集団間の姻族関係の結束の強化を象徴している。それにたいし、後者は、土地を贈与した集団が、その集団から婚出した男性の子どもの食料を支給するというかたちで、子どもを支配することを目的としている。これは、姻族関係による集団間の連帯ではなく、親族関係による集団間の紐帯を意味している。

いるのか、いないのかについては、不明である。このような性格の財の移譲によって、父の集団は、土地を失うことになる。そのために、その集団は、土地をとりかえず目的で、女性(娘)に婚出した男性の息子との結婚を優先させる [NASON 1970: 105]。これは、男性の立場からみれば、いわゆる父の女性キョウダイの娘 (FZD) との規定縁組である。

ナモルックにおいては、土地を保有する集団の単位が、分化して、母系 lineage の父母を同じくするキョウダイになっている。ここ1世紀のあいだに、個人的土地所有への動きがでてきている。土地移譲の方法のうち、父から息子への *lifang* (贈与ないし相続) は、土地・移譲の総件数の78パーセントをしめる [MARSHALL 1972: 89-92]。この土地の贈与は、子どもたちに「自立の道」を提供することになり、重要である。「自立の道」の意味は、父を同じくする子どもたちが集団のほかの成員と共有する母の lineage の土地だけに依存せず、独自の財を保有し、使用する状況をさしている。そして、父からの土地をもらえない子どもたちは、「恥かしい」立場におかれると報告されている [MARSHALL 1972: 99]。しかし、Marshall は、土地の贈与が婚姻による2集団間の連帯を強化するのに機能している点を強調しているが、その贈与された土地にたいする権利については、具体的に説明していない。

モートロックのそれら3社会⁵⁷⁾の土地移譲方法において共通している点は、男性の母系出自集団が、(ルクノールとエタールの例から推察すると)、彼の婚姻時ないし初子誕生時に、1区画の土地を妻の集団に贈与することである。その土地は、clan ないし lineage の土地 (*eok*) と区別され、父からの土地 (*móngóipwaiþ*) という特別の名称があたえられている。そして、父からの土地は、彼の子どもたち (*subling set*) によって排他的に使用権が保持され、その権利は、父系的に相続される性格のもので

57) ルクノール、エタール、ナモルックの3社会は、母系の出自規定、妻方居住方式によって社会集団を構成している。3島とも環礁島であり、それらの面積と人口(1980年)は、つぎのとおりである。ルクノールは、1.3 km²、666人、エタールは、0.51 km²、446人、ナモルックは、0.8 km²、325人。それからの数値からもうかがえるように、3島の人口密度は、かなりたかい。モートロック諸島で、人が居住している島は、それらのほかに、サタワン環礁のサタワン島、クツ(Kutu)島、モチ(Moch)島、ター(Ta)島、ロサップ環礁、ナマ島がある。それらの島においても、同様に人口密度がたかい。この人口増大の現象は、最近に生じたものでなく、数10年前には、それ以上の人口をようしていた。そのために、モートロック諸島から、多くの住人がポナベ島に移住した。たとえば、ロサップ環礁の場合、1945年～1949年のあいだに40人がポナベ島のマタラニウム村に植民した [EMERICK 1960: 62-66]。この移民者人口は、当時のロサップ環礁の人口の約1割に相当する。エタール環礁では、1968年の時点で、島の居住人口375人、ポナベ島への移住者が23人と報告されている [NASON 1975: 141]。また、モートロック諸島のりびとで、トラック管区(州)の行政の中心地であるモエン島に居住するものもかなりいる。ナモルック環礁の1971年の事例によると、島に居住する人口397人にたいし、モエン島に住むりびとは、69人となっている [MARSHALL 1975: 181]。

ある [NASON 1970: 110-111]。ルクノール、エタール、ナモルックの土地を贈与する慣行は、男性の集団が女性の集団へ土地を贈るという点で、サタワルのそれと基本的に同じ性格であることがうかがえる。

しかし、それら3島とサタワル島とは、その土地にたいする男性の集団の権利に関しては、性格を異にする。前者においては、使用権のみは、父系的に相続される性格のようであるが、父から贈与された土地の相続を決定する権利（処分権）は、上記の報告書の記述では、子どもたちにゆだねられているのかそれとも、父の集団に保持されているのか判断としない。けれども、その点に関する Fischer の報告によると、父の集団は、彼の子どもに贈与した土地に、「基本的な権利」を保持しているとのことである⁵⁸⁾。そして、子どもたちおよび彼らの母系子孫は、その土地の真の所有者である父の集団に、「お礼の支払い」として、土地からとれる初物を、毎年、届ける義務がある。もし、その義務をはたされない場合には、土地を贈与した集団が、分与した土地をとり返すことができる [FISCHER 1958: 173]。

この指摘は、土地の贈与者とその受贈者とのあいだで、土地の給付にたいして初物の献上による反対給付という互酬的交換がなりたっていることを示唆している。土地保有の体系に、土地を媒介として権利と義務の互酬性 (reciprocity) がみられるということである。それにたいし、サタワル社会においては、土地の受贈者は、贈与者へ特別な機会（病人見舞、カヌーの建造など）に、労力を提供し、食料を贈らなければならないが、初物を献上する義務をおっていない。つまり、サタワルにおいては、モートロックの3島のように、土地の贈与者がその土地からの生産物を定期的に「徴収する」という権利を保持していないのである。

つぎに、土地が贈与財として流通している社会の例として、トラック諸島をとりあげてみよう。トラック社会では、贈り手が受け手に義務をおわせる形態の贈与財のな

58) Fischer の指摘する「基本的な権利」とは、残存権もふくんでいる。土地の贈与をうけた子どもたちやその子孫が死にたえたときは、贈与した集団は、その土地をとり返すことができる。逆に、贈与した集団が廃絶した場合には、子どもの集団が完全な所有権をもつ [FISCHER 1958: 173]。しかし、ルクノール島においては、Fischer の記述とは、異なる報告がなされている。Mark は、ルクノール社会には、Goodenough がトラック社会で使用した分割所有権の観念が存在しないことを明記している。そして、土地の本来の所有者は、土地がいったん贈与されてしまうと残存権を行使できないし、その土地からの収穫物のわけまえにあずかる権利もない。ただし、初物を献上する慣行は、存在するが、それは、島の人びとが、最初の移住者で、島の首長をだす clan に贈るものである。そして、現在おこなわれている土地の贈与には、その義務が課せられていない [MARK 1977: 139]。この両者の報告のちがいは、調査時期の差によるのか、慣行の解釈の相違によるものか判断に苦しむところである。いずれにせよ、ルクノールの土地の贈与と初物の献上の形態は、サタワル社会のそれに類似していることが指摘できる。本稿では、Fischer の報告内容をモートロックの3社会の基本的形態とみなして、論を進めることにする。

かに土地がふくまれる。Goodenough の報告によると、その贈与は、*miffag* とよばれ、領土、土壤、木、礁湖、笠、カヌーが対象となる [GOODENOUGH 1951: 37]。贈り手は、それらにたいして *residual tittle* (残存権) を保持し、受け手は、*provisional title* (仮の保有権) だけをもつ。たとえば、仮の保有権を保持するものは、残存権をもつものに、土地の生産物の一部を贈ったり、その土地を売却したいときには、その代金の一部をあたえなければならない。そして、前者は、後者の許可なく、それらの財を他人に譲渡することが禁止される [GOODENOUGH 1951: 41]。Goodenough は、それらの権利が実際に適用される具体例をあげていないので、筆者がトラック諸島のフェファン (Fefan) 島とウマン (Uman) 島でえた資料に基づいて、土地の贈与の性格を検討してみよう。

現在、トラック社会で、土地を現実には、保有する集団は、小単位 (3世代間の母系ないし父系の大家族) に分裂している。そして、その集団が保有する土地は、母系 *line* で相続したものよりも、父ないし夫から相続ないし贈与したものの方が多い。男性が取得する土地は、彼の集団から相続したもののほかに、購入したり、親族関係者の病気や老後の世話をしたことによって獲得したものなどである。男性が彼自身の力で獲得した土地は、彼の判断で処分することができる。

他方で、母系的に相続されてきた土地は、彼の *lineage* 成員の合意をえないかぎり、ほかの集団に贈与することができない。父から彼の *lineage* の土地の贈与をうけた子どもたち (キョウダイ) は、その土地を使用することができるが、その土地をさらに、ほかの集団に贈与する場合には、彼らの父の母系 *lineage* の成員 (最年長の男性) の了解をえなければならない。もし、その承諾なしに、土地を贈与したときには、彼らの父の集団は、ほかの集団に贈与されてしまった土地であってもとりかえすことができる。贈与側が保持するこの権利が、Goodenough のいう残存権であり、贈与された集団 (父を同じくするキョウダイより構成される) は、それ独自の判断でその土地を処分することが許されないのである。

男性が彼の母系 *lineage* から、彼の子どもに贈与すべき土地を分与されるのは、おもに、彼の母親の死によってである。彼にどれほどの土地をあたえるかは、彼の *lineage* 成員の集会での話し合いによるが、最終的には、*lineage* の男性首長 (*mwá-ánich*) が決定する。このさい、彼が婚出後に *lineage* のためにどれほど貢献したか、彼の母親の世話をよくみたかなどの点が考慮される。彼が実際に使用している *lineage* の土地であっても、その集会で、使用が禁止され、相続されないことがおこる場合もある。いずれにせよ、母の死によって、彼女の息子に相続が認められた土地

は、彼の子どもへ贈与されることになる。

そして、父の母系集団から土地の贈与をうけた子どもたちは、パンノキの収穫期と貯蔵したパンノキの実の食用期に、それらの初物を父の lineage に贈与する義務がある。これらの贈与は、パンノキの実が成熟する5月～6月と貯蔵パンノキの実が発酵し終る10月～11月に実施される。また、それらの時期には、土地の贈与・受贈集団間だけでなく、各集団が、地区（ムラ）の首長にそれらを献上する儀礼が催される。この儀礼が終了しないと、人びとがパンノキの実を食用にすることはできない〔須藤1983〕。

トラック社会の父の集団からの土地の贈与とそれにたいするお返しという慣行は、前述のモートロックの3島のそれと、基本的に同じ性質を示している。Goodenough と Murdock は、トラック諸島のロモナム (Romomum) 島の調査資料から、父から息子への一片の土地の移譲が、数世代にわたって実施されたときでも、その土地の贈与をうけた各集団は、土地の贈与経路と逆の方向をたどって元々の土地の所有者に初物の贈物が届くように、反対給付を続けると報告している [MURDOCK and GOODENOUGH 1947: 337]⁵⁹⁾。

トラック諸島とモートロック3島における初物献上という慣行は、贈与された土地にたいする権利のうち、使用权のみが移譲されるのであって、その処分権が、なお、贈与側に留保されていることと関連していると解釈できる。つまり、毎年の初物を贈与することによって使用权が年々継続されてゆくことをあらわしているのである。したがって、その慣行は、贈与者と受贈者との関係を儀礼的な贈与行為によって維持・確認する方法といえる。それにたいし、サタワルの場合は、父から贈与された土地に

59) 土地の移譲経路をあとづけるかたちで、初物が土地の元来の所有者に贈られる慣は、現在では、みられない。Fischer も、1950年の時点で、その証拠がないと述べている。しかし、それに近似する慣行は、初物を土地の原初の所有者に直接贈与するも村の首長へ献上するかたちで存在すると報告している [FISCHER 1958: 175]。首長への初物の献上は、首長の特権に帰因する。それは、彼が、村の創設 clan の出自をたどる子孫ないし後代の征服者の子孫であることによって、彼の村のすべての土地にたいする支配権を保持しているとみなされているからである [FISCHER 1958: 203]。筆者の調査地、Uman では、そのような理由に基づいて村の首長への初物（パンノキの実）献儀礼が盛大におこなわれている。しかし、土地の原初の所有者へのその贈与は、実施されていないし、また、過去にもそのような慣行はなかったといわれる。事実、島の人びとは、すべての土地の本来の所有者の系譜を明確におぼえていない。このように、トラック諸島の初物贈与に関する情報は、Goodenough, Fischer と筆者のあいだでちがいがみられる。この差異は、調査時期および調査地のちがいによる可能性もあり、今後、確かめなければならない問題である。トラック諸島は、半径 96 km の環（堡）礁のなかに41の火山島とサンゴ礁島とがある。人が居住する島は、14島で、総面積が 43 km² 総人口が、28,536 (1980年) である。Goodenough は、1947～49年に、主としてロモナム (Romomum) 島、Fischer は、1950～51年に、モエン (Moen) 島および全域、筆者は、1981年7～11月に、ウマン島とフェファン島で、それぞれ調査をおこなった。

たいする使用権には、処分権が付与されており、その移譲の経路は、贈与集団の成員のあいだで、「土地の歴史」として口頭伝承によって超世代的に継承されている。したがって、土地を贈与した集団と土地を受けとった集団との関係は、毎年の初物献上という行為によらなくても、その伝承によって明確に記憶されてゆくのである。

筆者は、モートロック、トラックとサタワルの3社会における土地贈与の性格を贈与された土地にたいする処分権、贈与集団への初物献上の義務、そして集団間を移動する土地についての伝承の有無を基準にして、比較した。その結果、表7に示したように、モートロックとトラックの土地の贈与には、土地の処分権が付随せず、サタワルのそれには、その処分権が付与している。そして、前者には、初物を献上する義務があり、後者には、贈与された土地の歴史伝承が存在する。処分権の欠如と初物献上の義務の存在、処分権と歴史伝承双方の存在という組みあわせは、それらの社会における土地贈与の性質のちがいを明らかにするうえで重要な点である。

うえでみた組みあわせは、いずれも、土地の贈与集団が贈与した土地にたいして保持する残存権の内容に関連している。モートロックとトラックの社会では、残存権は、贈与された土地への「お礼の支払い」として、土地からの収穫物の一部をうけとるかたちで現実化する。つまり、それは、初物を定期的に贈る行為によって顕在化するのである。それにたいし、サタワル社会において、残存権は、「土地の歴史」という伝承のかたちで、人びとの意識のなかにとどまっている。そして、それを実際に行使するのは、第V章でみたように、土地の贈与慣行を無視する異常な状況がおこったときにかぎられる。いいかえれば、残存権は、日常的な社会生活の場面においては、発動されない潜在的性質のものである。

このような残存権の性格のちがいは、現実の土地利用のしかたに反映している。モートロックとトラックでは、ある土地の元来の所有者がその土地にたいしてもつ権利である残存権が、土地の贈与集団とその受贈集団との2集団間関係においてのみ顕在化する傾向がある。そして、現在では、土地の元来の所有の権利は、土地が集団間をつぎからつぎへと贈与されてゆく過程で、人びとの記憶にとどまることなく、消滅

表7 贈与財にたいする権利・義務の内容

	処 分 権	土地の歴史伝承	初 物 献 上
サ タ ワ ル	+	+	-
ト ラ ッ ク	-	-	+
モートロック	-	-	+

註 十は、その事項が、存在することを示す。
 -は、それが存在しないことをあらわす。

している。つまり、残存権は、土地を直接に贈った集団とそれを受けとった集団とのあいだで効力をもつのである。

他方、サタワル社会においては、残存権は、土地が集団間を順次移動しても、土地の元来の所有集団のもとにとどまっている。そのような残存権と同時に、ある集団の元来の土地がいったん贈与されてしまうと、その集団とは別の2つの集団間でその土地についての残存権も生起する。この残存権が、第七章の2節で述べた「一時的残存権」である。これは、モートロックやトラック社会の残存権とは、処分権が付随していない点で異なる。したがって、それらの社会とサタワル社会との土地の贈与慣行の現在における基本的な差異は、残存権の性格、とくに、残存権に処分権が付帯するか否かのちがいである。

2) 母系ないし男系出自・夫方居住方式と土地保有

母系出自、夫方居住方式をとるウルシー (Ulithi) 環礁や母系出自が明確でなく男系的集団構成と夫方居住方式が卓越するフェイス島では、婚姻、子どもの出生ないし養取を契機に、集団間で土地が贈与される事例が報告されている [牛島 1983; RUBINSTEIN 1979]。ヤップ島の北東 100 km に位置するウルシー環礁には、30の島があり、そのうち、現在、人が住む島は、4島のみである⁶⁰)。この社会は、*heilang* とよばれる母系 clan ないし母系 lineage で構成されている。そして、clan は、外婚単位として機能し、lineage は、政治的職能や無人島の統制に関する権利の相続および土地保有集団としての団体的性格を示す [牛島 1983: 124]。

土地保有集団としての *heilang* は、土地およびタロイモ田の保有・統制・処分・使用をめぐる権利にたいして主体性をもっており、最年長の男子 (首長: *tamol*) によって統制される。土地およびタロイモ田は、それぞれ、固有名のある、88区画と101区画に分割されており、それらの各区画は、15の lineage によって保有される。それらの土地およびタロイモ田のうち、これまでに、何らかの事情で集団間を移動した区画は、土地が16 (全体の18%)、タロイモが32 (全体の32%) である。そして、父の集団から妻および子どもに贈与した土地は、7区画、タロイモ田は、16区画となっている。

牛島は、この贈与の意味については述べていないが、男性が彼の妻に土地を分与するときには彼の母系 lineage の成員の許可が必要である点を指摘している。彼は、この土地の贈与は、「使用権の移動であって、土地権＝使用権＝残存権とするならば、

60) ウルシー環礁の島の総面積は、3.4 km²、人口、710人 (1980年) であり、フェイス島のそれらは、2.5 km²、207人である。

この残存した権利に対しては、(中略) モゴスを献上しなければならない」と説明している [牛島 1983: 86]。モゴスは、父の lineage 成員の死にさいして、贈られる腰布、布地、シャツなどである。ウルシー社会での、父の集団から妻および子どもの集団への土地の贈与は、その件数からみても、すべての男性に義務づけられている性格のものでないことが明らかである。しかし、贈られた土地(の使用権)にたいしては、不定期ではあるが、反対給付をすることが義務づけられている。

つぎに、ウルシー環礁の東方 40 km のところにある、隆起サンゴ礁のフェイス島の土地の贈与・交換について検討しよう。フェイス社会には、6つの母系 clan (*gaylangi*) がある。それはほかのカロリン諸島におけるように、社会的階層、族外婚の単位などの機能をはたしていない。土地を保有する自律的集団は、*bogota* とよばれる、3世代間の男系成員と彼らの妻たちおよび子どもたちより構成される居住集団である [RUBINSTEIN 1979: 87, 137]。各 *bogota* は、「元来の(永久)の土地」と「入ってきた土地」という2種類のカテゴリーの土地を保有している。280の土地区画のうち、61%が前者で、39%が後者である。

それらの土地が移譲される契機は、婚姻と養取においてである。婚姻の場合、夫方居住方式をとるため、妻の近親者(彼女の父母、母の母、養母など)が、夫に数区画の土地(タロイモ田およびココヤシ林)を贈る。夫は、それらの土地を彼の近親者に分配する。この土地は、「女性によってもちこまれた土地」(*gasiyali faalila*) とよばれる。それは、婚姻成立の象徴としてだけでなく、女性の子どもの共同財として役立つ。そして、夫の親族は、そのお返しとして、土地を用意し、贈られたものと同量の区画数を妻の集団に贈与する。この夫からの土地は、「畑をつくるためのもの」(*gamatata*) とよばれ、「妻がもってきたものと交換する」ためである [RUBINSTEIN 1979: 146]。妻の側からの土地の贈与は、「妻の家族が夫の家族に、彼女の子どもたちを養育し、住まわせる」ことの懇願をあらわしている [RUBINSTEIN 1979: 147]。その土地は、娘の婚出によって、さらに、ほかの集団へ、母系的に移譲される。

フェイス社会における婚姻時の、妻側と夫側との土地の贈与・交換は、互酬的交換が、共時的に実施される点で、前述したルクノール社会のそれと類似した性格を示す。また、妻の集団からの土地は、次世代においては、さらにほかの集団に移譲される点では、父系と母系とのちがいはあるが、サタワル社会の *faang* のカテゴリーの財の贈与と同じ性質のもののみなせる。しかし、Rubinstein の報告には、贈与された土地にたいする子どもたちの権利の内容が明記されてないので、サタワル社会の父の集団からの土地の贈与慣行とは、比較できない。

上記2社会の土地の贈与慣行は、土地保有体系と出自規定および居住方式の変動を考えるうえで注目される。夫方居住の様式をとっているウルシー社会においては、たとえば、男性が多くの土地を子どもに贈与ないし相続させるという要因がくわることによって、父を軸とする自律的な親族集団が形成される萌芽が検証されないかという点である。つまり、夫方居住方式と父系相続制が確立することで、出自規定が母系から父系へと変わる可能性の有無についての問題である。

他方、フェイス社会においては、母系の出自規定（理念）を残存させ、実際には、夫方居住をとまなう男系的居住集団が形成されている⁶¹⁾。しかし、男系出自は、それほど世代深度をもっていない。そして、母方の女系親族（母および母の母など）が、母系的（娘および彼女の子ども）に土地を贈与する傾向が顕著にうかがえる。それらの3点から、土地保有集団（*bogota*）は、母系的要因と父系的それとの融合の結果、形成されたとみなせないかという問題である。すなわち、フェイスの出自集団の構成原理を分析することによって、母系制から父系制へ移行した歴史的過程を解明するいとぐちをえることができるように思われるのである。ここで、筆者は、土地保有の問題を出自規定および居住様式とを関連づけて、社会組織の変化について言及したが、いずれにせよ、上記の問題は、ミクロネシア地域の社会変化を把握するうえで重要な課題である。

3) 首長への初物献上と土地保有

最後にミクロネシア社会にひろくみられる初物（パンノキの実やヤムイモ）の献上の儀礼と土地保有の関係について簡単に述べておく。前述したように、トラック諸島とモートロック諸島の3島には、現在でも、土地の受贈集団が贈与集団に初物を献上する慣行がある。それと同時に、それらの社会には、伝説上、島の最初の移住者ないし統治者の出自集団にそのほかの集団が初収穫物や特定の魚を贈与する儀礼がある。後者の慣行は、それらのほかに、パラオとヤップを除くカロリン諸島のほとんどの社

61) Rubinstein は、母系 clan が、土地保有、共同的機能、clan 内の権威序列などを規制するのに役立っていないことを強調している。その反面、フェイスの人びとは、観念的には、養取、結婚、首長および妖術などの呪術に関する分野では、母系 clan を意識している。とくに、長老のあいだには、島の首長は、最高位の clan の成員でなければならないという意見もあると述べている。彼は、母系 clan の概念は、ほかの社会から移入されたものとみなしている。しかし、彼は、その概念は、古い時代の集団構成の原理であったが、*bogota* の発展によって消滅した可能性のあることも示唆している [RUBINSTEIN 1979: 87]。このほかに、母系出自のイデオロギーが存在して、自律的集団が男系の出自規定で形成される例としては、ヤップ社会があげられる。ヤップの母系 clan (*genong*) は、外婚規制の単位として、儀礼的交換のネットワークとして、現在でも重要な機能をはたしている。ヤップ社会で、個人が母系 clan と父系 lineage (*tabinaw*) との双方に帰属する出自様式を、Schneider は、二重出自 (double descent) と規定している [SCHNEIDER 1962]。

会に分布している。もっとも大規模なそれは、ポナペ社会において実施されている。

ポナペでは、土地は、5地区(村)の最高首長である *Nanmwarki* の「所有物」ないし「支配する財」とみなされてきた。そして、ポナペの人びとは、*Nanmwarki* の土地を利用して食料資源を獲得していると考えてきた [矢内原 1935: 231; FISCHER 1958: 85]。そのために、実際の土地保有集団 (*penainai*) は、その年にとれた、ヤムイモやパンノキの実の初物 (*nohpwei*) を *Nanmwarki* に献上することが義務づけられている [矢内原 1935: 232; RIESENBERG 1968: 77-83; SHIMIZU 1982: 153-215]。*Nanmwarki* は、それらの献上物を集会所に集積したあと、位階にしたがって人びとに再分配する。

このように、「真の土地の所有者」と信じられている草分け *clan* の首長に、毎年の初収穫物を贈与し、彼がそれを再分配する制度は、規模の差はあるものの、サタワル社会にも存在することは、前述したとおりである。ウルシーやモートロックの社会においては、初物を献上しない場合には、島ないし地区の最高首長 (*paramount chief*) が、その集団が保有する土地を没収する権限をもっている [LESSA 1950: 55; 牛島 1982: 65; NASON 1970: 68]。しかし、サタワル社会においては、パンノキの実の初収穫物を島の第1首長に贈与しない理由で、土地が没収されることはない。トラック社会においてもその不履行によって罰をうけることはないが、宗教的制裁によって、集団に不幸がもたらされると信じられている [FISCHER 1958: 209-210]。

本節では、火山島のトラック諸島をふくめ、カロリン諸島のサンゴ礁島を中心に、各社会において集団間で財(土地)を贈与する慣行の性格と意味についての比較をおこなった。同時に、土地の贈与集団ないし島や地域の草分け筋の集団にたいし初収穫物を献上する儀礼の権利と義務の内容についても考察した。その結果、以下の2点は、すべての社会に共通することが明らかになった。

- 1) 現在、島ないし地域で、最高の社会・政治的地位についている集団は、最初にそこへ移住した、あるいは、そこを統治したという伝説によってその地位を獲得している。
- 2) その地位は、人びとからの初物の献上という儀礼によって確認されている。

しかし、初物献上の義務の不履行にたいする制裁については、統治者(首長)が土地を没収する権限をもっているウルシーやモートロック社会と、その権限のないトラックやサタワル社会というように差異がみられる。

それにたいし、婚姻や子どもの出生時に、集団間で土地を積極的に贈与する慣行は、サタワル、トラック諸島、トラックの北・西諸島およびモートロックのナモルック、

エタルとルクノールの諸社会にかぎられる。それらの社会においても、贈与された財の処分に関する権利の内容については、つぎのように異なっている。

- 1) サタワル社会においては、土地の受贈集団は、その贈与集団の承認をうることなく、贈られた財を第三者集団に贈与する権利（処分権）をもっている。
- 2) トラック諸島およびモートロックの3島では、土地の受贈集団は、その土地にたいする独自の処分権を保持していない。

この差異は、土地の贈与慣行における権利と義務の性質にかかわっている。後者においては、土地の受贈集団は、その贈与集団にたいし、毎年、初収穫物（パンノキの実）を贈る義務をおっている。この反対給付は、贈与—受贈者（集団）間の関係の確認と維持を示している。しかし、前者においては、その義務が存在しない。それにかわって贈与—受贈集団の関係は、「土地の伝説」という口頭伝承によってうらづけられる。

他方で、フェイスやモートロックの一部の社会には、婚姻時に、婿と嫁との集団で土地を交換する慣行がある。この慣行は、婚姻の成立を象徴するとともに、2集団間の婚姻による連帯を強化する性質のものである。前述した父の集団から母（子ども）の集団への土地の贈与慣行も、2集団間の婚姻関係を強める側面も指摘できる。しかし、その贈与の本質は、母系制社会において、父の出自集団と彼の子どもとの結合を強調することにある。つまり、2集団間における土地の交換慣行は、註55で述べたように、姻族関係のむすびつきをあらわしており、集団間に地位の差を生じさせない。それにたいし、一方の集団から他方の集団への土地の贈与慣行は、親族（父の集団と子どもの集団との）関係の結束を特徴としており、それら2集団間に一時的な地位の差を生じさせることになる。

後者の場合の地位差とは、財の受贈集団がそれを贈与した集団にたいして遂行すべき義務をおう形態をさしている。図式的にいうと、ある出自集団は、男性成員と彼および彼の子どもの食料資源とを妻（母親）の集団に贈る（図20参照）。この贈与は、婚姻を契機として男性の集団が、女性の集団に、1人の男性と彼および彼の子ども「食い扶持」、つまり、人的資源と物資的資源とを給付することを意味している。それにたいし、女性の集団（男性の子ども集団）は、定期的ないし不定期的に、労力の奉仕と食料や物資を反対給付する。この反対給付の基本は、義務的返礼にある。もし、その義務が実行されないなら、贈与集団は、贈った生活資源を受贈集団からとりかえずことができる。

このような、贈与集団の保持する権利は、その集団の男性がもうけた子どもにたい

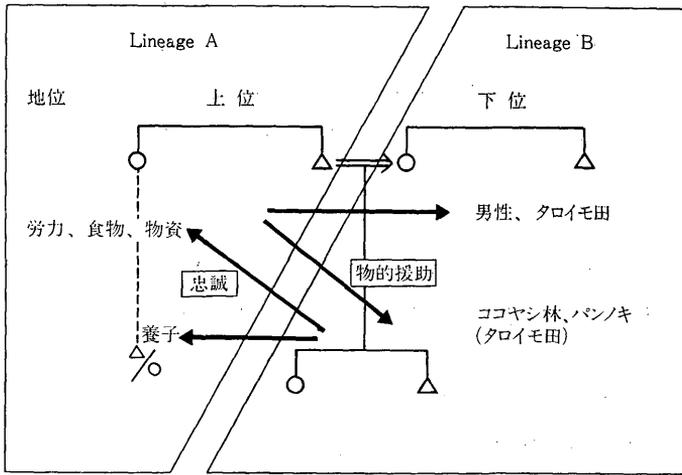


図20 集団間の贈与と地位関係

しては、一種の「支配権」であり、贈った生活資源にたいしては、「残存権」である。この支配権と残存権とを保有する財の贈与集団は、財の受贈集団との関連において、特権ないし威信を保有することになる。したがって、財の贈与集団は、その受贈集団より、地位のうえでは、優位な立場にあるといえよう。

ただし、財の贈与に関連する地位の優劣関係は、基本的には、財を贈った父の集団と彼の子どもたち（集団）とのあいだで成立する性質のものである。その関係が継続する期間は、子どもたちが生存している世代にかぎられる。そして、子どもたちは、父の集団からの財を、さらに、ほかの集団に贈与することによって、つぎの世代において父の集団の地位につくことができる。このように、財の贈与慣行に基づく地位の関係は、世代ごとに転換する性質である。したがって、その地位関係は、個々の社会にみられる「首長 clan」と「平民 clan」というような階層制とは性格を異にする。

カロリン諸島のほとんどの社会においては、伝説であるにせよ、草分けの clan および最初の政治的統率者を輩出した clan が最高の地位についている。そして、その首長に、初収穫物を献上するという儀礼は、集団間での土地の贈与という現実的な慣行とは、別の社会的脈絡において、実施されている。その儀礼は、カロリン諸島の社会・政治的構造が、島ないし居住地区への集団の移住の順序に基づいて、原初に土地を占有し統治した集団と、新参者の集団という関係によって規定されていることをあらわしている。

以上のことから、トラック諸島およびサタワル、モートロックのナモルック、エタ

ールとルクノールのサンゴ礁島の社会は、集団の移住史に基因した、固定的な集団間の階層原理と集団間での財の移譲にともなう、流動的な集団間の地位転換の原則とによって統合されていることを指摘できる。

3. 自然環境への適応と集団構成原理

前節まででは、本稿の要約をおこない、サタワル社会の土地保有の特質をミクロネシア諸社会との比較によって明らかにした。本節では、第I章で問題提起した、自然環境への適応と集団の構成原理（出自）、居住方式および土地保有との関連性についての仮説を、サタワル社会において検証して、むすびにかえたい。

第I章でふれたように、Sahlinsは、1958年にすでに、ポリネシアにおける ramage 体系と（切頭）出自系統体系との対照的特徴を類型化し、それらの生態学的適応についての仮説 [SAHLINS 1958, 1967] を提示した。また、Goodenoughは、居住の要因を加味したうえで、オーストロネシア諸社会の出自体系と資源利用との対応関係についての仮説 [GOODENOUGH 1955, 1962] を発表している。両者の仮説は、それ以降ポリネシアやニューギニア高地社会の多くの研究者から批判をうけた。とくに、Goodenoughの土地が乏しい社会（サンゴ礁島）での出自と居住の規制が、融通性とみ、環境および状況に適応的になるという仮説は、ニューギニア高地社会に適用され、その蓋然性が問われている。

彼らの批判の主要な論点は、ニューギニア高地の種族のなかには、人口の増大によって土地不足が進行すると、Goodenoughの仮説とは逆に、出自および居住の規制が、それぞれ、単系のおよび単処的に変化するという指摘にある。たとえば、Meggittは、マエ=エンガ (Mac=Enga) 社会をとりあげ、人口が増加すればするほど、人びとの資源利用を制限し、集団内に土地を「凍結」する傾向が強くなることを例示した。そして、彼は、人口増大によって、男性の居住と集団成員権の変更が禁止され、単処婚による単系出自集団の土地保有が厳格に維持されると述べている [MEGGITT 1965: 263]。この人口圧による土地資源の欠乏という要因が、単系的出自集団の形成と関連するという指摘は、そのあと、ニューギニア高地の研究者のあいだで論議をよぶことになる。

Kellyは、マエ=エンガ社会とは対照的に、人口の増加にもかかわらず、出自集団への帰属に融通性のあるチンブー (Chimbu) 社会をあつかい、両社会で土地保有の性格を比較している。そして、彼は、各集団の保有する土地の種類（植生）のちがいに注目し、出自規定が、多様な植生をもつ土地を集団間で分配する手段として、また

土地が少ない状況において一定の社会的価値基準を設定する方法として役立っていると結論づけている [KELLY 1968: 57]。マエ=エンガの単系出自集団への指向性とチンブーの非単系集団への傾向性という土地保有の両極分化の問題は、Rappaportによっても、検証されている。彼は、高地のツェムバガ (Tsembaga) 族の人口圧によって集団の土地境界が変動する側面を観察して、単(男)系原理によって集団への帰属が決定される社会は、人口増加が極度に進んだところと、それがきわめて低いところであることを指摘した。そして、中規模の人口をようする社会では、非単系の集団構成をとると述べている [RAPPAPORT 1968]。

以上でみてきた、Goodenoughの仮説に端を発する諸議論は、いずれも、出自体系と資源利用(土地保有)との関連性を、生態学的に解釈しようとする立場である。この視点で、ミクロネシア諸社会のそれらの関係をみると、人口増が顕著なパラオ社会では、母系の出自原理は、集団帰属の方法として重要視されるが、現実には、父系的関係や養取関係をたどるなど、clanへの帰属が選択的におこなわれている [MCCUTEHEON 1981: 16]。そしてトラック社会の場合は、母系出自規定を保持しているが、土地保有の体系においては、父親を中心とする小さな土地保有集団が形成される傾向にある。逆に、急激な人口減にみまわれたヤップ社会においては、資源利用の可能性が増加したことによって、現在では、男系的な出自集団が土地保有の単位にはなっているが、土地の使用権の取得方法や居住方式にかなりの選択が許されている [UNDERWOOD 1969: 11]。

他方、サンゴ礁の島では、それらと異なる様相を示している。ここ20年間で人口が1.5倍になったサタワル社会では、母系出自、母方居住の方式を堅固に保持している。サタワル以上に人口が急増したモートロック諸島においても、出自規定と居住方式には、選択が認められていない。このように、ミクロネシアのカロリン諸島に限定してみても、人口圧という要因に対処して、出自規定が、選択的ないし非単系的傾向を顕在化させる社会(パラオ、トラック)と単系を維持する社会(サタワルおよびモートロック)とがみられる。また、極端な人口減を経験した社会(ヤップ)では、出自規定は、単系性をたもちながらも、土地の相続や婚後の居住様式が選択的におこなわれている。

上記のことからカロリン諸島においては、資源の豊富な火山島においては、人口の増大によって、社会集団を構成する出自体系が、選択的ないし非単系的性格を顕在化させる傾向にある。それにたいし、人口の増加が急速に進み、火山島への移住を余儀なくされたサンゴ礁の島においては、出自体系は、母方の単系性を維持しつつづけてい

る。したがって、Sahlins と Goodenough の仮説では、ミクロネシアのカロリン諸島における環境への適応のしかたと出自規定との関係を説明することはできない。

以上の点で、出自体系の形式的な特徴と土地保有体系との関連性を類型化するためには、多くの問題が残されていることが指摘できる。ミクロネシア地域においては、さしあたって、利用可能な資源にたいする人口密度、貨幣経済の浸透度、出自集団の分化と自立性、母系性社会における父親の地位などの要因を考慮する必要がある。筆者は、個別社会における出自規定と資源利用（土地保有）の様式との関連について把握するには、まず、その社会のそれらの性格を多面的に記述、分析することが不可欠で、それに基づいて現象を解釈し、類型化、モデル化することが重要な方法論であると考えている。

その立場から、最近の若年人口が急増しているサンゴ礁島、サタワル社会における、出自規定と土地保有の体系の関連については、つぎのように把握することができよう。

- 1) 母系の出自原理が土地保有の方法を規制するもっとも重要な基準になっている。
- 2) それと同時に、母系集団間で土地（財）を贈与するという手段が制度化されている。
- 3) この手段は、出自原理に基づくものでなく、父と子という親一子関係によるものである。
- 4) その財の贈与は、土地にたいする所有権の移譲ではなく、使用権のみの譲渡という性格を特徴としている。

うえの4つの方式によって、集団間での土地にたいする使用権の移譲は、多くの人口をもつ集団が、それに正比例して、多くの土地を保有し、利用することを可能にする。いかえれば、集団人口の増大による食料資源（土地）の欠乏という問題は、原理的には、土地の使用権の移譲という有効的な資源利用の方法によって解消されるのである。つまり、サタワル島の土地保有体系の特質は、土地にたいする権利の獲得手段を、出自規定とは別の原理、すなわち、（2世代間の）父一子関係をとおしても可能にしている点にある。

出自原理に基づく所有権と親一子関係による使用権とを分離する土地保有の体系は、Goodenough が、すでに、トラック諸島の財産の分析において指摘したことである [GOODENOUGH 1955: 55]。しかし、彼は、使用権を集団の成員権からきり離して、ほかの集団に伝達するということの指摘にとどめている。その使用権の内容および性格については、具体的事例をとりあげて説明していない。また、彼は、養取を土地の再分配の1つの手段としてあげている。しかし、サタワル社会の養取は、第V章の2

節でみたように、実親が養親に土地を贈与することから集団間での土地の均衡化の機能を果たしていない。

土地保有において使用権と所有権とを分離させる体系は、前述したモートロック社会やウルシー社会でもみられる。そのなかでも、サタワル社会における集団間での土地の積極的な移譲という慣行は、食料資源の有効的利用という観点からみると、きわめて合理的な方法といえよう。たとえば、土地を贈与した集団ないし土地を元来から保有する集団は、受贈集団がその土地を利用していない場合に、とり返す権利（残存権）を保持している。これは、余剰の土地を放置させることなく使用する方法である。その慣行は、土地資源に恵まれない島社会において、土地を効率よく利用し、資源を開発する制度といえよう。つまり、土地（財）の移譲は、資源を活性化させる装置として機能しているのである。

IX. 本研究の今後の展望

本稿では、サタワル島という小規模社会をとりあげて、土地保有の性格を明らかにしてきた。筆者がサタワル島を離れるとき、首長がいみじくもかたった、「この島の人口が600人をこすと、かならず、*mwongo*（食べもの）をめぐる争いが起こる」ということは、サタワル社会の土地保有を考えるうえで、重要な問題提起である。筆者は、「伝統的」で、機能的に「調和」のとれたサタワル社会の資源利用のありかたに焦点をあてて記述してきた。しかし、そのことは、近い将来にかならずおこる食料の恒常的欠乏にさいして、各集団が、残存権を主張し、土地（財）を囲い込み、奪い合うという状況をさしている。

サタワル社会において、現在の段階では、残存権と使用権とに関する争いは、表面化しておらず、伝統的慣習法の枠内で土地保有の体系が維持されている。また、現金による売買や略奪などによる土地の個人的保有化の傾向も、いまのところおきていない。他方、トラック社会やモートロック社会では、それらの傾向が今世紀初頭から生起し、最近、とくに顕著になっている。そして、土地を交換して居住地の近くに集中する動きもでてきている。筆者は、本年の7月からトラックおよびモートロックで調査を予定している。ここで、調査のテーマと関連させてトラック語文化圏の土地保有の研究における展望と課題についてふれておこう。まず、第1の課題は、サタワルの土地保有の性格をそれらの社会のそれと具体的資料に基づいて比較するとともに、土地保有体系の変化の問題についてもとりあつかってゆくことである。

同時に母系出自規定を伝統的な社会構成の原理としてきたサタワル、トラック、モートロックの各社会で、人口の増加、近代化ないし貨幣経済の浸透度のちがいで、自律的集団の単位や内的構造も、多様性を示してきている。トラック社会では、男性の経済的自立の増大によって、新居住による小（双系的）家族化への傾向がみられる。そして、男性から息子への財の相続もかなり進行してきている。モートロック社会では、母系出自集団が小単位に分節化し、たとえば、パンノキの保有において、枝ごとに分有される現象がおきている。それらにくらべ、サタワル社会においては、母系出自集団の分節化はみられるものの、いまだに、3～4世代間の女性成員を中心に土地保有集団が構成されている。

それら3社会は、上記の諸点からだけでも、母系原理がなお確固としているサタワル社会、その原理に基づいてはいるが、集団が小単位へと分化するモートロック社会、そして、母系性の要素を残しながらも父系的様相を顕在化させているトラック社会と、いうように3つに類型化することができよう。もし、そのように、類型化ができるなら、それらの差異をもたらしている基本的な要因をおさえることが不可欠となる。そのうえで、これらの社会の出自規定、居住様式と土地保有（相続）の側面を社会変化の視点からとらえて、社会集団の組織原理が母系制から父系制へ変動するメカニズムを考察することも調査の2番目の重要な課題である。

謝 辞

本稿をまとめるにあたっては、共同調査者である国立民族学博物館、石森秀三助手および秋道智彌助手には、調査期間中ならびに共同討議において多大な協力と有益な助言をいただいた。両氏に厚く感謝する。そして、本稿の草稿の段階では、本館の友枝啓泰助教授および福井勝義助教授に御一読をお願いし、両氏から本稿の構成と内容とに関して貴重な御教示をうけた。また、筑波大学の牛島巖助教授（本館併任教官）からは、土地保有の用語と概念について示唆に富むコメントをいただいた。さらに、大阪大学の小松和彦助教授と本館の中山和芳助手にも、両氏の未発表の調査資料を利用させてもらった。ここに、付記して、上記の諸氏に感謝の意をあらわす次第である。

最後に、本稿の基礎資料を収集したサタワル島での調査においては、調査助手をつとめてくれた Sapino Sauchoman 氏、調査に積極的な協力をしてくれたサタワル島の人びと、とりわけ、Rumay, Otoniik, Nuguto の3首長には、心からお礼を申しあげる。

なお、本稿の一部は、昭和58年度、国立民族学博物館共同研究会の場で発表した。本稿の第Ⅲ章と第Ⅳ章は、「象徴・分類・認識の民族学的研究」（研究代表者：松原正毅助教授）で、第Ⅰ章、第Ⅴ章および第Ⅵ章は、「ミクロネシアの民俗文化のエスノヒストリーの研究」（研究代表者：牛島巖助教授）で、それぞれ報告したものである。

文 献

秋道智彌

- 1980a 「サンゴ礁の島——食料資源の保護と利用考——」『季刊民族学』13: 47-54。
 1980b 「“嵐の星”と自然認識——サタワル島における民族気象学的研究——」『季刊人類学』11(4): 3-51。
 1981 「“悪い魚”と“良い魚”——Satawal 島における民族魚類学——」『国立民族学博物館研究報告』6(1): 66-133。
 1983 「時間認識と文化」和田・崎山編『現代の人類学2: 言語人類学』(現代のエスプリ別冊), pp. 219-237。

ALKIRE, William H.

- 1965 *Lamotrek Atoll and Inter-Island Socioeconomic Ties*. Illinois Studies in Anthropology, No. 5, Urbana: University of Illinois Press.
 1970 Systems of Measurement on Woleai Atoll, Caroline Island. *Anthropos*, 65: 1-73.
 1974 Land Tenure in Woleai. In Henry P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp 39-69.
 1977 *An Introduction to the Peoples and Cultures of Micronesia*. California: Cummings Publishing Company.
 1978 *Coral Islanders*. Illinois: AHM Publishing Corporation.

ALLEN, Marksbury R.

- 1977 *Land Tenure and Modernization in the Yap Islands*. Ph. D. Dissertation, Tulane University, Michigan: University Microfilms International.

青山道夫・有地 亨

- 1973 「未開社会における実体法規範の特質」川島武宜編『歴史・文化と法1』(法社会学講座9) 東京: 岩波書店, pp. 53-69。

BARNES, J. A.

- 1962 African Models in the New Guinea Highlands. *Man* 62: 5-9.

BARNETT, H. G.

- 1949 *Palauan Society: A Study of Contemporary Native Life in Palau Islands*. Oregon: University of Oregon Publications.

BARRAU, Jacques

- 1961 *Subsistence Agriculture in Polynesia and Micronesia*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin, No. 223, Honolulu: Bishop Museum Press.

BASCOM, Willard R.

- 1948 Ponapean Prestige Economy. *Southwestern Journal of Anthropology*, 4: 211-221.
 1965 *Ponape: A Pacific Economy in Transition*. University of California Anthropological Records, Vol. 22, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.

BIEBUYCK, Daniel P.

- 1968 Land Tenure: Introduction. In David Sills (ed.), *International Encyclopaedia of Social Sciences*, Vol. 8, New York: McMillan, pp. 562-568.

BURROWS, Edwin G. and Melford E. SPIRO

- 1953 *An Atoll Culture, Ethnography of Ifaluk in the Central Carolines*. Behavior Science Monographs, New Haven: HRAF Press.

CARROLL, Vern

- 1970 Adoption on Nukuoro. In Vern Carroll (ed.), *Adoption in Eastern Oceania*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp. 121-157.

CAUGHEY, John L.

- 1977 *Fáanakkar: Cultural Values in a Micronesian Society*. University of Pennsylvania Publications in Anthropology, No. 2, Philadelphia: University of Pennsylvania.

CROCOMBE, Ron

- 1968 *Improving Land Tenure*. South Pacific Commission Technical Paper 159, Noumea.
- 1971 Land Reform—Prospects for Prosperity—. In Ron Crocombe (ed.), *Land Tenure in the Pacific*, London: Oxford University Press, pp. 375–400.
- 1974 An Approach to the Analysis of Land Tenure Systems. In Henry P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp. 1–17.
- CROCOMBE, Ron (ed.)
- 1971 *Land Tenure in the Pacific*. London: Oxford University Press.
- DAMM, H. und E. SARFERT
- 1935 Inseln um Truk, 2 Halbband: Polowat, Hok und Satawal. In G. Thilenius (ed.), *Ergebnisse der Südsee-Expedition 1908–1910*, II B6, pt. 2, Hamburg: W. De Gruyter.
- ELBERT, Samuel H.
- 1972 *Puluwat Dictionary*. Pacific Linguistics Series C. No. 24, Canberra: The Australian National University.
- EMBER, Melvin
- 1962 Political Authority and Structure of Kinship in Aboriginal Samoa. *American Anthropologist*, 64: 964–971.
- EMERICK, Richard G.
- 1960 *Homesteading on Ponape: A Study and Analysis of a Resettlement Program of the U. S. Trust Territory Government in Micronesia*. Ph. D., Dissertation, University of Pennsylvania.
- 江守五夫
- 1960 「法と道徳」 泉・中根編『人間の社会Ⅱ』（現代文化人類学4）東京：中山書店，pp. 34–74。
- 1973 「未開社会における法的規準の発生・形態・機能」川島武宜編『歴史・文化と法1』（法社会学講座9）東京：岩波書店，pp. 19–28。
- EMORY, Kenneth P.
- 1965 *Kapingamarangi: Social and Religious Life of Polynesian Atoll*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin, No. 228, Honolulu: Bishop Museum Press.
- FISCHER, John L.
- 1957 *The Eastern Carolines*. New Haven: Human Relations Area Files Press.
- 1958 Contemporary Ponape Land Tenure. In J. de Young (ed.), *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*, Guam: Trust Territory Government, pp. 77–160.
- FORCE, Roland and Maryanne FORCE
- 1972 *Just One House: A Description and Analysis of Kinship in the Palau Islands*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin, No. 235, Honolulu: Bishop Museum Press.
- FOSBERG, F. R.
- 1969 *Plants of Satawal, Caroline Islands*. Atoll Research Bulletin, No. 132, Smithsonian: The Smithsonian Institute.
- FRAKE, Charles
- 1956 Malayo-Polynesian Land Tenure. *American Anthropologist*, 58: 170–173.
- FREEMAN, Otis W.
- 1968 *Geography of the Pacific*. New York: John Wiley and Sons.
- GOODENOUGH, Ward H.
- 1951 *Property, Kin and Community on Truk*. Yale University Publications in Anthropology, No. 46, New Haven: Department of Anthropology, Yale University.
- 1955 A Problem in Malayo-Polynesian Social Organization. *American Anthropologist*, 57: 71–83.
- 1956 Residence Rules. *Southwestern Journal of Anthropology*, 12: 22–37.
- 1974 Changing Social Organization on Romónum, Truk, 1947–1965. In Robert J. Smith (ed.), *Social Organization and the Applications of Anthropology*, Ithaca: Cornell University Press. pp. 62–93.
- GOODENOUGH, Ward H. and Hiroshi SUGITA
- 1980 *Trukese-English Dictionary*. Philadelphia: American Philosophical Society.

- HERSKOVITZ, Melville J.
 1952 *Economic Anthropology: The Economic Life of Primitive Peoples*. New York: Alfred A Knopf. (2nd ed.)
- 土方久功
 1940 「ヤップ島及びパラオの離島に於ける財産並びに職権の相続に就て」『太平洋 3 (4): 117-140。
 1943 『流木』 東京: 小山書店 (1974年, 未来社より『流木——ミクロネシアの孤島にて——』で覆刻)。
- HOBHOUSE, L. T.
 1913 *The Historical Evolution of Property: In Fact and in Idea. Property: Its Duties and Rights*, London, pp. 1-11.
- 今西錦司 (編)
 1944 『ポナペ島——生態学的研究——』 東京: 彰考書院。(1975年, 講談社より覆刻)
- 石川栄吉
 1970 『原始共同体——民族学的研究——』 東京: 日本評論社。
 1977 「共同体の原初形態」『伝統と現代』43:41-48, 東京: 伝統と現代社。
- 石森秀三
 1979 「サワタル島の数占い——その基本的体系について——」『国立民族学博物館研究報告』4(2): 157-250。
 1980 「ロンの世界——カミとつきあう知識の体系——」『季刊民族学』13: 40-46。
- 海上保安庁
 1975 『南洋群島水路誌』 東京: 海上保安庁水路部。
- KANESHIRO, Shigeru
 1958 *Land Tenure in the Palau Islands*. In J. E. de Young (ed.), *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*, Guam: Trust Territory Government, pp. 288-336.
- 川島武宣 (編)
 1973 『歴史・文化と法 1』(法社会学講座 9) 東京: 岩波書店。
- KELLY, Raymond
 1968 *Demographic Pressure and Descent Group Structure in New Guinea*. *Oceania*, 39: 36-64.
- KUNSTADTER, P.
 1972 *Demography, Ecology, Social Structure and Settlement Pattern*. In G. Harrison and A. Bryce (eds.), *The Structure of Human Populations*, Oxford: Clarendon Press, pp. 313-351.
- LABBY, David
 1976 *The Demystification of Yap*. Chicago: University of Chicago Press.
- LAMBERT, B.
 1966 *Ambilineal Descent Groups in the Northern Gilbert Islands*. *American Anthropologist*, 68: 641-644.
 1971 *The Gilbert Island: Micro-Individualism*. In Ron, Crocombe (ed.), *Land Tenure in the Pacific*, London: Oxford University Press, pp. 146-172.
- LESSA, William A.
 1950 *The Ethnography of Ulithi Atoll*. Berkeley and Los Angeles, California: University of California.
- LEVIN, Michael Jonathon
 1976 *Euripik Population Structure*. Ph. D. Dissertation, Department of Anthropology, University of Michigan, Michigan: University Microfilms International.
- LIEBER, Michael D.
 1974 *Land Tenure on Kapingamarangi*. In Henry P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp. 70-99.

LINGENFELTER, Sherwood G.

- 1975 *Yap: Political Leadership and Culture Change in an Island Society*. Honolulu: The University Press of Hawaii.

LUNDSGAARDE, Henry P.

- 1966 *Cultural Adaptation in the Southern Gilbert Islands*. Department of Anthropology, Eugene: University of Oregon.

- 1974 *Pacific Land Tenure in a Nutshell*. In Henry P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp. 265-276.

- 1974 *The Evolution of Tenure Principles on Tamana Island, Gilbert Island*. In Henry P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp. 179-214.

LUNDSGAARDE, Henry P. (ed.)

- 1974 *Land Tenure in Oceania*. Honolulu: The University Press of Hawaii.

MAHONEY, Francis B.

- 1958 *Land Tenure Patterns on Yap Island*. In J. E. de Young (ed.), *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*, Guam: Trust Territory Government, pp. 251-287.

MAHONY, Frank F.

- 1970 *A Trukeese Theory of Medecine*. Ph. D. Dissertation. Stanford University, Michigan: University Microfilms International.

MARK, Borthwick E.

- 1977 *Aging and Social Change on Lukunor Atoll, Micronesia*. Ph. D. Dissertation of the University of Iowa, Michigan: University Microfilms International.

MARSHALL, Keith Mac.

- 1972 *The Structure of Solidarity and Alliance on Namoluk Atoll*. Ph. D. Dissertation of University of Washington, Michigan: University Microfilms International.

- 1975 *Changing Patterns of Marriage and Migration on Namoluk Atoll*. In Vern Carroll (ed.), *Pacific Atoll Populations*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp. 160-211.

松岡静雄

- 1943 『ミクロネシア民族誌』 東京: 岩波書店。

MAUDE, H. E.

- 1963 *The Evolution of the Gilbertese boti: an Ethnohistorical Interpretation*. Polynesian Society Memoir, No. 35.

McCoy, Michael

- 1974 *Man and Turtle in the Central Carolines*. *Micronesica*, 10: 207-221.

- 1976 *A Renaissance in Carolinian-Marianans Voyaging*. In Ben Finney (ed.), *Pacific Navigation and Voyaging*, Wellington: The Polynesian Society Inc., pp. 129-143.

McCUTCHOEN, Mary S.

- 1981 *Resource Exploitation and the Tenure of Land and Sea in Palau*. Ph. D. Dissertation, The University of Arizona, Michigan: University Microfilms International.

MCGRATH, William A. and Walter S. WILSON

- 1971 *The Marshall, Caroline and Mariana Islands: Too Many Foreign Precedents*. In Ron Crocombe (ed.), *Land Tenure in Pacific*, London: Oxford University Press, pp. 172-191.

MEGGITT, M. J.

- 1965 *The Lineage System of the Mae-Enga of New Guinea*. Edinburgh: Oliver and Boyd.

村武精一

- 1973 『家族の社会人類学』 東京: 弘文堂。

MURDOCK, George P. and Ward H. GOODENOUGH

- 1947 *Social Organization of Truk*. *Southwestern Journal of Anthropology*, 3: 331-343.

長島信弘

- 1974 「親族と婚姻」 吉田・蒲生編『社会人類学』(有斐閣双書), 東京: 有斐閣, pp. 43-67。

南洋庁

- 1930 『施政十年史』。
 1937a 『南洋庁要覧——昭和12年——』。
 1937b 『昭和10年南洋群島勢調査書』第1巻 統計表。
 1939 『南洋群島における習俗慣習』。

NASON, James D.

- 1970 *Clan and Copra: Modernization on Etal Island, Eastern Caroline Islands*. Ph. D. Dissertation, University of Washington, Michigan: University Microfilms International.
 1975 *The Strength of the Land: Community Perception of Population on Etal Atoll*. In Vern Carroll (ed.), *Pacific Atoll Populations*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp. 117-156.

POLLOCK, Nancy J.

- 1974 *Landholding on Namu Atoll, Marshall Islands*. In Henry P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: The University Press of Hawaii, pp. 100-129.

POSPISIL, Leopold

- 1958 *Kapauk Papuans and Their Law*. Yale University Publications in Anthropology, No. 54, New Haven: Department of Anthropology, Yale University.
 1965 *A Formal Analysis of Substantive Law: Kapauku Papuan Laws of Land Tenure*. *American Anthropologist* 67: 186-214.

RAPPAPORT, Roy

- 1968 *Pigs for the Ancestors*. New Haven: Yale University Press.

RIESENBERG, S. H.

- 1968 *Native Polity of Ponape*. Smithsonian Contributions to Anthropology, No. 10, Washington, D. C.: Smithsonian Institution Press.

RUBINSTEIN, Donald H.

- 1979 *An Ethnography of Micronesian Childhood: Contexts of Socialization on Fais Island*. Ph. D. Dissertation, Department of Anthropology, Stanford University, Michigan: University Microfilms International.

SAHLINS, Marshall D.

- 1958 *Social Stratification in Polynesia*. Seattle: University of Washington Press.
 1967 *Differentiation by Adaptation in Polynesian Societies*. *Journal of the Polynesian Society*, 66-3: 291-300.

SCHNEIDER, David M.

- 1962 *Double Descent on Yap*. *Journal of the Polynesian Society*, 71: 1-22.
 1974 *Depopulation and Yap Tabinau*. In Robert J. Smith (ed.), *Social Organization and the Applications of Anthropology*, Ithaca: Cornell University Press, pp. 94-113.

SEVERENCE, Craig J.

- 1976 *Land, Food and Fish: Strategy and Transaction on a Micronesian Atoll*. Ph. D. Dissertation, University of Oregon, Michigan: University Microfilms International.

社会科学大事典編集委員会(編)

- 1969 『社会科学大事典』8巻, 東京: 鹿島研究所出版会。

清水昭俊

- 1981 「独立に逡巡するミクロネシアの内情——ポナペ島政治・経済の現況より——」『民族学研究』46(3): 329-344。

SHIMIZU, Akitoshi

- 1982 *Chieftdom and the Spatial Classification of the Life-World: Everyday Life, Subsistence and the Political System on Ponape*. In Machiko Aoyagi (ed.), *Islanders and Their Outside World: A Report of the Cultural Anthropological Research in the Caroline Islands of Micronesia in 1980-1981*, Tokyo: Committee for Micronesian Research, St. Paul's (Rikkyo) University, pp. 153-215.

SMITH, Deverne R.

須藤 サンゴ礁の島における土地保有と資源利用の体系

1977 *The Ties That Bind: Exchange and Transaction in Kinsmen*. Ph. D. Dissertation, Bryn Mawr College, Michigan: University Microfilms International.

1983 *Palauan Social Structure*. New Jersey: Rutgers University Press.

SOHN, Ho-min and Anthony F. TAWERILMANG

1976 *Woleaian-English Dictionary*. Honolulu: The University Press of Hawaii.

SPOEHR, Alexander

1949 *Majuro: A Village in the Marshall Islands*. Fieldiana, Anthropology, Vol. 39, Chicago: Natural History Museum.

須藤健一

1976 「ミクロネシア—離島の社会生活ノート——トラック・ウルル島の調査資料より——」『社会人類学年報』2巻 東京：弘文堂, pp. 202-220。

1979 「カヌーをめぐる社会関係——ミクロネシア・サタウル島の社会人類学的調査報告——」『国立民族学博物館研究報告』4(2): 251-284。

1981 「母系社会における忌避行動——ミクロネシア・サタウル島の親族体系(1)——」『国立民族学博物館研究報告』5(4): 1008-1046。

1983 「トラック諸島のパンノキ——パンモチの製法と儀礼——」『季刊民族学』23: 60-66。

1984 「贈与・交換の象徴性——ミクロネシア・サタウル島の人生儀礼の分析——」松原正毅編『象徴・分類・認識』(仮題) 東京：法政大学出版局(近刊)。

SUDO, Ken-ichi

1984 Social Organization and Types of Sea Tenure in Micronesia. In Tomoya Akimichi and Kenneth Ruddle (eds.), *Maritime Institution in the Western Pacific*, Senri Ethnological Studies, No. 17, Osaka: National Museum of Ethnology. (in press)

杉浦健一

1944 「南洋群島原住民の土地制度」『民族研究所紀要』第1冊, 東京：民族研究所, pp. 167-350。

1948 『原始経済の研究』 東京：彰考書院。

THOMAS, John B.

1978 *Adoption, Filiation, and Matrilineal Descent on Namonuito Atoll, Caroline Islands*. Ph. D. Dissertation, University of Hawaii, Michigan: University Microfilms International.

TOBIN, Jack A.

1958 Land Tenure in the Marshall Islands. In J. E. de Young (ed.), *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*, Guam: Trust Territory Government, pp. 1-76.

TRUST TERRITORY OF THE PACIFIC ISLANDS

1960 *Trust Territory of the Pacific Islands: 13th Annual Report*. Department of State Publication.

1971 *Trust Territory of the Pacific Islands: 24th Annual Report*. Department of State Publication.

1982 *Trust Territory of the Pacific Islands: 35th Annual Report*. Department of State Publication.

上原徹三郎

1940 『植民地として観たる南洋群島の研究』 南洋群島文化協会。

UNDERWOOD, Jane H.

1969 Preliminary Investigation of Demographic Features and Ecological Variables of Micronesian Island Population. *Micronesica* 5: 1-24.

USHIJIMA, Iwao

1982 The Control of Reefs and Lagoons: Some Aspects of the Political Structure of Ulithi Atoll. In Machiko Aoyagi (ed.), *Islanders and Their Outside World: A Report of the Cultural Anthropological Research in the Caroline Islands of Micronesia in 1980-1981*, Tokyo: Committee for Micronesian Research, St. Paul's (Rikkyo) University, pp. 35-76.

牛島 巖

1983 「西カロリン群島・ウルシー環礁社会における土地保有集団——母系・夫方居住社会における親族集団構成——」『歴史人類学』(筑波大学歴史・人類学系紀要) 11: 80-128。

WECKLER, Joseph E.

1953 Adoption on Mokil. *American Anthropologist*, 55: 555-568.

矢内原忠雄

1935 『南洋群島の研究』 東京：岩波書店。